

平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業

(対内直接投資促進体制整備等調査 (BEPS を踏まえた各国動向及び日本企業の対応に関する調査))

経済産業省委託調査 報告書

平成 28 年 3 月

T M I 総合法律事務所



目次

第1章 事業概要	9
第1節 事業目的	9
第2節 調査概要	10
第3節 調査方法	11
第2章 調査結果	13
第1節 行動計画策定の背景	13
第2節 BEPS 最終報告書策定に至る経緯	14
第3節 BEPS 最終報告書の要約	15
第4節 BEPS 最終報告書の概要	21
第1 行動計画1（電子経済の課税上の課題への対処）	21
第2 行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）	32
第3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）	52
第4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）	65
第5 行動計画5（有害税制への対抗）	75
第6 行動計画6（租税条約の濫用防止）	86
第7 行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）	98
第8 行動計画8－10（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）	105
第9 行動計画11（BEPS の測定とモニタリング）	137
第10 行動計画12（義務的開示制度）	143
第11 行動計画13（移転価格文書化及び国別報告書）	152
第12 行動計画14（相互協議の効果的実施）	174
第13 行動計画15（多数国間協定の策定）	179
第5節 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査	182
第1 米国	182
第2 英国	194
第3 ドイツ	212
第4 フランス	221
第5 オランダ	230
第6 アイルランド	244
第7 EU	252
第8 中国	265
第9 インド	280
第10 インドネシア	294
第11 シンガポール	306

第12	タイ	318
第6節	日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討	324
第1	BEPS 最終報告書に対応した今後の日本の国際課税の方向性等	324
第2	日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討	339

【資料】

資料1 『国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査』に係る集計結果

資料2 『BEPSに関するアンケート調査』に係る集計結果

資料3 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査（Ⅰ）

資料4 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査（Ⅱ）

凡例

用語	英語での正式名称	意義
APA	Advance Pricing Agreement	事前確認制度
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting	税源浸食と利益移転
CBC レポート	Country-by-Country Report	国別報告書
CCA	Cost Contribution Arrangement	費用分担契約
CFC	Controlled Foreign Company	被支配外国法人
CFC ルール	Controlled Foreign Company Rules	タックスヘイブン対策税制
D/NI	Deduction/Non-Inclusion	支払者損金算入・受取者損金不算入
EBITDA	Earnings before Interest, Tax, Depreciation and Amortization	利払前、税引前及び償却前当期純利益
GAAR	General Anti-Avoidance Rule	一般的租税回避否認規定
LOB	Limitation on Benefits	特典制限条項
MAP	Mutual Agreement Procedures	相互協議
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PE	Permanent Establishment	恒久的施設
PPT	Principal Purpose Test	主要目的テスト
トリートリーショッピング	Treaty Shopping	条約漁り

調査文献目録

【BEPS 関連】

- ・ 別所徹弥「世界 73 カ国の移転価格税制ガイドブック」(中央経済社、2014 年 3 月)
- ・ 居波邦泰「国際的な課税権の確保と税源浸食への対応」(中央経済社、2014 年 7 月)
- ・ 21 世紀政策研究所「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトの討議文書の検討」(2015 年 4 月)
- ・ 増井良啓「BEPS 行動 4 の 2015 年報告書を読む」租税研究 794 号 (日本租税研究協会、2015 年 12 月)
- ・ 岡田至康ほか「BEPS 最終報告書の要点解説」経理情報 2015 年 12 月 1 日号、同 2015 年 12 月 10 日号及び 2015 年 12 月 20 日号 (中央経済社、2015 年 12 月)
- ・ 田中琢二・青山慶二「BEPS 行動計画について」租税研究 796 号 (日本租税研究協会、2016 年 2 月)
- ・ 財務省主税局参事官室「BEPS プロジェクトの概要」月刊国際税務 Vol. 36 No. 2 (国際税務研究会、2016 年 2 月)
- ・ 田中琢二「BEPS 報告書とその背景・概要・展望」月刊国際税務 Vol. 36 No. 2 (国際税務研究会、2016 年 2 月)
- ・ 財務省主税局参事官室「BEPS プロジェクトの各行動計画の概要①」月刊国際税務 Vol. 36 No. 3 (国際税務研究会、2016 年 3 月)
- ・ 澤田純ほか「BEPS 報告書における提言の概要」経理情報 2016 年 3 月 1 日号 (中央経済社、2016 年 3 月)
- ・ 本庄資「BEPS Action5 (有害税制) の主要論点をめぐるビジネス界・主な租税実務家の意見と OECD 勧告に係る今後の展開」租税研究 797 号 (日本租税研究協会、2016 年 3 月)

【各国税制】

- ・ 税理士法人トーマツ「欧州主要国の税法 (第 2 版)」(中央経済社、2008 年 7 月)
- ・ 小島信子「国際グループ内取引における利子の取扱いについて」税大論叢 71 号 (2011 年 6 月)
- ・ 居波邦泰「国際的事業再編取引への対応についてー移転価格税制の観点からー」税大論叢 75 号 (2012 年 7 月)
- ・ アルノ・フルネバウト・白土晴久「オランダ 2013 年税制改正を踏まえた支払利子の法人税法上の取扱いのアップデート」月刊国際税務 Vol. 33 No. 3 (国際税務研究会、2013 年 3 月)
- ・ 別所徹弥・齋藤隆一「移転価格 UPDATE～世界の税制をキャッチアップ～インドネシア」税務弘報 2013 年 4 月号 (中央経済社、2013 年 4 月)
- ・ 税理士法人トーマツ「アジア諸国の税法 (第 8 版)」(中央経済社、2014 年 1 月)
- ・ 新日本有限責任監査法人「シンガポールの会計・税務・法務 (第 3 版)」(税務経理協会、2014 年 9 月)

- ・居波邦泰「税源浸食と利益移転（BEPS）に係る我が国の対応に関する考察（Ⅱ）」税大論叢 83号（2015年7月）
- ・Stephane Austry「EU Countries Facing BEPS: The Case of France」租税研究 790号（日本租税研究協会、2015年8月）
- ・居波邦泰「海外論文紹介①「英国の迂回利益税：ラウンド・ディスカッション」 The U.K.'s Diverted Profits Tax: A Round Table Discussion」②「シンガポールはBEPSを切り抜かれるであろうか？」 WILL SINGAPORE SURVIVE BEPS?」租税研究 791号（日本租税研究協会、2015年9月）
- ・POEM Draft Guidelines - Analysis and Impact, Corporate Professionals Today, Volume 35, Issue 1（発行年月不明）

【OECD 報告書】

- ・「Double Taxation Conventions and the Use of Base Companies」（1986年11月）
- ・「Double Taxation Conventions and the Use of Conduit Companies」（1986年11月）
- ・「Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue」（1998年4月）
- ・「The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnership」（1999年）
- ・「Taxation and Electric Commerce – Implementing the Ottawa Taxation Framework Condition」（2001年3月）
- ・「Issues in International Taxation, No. 8, 2002 Reports Related to the OECD Model Tax Convention: Restricting the Entitlement to Treaty Benefits」（2002年11月）
- ・「Study into the Role of Tax Intermediaries」（2008年3月）
- ・「Addressing Tax Risks Involving Bank Losses」（2010年）
- ・「2010 Report on Attribution of Profits to Permanent Establishments」（2010年7月）
- ・「Tackling Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure」（2011年2月）
- ・「Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning」（2011年8月）
- ・「Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues (Hybrids Report)」（2012年）
- ・「Discussion Draft: Revision of the Special Considerations for Intangibles in Chapter VI of the OECD Transfer Pricing Guidelines and Related provisions」（2012年6月）
- ・「Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues」（2012年8月）
- ・「Addressing Base Erosion and Profit Shifting」（2013年2月）
- ・「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting」（2013年7月）
- ・「Co-operative Compliance: A Framework: From Enhanced Relationship to Co-operative Compliance」（2013年7月）
- ・「Revised Discussion Draft on Transfer Pricing Aspects of Intangibles」（2013年7月）

- ・「Public Consultation Discussion Draft on transfer pricing documentation and country-by-country」 (2014年1月)
- ・「Guidance on the Implementation of Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting」 (2014年9月)
- ・「BEPS Action 10: Proposed Modification to Chapter VII of the Transfer Pricing Guidelines Relating to the Low Value-Adding Intra-Group Services」 (2014年11月)
- ・「BEPS Action 10: Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Cross-border Commodity Transactions」 (2014年12月)
- ・「BEPS Action 10: Discussion Draft on the Use of Profit Splits in the Context of Global Value Chain」 (2014年12月)
- ・「Public Discussion Draft, BEPS Action 4 : Interest Deductions and Other Financial Payments, 18 December 2014-6 February 2015」 (2014年12月)
- ・「Guidance on the Implementation of Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting」 (2015年2月)
- ・「Public Discussion Draft BEPS ACTION 12: MANDATORY DISCLOSURE RULES」 (2015年4月)
- ・「BEPS Action 8: Revisions to Chapter VIII of the Transfer Pricing Guidelines on Cost Sharing Arrangements」 (2015年4月)
- ・「Public Discussion Draft BEPS ACTION 3: STRENGTHENING CFC RULES」 (2015年5月)
- ・「Revised discussion draft BEPS ACTION 6: PREVENT TREATY ABUSE」 (2015年5月)
- ・「Revised discussion draft BEPS ACTION 7: PREVENTING THE ARTIFICIAL AVOIDANCE ON PE STATUS」 (2015年5月)
- ・「BEPS Action 8: Hard to Value Intangibles」 (2015年6月)
- ・「Explanatory Statement, 2015 Final Reports 」 (2015年10月)
- ・「Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1 2015 Final Report」 (2015年10月)
- ・「Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2 2015 Final Report」 (2015年10月)
- ・「Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 2015 Final Report」 (2015年10月)
- ・「Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments, Action 4 2015 Final Report」 (2015年10月)
- ・「Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 2015 Final Report」 (2015年10月)
- ・「Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, Action 6 2015 Final Report」 (2015年10月)

- ・「Preventing the Artificial Avoidance of Permanent Establishment Status, Action 7 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, Action 8–10 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Measuring and Monitoring BEPS, Action 11 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Mandatory Disclosure Rules, Action 12 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Making Dispute Resolution Mechanism More Effective, Action 14 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties, Action 15 2015 Final Report」 (2015 年 10 月)
- ・「Country-by-Country Reporting XML Schema: User Guide for Tax Administrations and Taxpayers」 (2016 年 3 月)

第1章 事業概要

第1節 事業目的

OECD・G20各国税務当局を中心として、多国籍企業の過度なタックス・プランニングによる課税逃れを防止するため、各国共通の国際課税ルールの構築を図る取組（BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクト）が行われ、2015年10月に、OECDから最終報告書（Final Report）（以下「BEPS最終報告書」という。）が公表された。

BEPS最終報告書の公表を踏まえ、今後、OECD・G20各国を中心に、国際課税制度の制度整備を図ることが期待される。他方で、BEPS最終報告書には法的拘束力がないため、各国がどの程度BEPS最終報告書を踏まえて、どのような国際課税制度を構築するかは各国次第である。そのため、BEPS最終報告書の勧告内容に従って国際課税制度の再構築を積極的に進める国もあれば、自国の税収や自国企業への影響を考慮して自国に有利な改正のみ導入する国もあるのではないかと懸念されている。

各国における国際課税制度の見直しにより、海外に子会社を有する日本企業を中心に、事業活動や税務コンプライアンスに大きな影響が生じる見込みである。特に、BEPSプロジェクトは、移転価格の文書化制度の義務化等、基本的には多国籍企業による課税逃れを防止するための取組であるため、各国における課税権の強化の結果として、二重課税問題が従前より頻発する恐れがある。他方で、BEPS最終報告書にはこうした二重課税問題を解消するための仕組みとして、例えば、租税条約における仲裁規定の導入に努めるとした趣旨の内容が盛り込まれている。

こうした各国における国際課税環境の変化を鑑み、各国がBEPS最終報告書を踏まえ、どのような制度改正を図り、その結果、日本企業にどのような対応が求められることとなるのか、また、各国との租税条約を改正するのであればどのように改正すべきであるのか、等について検討及び情報発信を行う必要がある。

このため、本調査においては、日本企業が多く進出している国・地域がBEPS最終報告書を踏まえどのような制度改正を実施し、日本企業にどのような対応が求められるのか、また、日本企業はどのような国・地域において二重課税のリスク等の税務上の課題を抱えており、投資交流の促進に向けた課題を有しているのかについて、各国の制度改正を調査し、また、有識者へのヒアリング及びアンケートを行った。今後、日本における制度改正の可否検討の参考にするとともに、海外に子会社を有する日本企業の事業活動に資する情報提供を行いつつ、適切な租税条約ネットワークの拡充を図るための材料とすることを目的とする。

第2節 調査概要

第1 BEPS 最終報告書の概要（第2章第4節）

日本及び諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査を正確に調査し、また、日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討を行うため、BEPS 最終報告書の概要について行動計画ごとに分析した。

第2 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査（第2章第5節）

諸外国において BEPS 最終報告書を踏まえてどのような制度改正が実施され、日本企業にどのような対応が求められるのかについて検討するため、関連する各国の現在のルール及び BEPS 最終報告書を受けた各国の税制改正について分析した。

第3 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討（第2章第6節）

前述1及び2の検討及び分析を踏まえ、BEPS 最終報告書が我が国及び日本企業に与える影響、そしてこれに対する適切かつ効果的な対応策の方向性について、学識経験者及び企業税務担当者からのヒアリング結果を踏まえて考察した。

第3節 調査方法

第1 調査方法の概要

本報告書の作成においては、TMI 総合法律事務所のグローバルネットワークを活用して、海外の税務専門家から情報を入手したほか、主に①アンケート調査、②ヒアリング調査及び③文献調査の方法によった。

①アンケート調査は、海外に現地法人を持つ日本企業に対して、進出先国における課税問題に係る実態を調査したものである。6,423社を対象としてアンケートを実施したところ、1,622社から回答を得た。詳細は資料1及び2を参照いただきたい。

②ヒアリング調査は、国際税務の有識者（ご協力いただいた有識者の氏名は12頁を参照）にヒアリングを行う方法により実施した。

③文献調査は、本報告書5頁から8頁までに列挙した参考文献の調査を中心に行った。

第2 BEPS 最終報告書の概要

BEPS 最終報告書の概要の検討に当たっては、BEPS 最終報告書の原文及び政府税制調査会配布資料等の文献調査を行った。

第3 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査

諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査に当たっては、主に TMI 総合法律事務所のグローバルネットワークを活用し、当該国の税務専門家から情報を直接的に入手し、対応状況を取りまとめた。その他、文献調査や、企業及び有識者等へのヒアリング調査等を行った。

第4 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討

日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討については、文献調査や企業及び有識者等へのヒアリング調査等を行った上、提示された意見や問題等も踏まえつつ、多角的な視点からの検討結果を取りまとめた。

【ヒアリングにご協力いただいた有識者】（敬称略）

青山慶二	早稲田大学大学院 会計研究科 教授
居波邦泰	税務大学校 教育官（博士（法学））
川端康之	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
増井良啓	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
小畑良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
前田昭夫	住友商事株式会社 主計部 部長代理 税務チーム長
片岡哲	住友商事株式会社 主計部 部長代理 税務チーム
松川剛大	住友商事株式会社 主計部 部長代理 税務チーム
榎祐治	トヨタ自動車株式会社 戦略副社長会事務局 統括 常務役員
曾我部彩	トヨタ自動車株式会社 経理部主計室 国際税務グループ長
安武幹雄	株式会社三菱 UFJ フィナンシャルグループ 財務企画部税務室 副室長
山川博樹	デロイト トーマツ税理士法人 パートナー

【経済産業省】

田頭壮一	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 課長補佐
遠藤憲	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 課長補佐
堀内雄介	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 係長
須藤真	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 係長
宮崎晃	経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 調査員

【執筆者】

岩品信明	TMI 総合法律事務所 パートナー 弁護士・税理士
吉岡博之	TMI 総合法律事務所 アソシエイト 弁護士・ニューヨーク州弁護士
佐藤竜明	TMI 総合法律事務所 アソシエイト 弁護士
鬼澤秀昌	TMI 総合法律事務所 アソシエイト 弁護士
小田智典	TMI 総合法律事務所 アソシエイト 弁護士
山口貴臣	TMI 総合法律事務所 アソシエイト 弁護士

第2章 調査結果

第1節 行動計画策定の背景¹

2008年にリーマンショックが生じた後、多くの先進国が税収の落ち込みを原因として財政状況を悪化させる中、多くの巨大な多国籍企業が節税スキームを駆使して税負担の軽減を図っていることが報道等によって明らかとなり、問題視されるようになった。

例えば、グーグルの2006年から2011年にかけての英国国内での売上げは180億ドルに達したものの、英国での法人税の納税額は1,600万ドルに過ぎず、これは、アイルランドに利益を移転する租税回避スキームによるものであり、法人税の回避目的でなされているとされている²。

そこで、2012年6月、国際協調のもと、戦略的かつ分野横断的に経済実態と課税の乖離を防止することを目的として、OECD租税委員会（議長：浅川財務省財務官）はBEPSプロジェクトを始動した。

まず、2013年2月12日、OECDはBEPSに関する最初の報告書である「Addressing Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転への対応）」を公表した。かかる報告書においては、BEPSにつながる要因が分析され、これらの要因に対して政府が対応策を採ることが呼びかけられている。

そして、2013年7月19日、OECDはBEPSに関する2つ目の報告書である「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting（行動計画）」を発表した。かかる報告書は2013年7月19日及び20日にかけて開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に提出され、さらに2013年9月5日及び6日に開催されたG20サミット（ロシア・サンクトペテルブルク）において全面的な支持を受けた。

¹ 詳細は、EY税理士法人作成に係る2014年3月付け「BEPS対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」13頁等参照

² 2012年11月の英国の下院決算委員会でこのように結論付けられている（田中一穂「税源浸食と利益移転に関する国際課税の動き」（租税研究2013年10月））。

第2節 BEPS 最終報告書策定に至る経緯

2013年9月にG20で行動計画が承認された後、報告書の作成に向けた作業が進められた。行動計画の作成に当たっては、OECD非加盟国であるがG20参加国の8か国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加した。

2014年9月16日、行動計画の第1次提言が公表された。第1次提言では、OECDで検討されている15項目のうち、行動計画1（電子経済の課税上の課題への対処）、行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）、行動計画5（有害税制への対抗）、行動計画6（租税条約の濫用防止）、行動計画8（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）、行動計画13（移転価格文書化及び国別報告書）及び行動計画15（多数国間協定の策定）の7項目について、発表がなされ、同年9月20日から豪州のケアンズにおいて開催されたG20財務相会合でも報告がなされた。

そして、2015年9月、BEPSプロジェクトのBEPS最終報告書が公表された。BEPS最終報告書は同年10月、G20財務大臣会合に報告され、同年11月にはG20サミットに報告された。

世界各国のBEPSプロジェクトへの関心と参加のレベルは前例のないものであり、60か国以上がテクニカル・グループへ直接関与し、更に多くの国々が地域における意見交換を通じてプロジェクトの成果の策定に参画した。ATAF(African Tax Administration Forum: アフリカ税務行政フォーラム)、CREDAF(Centre de rencontre des administrations fiscales: 税務行政当局交流研究センター)、そしてCIAT(Centro Interamericano de Administraciones Tributarias: 米州税務長官会議)といった地域レベルの税務関連の組織や、国際通貨基金、世界銀行、そして国際連合といった国際機関がともに作業に貢献した。OECDは、産業界や市民社会と非常に有益かつ活発な意見交換を行い、11のパブリック・コンサルテーションで23のディスカッションドラフトに対して議論され、12,000ページを超えるパブリック・コメントが寄せられ、そして、BEPSに関するOECDウェブキャストの閲覧件数は4万件以上に上り、関係者はBEPS最終報告書に対して強い関心を抱いている。

第3節 BEPS 最終報告書の要約

BEPS 最終報告書は、OECD の公表した「税源浸食と利益移転 解説文」³において、以下のとおりにまとめられている。

第1 行動1：電子経済の課税上の課題への対処

行動1の報告書は、電子経済がますます経済そのものになりつつある中で、電子経済のみを囲い込むことはできないと結論付けた。報告書は、電子経済により高まる BEPS リスクを分析し、BEPS プロジェクトを通じて作られた対抗措置が与えると見込まれる影響を示した。クロスボーダーの一般消費者向け（B to C）取引の場合には消費者の所在地国で付加価値税を徴収できるようにするためのルールと執行のメカニズムが作られた。これらの措置は、国内及び外国の事業者が平等な競争条件で競争できるようとともに、これらの取引において支払うべき付加価値税の効率的な徴収の促進を意図したものである。税務上のつながりやデータ等の、電子経済がもたらすより幅広い税務上の課題への技術的な対応策の選択肢が議論及び分析された。かかる課題と採りうる選択肢のどちらについても、クロスボーダーの活動に対する課税のための既存の枠組みに関する全体的な課題という、BEPS の論点を超えた論点を提起したために、OECD 加盟国と G20 諸国は、電子経済の発展をモニターし、今後入手可能となるデータを分析することに合意した。議論及び分析された選択肢について更なる検討がなされるべきか否かは、今後のモニタリング作業に基づき決定される。この決定は、電子経済の発展がもたらす税務上の課題に既存の国際課税の基準が対処する能力に関する広範な考察に基づいてなされるべきである。

第2 行動2：ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化

ハイブリッド・ミスマッチ取極めを無効化する国内上及び条約ルール上のルールを通じた各国の慣行の収斂を促進する共通のアプローチを検討している。これはミスマッチから生じる租税上の便益を排除することで二重非課税の防止に資するとともに、単一の費用の多重控除、一方の国で控除がなされながら他方の国でも非課税となること、及び単一の外国税の支払についての複数の外国税額控除の防止にも役立つものである。税務上の結果のミスマッチを無効化しつつ、それ以外の場合にかかる金融商品や事業体の使用を妨げないようにすることで、このルールは、クロスボーダーの取引や投資に悪影響

³ 第24回税制調査会（2015年10月23日）の説明資料「税源浸食と利益移転 解説文（仮訳）」（<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gi-jiroku/zeicho/2015/27zen24kai.html>）をもとに、TMI 総合法律事務所 で修正を加えたものである。英語での原文は「OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement」（<http://www.oecd.org/ctp/beps-explanatory-statement-2015.pdf>）を参照

を与えることなく、こうした取極めが BEPS のための手段として使用されることを抑止するであろう。

第3 行動3：効果的な CFC ルールの構築

報告書は、各管轄地によって CFC ルールの政策目的が多様であることを認めつつ、効果的な CFC ルールの構成要素について勧告している。勧告はミニマム・スタンダードではないものの、その実施を選択しようとする各管轄地が、納税者による外国子会社への所得移転を効果的に防止できるルールを持つことを確保するために策定されたものである。報告書は、知的財産、サービスや電子商取引等の、いわゆる足の速い所得によって提起される既存の CFC ルールに係る課題を識別するとともに、各管轄地が、この点に関して、適切な政策を検討することを可能にしている。この報告書は、CFC ルールが、移転価格税制やその他のルールを補完するものとして、BEPS に対抗する上で、引き続き重要な役割を担うことを強調している。

第4 行動4：利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

利子の損金算入に関する各国ルールの収斂を促す共通アプローチを検討している。多国籍企業グループ内部における負債の配分に税制が及ぼす影響については、多数の学術研究で証明されており、多国籍企業グループは、グループ内の資金提供を通じて個別のグループ構成事業体レベルにおいて負債レベルを容易に増大させ得ることは周知である。同時に、競争上の配慮の重要性や、利子費用の適切な損金算入制限が二重課税を生じさせないことの重要性を踏まえると、免税又は課税が繰り延べされる所得を生み出す行為への融資を含めた過大な支払利子を生じさせ得る状況に対しては、各国が協調することが最善の対処法である。この共通のアプローチは、事業体の純額の支払利子控除が、その事業体の経済活動により生み出された課税所得に直接結び付けられること、及びこの分野における各国のルールの更なる協調を促進することを目指すものである。

第5 行動5：有害税制への対応

有害な税慣行への現在の懸念は、主に、人為的な利益移転のために使われうる優遇税制や、一定のルーリング⁴に関する透明性の欠如に関するものである。行動計画5の報告書は、優遇税制において実質的活動があったかどうかを評価するための合意された手法に基づくミニマム・スタンダードを定めている。パテント・ボックス等の知的財産優遇税制については、「ネクサス」アプローチについて意見の一致が得られた。このアプローチは、実質的な活動の代替指標としてその国における支出を用いるものであり、これにより、当該優遇税制から便益を得る納税者は、研究開発に実際に従事し、実際に支出を行うことが確保される。同じ原則は他の優遇税制についても適用され得るものであり、

⁴ 税務当局から特定の種類の納税者やグループに対して出される事前又は事後の課税上の判断をいう。

これにより、当該優遇税制は、その対象とする所得を生み出すのに必要な中心的活動を納税者が行っている限度で便益を与えるという、実質的活動の要件を持つ制度と認められることとなる。透明性の点については、情報交換がなされない場合には BEPS の 懸念を引き起こしうるようなルーリングについての強制的な自動的情報交換の枠組みが合意された。本報告書には、多数の優遇税制に対する詳細な実質的活動基準及び透明性基準の適用結果が記載されている。

第6 行動6：租税条約の濫用防止

行動6の報告書は、条約漁りを含む濫用の防止に係るミニマム・スタンダード及び、条約濫用を防止する防衛手段を提供しつつ、その実施についての一定の柔軟性も備える新たなルールを含んでいる。本報告書に含まれる新たな条約の濫用防止ルールは、まず、ある国の居住者ではない者が、当該国が締結した租税条約の特典を得ようと目論む条約漁りに対処するものである。その他の形の条約濫用に対処するために、よりの絞ったルールが策定された。条約が意図せずして濫用防止に係る国内法の適用を妨げることがないように、OECD モデル租税条約のその他の変更が合意された。租税条約は二重非課税を生み出すために使われることを意図したものではないことが、OECD モデル租税条約のタイトル及び前文の見直しを通じて明確にされている。最後に、本報告書は、低課税又は無税管轄地と租税条約を締結する際に考慮すべき政策的検討事項を盛り込んでいる。

第7 行動7：恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止

一般的に、租税条約は、ある国において、外国企業の利益が課税されるのは、当該企業が、当該国において、利益が帰属する恒久的施設を有する場合に限られることを規定している。したがって、租税条約に規定される恒久的施設の定義は、非居住者である企業が、別の国で所得税を払わなければならないか否かを決定する上で、極めて重要である。報告書は、租税条約の交渉の基礎として広く使われている OECD モデル租税条約 5 条の恒久的施設の定義の変更を含んでいる。かかる変更は、代理店をコミッション・アレンジメントに変更する、又は、事業活動を人為的に細分化するような方法で、税務上のつながりを不適切に回避する手法に対処するものである。

第8 行動8—10：移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保

OECD 及び国連のモデル租税条約 9 条及び OECD 移転価格ガイドラインに記されている移転価格税制は、価格を含む、多国籍企業グループ内の取引条件について、独立企業原則に基づき決定するために用いられるものである。この分野における既存の基準は、独立企業原則に関するガイダンスを含めて、明確化及び強化され、また、評価困難な無形資産の適切な価格決定を確保するためのアプローチが独立企業原則の範囲内で合意された。作業は3つの主要な分野に焦点を当てている。行動8では、無形資産はその性質上

足が速く、かつ評価が困難なことが多いことから、無形資産に係る関連者間取引に関する移転価格算定上の論点を検討した。価値の大きい無形資産から生じた利益の不適切な配分は、BEPS の大きな原因となっている。行動9では、契約上のリスク配分は、かかるリスク配分が実際的意思決定及び当該リスクの管理により裏付けられている場合に限り尊重される。行動10では、その他のリスクの高い分野に焦点を当てており、それには、商業上合理性のない関連者間取引から生じた利益の配分に対処するための措置、多国籍企業グループの最も経済的に重要な活動から生じた利益を移転するための移転価格手法の活用に焦点を当てた措置、及び価値創造との一致がない場合に税源浸食につながる多国籍企業グループ内における一定の支払（管理費用や本社費用等）などが含まれる。こうした課題に対応し、事業上の利益とこれを生み出す経済活動とが確実に一致する結果となる移転価格税制を確保するための修正ガイダンスが、報告書には盛り込まれている。本報告書はクロスボーダーのコモディティ取引や低付加価値グループ内役務提供に関するガイダンスも含んでいる。この二つの分野は途上国にとって重要な分野であると認識されたことから、このガイダンスは、G20 開発作業部会から委託を受けた追加的な作業によって補完され、かかる作業は、発展途上国が移転価格の算定においてコモディティの取引価格を決定するための、また、税源浸食をもたらす典型的な支払を通じた税源浸食を防止するための、知見、ベスト・プラクティス、及びツールを提供する。

第9 行動11：BEPSの測定とモニタリング

税を動機として利益移転がなされていることの証拠が、異なるデータソースや試算を用いた多くの実証研究により示されている。BEPS の複雑さや既存データの限定性を踏まえれば BEPS の影響範囲の測定は困難であるものの、近年の多くの研究によれば、BEPS によるグローバルな法人税収の逸失は巨額となり得ることが示唆されている。行動11は、現在入手可能なデータと手法を吟味し、BEPS の経済的影響や範囲に関する経済分析は極めて制限されており、データと手法の改善が必要であると結論付けている。かかるデータの制約に留意しつつ、様々なデータソースを活用し BEPS の多様な経路を吟味しつつ、BEPS の6つの指標集が作られた。これらの指標は BEPS が現に存在することを強く示すとともに、時間とともに増大していることを示している。BEPS の複雑さや手法及びデータの制約を認識しつつ、新たな OECD の実証分析は、グローバルな法人税収の逸失は、毎年1,000億ドルから2,400億ドルにのぼるとの試算を示した。この研究は BEPS から生じる財政面以外の重大な経済上の歪みを指摘するとともに、利用可能な税務データにより上手な活用、及び、各国による BEPS の財政上の影響や各国の BEPS 対抗策のインパクトの評価を助ける分析ツール等を通じた将来の BEPS のモニタリング支援に資する分析の改善を提言している。今後、BEPS に係る経済分析とモニタリングの改善のために、各国がデータ収集、編集そして分析力を高めていくことが求められる。

第10 行動12：義務的開示制度

アグレッシブなタックス・プランニング戦略についての適時性のある包括的な関連情報の不足は、世界中の税務当局が直面する主要な課題の一つである。こうした情報を早期に入手できれば、情報に基づくリスクの評価、調査や法改正を通じて、税務上のリスクに早急に対応する機会を得ることができる。行動12に関する報告書は、義務的開示を有していない国が、アグレッシブ又は濫用的なタックス・プランニングのスキームやその利用者の情報を早期に入手したいというニーズに合致した制度を立案するための、ベスト・プラクティスから得られるガイダンスをモジュール式の枠組みで提供する。本報告書の勧告はミニマム・スタンダードを示すものではなく、義務的開示ルールを採用するか否かは、各国の自由な選択に委ねられる。この枠組みは、既に義務的開示制度を有する国が、その制度の効果を高めるための参考となるように意図されたものでもある。勧告は、より有用で適時性のある情報を入手したいという各国のニーズと、納税者の法令遵守に係る負担とのバランスを取るために必要となる柔軟性を有している。国際課税スキームを対象としたルールとともに、税務当局間のより効果的な情報交換と協力の構築及び実施のためのベスト・プラクティスに基づく個別の勧告も記されている。

第11 行動13：移転価格文書化及び国別報告書

移転価格に係る文書化の改善とより良い連携により、税務当局に提出される情報の質が向上するとともに、法令遵守に係る企業の負担が抑えられる。行動13に関する報告書には、国別報告書に関するミニマム・スタンダードを含む、移転価格の文書化に関する三層からなる標準化されたアプローチが盛り込まれている。ミニマム・スタンダードは、国別報告のための共通のテンプレートを統合的に実施することの確約を反映している。第一に、移転価格の文書化に係るガイダンスは、多国籍企業が、そのグローバルなビジネス展開や移転価格の方針に関するハイレベルな情報を、「マスターファイル」として、税務当局に提供し、関連する全税務当局が利用できるようにすることを求める。第二に、重要な関連者間取引、当該関連者間取引の取引額、及び当該取引に係る移転価格決定に関する当該企業の分析について述べた詳細な移転価格文書を、各国に固有の「ローカルファイル」として報告することが求められる。第三に、規模の大きな多国籍企業は、事業を展開する国ごとに、総収入、税引前利益、法人税額（納付税額ベース）、法人税額（当期発生分）、その他経済活動に関する指標を記載した「国別報告書」を毎年提出することが求められる。国別報告書は究極の親会社の所在地国で提出され、政府間の情報交換により自動的に共有される。限定的な場面で、子会社居住地国での提出を含む補助的な方法がバックアップとして使われ得る。合意された実施計画は、情報が税務当局に適時に提供され、報告された情報の機密性が保たれ、かつ国別報告書が適切に使用されることを確保するであろう。これらの三層の文書化は一体として、納税者が移転価格に関して一貫した立場を示すことを求めるとともに、税務当局に、移転価格リスクを評

価し、税務調査に係るリソースをどこに最も効果的に配置するかを決定し、税務調査が必要な場合には的を絞った調査を開始するために役に立つ情報を提供する。移転価格文書化について各国で一貫したアプローチが確保され、税務当局間での情報交換を活用することを通じて複数の国での国別報告書の提出の必要性が減ることによって、多国籍企業としても、法令遵守の負担が減るという便益を得ることができる。

第12 行動14：相互協議の効果的実施

各国は、BEPS プロジェクトによりもたらされる変更が一定の不確実性をもたらし、何の対応もしなければ、短期的に二重課税や相互協議における紛争を増大させ得ることを認識している。各国は、クロスボーダーの取引及び投資の障壁となる二重課税除去の重要性を認識し、租税条約に関連する紛争の解決に関するミニマム・スタンダードにコミットした。これは、特に、相互協議手続を通じた紛争の効果的で適時性のある解決への強い政治的なコミットメントが含むものである。このコミットメントには、ミニマム・スタンダードが満たされ、迅速な紛争解決に向けて各国が更に進展を進めることを確実にするための、効果的なモニタリング・メカニズムの構築も含まれる。加えて、多くの国々が、各々の二国間租税条約において、迅速に、義務的かつ拘束的な仲裁条項を盛り込むことを確約している。

第13 行動15：多数国間協定の策定

行動15 報告書では、国際公法や税務の専門家の専門知識を活用し、条約関連の BEPS 対抗措置を実施し二国間租税条約を改正するための、多数国間協定の技術的実現可能性を検討した。報告書は、多数国間協定の策定は望ましく、かつ、実現可能であり、多数国間協定のための交渉を早期に開催するべきであると結論付けた。こうした分析に基づき、多数国間協定を策定し 2016 年中に署名のために開放するため、全ての国が参加可能なアドホック・グループに対するマンデートが策定された。2015 年 10 月 20 日時点で 92 か国が、この作業に対等な立場で参加をしている。

第4節 BEPS 最終報告書の概要

第1 行動計画1（電子経済の課税上の課題への対処）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画1の背景について、行動計画の中では、次のように述べられている。

「電子経済の広がり、国際課税に対する問題も提起している。電子経済の特徴は、比類なき無形資産への依存、データ（特に個人データ）の大量の使用、無償の製品が生み出す外部性からの価値を捉えるマルチサイドビジネスモデルの広範な普及、価値創造が生じている管轄地の決定の困難さにある。それらの電子経済の特徴は、企業が電子経済において、どのように価値を付加し、利益を上げているか、そして、電子経済がどのように税務上の源泉及び居住の概念並びに所得分類の概念と関連するのかについて、根本的な疑問を提起している。他方で、新しいビジネスの手法により中核的なビジネス機能が移転し、その結果として、課税権の分配が変化して課税額が減少することとなったとしても、その結果が現存するシステムの欠陥を意味する訳ではない。」

そこで、行動計画1では、電子経済により既存の国際課税のルールを適用する際に生じる主な問題を特定し、包括的アプローチにより、直接税及び間接税の両方を考慮しながらこれらの問題に対処するための詳細な選択肢を明らかにすることとしている。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

1 電子経済に関するタスクフォース（TFDE）の立上げ

2013年9月、電子経済から生じる問題及びそれらに対処する行動を特定する報告書を2014年9月までに作成するために、電子経済に関するタスクフォース（TFDE：Task Force on the Digital Economy）が設立された。TFDEでは、その取組の範囲を議論し、電子経済の専門家からプレゼンテーションを聞いたほか、1998年のオタワ商取引会議の結果である「Taxation and Electric Commerce – Implementing the Ottawa Taxation Framework Condition（課税と電子商取引—オタワ課税枠組み条件実施報告書）」（2001年3月）⁵が提示した電子商取引に提示されるべき課税上の原則についても議論された。

前述の報告書においては、通常の取引と同じく、中立性（neutrality）、効率性（efficiency）、確実性と簡便性（certainty and simplicity）、有効性と公平性（effectiveness and fairness）、柔軟性（flexibility）といった課税上の原則が電子商取引（e-commerce）にも適用されるべきとしている。これらは、現在においても適切な原則であり、必要に応じて補充されるもの

⁵ <http://www.oecd.org/tax/consumption/Taxation%20and%20eCommerce%202001.pdf>

であると述べられている。

2 ディスカッションドラフトの発表

2014年3月24日には、「ディスカッションドラフト BEPS 行動1：電子経済の課税上の課題への対処（Public Discussion Draft BEPS ACTION 1: ADDRESS THE TAX CHALLENGES OF THE DIGITAL ECONOMY）」（OECD, 2014）⁶が公表された。

同ディスカッションドラフトには、電子経済に関する多くの分析が盛り込まれた。全部で7つの章で構成されており、導入（Chapter 1）から始まり、情報通信技術が電子経済に与える影響（Chapter 2）、電子経済の特徴及びそこから生じる新たなビジネス・モデル（Chapter 3）、電子経済における BEPS 及び BEPS への対処（Chapter 4、5）、より広い課税上の課題及びその課題に対して対処するために採り得るオプション等（Chapter 6、7）について検討された。なお、特に具体的な勧告は含まれていない。

3 中間レポートの発表

TFDE は、2014年9月に「OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project-Explanatory Statement 2014 Deliberable」（2014年9月、以下「中間レポート」という。）を発表した。この中間レポートに基づき、TFDE は、2015年9月まで検討を継続した。検討の狙いは、(i) 行動計画による、電子経済領域における成果を確認すること、(ii) ネクサス（nexus）、データ（data）及び所得分類（characterisation）といった広がりを見せている課税問題に対して、取り得る選択肢の技術的詳細を明確にし、BEPS プロジェクトの成果を評価できるようにすることであった。

III BEPS 最終報告書の内容

1 概要

行動計画1では、中間レポートと同様に、電子経済に特有の BEPS は存在せず、BEPS の他の行動計画の勧告内容を実施することで、BEPS に対しては実質的に対応可能であるとの結論に至った。具体的には、行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）では電子経済において稼得される典型的な所得を CFC ルールの対象所得とすること、行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）では PE の定義の変更や代理人 PE の要件の変更により PE 認定の人為的回避の防止を図ること、行動計画8-10（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）では電子経済におけるガイドラインの改訂（重要な機能を果たし、経済的に重要なリスクをコントロールしているグループ会社が、適切な利益を得る権利がある）とすること、所得相応性基準を認めることなど）により適切な課税が可能となるとしている。

そのため、直接税については、他の行動計画において検討されていない手段も検討されたものの、当該手段は勧告として採択されなかった。

⁶ <http://www.oecd.org/ctp/tax-challenges-digital-economy-discussion-draft-march-2014.pdf>

また、付加価値税については、International VA/GST Guideline の原則の適用、徴収メカニズムの検討が進められた。

今後は、電子経済が今後も発展し続ける状況に鑑み、幅広い範囲のステークホルダーとの協議を行いつつ、2016年中に策定される詳細なマニフェストに基づき、他の行動計画を実施することによる影響や、電子経済の発展に伴う課税上の課題等につきモニタリングしていくこととされた。2020年までには当該モニタリングの結果を踏まえた報告書が作成される予定である。

2 電子経済における BEPS (Chapter 5)

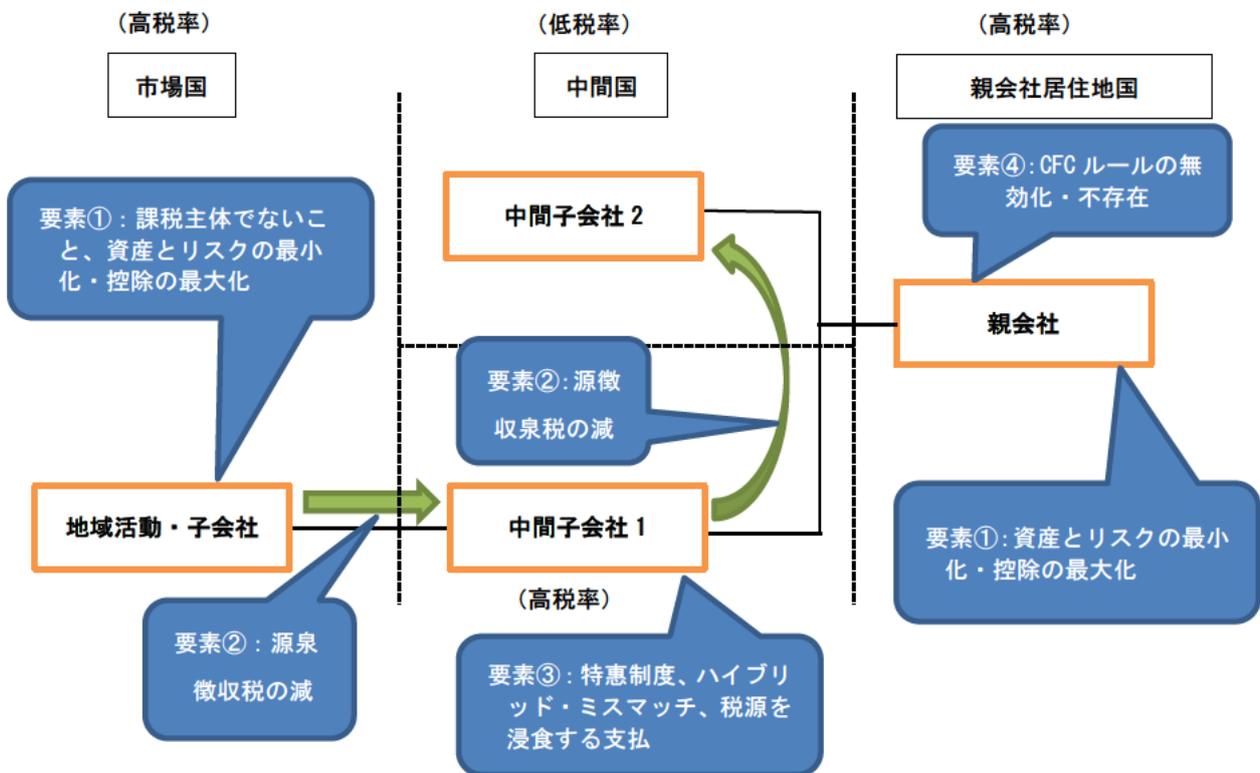
電子経済において BEPS を達成するために用いられる戦略は、多くの場合、伝統的なビジネスにおいて BEPS を達成するために用いられた戦略と同じ特徴を有している。一方、電子経済固有の重要な特徴は、直接税及び間接税の両方において BEPS のリスクを悪化させる点である。

BEPS 最終報告書では、電子経済の重要な特徴が直接税に関する BEPS の戦略において、どのように活用されているのかを分かり易く説明するために、次の4つの要素に分解している。

- 要素① 市場国における会社（下図の「地域活動・子会社」）が課税主体となることを避けることにより、市場国における課税を最小化すること。当該会社が課税主体である場合には、利益を取引により移転し、又は、支払者のレベルで控除を最大化することにより利益を最小化すること
- 要素② 源泉地国（下図の市場国又は「中間子会社1」の管轄地）における源泉徴収税の低課税又は非課税
- 要素③ グループ間の取極めにより利益が蓄積される受領者（下図の「中間会社2」）のレベルで低課税又は非課税であること（受領者のレベルでの低課税又は非課税は、低課税国、特惠制度（特定の地域・国からの輸入品に対して一般税率よりも低い税率を課す制度）又はハイブリッド・ミスマッチ取極めを通じて達成することが可能である。）
- 要素④ 究極の親会社（下図の「親会社」）レベルで、低課税国におけるハイブリッド・ミスマッチ取極め等により低課税となる利益に対して課税されないこと

図にすると、以下のとおりである。

【BEPS プランニング（BEPS 最終報告書 Figure 5.1）】



3 電子経済における BEPS への対処法 (Chapter 6)

Chapter 6 では、各行動計画が電子経済における BEPS にどのように対処できるかが検討されている。具体的には、①市場国において BEPS に対処する方法、②市場国及び親会社居住地国両方において BEPS に対処する方法、③親会社居住地国において BEPS に対処する方法の3つに分けて検討されている。なお、全ての行動計画が電子経済における課税上の課題に影響があるものの、特に電子経済と関連があるのは、行動計画3、行動計画7、行動計画8-10であるため、その3つを詳述する。

(1) 市場国 において BEPS に対処する方法 (行動計画7による対応等)

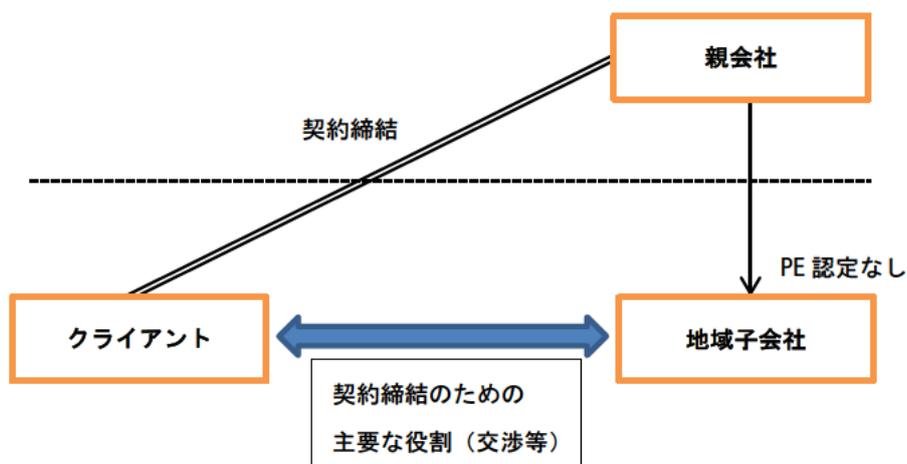
最終報告書の行動計画7に関する提言は、代理人 PE の要件等の修正及び恒久的施設 (PE) の定義の変更である。

ア 代理人 PE の要件の修正

代理人 PE の要件の修正は、多国籍企業グループの中の一つの会社の商品やサービスの販売に関し、子会社等の別のグループ会社が契約締結において重要な役割を果たしている状況において、グループ間の取極めにより当該グループ会社が契約締結権限を有しないと定めることで、当該グループ会社が PE 認定を回避することへの対処を目的としてい

る。例えば、有形の製品のオンライン販売会社又は広告サービスのオンラインプロバイダーの地域子会社が、親会社の製品やサービスの大口見込みクライアントとの契約締結のために日常的に主要な役割を果たしており、かつ、これらの契約が親会社による重要な修正なしに締結される場合、形式的にはその子会社が当該契約を締結していなくても、また、親会社とクライアントとの間で締結される契約が標準形式の契約であったとしても、当該子会社は、親会社の PE として認定されるべきである。

【行動計画7による対応（代理人 PE）】



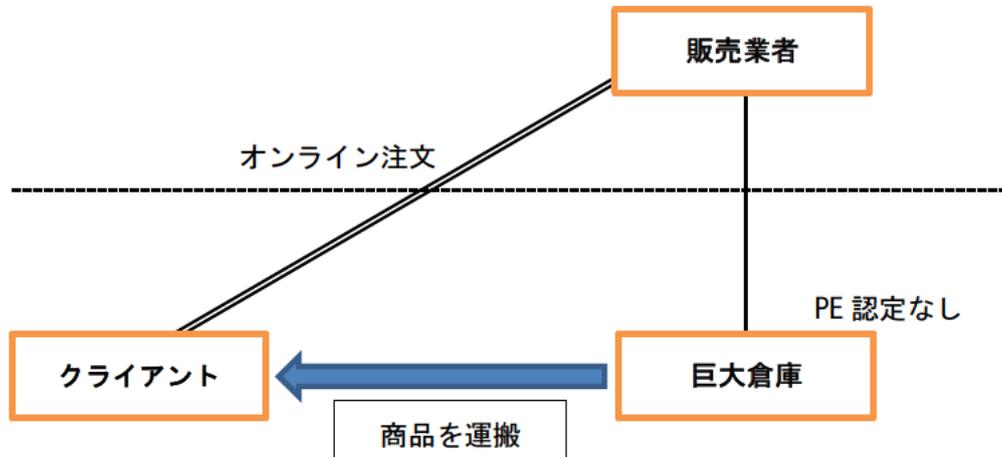
【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

イ PE の定義の変更

BEPS 最終報告書においては、OECD モデル租税条約5条4項を修正し、PE の例外は、「準備的又は補助的」性質を有する活動に限定されていることを明らかにすることが合意された。これにより、例えば、オンライン物流販売業者により顧客に販売された商品を保管し運搬する目的で働いている相当な人数の従業員がいる非常に巨大な倉庫は、当該販売業者の PE となる。

また、関係会社間におけるビジネス活動の細分化により、PE 認定を回避しようとすることに對抗するため、各活動を一体として扱い、PE 認定を行うことも可能とする措置も導入された。

【行動計画7による対応（準備的・補助的活動）】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

なお、行動計画6の提言についても、市場管轄地における BEPS に対処する手段として検討されている。

(2) 市場国及び親会社居住地国の両方において BEPS に対処する方法（行動計画8-10による対応等）

電子経済と移転価格との関係では、①評価が困難な無形資産の譲渡・使用及び費用分担契約の問題、②実際の取引及びビジネスリスクの確定、③グローバル・バリューチェーンと取引単位利益分割法⁷（以下、「PS法」という。）が問題となる。

ア 評価が困難な無形資産の譲渡・使用及び費用分担契約

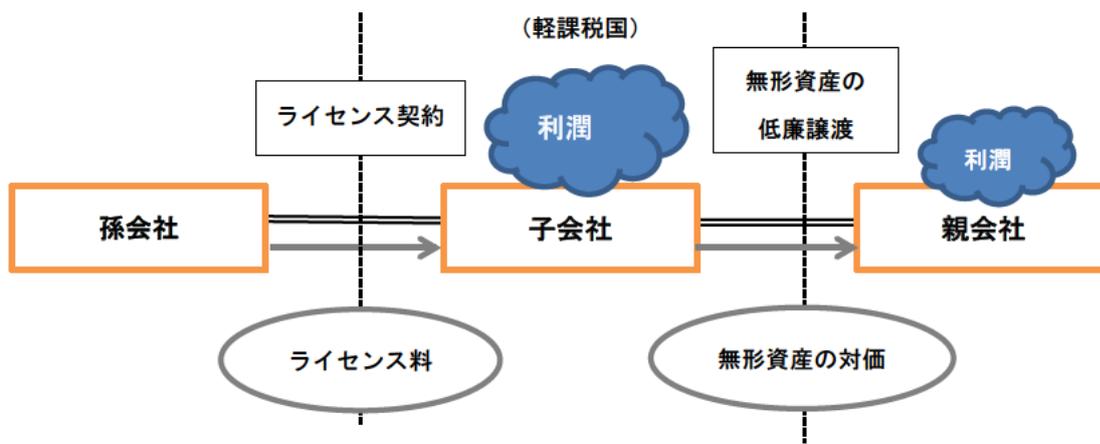
電子経済において BEPS が問題となるストラクチャーは、税務上有利な国への無形資産の移転を特徴としている。行動計画8-10（移転価格関連）は、無形資産について広範であるが明確な定義をしている。また、無形資産の法的所有権を有していることだけでは、無形資産の利用によるリターンを享受する資格を有することにはならず、重要な資産形成に貢献し、開発、改善、維持、保護及び利用に関して重要な機能を果たし、リスクを引き受ける企業については適切なリターンを得る権利があるとしている。さらに、評価困難な無形資産について、その無形資産の移転後の利益に基づき評価することが可能であるとしている（所得相応性基準の適用）。これにより、無形資産の譲渡の取極めは適切に分析され、価値創造が行われた場所において適切に課税することができる。

⁷ 取引単位利益分割法とは、分割対象利益を関連者の貢献価値に応じて配分するものであり、適切に選定された分割ファクターを用いて配分する。

イ 実際の取引及びビジネスリスクの確定

行動計画8では、契約の名目上リスクを引き受け、又は、リスクを負担する財務的能力を有しない当事者が移転価格上リスクを負担していると判断するのではなく、実際にリスクを管理し、リスクを引き受ける財務能力を有する当事者がリスクを引き受けると判断することとしている。

【行動計画8-10による対応】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

ウ グローバル・バリューチェーンと PS 法

電子経済においては、情報伝達技術の発展により、多国籍企業がグループ全体で協力する上での障害が小さくなってきている。そのため、グローバル・バリューチェーンが発達し、個々の法人の法的形態が重要でなくなり、多国籍企業はより一つの組織のように活動している。このような状況においては、各取引のバリューチェーンへの依存度を評価する必要があり、また、比較可能な取引がない場合もあるため、PS法を活用することが有効である。

また、行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）、行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）、行動計画5（有害税制への対抗）の提言についても、市場国及び親会社居住地国両方における BEPS に対処する手段になるとされた。

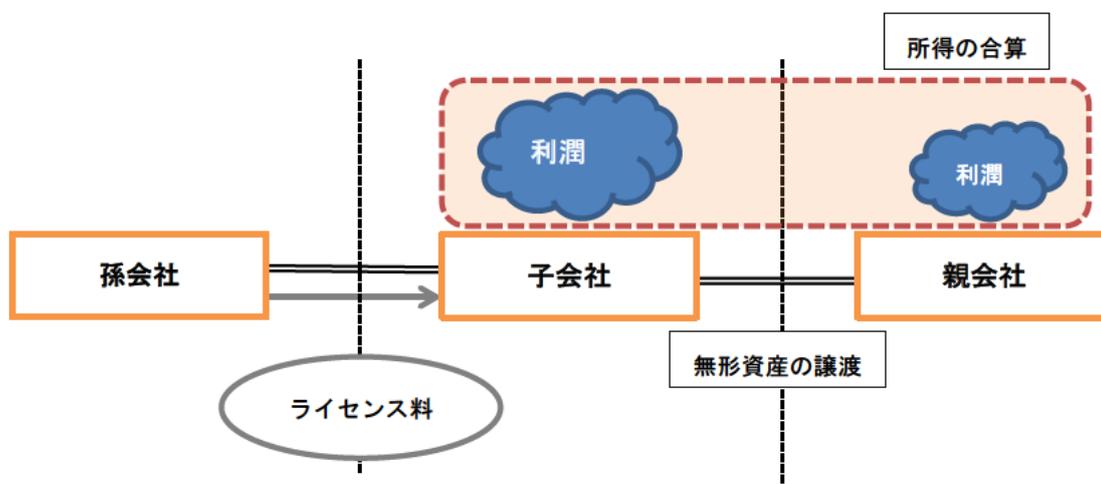
(3) 親会社居住地国において BEPS に対処する方法（行動計画3による対応）

BEPS の原因の一つは、非居住者の関連会社を設立して居住者の所得を非居住者の関連会社に移転させることである。効果的な CFC ルールは、源泉地国から低課税国へ利益を移転

するインセンティブを減少させることができる。

行動計画3においては、CFCルールについて、多くのアプローチが検討された。当該検討の上では、知的財産権による所得や、電子商品やサービスの遠隔販売により稼得する所得等、電子経済において稼得される典型的な所得も対象とされた。したがって、典型的に電子経済において稼得される所得は、行動計画3のアプローチを実行することにより、究極の親会社居住地国における課税の対象とすることができる。

【行動計画3による対応】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

4 電子経済に対する直接税の導入の検討（Chapter 7）

BEPS 最終報告書の Chapter7 では、電子経済に対して新しい直接税を導入することが検討された。しかし、BEPS の他の行動計画において検討された手段が、電子経済において特定された BEPS を軽減する可能性があることを踏まえ、現段階では、新しい直接税の導入は勧告されなかった。但し、各国が国内法上の措置としてそれらを導入することは可能であるとしている。検討された新しい直接税は、以下のとおりである。

（1）Significant Economic Presence（重要な経済上の存在）の概念に基づく課税

同概念は、仮に源泉地国に物理的なネクサスが存在しない場合であっても、技術や他の自動化された手段を通じて、その国の経済と重要で持続的なネクサスがあるという事実に基づき、非居住者である企業がその国に Significant Economic Presence を有する場合には課税主体とするという新しい概念である。従来の PE と同様に、Significant Economic Presence に帰属する所得に対して課税する。具体的には、ローカルドメインを保有する場合や、ある国において収集されたデータ量が一定量を超えた場合等が検討された。

当該オプションの課題としては、Significant Economic Presence を認定するための要件や、帰属所得の計算が挙げられている。

（2）電子商取引に対する源泉徴収税

居住者が非居住者からオンラインで提供される商品やサービスに対して支払をするときに、非居住者への課税として、源泉徴収税を課す方法が検討された。

当該オプションの課題として、対象となる取引の範囲を定めることが困難であること、B to C（事業者が消費者向けに行う取引）を行った場合に当該取引を行った消費者に対し源泉徴収義務を課すことが困難であること、EU 法及び GATT（関税及び貿易に関する一般協定）にも抵触する可能性があることが挙げられている。

（3）平衡税（Equalisation levy）

平衡税は、国内の事業者の利益に対しては課税されるにもかかわらず、国外の事業者の利益に対しては課税されないような場合に、国内の事業者と国外の事業者を同等に扱うための税である。

当該オプションの課題としては、EU 法との関係や、居住地国の法人税との二重課税のおそれなどが挙げられている。

5 電子経済に対する付加価値税（間接税）の導入の検討（Chapter 8）

（1）概要

製品、サービス、無形資産に関するクロスボーダー取引においては、付加価値税を課さない、若しくは、不適切に低額である場合があり、このような場合には、国家の付加価値税の税収と、居住者と非居住者の競争関係に悪影響を及ぼすことになる。

BEPS 最終報告書では、BtoB（事業者が事業者向けに行う取引）のサービスや無形資産の提供に対する課税については、「OECD’ s International VAT/GST Guidelines」⁸（以下「OECD ガイドライン」という。）における BtoB に関するガイドライン（詳細は後述（2）参照）が実行されれば、BEPS の懸念に対処することができるかとされている。

また、B to C のクロスボーダー取引に対する付加価値税については、OECD ガイドラインにおける B to C に関するガイドラインの原則を適用すべきであり、当該ガイドラインに述べられている徴収メカニズムの導入を検討すべきであることが勧告されている。具体的には、後述（3）のとおりである。

（2）B to B 取引に関する勧告

OECD ガイドラインにおいて、B to B 取引における課税権は、顧客の居住地国にあるとす

⁸ <http://www.oecd.org/tax/consumption/international-vat-gst-guidelines.pdf>

ること（仕向地主義）、また、国外販売業者からサービスや無形資産を得た事業者は、その事業者の居住地国の法律等に従って付加価値税を申告しなければならないとすること（リバースチャージ方式）を勧告している（OECD ガイドライン 3.2）。

また、2 つ以上の国に支店等がある顧客に対してサービスや無形資産を提供する場合には、サービスを利用し、無形資産の提供を受ける支店等が所在する国が課税権を有すべきとされている（OECD ガイドライン 3.4）。例えば、X 国の事業者である X 社が、Y 国に本店があり Z 国に支店がある Y 社との間でサービス提供契約を締結した場合で、かつ、Y 社が当該サービスを Y 国の本店及び Z 国の支店において半分ずつ利用する場合には、Y 国及び Z 国が半分ずつ課税権を有することになる。したがって、Y 社から X 社に対して支払われた当該サービスの対価が 100 である場合、Y 社は、その半分である 50 に対する Y 国の付加価値税を Y 国において、残りの半分である 50 に対する Z 国の付加価値税を Z 国において申告納付しなければならない。

（3）B to C 取引に関する勧告

OECD ガイドラインでは、一般消費者向け取引については、①顧客の居住地国が電子コンテンツの供給に対して付加価値税を課す権利を有すること、②国外販売業者が、顧客の居住地国において登録することが要求されること、③国外販売業者に対し、国内販売業者と同じ税率で付加価値税を課すことを勧告している。

IV 今後の対応

1 OECD における対応

電子経済の今後の発展が国際課税に与える影響や、他の行動計画の勧告内容が電子経済に与える影響についてモニタリングを実施しつつ、2016 年中に今後の作業の詳細なマニフェストを策定し、2020 年までにモニタリングの結果を踏まえた報告書を作成することとされている。

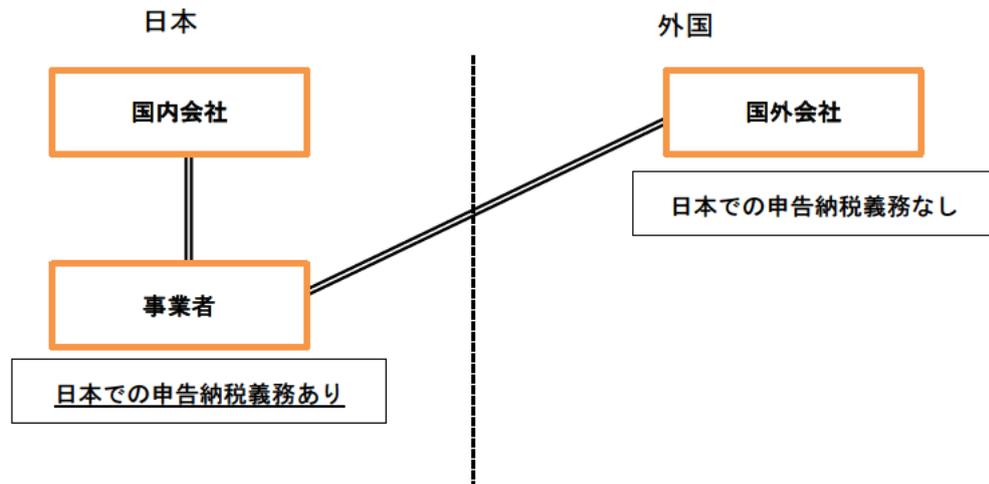
2 日本における対応

従来、日本においては、電子経済の課税上の問題に対処する税制は特になかったが、平成 27 年度の税制改正により、国境を超えた役務提供に対して消費税を課税する旨の改正がなされた⁹。その内容は、国外事業者が国内の顧客に対し、電子書籍、音楽等の販売等の電子通信役務の提供をする場合、国外事業者に消費税を課税することとしたものである。事業者向け取引に係る課税方式には、リバースチャージ方式（役務の提供を受けた国内事業者が申告義務と納税義務を負う方式）が採用された。一方、消費者向け取引に係る課税方式には、国外事業者申告納税方式（国外事業者が申告義務と納税義務を負う方式）が採用された。本改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行されている。

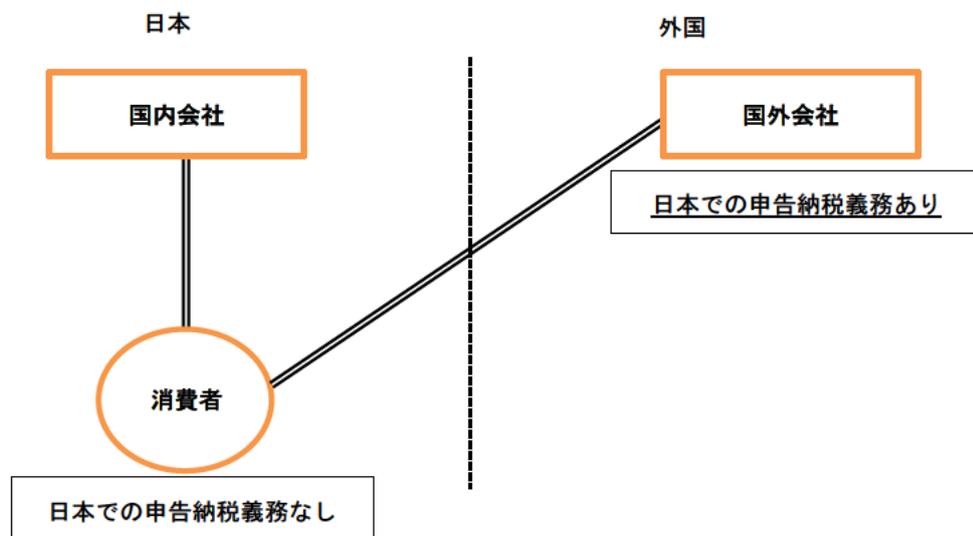
⁹ 国税庁ホームページ「国境を超えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」参照
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/cross/01.htm>

本改正により、日本としては行動計画1への対応は完了したと考えられている¹⁰。

【事業者に対してサービスを提供する場合：リバースチャージ方式】



【消費者に対してサービスを提供する場合：国外事業者申告納税方式】



【出典：いずれも平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

¹⁰ 税制調査会（平成27年10月23日）配布資料
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai3.pdf

第2 行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）

I 行動計画策定の背景及び概要

ハイブリッド・ミスマッチとは、長期間の課税繰延べも含む二重非課税を達成するために、二つ以上の税務管轄地の法律における事業体や金融商品の課税上の取扱いにおける違いを利用することである。ハイブリッド・ミスマッチは、広範囲に普及し、各国が懸念する課税ベースの実質的な浸食をもたらしている。また、全体的に、競争、効率性、透明性及び公平性に悪影響を及ぼしている。

そこで、行動計画2においては、国際的なレベルでの法人所得課税の一貫性を強化する観点から、ハイブリッド・ミスマッチの効果が無効化する国内法の改正及び租税条約の改正について勧告をした。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

ハイブリッド・ミスマッチがアグレッシブなタックス・プランニングにおいて果たす役割は、多くのOECDレポートにおいて議論されてきた。具体的には、以下のとおりである。

① 「銀行の損失に関わる租税リスクへの対処」(Addressing Tax Risks Involving Bank Losses (OECD, 2010))¹¹

同レポートは、国際銀行業務の文脈におけるハイブリッド・ミスマッチの使用を強調し、アービトラージ/ミスマッチの機会をなくすステップをとるかどうかを決めるため、特に、各国間の課税の取扱いにおける違いの結果として、複数の国において同じ損失が使用される状況につき、政府の租税政策当局に注意をするように勧告した。

② 「アグレッシブなタックスプランニングを通じた法人の損失の利用」(Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning (OECD, 2011))¹²

同レポートは、①と同様に、各国に対し、同じ損失が複数回使用されることに対する制限の導入を検討するよう勧告した。

③ 「ハイブリッド・ミスマッチ：租税政策とコンプライアンス問題」(Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues (Hybrids Report (OECD, 2012))¹³

同レポートは、ハイブリッド・ミスマッチを通じて、各国全体の税源が脅かされており、また、ハイブリッド・ミスマッチが競争条件、効率性、透明性及び公平性に悪影響を及ぼしていると結論付けた。また、事業体、金融商品又は譲渡の税務上の取扱いを、他国における税務上の取扱いに連動させる国内法が、ハイブリッド・ミスマッチに対処するツールとして、非常に重要であると結論付けた。

¹¹<https://assets.documentcloud.org/documents/206672/oecdbanklosses.pdf>

¹²http://www.uscib.org/docs/Corporate_Loss_Utilisation_through_Aggressive_Tax_Planning.pdf

¹³http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/HYBRIDS_ENG_Final_October2012.pdf

④ ディスカッションドラフト

2014年4月19日に、「ディスカッションドラフト ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化 (国内法への勧告)」(Public Discussion Draft Neutralising the Effect of Hybrid Mismatch Arrangements (Recommendations for Domestic Laws) (OECD, 2014))¹⁴ 及び「ディスカッションドラフト ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化 (条約に関する問題)」(Public Discussion Draft Neutralising the Effect of Hybrid Mismatch Arrangements (Treaty Issues) (OECD, 2014))¹⁵が公表された。

この時点では、BEPS 最終報告書とは異なり、国内法への勧告について「ハイブリッド金融商品及び譲渡」、「ハイブリッド事業体支払」及び「リバース・ハイブリッド及びインポーテッド・ミスマッチ」という取引の類型ごとに内容が定められている。また、条約に関する問題については、二重課税の解消の方法に関する検討や、ハイブリッド事業体に関する提案が記載されている。

⑤ 「ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化」(Neutralising the Effect of Hybrid Mismatch Arrangements (OECD, 2014))¹⁶ (以下「中間レポート」という。)

中間レポートにおいては、行動計画2における勧告が提示された。中間レポートの次には、ルールの実際の運用に関するコメントリーの形のガイダンスについて取り組むとしている。また、一定の資産移転取引(貸株やレポ取引)、輸入されたミスマッチに関するルールを明確にする必要があり、また、グループ内で発行されたハイブリッド規制資本に対してルールの適用があるのかに関して、遅くとも2015年9月まで議論が継続されることとされた。

III BEPS 最終報告書の内容

1 概要

BEPS 最終報告書は、ハイブリッド・ミスマッチの無効化のために、国内法の改正 (Part 1) と OECD モデル租税条約の改正 (Part 2) を勧告している。

BEPS 最終報告書は、中間レポートと比較して、Part 1 では、ルールの運用を詳細に説明するためのガイダンスや実例が加わった。また、資産移転取引(貸株やレポ取引)、輸入されたミスマッチ及び CFC ルールにおいて課税の対象とする支払の取扱いについても、更に詳細な検討がなされた。

BEPS 最終報告書においては、グループ内のハイブリッド規制資本の下で生じるミスマッチにハイブリッド・ミスマッチ・ルールを適用すべきか否かについては、各国の政策判断に任された。

¹⁴<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/hybrid-mismatch-arrangements-discussion-draft-domestic-law-recommendations-march-2014.pdf>

¹⁵<http://www.oecd.org/ctp/treaties/hybrid-mismatch-arrangements-discussion-draft-treaty-issues-march-2014.pdf>

¹⁶<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/2314261e.pdf?expires=1459202050&id=id&accname=guest&checksum=C12F3D022B8480EE3FD5BBF193FCA6B2>

2 国内法の改正に係る勧告の概要（Part 1）

Part1 は、行動計画 2 の下で求められる国内法の策定に対する勧告を提示している。すなわち、①これらの法律とその意図する租税政策の結果とを一致させるために国内法を特に改正すること、及び、②他の税金、ビジネス及び規制を妨げることなくハイブリッド・ミスマッチの下で生じる税のミスマッチを無効化するためにリンクング・ルールを導入することを勧告した。これらのルールは自動的に適用され、また、適用の順番としては、最初にプライマリールール（primary rule：主要規定）が適用され、次にディフェンシブルール（defensive rule：防御規定）が適用される。

具体的に、a 国の居住者（支払者）が b 国の居住者（受取者）に対してある支払をすることを想定する。プライマリールールは、a 国の支払者において損金算入可能であるのに対して b 国の受取者において益金不算入となる場合、又は、a 国の支払者のみならず b 国の受取者においても損金算入可能な場合において、a 国の支払者の支払に係る損金算入を否認するものである。a 国においてプライマリールールが適用されない場合には、b 国はディフェンシブルールを適用し、a 国の支払者において損金算入が可能な支払について b 国において益金に算入し、又は、b 国における損金算入を否認することができる。

なお、ミスマッチの範囲は、ミスマッチが生じた支払に関する支払者の管轄地の国内法と受取者の管轄地の国内法における課税上の取扱いを比較することにより決定する。また、BEPS 最終報告書において対象としているのは、ミスマッチの結果を生み出すためにハイブリッドの要素に頼っているミスマッチだけであり、免税事業体に対する損金算入可能な利子の支払のように、ミスマッチは生じるが、ハイブリッドの要素が無い場合は対象としていない。

具体的な勧告の内容は、次のとおりである。ミスマッチの形態及び取引の種類によって、分類されている（別表 1 参照）。以下、①支払者損金算入・受取者益金不算入（Deduction/No Inclusion：D/NI）、②二重損金算入（Double Deduction：DD）、③間接的な支払者損金算入・受取者益金不算入（Indirect D/NI）というミスマッチの態様に分けてそれぞれ詳述する。

別表1

ミスマッチの 態様	類型	国内法の改正に関する勧告	リンキング・ルールに関する勧告		
			プライマリールール	ディフェンシブルール	対象範囲
D/NI (Deduction / No Inclusion: 支払者損金算 入・受取者益金 不算入)	ハイブリッド 金融商品	・損金算入が可能な支払に対す る益金不算入の否認 ・ハイブリッド譲渡における源 泉徴収税の割合的制限	支払者の管轄地での損金算入 を否認	受取者の管轄地での益金算入	関連者及びストラク チャード・アレンジメ ント
	無視される支 払	—	支払者の管轄地での損金算入 を否認	受取者の管轄地での益金算入	支配グループ及びス トラクチャード・アレ ンジメント
	リバース・ハイ ブリッドへの 支払	・CFC ルール及び他の海外投資 税制の発展 ・非居住者に対する課税上の透 明な取扱いを制限すること ・リバース・ハイブリッドに対 する情報報告の賦課	支払者の管轄地での損金算入 を否認	—	支配グループ及びス トラクチャード・アレ ンジメント
DD (Double Deduction: 二 重損金算入)	ハイブリッド による損金算 入可能な支払	—	親会社の管轄地での損金算入 を否認	支払者の管轄地での損金算入を 否認	プライマリールール についての制限はな し ディフェンシブルール については支配グ ループ及びストラク チャード・アレンジメ ント
	双方居住者に よる損金算入 可能な支払	—	両居住管轄地での損金算入を 否認	—	対象の制限なし
Indirect D/NI (間接的な支 払者損金算 入・受取者益金 不算入)	輸入されたミ スマッチ	—	支払者の管轄地での損金算入 を否認	—	支配グループ及びス トラクチャード・アレ ンジメント

(1) 支払者損金算入・受取者益金不算入 (Deduction /No Inclusion:D/NI)

支払者損金算入・受取者益金不算入というミスマッチが生じる場合としては、①ハイブリッド金融商品、②無視される支払、③リバース・ハイブリッドへの支払の3つの場合がある。以下、それぞれの類型について説明する。なお、各類型において、国内法の改正に関する勧告がある場合、当該国内法の改正に関する勧告がリンクング・ルールより優先して適用される点に留意が必要である。

ア ハイブリッド金融商品 (Chapter 1、2)

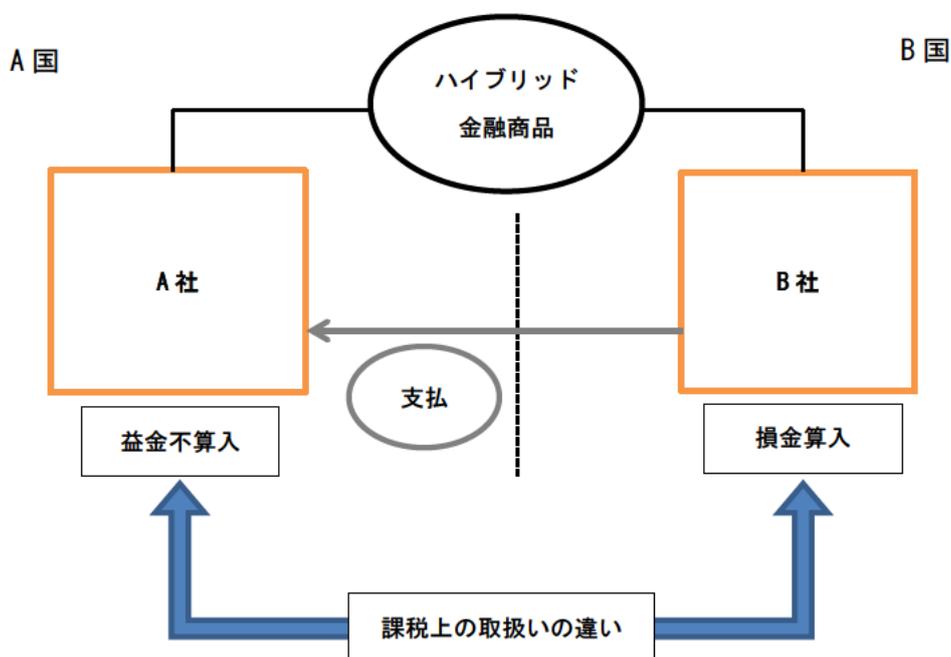
(ア) 意義及び具体例

ハイブリッド金融商品に関する勧告は、支払者損金算入・受取者益金不算入の結果を生み出す金融商品の課税上の取扱いの違いを利用したストラクチャード・アレンジメント又は関連者との取極めを無効化するためのものである。ハイブリッド金融商品には、ハイブリッド金融商品のスキームとハイブリッド譲渡のスキームが含まれる。例えば、以下のようなスキームが挙げられる。

a. ハイブリッド金融商品

ハイブリッド金融商品とは、A社及びB社間で、ハイブリッド金融商品となる取極めを行った上、当該取極めに基づき、B社がA社に対して支払を行う。A社においては益金不算入となり、B社においては損金算入が可能となるため、A国及びB国の両方において課税されない状況が生ずることとなる。

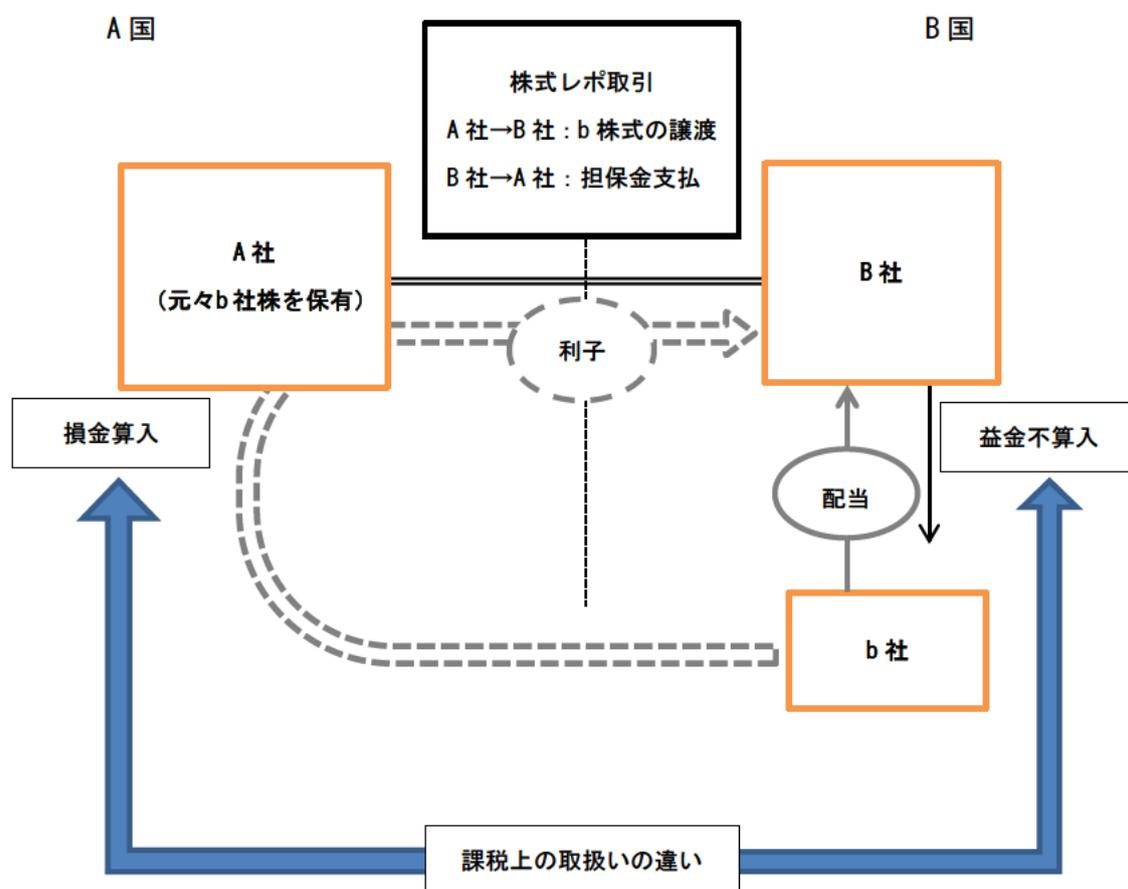
【ハイブリッド金融商品 (BEPS 最終報告書 Example 1.1)】



b. ハイブリッド譲渡 (BEPS 最終報告書 Example 1.31 を参考に作成)

ハイブリッド譲渡とは、A社及びB社間で、株式レポ取引を行うことである。当該取引に基づき、A社は保有しているb社(B国の居住者)の株式をB社に譲渡し、B社はA社に対して担保金を支払う。当該移転につき、A国ではb社株式の貸与として判断されるのに対し、B国ではb社株式の譲渡として判断される。そのため、b社株式の配当に係る支払は、A社ではB社に対する利子の支払として損金算入可能と判断され、B社ではB社に対する配当の受領として益金不算入と判断される。以上より、A国及びB国の両方において課税されない状況が生ずることとなる。

【ハイブリッド譲渡（BEPS 最終報告書 Example 1.31）】



(イ) リンキング・ルールに関する勧告

ハイブリッド金融商品に関する勧告は、①支払者損金算入・受取者益金不算入の結果をもたらす金融商品に係る支払、及び、②金融商品を移転するための取極めに係る支払で、直接支払われていたら支払者損金算入・受取者益金不算入の結果が生じないもの¹⁷に対して適用される。適用されるリンクング・ルールは、以下のとおりである。

- ① 支払者の管轄地は、支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせる範囲において、損金算入を否認する。
- ② もし、支払者の管轄地がその損金算入を否認しない場合、受取者の管轄地は、支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせる範囲において、益金に算入しなければならない。

¹⁷ 例えば、前述のA bの例では、A社は、A社からB社に対してb社株式を移転しB社からA社に対して担保金の支払うという取極めに係る利子の支払を、b社株式の配当により代替して支払っている。そして、もし、b社株式の配当が直接B社に支払われていれば、単にB社において益金に算入されないだけであり、A社における損金算入の結果も生じない。よって、このような支払がハイブリッド金融商品に関する勧告におけるリンクング・ルールの適用の対象となる。

- ③ 納税者が、合理的な期間内にその支払が益金に算入されることを税務当局に対して立証することができれば、その支払の認識のタイミングの違いは、金融商品での支払に対する支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせるものとは扱われない。

（ウ）国内法の改正に関する勧告

ハイブリッド金融商品及びハイブリッド譲渡に対する国内法の改正に関する勧告は、以下のとおりである。

① 損金算入可能な支払に対する益金不算入の否認

その配当につき支払者の国において損金算入可能である場合には、受取者において益金に算入することを認めるべきでない。同様に、各国は、二重課税を取り除くために与えられる配当控除の他の類型についても、同様の制限の適用を考えなければならない。

② ハイブリッド譲渡における源泉徴収税の割制的制限

ハイブリッド譲渡の下でなされた支払において源泉徴収を行っている管轄地は、当該取引において納税者が得ることになる純課税所得に比例して税額控除の特典を制限すべきである。

例えば、（ア）b. の事例において、b 社から 100 の支払を行い、10 の源泉徴収を行う場合を検討する。なお、b 社による支払により最終的に A 社は純課税所得（利益）を得ず、B 社は 90 の純課税所得（利益）を得るものとする。

前述の制限がない場合、b 社における源泉徴収税額は、A 社においても B 社においても税額控除をすることができる。しかし、ハイブリッド譲渡でない場合は、A 社又は B 社のどちらかにおいてしか税額控除ができないことからすれば、ハイブリッド譲渡の場合には、過剰に税額控除がなされることとなる。そこで、前述の勧告を適用し、純課税所得の割合（A 社 : B 社 = 0 : 90）から税額控除の金額を考えると、A 社において税額控除は 0 割、即ち、税額控除を認めず、B 社において税額控除の 10 割、即ち、全額（10）の税額控除が認められることとなる。

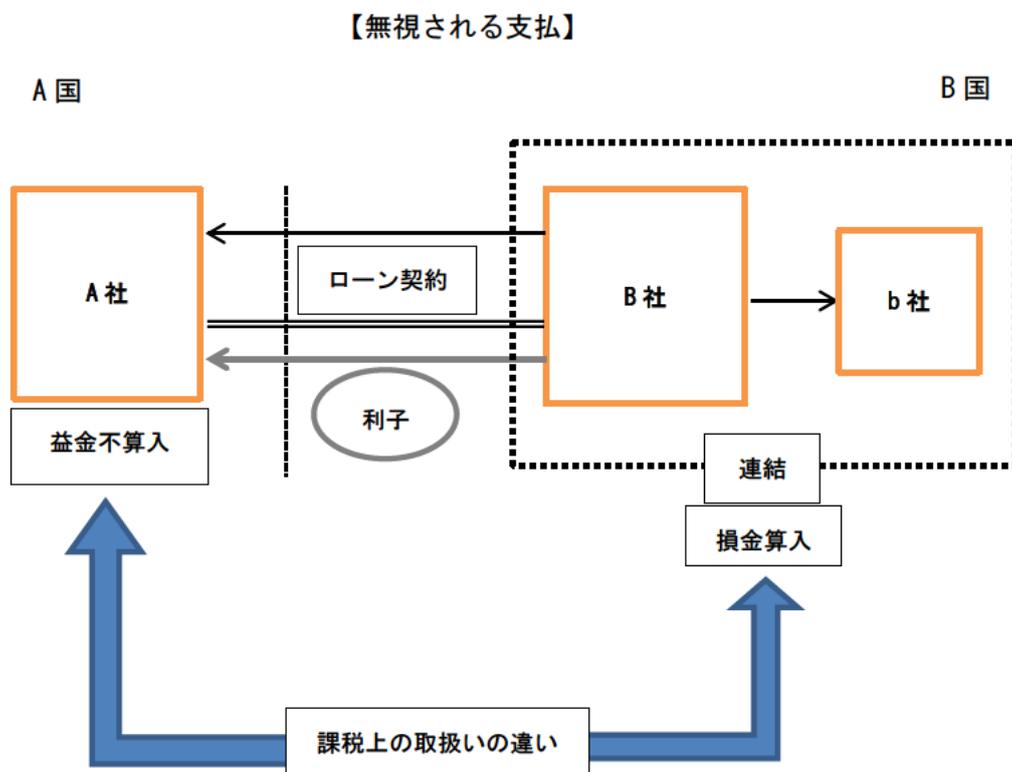
イ 無視される支払（Disregarded Payment）（Chapter 3）

（ア）意義及び具体例

無視される支払とは、支払者の管轄地においては損金算入可能であり、かつ、受取者の管轄地においても益金に算入されない支払のことをいう。例えば、以下のようなスキームが挙げられる。

B 社は、A 国では透明体として扱われ、B 国では不透明体として扱われるハイブリッド事業体である。そのため、B 社による A 社への支払は、A 国では A 社の支店からの支払と判断され、B 国においては会社に対する支払として判断される。その結果、A 社に

において当該支払は益金に算入されないのに対し、B 社においては損金算入され、さらに、連結納税制度により、B 社の子会社である b 社の益金と通算することができる。そのため、支払者損金算入・受取者益金不算入の結果が生じる。



【出典：中間レポート Figure 2.3 に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

(イ) リンキング・ルールに関する勧告

無視される支払がなされた結果、支払者損金算入・受取者益金不算入となった場合、適用されるリンクング・ルールは以下のとおりである。

- ① 支払者の管轄地は、支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせる範囲において、支払に係る損金算入を否認する。
- ② もし、支払者の管轄地が損金算入を否認しない場合、受取者の管轄地は、支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせる範囲において、当該支払を益金に算入する。
- ③ 支払者の管轄地における損金算入が、受取者及び支払者の両方の管轄地において、二重益金算入所得と相殺される場合、その範囲内において、ミスマッチは生じないものとする。つまり、二重益金算入所得を超えた額（超過損金算入）に①又は

②が適用される。

- ④ 超過損金算入は繰越し可（超過損金算入が相手国において二重益金算入所得以外の所得と相殺されないことを証明した場合に限る。）。

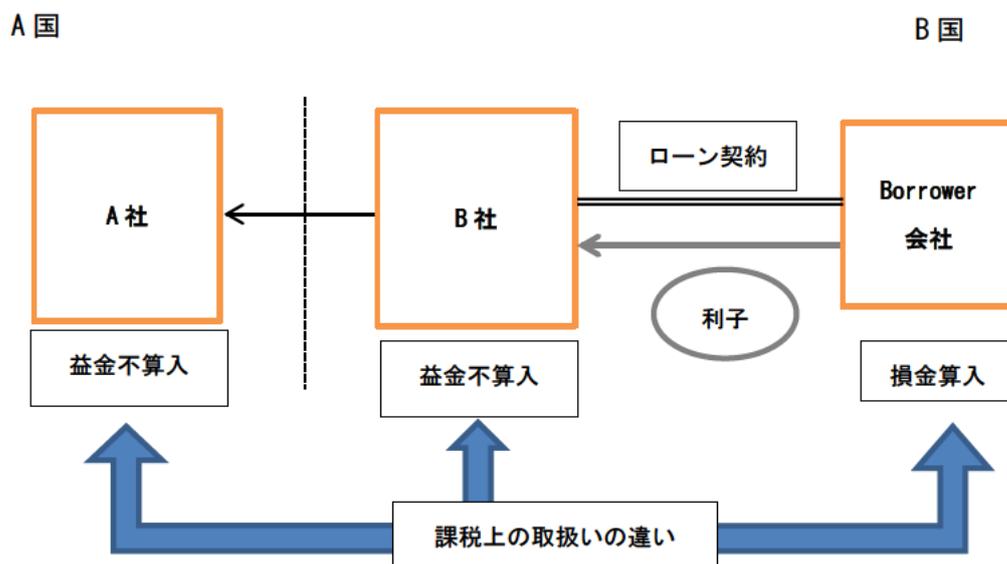
ウ リバース・ハイブリッドへの支払（Payments to Reverse Hybrid）（Chapter 4、5）

（ア）意義及び具体例

リバース・ハイブリッドとは、投資家により別個の事業体として扱われ、かつ、設立管轄地において透明体として扱われる全ての者をいう。リバース・ハイブリッドへの支払として、例えば、以下のようなスキームが挙げられる。

B社は、A国では不透明体（A社とは別個の事業体）として扱われ、B国では透明体として扱われるハイブリッド事業体である。そのため、Borrower会社によるB社に対する支払は、A国においてはB社が受け取ったものと判断され、B国においてはA社が受け取ったものと判断される。その結果、当該支払について、A社及びB社の両方においては益金に算入されず、また、Borrower会社においては損金算入されるため、支払者損金算入・受取者益金不算入の結果が生じる。

【リバース・ハイブリッドへの支払（BEPS 最終報告書 Example 4.1）】



(イ) リンキング・ルールに関する勧告

支払者損金算入・受取者益金不算入となるリバース・ハイブリッドへの支払に関して、支払者の管轄地は、支払者損金算入・受取者益金不算入を生じさせる範囲において、当該支払について損金算入を否認するルールが適用される。

(ウ) 国内法の改正に関する勧告

BEPS 最終報告書は、リバース・ハイブリッドの課税上の取扱いに対し、以下の3つの具体的な勧告を提示している。

① CFC ルール及び他の海外投資に係る税制を整備すること

各国は、リバース・ハイブリッドへの支払において生じる支払者損金算入・受取者益金不算入の結果を防止するため、CFC ルールやその他の海外投資に係る税制を整備すべきである。

② 非居住者に対する課税上の透明性を制限すること

設立管轄地において課税がされず、かつ、リバース・ハイブリッドとして同じ支配グループにおける非居住投資者に生じた所得が、当該投資者の管轄地においても課税されない場合、当該リバース・ハイブリッドは、設立管轄地においては居住者として扱われるべきである。

③ 媒介者の情報開示

各国は、納税者及び税務当局が非居住投資者に帰属させた支払について適切な決

定をするために、当該管轄地内で設立された者に対して、適切な届出及び情報の報告要求を導入すべきである。

（2）二重損金算入（Double Deduction：DD）

二重損金算入のミスマッチが生じる場合としては、①ハイブリッド事業体による損金算入可能な支払、②双方居住者による損金算入可能な支払の場合がある。以下、それぞれについて説明する。

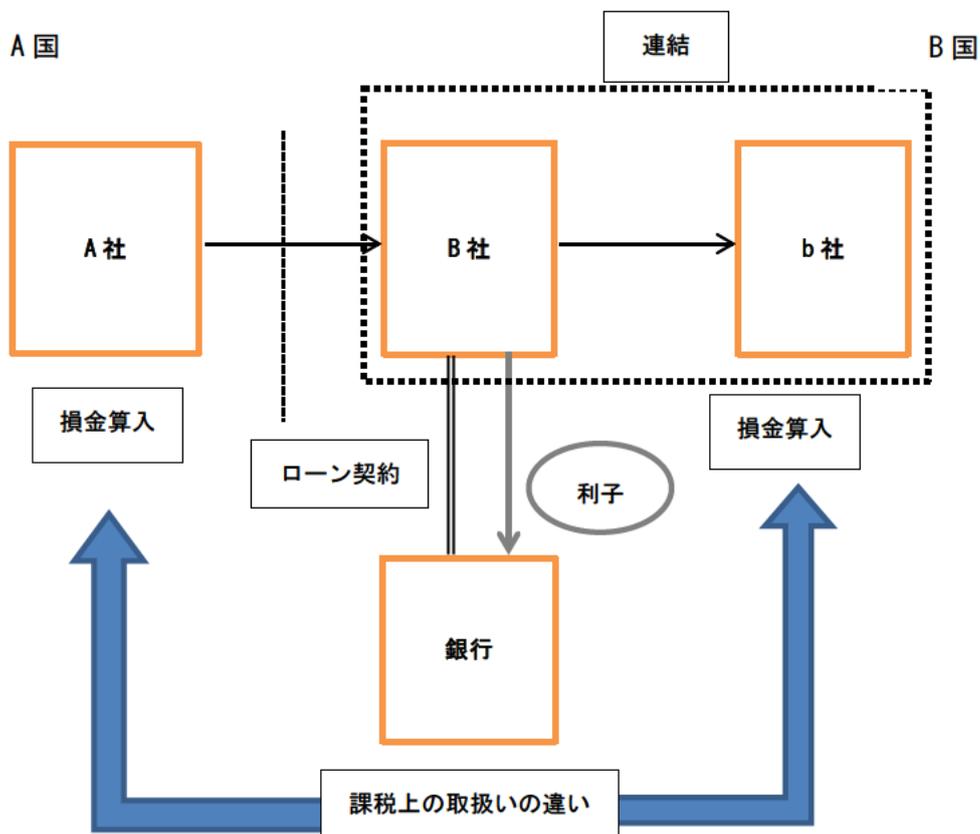
ア ハイブリッドによる損金算入可能な支払（Deductible Hybrid Entity Payments） （Chapter 6）

（ア）意義及び具体例

ハイブリッドによる損金算入可能な支払として、例えば、以下のようなスキームが挙げられる。

B社は、A国では透明体として扱われ、B国では不透明体として扱われるハイブリッド事業体である。そのため、B社による銀行に対する利子の支払は、A国においてはA社の支店による利子の支払としてA社の損金に算入されるのに対し、B社においても、B社の利子の支払と判断され子会社であるb社との益金と通算することが可能である。その結果、A社及びB社の両方において損金算入されるため、二重損金算入の結果が生じる。

【リバース・ハイブリッドへの支払（BEPS 最終報告書 Example 6.1）】



(イ) リンキング・ルールに関する勧告

支払者の管轄地において損金算入可能な支払をし、かつ、ハイブリッド・ミスマッチとなる親会社の管轄地においても損金算入可能な支払を行う者に対して適用されるリンクング・ルールは、以下のとおりである。

- ① 親会社の管轄地は、二重損金算入を生じさせる範囲において、そのような支払に係る二重損金算入を否認する。
- ② 親会社の管轄地がミスマッチを無効化しない場合には、支払者の管轄地は、二重損金算入を生じさせる範囲において、当該支払に対する損金算入を否認する。
- ③ 親会社の管轄地及び支払者の管轄地の両方において、二重益金算入所得と相殺される範囲において、ミスマッチは生じないものとする。つまり、二重益金算入所得を超えた額（超過損金算入）に①又は②が適用される。
- ④ 超過損金算入は繰越し可（超過損金算入が相手国において二重益金算入所得以外の所得と相殺されないことを証明した場合に限る。）

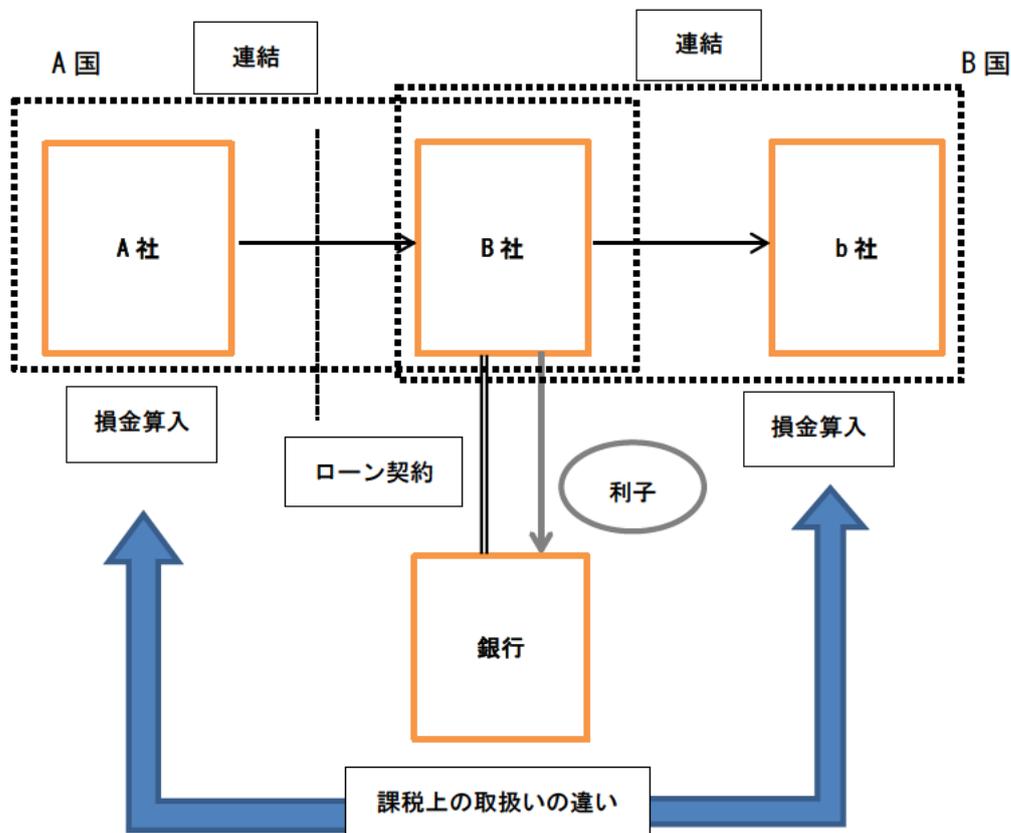
イ 双方居住者の支払 (Dual resident Payment) (Chapter 7)

(ア) 意義及び具体例 (Example 7.1 を参考に作成)

双方居住者の支払により二重損金算入の結果が生じる場合として、例えば、以下のようスキームが挙げられる。

B社は、A国及びB国の双方居住者である。そのため、B社による銀行に対する利子の支払は、A国においてはA国における連結納税制度によりA社の益金と通算することが可能であると同時に、B国においてもB国の連結納税制度によりb社の益金と通算することが可能である。このため、二重損金算入の結果が生じる。

【双方居住者の支払 (BEPS 最終報告書 Example 7.1)】



(イ) リンキング・ルールに関する勧告

支払者が居住者である両方の管轄地において損金算入可能であり、かつ、その二重損金算入の結果がハイブリッド・ミスマッチとなる支払をする場合に、双方居住者に

対して適用されるリンクング・ルールは、以下のとおりである。

- ① それぞれの居住地である管轄地は、その支払が二重損金算入を生じさせる範囲において、当該支払の損金算入を否認する。
- ② 損金算入が、受取者及び支払者の両方の管轄地において二重益金算入所得の所得と相殺される場合、その範囲内において、ミスマッチは生じないものとする。つまり、二重益金算入所得を超えた額（超過損金算入）に①又は②が適用される。
- ③ 超過損金算入は繰越し可（超過損金算入が相手国において二重益金算入所得以外の所得と相殺されないことを証明した場合に限る。）

（3）間接的な支払者損金算入・受取者益金不算入（Indirect D/NI）

間接的な支払者損金算入・受取者益金不算入のミスマッチが生じる場合としては、輸入されたミスマッチ（Imported Mismatch）が挙げられる（Chapter 8）。

ア 意義及び具体例

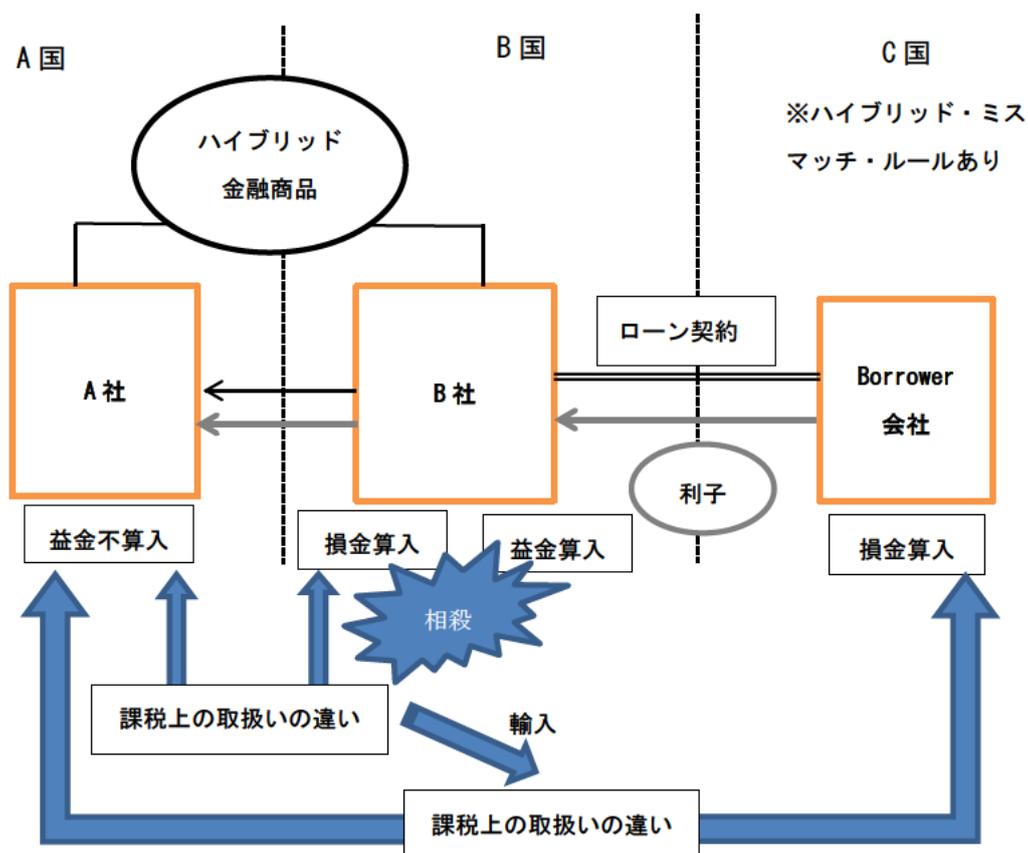
輸入されたミスマッチとは、通常のローン契約等のようなハイブリッド金融商品でない金融商品を使い、海外のハイブリッド・ミスマッチの効果を移転することである。例えば、以下のようなスキームが挙げられる（下図参照）。

A国の居住者であるA社が、B国の居住者であるB社に対してハイブリッド金融商品を使って融資をし、B社は、A社に対して、当該ハイブリッド金融商品に基づき支払を行う。さらに、B社は、Borrower 会社に対し、ハイブリッド金融商品に基づき得た金銭を又貸しをし、Borrower 会社はB社に対して利子の支払を行う。

この場合、ハイブリッド金融商品に基づく支払はB社において損金算入可能であるが、A社においては益金に算入されない。また、Borrower 会社がB社に対して行う利子の支払は、Borrower 会社において損金算入されるのに対し、B社においては益金に算入され、B社がA社に対して行ったハイブリッド金融商品に基づく支払に係る損金と相殺されることとなる。

以上の結果、A社とB社の間で生じていた支払者損金算入・受取者益金不算入の効果は、A社とBorrower 会社（C国）の間に移転（輸入）されてしまうこととなる。

【輸入されたミスマッチ】



【出典：中間レポート Figure 4.1に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

イ リンキング・ルールに関する勧告

支払者（アの例では、Borrower 会社が該当する。）の管轄地（アの例では、C 国が該当する。）は、受取者の管轄地（アの例では、B 国が該当する。）がハイブリッド損金算入と相殺としてその支払を扱う範囲において、あらゆる輸入されたミスマッチに対する損金算入（アの例では、Borrower 会社における損金算入が該当する。）を否認するルールを適用すべきである。

なお、ハイブリッド損金算入とは、次の結果による損金算入をいい、他のハイブリッド損金算入との相殺としてその支払を扱う他者に対してなされた支払の結果生じた損金算入も含む。

- ① ハイブリッド・ミスマッチを生じさせる金融商品に基づく支払
- ② ハイブリッド・ミスマッチを生じさせるハイブリッド支払者により行われた無視される支払
- ③ ハイブリッド・ミスマッチを生じさせるリバース・ハイブリッドへの支払
- ④ ハイブリッド・ミスマッチを生じさせる二重損金算入をもたらすハイブリッド事業体又は双方居住者による支払

なお、「他のハイブリッド損金算入との相殺としてその支払を扱う他者」とは、アの図において、Borrower 会社が B 社に対してローンを提供するのではなく、新たに、C 社に対してローンを提供し、C 社が B 社に対してローンを提供する場合における C 社が該当する。

（4）ルールの適用における整合性を確保するための規定

ア 共通の原則（Chapter 9）

（ア）デザイン原則

ハイブリッド・ミスマッチ・ルールは、次の結果を最大化するように策定されている。

- ① その国の法律の下で生じる税の特典を元に戻すのではなく、ミスマッチを無効化すること
- ② 包括的であること
- ③ 自動的に適用すること
- ④ ルールの調整を通じて二重課税を回避すること
- ⑤ 既存の国内法に対する障害を最小限にすること
- ⑥ 運用において明確かつ透明であること
- ⑦ それぞれの国に取り込まれるルールとして十分な柔軟性を与えること
- ⑧ 納税者にとって実行可能で、コンプライアンスコストが最小限であること
- ⑨ 税務当局に対する事務負担を最小化すること

（イ）実施と調整

各国は、一貫してかつ効果的に適用されることを確保する手段によりこれらの勧告を実行すべきである。これらの手段は、次のものを含まなければならないとする。

- ① 勧告に関する合意されたガイダンスの開発
- ② 勧告の実行（タイミングも含む。）の調整
- ③ 過渡的ルールの開発（ただし、既存の取引に対して新規のルールの適用を除外する見込みがない前提である。）
- ④ 勧告の効果的かつ一貫した実行のレビュー

- ⑤ ハイブリッド金融商品及びハイブリッド事業体の各国の取扱いに関する情報の交換
- ⑥ 納税者にとって利用可能な関連情報を作成するよう努力すること（OECDによる合理的な努力も含む。）
- ⑦ 行動計画3及び行動計画4を含む他の行動計画との相互の影響を検討すること

イ 用語の定義（Chapter 10, 11, 12）

ルールの適用において一貫性を確保する目的で、定義が設けられた。例えば、以下の用語について定義が定められている。

（ア）ストラクチャード・アレンジメント

ストラクチャード・アレンジメントとは、取極めの中にハイブリッド・ミスマッチが反映されている場合又は取極めの事実及び状況（条項も含む。）がハイブリッド・ミスマッチを生み出すためにデザインされたことを示している場合のあらゆる取極めのことをいう。

（イ）関連者

関連者とは、同じ支配グループにいるか、一方の者が他方の者の25%以上の資本を有している場合のその者をいう。

（ウ）支配グループ

同じ支配グループにあるといえるのは次の場合である。

- ① 会計上の目的で連結する場合
- ② 一方の者が効果的な支配をするために他方の者に出資をする場合、又は、第三者が効果的な支配をするために一方の者及び他方の者に対して出資をする場合
- ③ 50%若しくはそれ以上の資本を有している場合、又は、両者について50%以上若しくはそれ以上の出資を有する第三者がいる場合
- ④ OECDモデル租税条約9条の下で構成された事業体としてみなされる場合

3 租税条約関係に係る勧告の概要（Part 2）

報告書のPart2においては、まず、双方居住事業体に関する条約上の問題を検証し（Chapter 13）、透明な事業体の取扱いに関する新しい租税条約の条文を提案している（Chapter 14）。さらに、Chapter 15は、Part1に含まれる勧告と租税条約の相互作用の問題を取り扱っている。

（1）双方居住者（Chapter 13）

行動計画6により、OECDモデル租税条約4条3項の変更は勧告されたが、双方居住者に関するBEPSの全ての懸念に対処していない。

例えば、ある国の国内法ではその国の居住者となると同時に、締結された租税条約においては他方の国の居住者となる場合、その事業体は、国内法の居住者に対して適用される特典と租税条約上の非居住者に適用される特典の両方を受けることができることになる。

しかし、その場合には、租税条約において相手国の居住者となる事業体は、国内法において非居住者とみなす、という規定を国内法に導入することで対処することができるとした。

また、OECDモデル租税条約4条3項は、条約が締結されていない国同士における双方居住者から生じるBEPSの懸念にも対応していないが、これについても国内法で対応すべきものとした。

（2）透明な事業体に関する措置（Chapter 14）

1999年にOECDレポートである「パートナーシップに対するOECDモデル租税条項の適用」（“The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnership”）（以下「パートナーシップレポート」という。）は、パートナーシップに対する租税条約の適用について広く分析した。その中には、パートナーシップの課税上の取扱いにおいてミスマッチがある状況も含まれている。しかし、パートナーシップレポートにおいては、パートナーシップ以外の事業体に対する租税条約の適用に対しては明示的に対処していなかった。

そのため、Chapter 14においては、パートナーシップレポートの原則に従い、パートナーシップに限らず、源泉地の管轄地は、源泉地国から支払が行われた場合に、受取者の管轄地が当該支払を受け取った事業体の所得として扱った範囲に限り、条約の適用の対象となる「所得」として扱うべきとする条項をOECDモデル租税条約1条2項として挿入することを勧告している。

（3）国内法上の取扱いと租税条約との関係（Chapter 15）

BEPS最終報告書のPart1は、ハイブリッド金融商品とハイブリッド事業体の支払に関する国内法における取扱いに対するさまざまな勧告を含んでいる。したがって、行動計画2は、「国内法の変更とOECDモデル租税条約の規定の相互の影響に対して、特に注意が払われるべきである。」と述べており、これらの勧告から生じる可能性のある租税条約上の問題を検証する必要がある。

例えば、ハイブリッド金融商品に係る支払に関する損金算入を否認するルールは、源泉地国において課税されない所得について、租税条約上、所得免除方式を採用する場合に問題が生じる。外国会社から受領した配当について、支払者の管轄地において損金に算入される場合に受取者の管轄地において益金に算入をする制度を採用している場合、国外所得

免除を定める租税条約により、益金算入が認められなくなってしまう。したがって、租税条約においては、外国税額控除を導入すべきとした。

また、行動計画2における国内法に関する改正及びリンクング・ルールに係る勧告は、適切に規定される限り、OECD モデル租税条約24条（無差別条項）にも反しないと結論付けた。

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応

BEPS 最終報告書においては、今後のOECDにおける対応について特に言及されていない。

2 日本における対応

従来、日本において、子会社の居住国において損金算入が認められる配当¹⁸の支払についても、当該配当に対して外国子会社配当益金不算入制度が適用されてきた（旧法人税法23条の2第1項）。そこで、平成27年度の税制改正においては、海外子会社において損金算入が認められる配当について、日本においては、親会社の益金に算入して課税することとされた。この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（平成28年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱いとするとされている。

本改正により、日本としては行動計画2への対応は完了したと考えられている¹⁹。また、多数国間協定交渉への参加を含め、BEPS 対抗措置を含む租税条約を拡充することとされている。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

¹⁸ オーストラリアの優先株式等

¹⁹ 税制調査会（平成27年10月23日）説明資料19頁

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afielldfile/2015/10/22/27zen24kai6.pdf

第3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画3では、効果的な CFC ルール（Controlled Foreign Company Rules）の構築が検討された。CFC ルールとは、居住地国での所得を CFC に移転させるリスクに対抗するルールであり、CFC ルールがなければ利益の移転と長期間にわたる課税の繰延べの機会を生じてしまうおそれがある。1962年に最初の CFC ルールが導入されてから多くの国々が CFC ルールを導入してきた。最近では、OECD/G20の BEPS プロジェクトに参加する国々のうち30の国が CFC ルールを導入しており、その他の国々も導入に関心を示している。しかしながら、現在の CFC ルールは、国際的なビジネス環境の変化に追いついていないことがあり、また、多くは BEPS に対して効果的に対処することができるように設計されていないと言われる。

行動計画3では、CFC ルールの政策的考慮と目的について検討され（Chapter 1）、CFC ルールの6つの項目（①CFC の定義（Chapter 2）、②適用除外及び閾値（Chapter 3）、③対象所得の定義（Chapter 4）、④所得計算のルール（Chapter 5）、⑤所得帰属のルール（Chapter 6）、⑥二重課税の防止と排除（Chapter 7））の点から各国が導入のために参考にすべきベスト・プラクティスが提示された。各国の政策的な目的が異なることから、BEPS 最終報告書の勧告はルールの履行に柔軟性を認めており、ミニマム・スタンダードの勧告とはなっていない。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

OECD では CFC ルールについて、その他国際課税制度と比較すると必ずしも十分に議論されてきたとはいえないが、近時のまとまった議論としては、「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting」（2013年7月）²⁰がある。

2015年4月3日、OECD から行動計画3のディスカッションドラフトが発表され²¹、パブリック・コメント及びパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に BEPS 最終報告書が発表された。

III BEPS 最終報告書の内容

1 概要

行動計画3では、CFC ルールの政策的考慮と目的について検討され（Chapter 1）、CFC ルールの6つの項目（①CFC の定義（Chapter 2）、②適用除外及び閾値（Chapter 3）、③対象所得の定義（Chapter 4）、④所得計算のルール（Chapter 5）、⑤所得帰属のルール（Chapter 6）、⑥二重課税の防止と排除（Chapter 7））の点から勧告された。

また、各国の政策的な目的が異なることから、BEPS 最終報告書の勧告はルールの履行に柔軟性を認めてベスト・プラクティスを提示しているにとどまり、ミニマム・スタンダードの

²⁰http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting_9789264202719-en

²¹<https://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-beps-action-3-strengthening-cfc-rules.pdf>

勧告とはなっていない。

2 CFC ルールの政策的考慮と目的（Chapter 1）

CFC ルールは、各国の税制全体に関連するため、各国が異なる政策を選択すると CFC ルールも各国ごとに異なることになる。一般的に、CFC ルールにおいて政策的に考慮しなければならない要素としては、①租税回避を抑止する手段としての役割（居住地国の税収を維持すること）、②移転価格税制を補完する方法、③実効性と管理・コンプライアンスの負担を調整する必要性、④実効性と二重課税の防止・減少を調整する必要性である。

さらに、CFC ルールは、全世界所得課税方式（ワールドワイド方式）と領土内課税方式（テリトリアル方式）のいずれかを採用しているか、また、EU 諸国であるか否か²²によっても影響を受ける。全世界課税方式を採用する場合には、親法人の所在地国で課税されていない所得に対しても広く適用される傾向があり、一方、領土内課税方式を採用する場合には、親法人の所在地国で課税される所得のみを CFC ルールの対象とするように狭く適用される傾向にある。

3 CFC の定義（Chapter 2）

CFC の定義に関しては、①対象となる外国事業体の種類と②CFC に対する支配が問題になる。

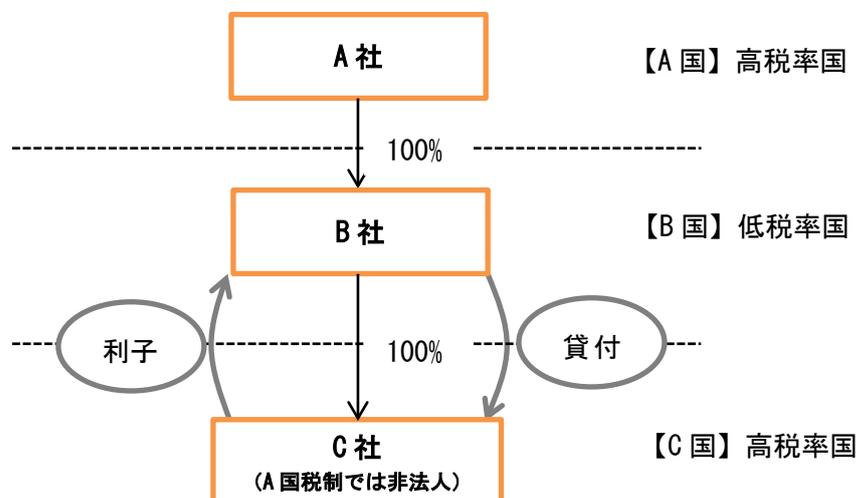
（1）対象となる外国事業体の種類

CFC ルールの対象となる外国事業体は、広く定義されるべきであり、「法人」に限定されない。BEPS の問題が生じる所得を稼得しており、その他の方法により対処されない場合には、一定の透明な事業体、PE、パートナーシップも CFC ルールの対象に含めるべきであると勧告された。

さらに、他国において異なる税制の取扱いを受けることにより CFC ルールを回避することを防止するために、修正ハイブリッド・ミスマッチ・ルールを導入することも勧告された。

²² Cadbury Schweppes 事件等において、欧州裁判所は、クロスボーダー取引に適用される CFC ルールは、「経済的実態を反映せず、税の優遇を得ることを唯一の目的とするように、完全に作為的な取極めを対象とするものでなければならない」と判示した。EU 諸国においては、CFC ルールは、EU 法も遵守するように制度設計されなければならない。

【修正ハイブリッド・ミスマッチ・ルール (BEPS 最終報告書 Figure 2.1)】



A国に所在するA社はB国に所在するB社の完全親会社であり、B社はC国に所在するC社の完全親会社である。B社からC社に対して貸付けがなされ、C社はB社に対して利子を支払っている（高税率国であるC国においてC社は支払利子を損金に算入することができる）。C社は、A国の税制では法人とは取り扱われず、そのため、B社がC社から受け取った利子はA社のCFCルールの対象所得の計算には含まれない。このような事例は、行動計画2で勧告されたハイブリッド・ミスマッチ（取極め）のルールの対象にはなっていないが、修正ハイブリッド・ミスマッチ・ルールにより、B社がC社から受け取った利子はA社のCFCルールの対象所得に含めるべきである。

(2) CFCに対する支配

CFCに対する支配に関しては、①支配の種類と②支配のレベルが問題になる。

ア 支配の種類

支配の種類については、法的支配、経済的支配、事実上の支配、連結による支配等が考えられるが、租税回避を防止しCFCルールを効果的に実行する見地から複数の種類を併せて判断されることが多い。少なくとも法的支配と経済的支配を合わせて判定すべきであり、事実上の支配と連結による支配を補完して考慮することも可能である。

イ 支配のレベル

CFCルールを適用するためにはどの程度の支配をしていることが必要であるかが問題となる。外国法人の法的又は経済的持分の50%以上を直接又は間接に保有している場合

には支配していると考えらるべきであるとされている。

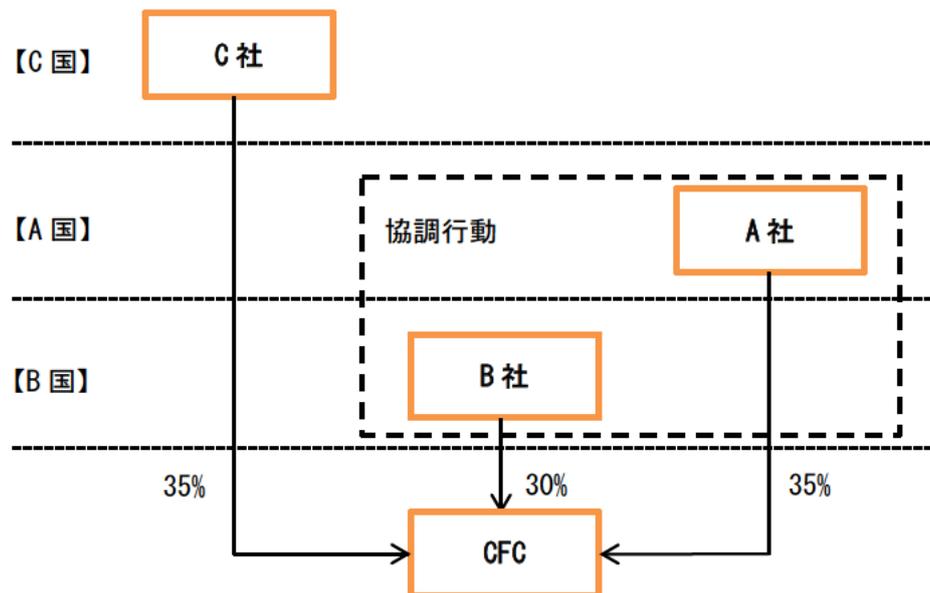
少数株主による支配については、①協調して行動する非関連者の持分が問題となる場合 (協調行動テスト若しくは行動一致基準)、②関連者が有する支配持分が問題となる場合 (関連者基準)、③一定の集中した保有持分が問題となる場合 (集中保有基準) の3つの方法により判定可能であり、これらの方法のうち、いずれか1つを採用することが推奨されている。

(ア) 協調して行動する非関連者の持分が問題になる事例 (協調行動テスト若しくは行動一致基準)

非関連者が協調して CFC を支配している場合には、株主が CFC に影響を与えるためにも行動しているか否かを事実認定判断する「協調行動テスト」により、支配の有無を決定すべきである。協調行動テストの具体例は以下のとおりである。

A 社、B 社、C 社はいずれも資本関係がない。A 国の CFC ルールにおける支配の要件は、50%以上の持分の支配である。A 社と B 社が CFC について協調して支配している場合には、A 社について CFC ルールを適用すべきとされる。

【協調行動テストの具体例 (BEPS 最終報告書 Figure 2.2)】



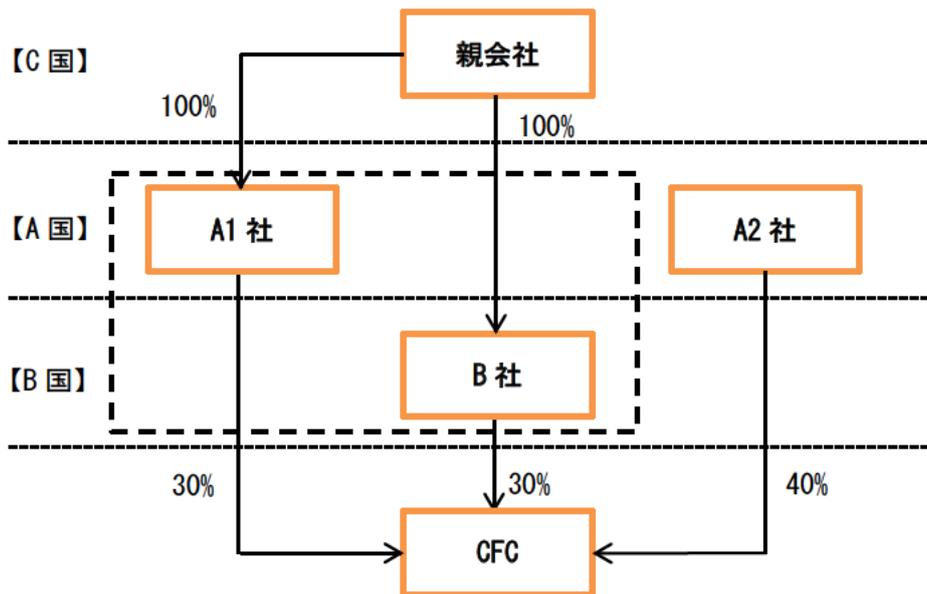
(イ) 関連者が有する支配持分が問題になる事例 (関連者基準)

少数株主が関連者ととも CFC に影響を及ぼす場合には、関連者が有する支配持分を考慮して支配しているか否かを判断すべきである。

A1 社と A2 社には資本関係はない。A 国の CFC ルールでは、関連者が CFC の 50%以

上の持分を保有する場合には CFC ルールが適用されるとされている。親会社は、CFC ルールの適用を避けるために、A1 社と B 社に CFC に対する持分を分割して保有することとした。この場合にも A1 社について CFC ルールを適用すべきである。

【関連者基準の具体例 (BEPS 最終報告書 Figure 2.3)】



(ウ) 一定の集中した保有持分が問題となる場合 (集中保有基準)

少数株主が CFC に影響を及ぼす場合には、集中保有基準により支配しているか否かを判断すべきである。例えば、米国においては、10%以上の持分を保有する場合には、居住者の全ての持分を合算することになる。このアプローチは、居住者の集中した持分を考慮するが、一方、一定水準未満の持分は支配の有無については考慮されないことになる。

前述 (イ) の事例において A 国が集中保有基準を採用する場合には、A1 社及び A2 社は非関連者であるが、A 国の居住者であるため、持分を合算して支配の有無を考慮されることになる ((イ) の関連者基準の場合は関連者である A1 社と B 社の持分を合算して支配の有無を判断することになるが、(ウ) の集中保有基準の場合は、関連者ではないが A 国居住者の A1 社と A2 社の持分を合算して支配の有無を判断することになる)。

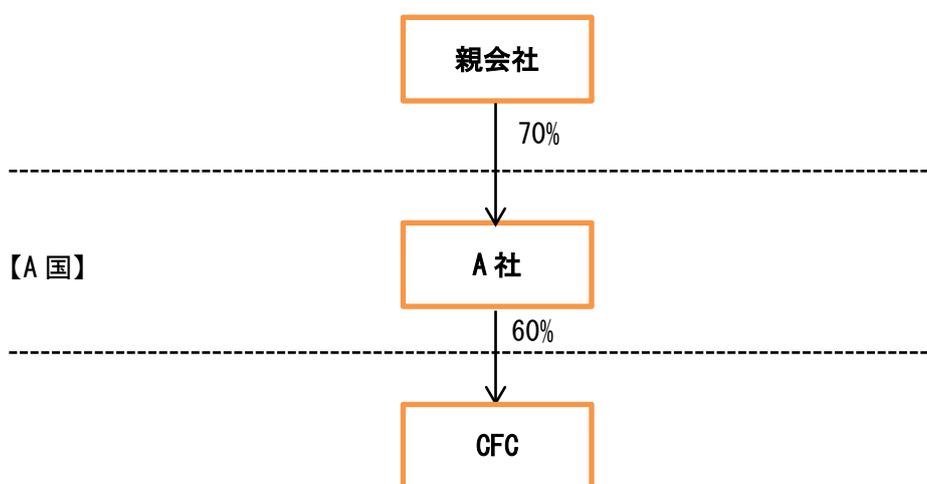
(エ) 間接的な支配の計算

子会社が CFC に対して十分な経済的支配を有し、かつ、親会社が子会社に対して十分な経済的支配を有する場合には、親会社が CFC に対して一定以上の支配を有すると

して CFC ルールの適用を判断すべきである。

例えば、親会社は A 社の 70% の持分を有し、A 社は CFC の 60% の持分を有している場合には、各段階では 50% 以上の持分を有しているが、親会社は CFC の持分を間接的に 42% しか保有していないことになる。しかしながら、このような場合にも CFC ルールを適用すべきである。

【間接的な支配の具体例（BEPS 最終報告書 Figure 2.4）】



4 適用除外及び閾値（Chapter 3）

適用除外と閾値を設定し、BEPS のリスクがほとんどない事業体を CFC ルールの対象から除外し、よりリスクの高い事例に焦点を絞ることにより、CFC ルールの適用範囲を限定することが認められる。CFC ルールの適用除外及び閾値の設定については、デミニマス基準、租税回避防止規定、税率による適用除外の方法があるが、BEPS 最終報告書では、税率による適用除外の導入が勧告された。また、税率による適用除外とともに、ホワイトリスト（CFC ルールを適用しない国を列挙する方式）を活用することも勧告された。

（1）デミニマス基準

デミニマス基準とは、事業体に帰属する所得が CFC の所得の一定割合又は CFC 所得の一定額以下の場合、又は、課税対象の収益が一定額以下の場合に CFC ルールを適用しないとするものである。BEPS 最終報告書では、デミニマス基準は勧告対象とはなっていないが、デミニマス基準と分割防止ルール（所得を複数の子会社間で分け、それぞれを閾値未満にするという回避方法を防ぐための措置）を併用することはベスト・プラクティスになり得ることが指摘された。

（2）租税回避防止規定

租税回避防止規定は、租税回避の結果となるような取引及びストラクチャーに対してのみ CFC ルールを適用するものである。租税回避防止規定は、CFC ルールの効果を狭め、また、CFC ルールの行政・コンプライアンス上の負担を増加させるおそれがある。そのため、BEPS 最終報告書では租税回避防止規定の導入は勧告されていない。

（3）税率による適用除外

税率による適用除外とは、CFC 国の税率が一定の税率以上の場合には CFC ルールを適用しないというものである。CFC ルールは、低課税国への所得の移転への対抗措置であり、低税率の CFC に焦点を当てることにより、納税者に明確性を与え、また、執行上の負担を軽減することができる。

税率の設定については、①CFC 国の税率と低税率と考えられる一定の税率とを比較する方法、②CFC 国の税率と親会社所在地国の税率とを比較する方法が考えられる。また、CFC 国の税率については、課税標準や税法を考慮してより正確な比較ができるという点から、CFC 国の表面税率ではなく、CFC の実効税率を用いることが勧告された。

（4）ブラックリスト方式・ホワイトリスト方式

CFC ルールの適用を個別事例ごとに判断するのではなく、判断の簡素化のために、CFC ルールの適用を一律に判定するための手法として、ブラックリスト方式（その国の居住者を CFC として取扱い CFC ルールを適用する方式）、又は、ホワイトリスト方式（その国の居住者を CFC として取り扱わずに CFC ルールを適用しない方式）がある。ホワイトリスト方式については、前述のとおり、税率による適用除外とともに用いることが勧告された。

例えば、英国のホワイトリスト方式では、英国と課税標準及び税率が実質的に類似している国に所在する CFC については、CFC ルールの対象外としている。

5 対象所得の定義（Chapter 4）

CFC ルールにおいて支配株主に帰属すべき所得を定義することが勧告された。また、各国が国内の政策と整合的な CFC ルールを設計できるように柔軟性を認めることとしている。各国は、CFC 所得の定義のためのルールを自由に選択することができ、この選択は各国が直面する BEPS のリスクの程度とも関連するものである。

CFC 所得の定義に関連して、所得の分析方法（①カテゴリー分析、②実質分析、③超過利益分析）、エンティティ・アプローチとトランザクショナル・アプローチが報告された。

（1）所得の分析方法

ア カテゴリー分析

一般に、現行の CFC ルールは所得を分類し、分類別に所得を帰属させている。各国は、①法的分類、②当事者の関連性、③所得の源泉地等の見地から、いかなる要素が最も関連しているのかを検討してカテゴリーを定義している。

①の法的分類とは、所得を法的に分類する手法であり、配当、利子、保険所得、ロイヤルティと IP 所得、販売・サービス所得に分類するものである。②の当事者の関連性の観点は、所得が誰から稼得したものであるかに着目したものである。③の所得の源泉地の観点は、所得がどこで稼得されたかに着目したものである。

イ 実質分析

実質分析は、CFC が実体的な活動（substantial activities）をしたか否かにより、CFC 所得に該当するか否かを判断するものである。

実質分析では、閾値テスト又は比例分析を活用することができる。閾値テストとは、CFC が一定の活動をする場合には CFC の所得の全てを CFC 所得から除外するものである。比例分析とは、CFC が行った一定の活動に比例する所得のみを CFC 所得から除外するものである。

実質分析の手法としては、以下のような4つの選択肢が示されている。

- ① 関連する事実と状況に対して閾値テストにより判断する。具体的には、CFC の稼得した所得に対して CFC の従業員が実質的な貢献をしているかどうかを判断するものである。この選択肢は、一定のセーフハーバーその他の実質的な貢献があるかどうかを決定する機械的な基準により策定することができる。
- ② グループ内の企業によって実行される重要な機能全てを検討し、仮に非関連者である場合に、CFC が特定の資産を所有するか、又は、特定のリスクを引き受ける可能性が高いか否かを判定する。
- ③ CFC が実際に所得を稼得するために CFC 国において必要な事業所及び施設を保有していたか否か、また、CFC が中核的機能の大部分を実行するために CFC の国内において必要な技能を備えた従業員を必要な人数雇用していたかどうかを考慮する。
- ④ ③を変形したものであり、行動計画5に基づいて策定されたパテント・ボックスに関するネクサス・アプローチを用いることによって、BEPS プロジェクトの他の分野との整合性を図るものである。実質分析として一種のネクサス・アプローチを CFC ルールに組み込むことにより、ネクサス・アプローチの要件を満たして稼得された所得は CFC 所得に含まれないことになる。一方、ネクサス・アプローチにおける適格 IP から生じたその他の全ての所得は CFC 所得として取り扱われることになる。

ウ 超過利益分析

超過利益分析とは、低課税国で稼得される通常利益を超過する所得を CFC 所得とするものである。なお、通常利益とは、利益率に適格資本を乗じた金額である。現行の CFC

ルールでは超過利益分析を採用したものはなく、また、BEPS 最終報告書においても導入の可否についてコンセンサスは得られなかった。

（2）エンティティ・アプローチとトランザクショナル・アプローチ

CFC 所得を定義するためにどの種類の分析方法を用いるか否かにかかわらず、各国は、このような所得分析を事業体単位で行うか、それとも取引単位で行うかを決定しなければならない。

エンティティ・アプローチは、一定の場合に執行上の負担を軽減することができる。しかしながら、CFC 所得が全体の所得のごく一部に過ぎない場合には、CFC ルールを適用する機会が減少してしまうことになる。

一方、トランザクショナル・アプローチは、エンティティ・アプローチと比較して、執行上の負担とコンプライアンス費用を増加させることになり、他の要素の設計次第によるが、税務当局は多数の企業に CFC ルールが適用されることを考慮しなければならないことになる。トランザクショナル・アプローチは、エンティティ・アプローチよりも、効果的に特定の所得を CFC ルールの対象とすることができる。また、行動計画3及びEU法の目的ともより整合的である。

なお、日本の制度は、トランザクショナル・アプローチとエンティティ・アプローチからなるハイブリッド・アプローチの例である。エンティティ・アプローチにより、一定の会社は CFC ルールの適用から除外されるが、当該会社の一定の所得（注：資産性所得）については CFC ルールが適用されることになる。

6 所得計算のルール（Chapter 5）

CFC ルールにより CFC 所得が帰属すると判断された場合、帰属すべき所得の金額を計算することになる。帰属すべき所得の計算については、①いかなる国のルールを適用すべきか、②CFC 所得の計算のために特別のルールが必要であるかが問題となる。

（1）いかなる国のルールを適用すべきか

所得計算においていかなる国のルールを適用すべきかについては、①親法人の所在地国の法令、②CFC 国のルール、③①か②について納税者の選択に委ねる、④IFRS など共通基準というオプションがある。

BEPS Action Plan（OECD、2013年）の目標と整合し、かつ、執行上のコストが減少できる点から、①の親法人の所在地国の法令によることが勧告された。

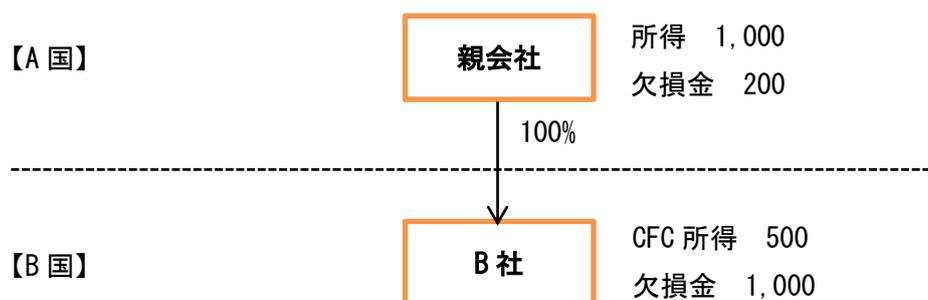
（2）CFC 所得の計算のために特別のルールが必要であるか

CFC の欠損金の取扱いが問題となり、CFC の欠損金は CFC の所得とのみ相殺できるとすべきか、若しくは、親法人の所得との相殺が認められるかが問題となる。多くの現行の CFC

ルールでは、CFC の欠損金は CFC の所得か CFC と同一国の他の CFC の所得とのみ相殺できるとされている。CFC の欠損金と親法人や他国の CFC の所得との相殺を認めると、CFC 国での欠損金の操作が助長されるおそれがあるため、CFC の所得か CFC と同一国の他の CFC の所得とのみ相殺できることが勧告された。

仮に、A 国の CFC ルールにおいて、CFC の欠損金と親法人の所得との相殺が禁止されていない場合には、親法人は欠損金合計 1,200 を所得合計 1,500 と相殺し、300 のみに課税されることになる。一方、A 国の CFC ルールにおいて、CFC の欠損金と親法人の所得との相殺が禁止されている場合には、B 社の所得 (500) と欠損金 (1,000) は相殺され、500 が繰越されて B 社の将来の所得と相殺できることになり、親法人は 800 (1,000-200) に対して課税されることになる。

【欠損金の相殺が問題となる場合 (BEPS 最終報告書 Figure 5.1)】



7 所得帰属のルール (Chapter 6)

CFC 所得の金額が計算されると、次に、CFC の株主への CFC 所得の帰属の方法が問題となる。所得の帰属については、①CFC 所得が帰属すべき納税者、②帰属する CFC 所得の金額、③帰属する CFC 所得の課税時期、④帰属する CFC 所得の取扱い、⑤帰属する CFC 所得の適用税率が問題となる。

(1) CFC 所得が帰属すべき納税者

帰属の閾値 (attribution threshold) は、支配の閾値 (minimum control threshold) と一致させるべきであるとされる。すなわち、納税者が支配の閾値を充足している場合には、その納税者に CFC 所得が帰属すると考えることになる。もっとも、各国の政策的考慮により、支配と帰属を異なる基準で判断することも認められる。

(2) 帰属する CFC 所得の金額

帰属する CFC 所得の金額は、保有割合と実際の保有期間又は影響の双方を参照して計算

されるべきであるとされた。

(3) 帰属する CFC 所得の課税時期

現行の CFC ルールの多くは、帰属する CFC 所得は、CFC の会計年度の終了日が属する納税者の課税期間に課税されるとしているが、韓国のように CFC の会計年度の終了日の 60 日後等それ以外の取扱いをすることもある。もっとも、いずれも BEPS の問題点に効果的に対処することができることから、親法人の国内法の規定により異なる取極めをすることが認められ、帰属する CFC 所得の課税時期については特段の勧告はなされなかった。

(4) 帰属する CFC 所得の取扱い

現行の CFC ルールでは、みなし配当や納税者が直接稼得したとして取り扱う方法等、異なるアプローチがある。いずれも BEPS の問題点に効果的に対処することができることから、親法人の国内法の規定により異なる取極めをすることが認められた。

(5) 帰属する CFC 所得の適用税率

親法人の所在地国の税率によることが勧告された。

8 二重課税の防止と排除 (Chapter 7)

CFC ルールに関する基本的な政策的考慮の一つは、CFC ルールが、国際競争力、成長と経済発展の障害となる二重課税にならないようにすることである。そのため、CFC ルールには、二重課税にならないような規定を設ける必要がある。二重課税が生じ得る状況とその対処法は以下のとおりである。

(1) 外国での法人税課税への救済

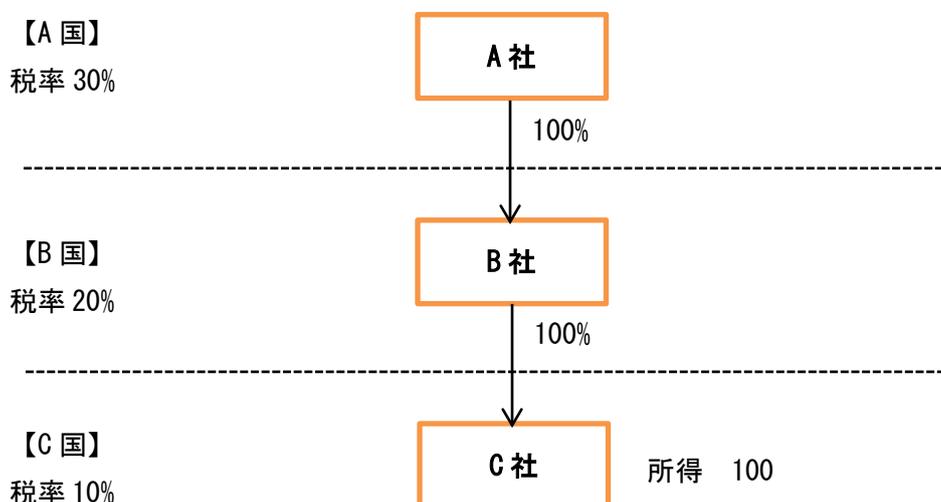
CFC 所得が CFC 国と親法人の所在地国の両方で課税される場合には、間接外国税額控除を適用すべきである。

(2) 同一の CFC 所得を複数国が CFC 課税の対象とする場合

同一の CFC 所得について複数の国で CFC ルールが適用されて課税される事態が生じ得る。このような場合には、CFC に近い国に優先的な課税権を認めることが考えられる。また、中間国での CFC 課税については間接外国税額控除を適用すべきである。

C 社の所得が 100 の場合、C 国は 10、A 国では 20 (30-10)、B 国では 10 (20-10) を課税したいと考える。CFC に近い国に優先的な課税権を認める場合、B 国は A 国よりも優先的な課税権が認められ、また、A 国は C 国と B 国の両方で支払われた税金について税額控除を認めることになる。その結果、C 国は 10、B 国は 10 (20-10)、A 国は 10 (30-10-10) を課税することになる。

【複数国で CFC ルールが問題となる場合（BEPS 最終報告書 Figure 7.1）】



（3）CFC 所得からの配当への救済

親法人の所在地国で既に課税された CFC 所得から親法人に配当がなされる場合には、二重課税を防止する観点から、親法人の所在地国において外国配当からの免税制度が適用されるべきである。

（4）CFC 所得からの譲渡への救済

親法人の所在地国で CFC 所得が課税され、その後に CFC の持分が譲渡される場合には、親法人所在地国での譲渡益課税がなされることになる。資産の譲渡益に対する課税の制度は各国によって異なることから、BEPS 最終報告書ではこのような事態への対応については特に勧告がなされなかった。

IV 今後の対応

1 OECD における対応

OECD は、今後も継続して、効果的な CFC ルールの策定について研究すると考えられる。

2 日本の対応

BEPS 最終報告書の CFC ルールに該当する我が国の制度はタックスヘイブン対策税制である。BEPS 最終報告書はミニマム・スタンダードではなく CFC ルールを新たに導入しようとする国や既存の CFC ルールを改正しようとする国が選択可能なベスト・プラクティスを示すものである。このような BEPS 最終報告書の位置付け及び内容を踏まえ、日本のタックスヘイブン対

策税制のあり方について改めて検討されることとされている²³。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

²³ 税制調査会（平成27年10月23日）説明資料21頁
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieIdfile/2015/10/22/27zen24kai6.pdf

第4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

I 行動計画策定の背景及び概要

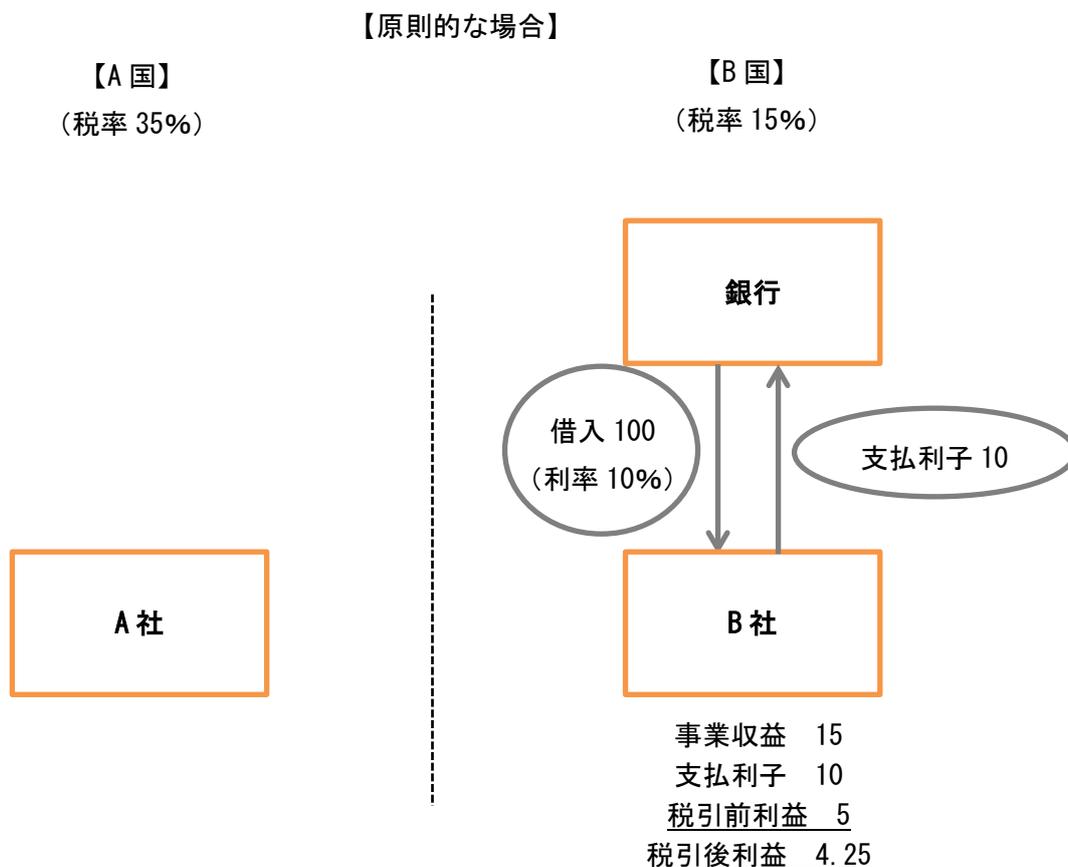
行動計画4では、支払利子及び経済的に利子と同等の支払が損金算入されることを利用して、グループ間融資等により相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に利子等を支払うことによる税源浸食に対処するため、利子等の損金算入の制限についてのベスト・プラクティスが勧告されている。

1 行動計画策定の背景

グループ間融資等により、税負担の軽い国外関連者に過大に利子等を支払うことによる税源浸食の例として、BEPS 最終報告書では以下の事例が挙げられている。

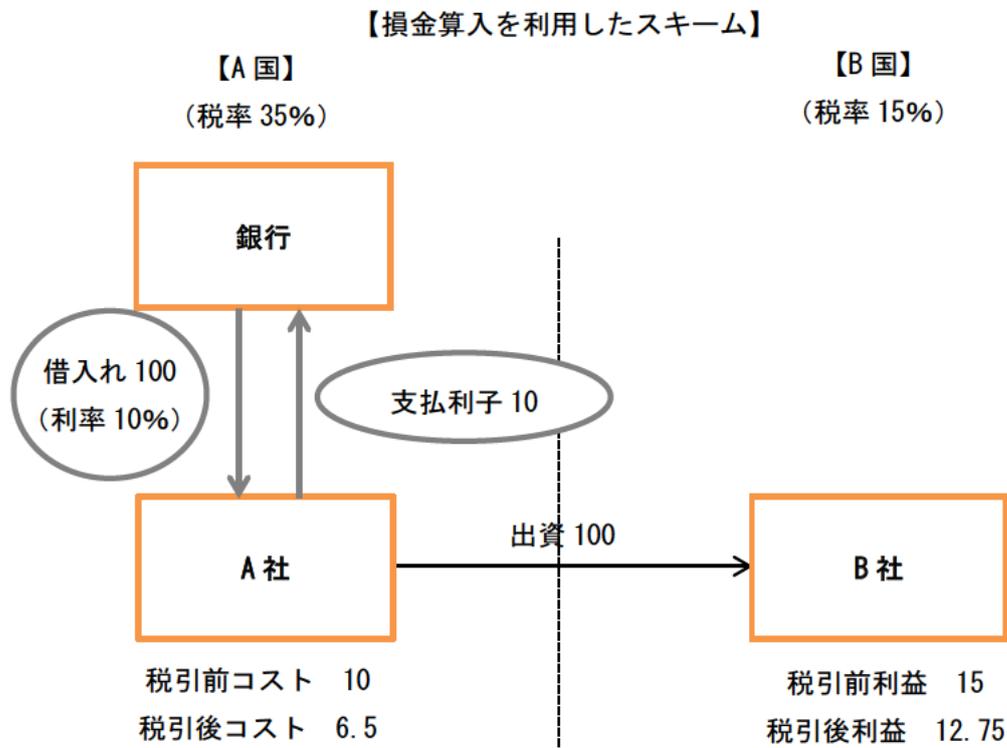
（1）原則的な場合

A国の法人税率は35%、B国の法人税率は15%である。B国に所在するB社は、銀行から100（利率10%）を借り入れ、事業を遂行して15の収益を得た。その後、利子10を銀行に支払った結果、税引前利益は5、税引後利益は4.25となる。



（2）支払利子が損金算入されることを利用したスキーム

A 国に所在する A 社が銀行から 100（利率 10%）を借り入れ、A 社は、B 社に 100 を出資する。B 社は事業により税引前利益 15 を稼得し、税引後利益は 12.75 となる。A 社は、銀行に 10 を利子として支払うことになるが、支払利子は損金算入できるため、利益を稼得するために要した税引前のコストは 10 となり、A 国における税率 35%を適用した後の税引後のコストは 6.5 となる。A 社と B 社のグループとしてみると、税引前利益は 5（B 社の利益である 15 から A 社におけるコスト 10 を引く）、税引後利益は 6.25（B 社における税率 35%を適用した後の利益である 12.75 から A 社における税引後のコスト 6.5 を引く）となり、税率の高い国に所在する会社が利子を支払うことにより、グループとして節税を図ることができる。



グループとしては、
税引前利益 5、税引後利益 6.25

2 行動計画4の概要

BEPS 最終報告書では、ミニマム・スタンダードではなく、ベスト・プラクティスとして、単体事業体の純支払利子の EBITDA²⁴に対する比率が一定の比率を超過する場合に超過部分の損金

²⁴ EBITDA : Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization (税引後当期所得+純支払利子+減価償却費+特別償却+当期税額)

算入を制限する「固定比率ルール」(fixed ratio rule) が基本ルールとして勧告された。そのほか、これを補完するオプションとして、事業体の属するグループ全体の純支払利子の EBITDA に対する比率が基準固定比率より高い場合には、グループ全体の比率まで当該事業体の利子損金算入を容認する「グループ比率ルール」(group ratio rule)、純支払利子額が一定の閾値 (de minimis threshold) を下回る場合には制度の適用除外とする「デミニマスルール」、公益性の高い事業の資金として使用されるローンに係る利子の適用除外ルール、超過支払利子・損金算入余裕枠の繰越し、超過支払利子の繰戻しや、固定比率ルールだけでは対処できないスキームに対抗するための特別ルール等の導入等についても提言されている。

また、BEPS 最終報告書では、銀行業と保険業は別途配慮すべき特質を有していることから、これらについては、BEPS リスクに対処する適切かつ個別のルールを開発する必要があるとされている。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

前述の問題に関する OECD の議論は、以下の報告書における検討を踏まえたものである²⁵。

- ① 「Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning (アグレッシブなタックス・プランニングを通じた企業損失の利用報告書)」の公表 (2011 年 8 月)

この報告書では、グループ間融資を利用して課税所得を減らす事例や、そのような事例に対処するための租税政策上のオプションが検討されている。

- ② 「Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues (ハイブリッド・ミスマッチ取極め：租税政策と法令遵守の論点報告書)」の公表 (2012 年 8 月)

この報告書では、ハイブリッド商品（税務上の取扱いが国によって異なる金融商品等）に係る支払利子の損金算入を利用した事例や、そのような事例に対処するための租税政策上のオプションが検討されている。

- ③ 「Addressing Base Erosion and Profit Shifting (BEPS への対応報告書)」の公表 (2013 年 2 月)

この報告書では、ハイブリッド商品を利用した事例やレバレッジを利用した企業買収の事例等がまとめられている。

- ④ ディスカッションドラフト

これらの報告書で挙げられた事例や課題を踏まえ、BEPS 最終報告書に先立ち、2014 年 12 月、「OECD (2014), Public Discussion Draft, BEPS Action 4 : Interest Deductions and Other Financial Payments, 18 December 2014-6 February 2015」(ディスカッションドラフト) がパブリック・コメントのために公表された²⁶。このディスカッションドラフトの段階では、①グループ利子配賦ルール (group-wide interest allocation rule) を原則としつつ、単体ベースで低い固定比率テストを満たす法人について例外を許容するという案

²⁵ EY 税理士法人作成に係る 2014 年 3 月付け「BEPS 対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」58 頁を参照

²⁶ <http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-action-4-interest-deductions.htm>

と、②単体ベースの固定比率ルールを原則としつつ、グループ比率テストを満たす法人について例外を許容する案の2つが提示されていたが、BEPS 最終報告書では、②の案を採用し、グループ比率ルールに損金算入制限緩和の役割を与えた。その上で、BEPS 最終報告書では、ディスカッションドラフトで提示されていた論点整理に概ね則して、各章で個別の論点に対する方向性を示す形式で、いくつかのベスト・プラクティスを勧告するという構成がとられている²⁷。

III BEPS 最終報告書の内容

1 全体像の概説（Chapter 1）

行動計画4では、多国籍企業グループは、グループ法人の負債額を調整することで有利な税効果を達成できること、グループ間融資によりグループ内の単体法人レベルの負債水準を容易に増加できること、金融商品を用いることにより経済的に利子と同等であるが、異なる法形式を有する支払を行うことにより利子損金算入制限を免れることができることを指摘した。これらの問題点を踏まえて、以下のようなシナリオでBEPSのリスクが生じ得ると指摘されている。

- ① 高課税国に所在するグループ会社において第三者から借入れをする。
- ② グループ間融資により、グループ法人が第三者から融資を受けた場合を超える利子の損金算入を生じさせる。
- ③ 利子所得が課税されない又はほとんど課税されない状況を作り出すために第三者又はグループ間融資²⁸を利用する。

これらのリスクに対処するため、行動計画4では、利子費用の利用を通じた税源浸食を防止するルール設計におけるベスト・プラクティスに関する勧告が示されている。

まず、導入部分において利子等の損金算入が行動計画4の対象になった背景を説明した上で、各国が採用しているアプローチのうち、①利子費用の対収益比率を固定比率として損金算入制限を設けるルール、②少数の国で採用されているグループ比率ルール、③一般的な利子制限ルールを補完する特別ルールを提示する。これに続くChapter1では、BEPS 最終報告書において勧告される、①固定比率ルールを基本として、②グループ比率ルールを組み合わせるなどのベスト・プラクティス・アプローチについての全体像が説明されている。個別の提言の詳細については後述する。

次に、Chapter2からChapter5までは、行動計画4に関する制度設計全般に関わる論点

²⁷ 増井良啓「BEPS 行動4の2015年報告書を読む」（租税研究2015年12月号）171頁、176頁を参照

²⁸ 「Executive Summary」第4段落においては、（後述する固定比率ルールは、）多国籍企業グループが、信用格付けや為替、資本市場へのアクセス等の租税以外の要素を考慮して、最も効率的な国及び法人に集中して第三者負債を生じさせ、グループの経済活動の観点からグループ内で借入金を再融資する能力を制約しない、との言及がなされており、行動計画4に係る提言が、グループ内ファイナンスによる資金調達能力を過度に制約しないようにすべきであるとの点について、一定の意識が払われていると考えられる。

について、個別に言及している。すなわち、行動計画4で対象とすべき支払利子等（Chapter 2）、ベスト・プラクティスが適用されるべき主体（Chapter 3）、利子費用と負債のいずれを対象とすべきか（Chapter 4）、経済活動の計測のための指標（Chapter 5）が取り上げられている。

さらに、ベスト・プラクティスとなる固定比率ルール（Chapter 6）、グループ比率ルール（Chapter 7）が詳細に説明されている。所得の年度変動に伴う二重課税のリスクの緩和（Chapter 8）、標的を絞った特別ルール（Chapter 9）、銀行業及び保険業への適用における特有の問題点（Chapter 10）が取り上げられ、今後の実施について述べられている（Chapter 11）。

2 制度設計上の論点（Chapter 2-5）

（1）行動計画4で対象とすべき支払利子等（Chapter 2）

どのような費用について利子として損金算入を認めるのかが問題となる。歴史的に各国で独自のアプローチを採用してきたことを考慮して、全ての国で適用されるべき利子の定義を勧告することには慎重であるべきとしている。その上で、ベスト・プラクティスを検討するに当たっては、広範かつ整合性のとれたアプローチを採用することに意義があるとして、あらゆる形式の負債の利子だけでなく、経済的に利子と同等の支払及びファイナンスに関連して負担する費用（利益参加型ローンに係る支払、転換債・ゼロクーポン債等の帰属利子、イスラム金融等の代替金融取極額、ファイナンス・リース支払金融コスト、関連資産の資産計上に含まれる利子相当額又はその償却額、移転価格税制の下での資金提供に係る利子相当額、デリバティブ・ヘッジ取引での想定利子、金融取引に係る一定の為替差損益、金融取極めに係る保証料、借入関連のアレンジメントフィー等）も、このルールの対象とすべきであるとする。

（2）BEPS 最終報告書でのベスト・プラクティスが適用されるべき主体（Chapter 3）

利子の支払による BEPS のリスクが問題となるのは、主体が、①多国籍企業グループの一部である事業体、②国内グループの一部の事業体、③いずれのグループにも属さない独立事業体の場合である。BEPS 最終報告書で勧告されるベスト・プラクティス・アプローチの適用主体については、リスクの種類の違いに応じたルール策定が必要であるとされている。

少なくとも、①については、BEPS 最終報告書にまとめられたベスト・プラクティス・アプローチの適用主体となるべきであるとされている。また、②及び③についても、各国の判断において、BEPS 最終報告書にまとめられたベスト・プラクティス・アプローチの適用対象として良いとされている。

なお、利子費用の利用を通じた税源浸食リスクの低い事業体を制度の対象外とするために、国内グループの全事業体が占める純支払利子費用に基づき、少額閾値の適用除外ルール（デミニマスルール）を設定することもオプションとして勧告されている。もっとも、

この場合には、多数の事業体を設立してデミニマスルールを不正に回避することを防止するための考慮が必要であるとされている。

（3）利子費用と負債のいずれを対象とすべきか（Chapter 4）

利子費用と負債のいずれを損金算入制限の対象とすべきかという論点については、税源浸食の主要な要因は、事業体グループが経済活動から発生する課税所得を人為的に分割できることにあることを踏まえ、税務上損金算入が可能な利子費用のレベルを直接的に制限することをベスト・プラクティス・アプローチとして提言している。

そして、二重課税の可能性を減らすために、総利子費用（gross interest expense）ではなく、対第三者・対関連者・グループ内で支払われる利子費用から受取利子を損金算入した後の純利子費用（net interest expense）を対象とすべきであるとする。なお、公益的なプロジェクトに対する第三者借入利子については、一般的な利子の損金算入制限の例外とされる選択肢があるとも論じられており、その条件についても説明している。

（4）経済活動の計測のための指標（Chapter 5）

経済活動の計測のための手段につき、収益と資産価値のいずれを指標として用いるべきかとの点については、収益が経済活動の最も適切な測定手段であると結論付けられている。さらに、収益を計測する指標として、EBITDA を用いるべきであるとする。なお、後述する固定比率ルールの場合には、EBITDA を用いて収益を測定すべきであるが、固定資産を集約する事業体に有利となる場合があるなどの他の要素との関連で、EBIT²⁹を利用することも可能であるとしている。

以上の制度設計上の個別論点についての検討を踏まえた上で、BEPS 最終報告書では、行動計画4のベスト・プラクティスとして、以下の内容を提言している。

3 基本ルールとしての固定比率ルールの提言（fixed ratio rule）（Chapter 6）

BEPS 最終報告書においては、固定比率ルールに基づくアプローチが基本ルールとして勧告されている。固定比率ルールとは、利子及び経済的に利子と同等の支払についての単体法人の純損金算入額を、EBITDA の一定割合に制限するルールである。固定比率ルールの重要な利点は、相対的にみて事業体や税務当局において適用しやすい点にある。BEPS 最終報告書では、少なくとも多国籍企業グループの法人には固定比率ルールが適用されるべきであると提言している。

固定比率ルールの利子費用の損金算入限度額の計算ステップは、以下のとおりである。

- ① 事業体の課税所得に純利子費用及び償却費を加算した収益（EBITDA 等）を算出する。
- ② 法令の基準固定比率を収益に適用して損金算入可能な利子の額を算出する。

²⁹ EBIT : Earnings Before Interest and Taxes（支払金利前税引前利益）

③ 損金算入可能な利子の限度額と実際の利子費用と比較する。

基準固定比率については、各国が他ルールと併用することや各国の法制度や経済状況等を考慮しつつ、第三者・関連者・グループ内関係者に対して支払われる利子を対象とするとされる。

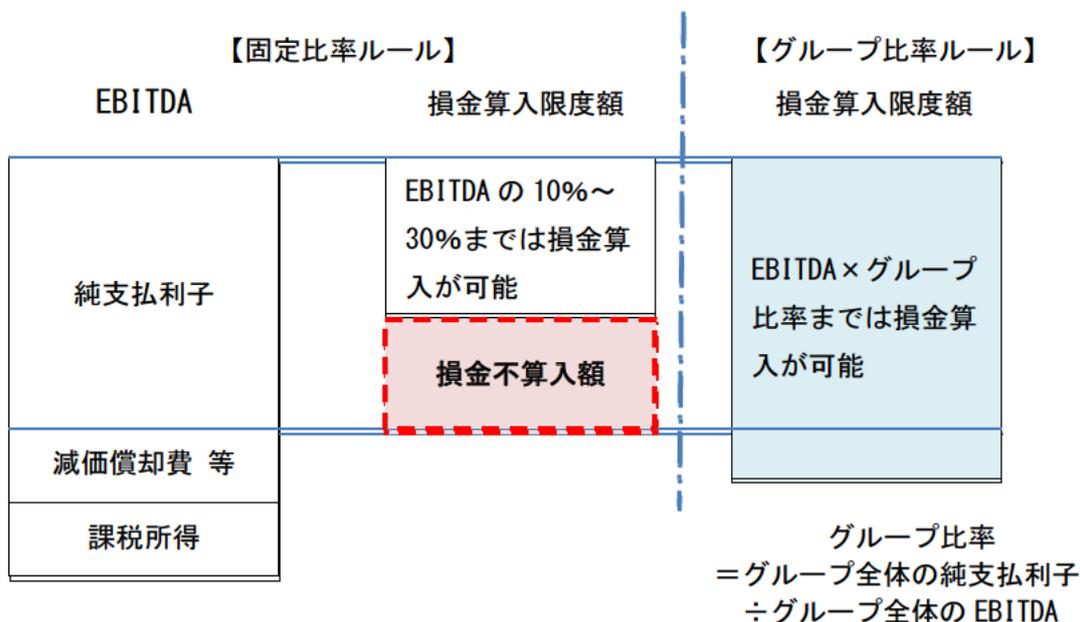
基準固定比率の設定においては、①大部分のグループ企業において第三者たる債権者に支払われる純利子費用が損金算入できるようにすること、また、②グループ内利子費用を用いて、第三者たる債権者に支払われる純利子費用を超過して純利子費用全額の損金算入が認められることを制限することという視点から検討されるべきである。また、多国籍企業グループの財務データの統計分析に基づき、基準固定比率を10%に設定した場合は62%、基準固定比率を30%に設定した場合は87%の多国籍企業が純利子費用全額を損金算入することが可能になるとの付録Bの分析結果や、他国の既存ルールとの併用及び経済状況等を踏まえ、各国は、10%から30%までの範囲で基準固定比率を設定すべきであると勧告されている。但し、10%から30%までのレンジの妥当性については、2020年末までに再検討され、見直される可能性がある。

4 グループ比率ルール (group ratio rule) (Chapter 7)

固定比率ルールのみがルールとして適用されるとなると、第三者支払利子/EBITDA 比率が前述の基準固定比率よりも高い業種や事業体グループにおいては、第三者支払利子の一部が損金不算入となり、過度の規制となってしまう。そこで、BEPS 最終報告書では、グループ比率ルールがオプションとして勧告され、かつ、グループ比率が前述の基準固定比率よりも高い場合には、グループ全体の比率まで利子費用の損金算入を許容するものとされている。つまり、グループ比率ルールは、固定比率ルールによる損金算入制限を強化するのではなく、損金算入制限を緩和する制度として提言されている。

なお、BEPS 最終報告書では、フィンランドやドイツのように、資本を基礎にするグループ比率ルールとしての資本除外ルール (“equity escape” rule) を採用しても良いことや、そもそも、グループ比率ルールを採用しなくても構わないことについても述べている。

【固定比率ルールとグループ比率ルールのイメージ図】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

5 所得の年度変動と二重課税への対処 (Chapter 8)

所得の年度変動により、EBITDAの金額が変動するため、利子費用を損金算入できる金額に影響を及ぼすことになる。そのため、当年度・過年度のEBITDAの平均値を用いるか、超過支払利子又は損金算入余裕枠の繰越し、若しくは超過支払利子の繰戻しルールも採用することが適当であるとされている。

損金算入を否定された利子費用及び／又は未使用の利子の損金算入枠を将来年度における使用のために繰越しることにより、所得変動がその法人が損金算入できる利子費用の金額に与える影響が小さくなる。また、損金算入を否定された利子費用を繰越しることにより、将来年度においてのみ課税所得を生み出すと予測される長期投資について法人が利子費用を負担することを助け、損失を抱える法人が利益を回復する時点で利子費用の損金算入を行うことを可能にするとされている。

6 特別ルール (targeted rules) (Chapter 9)

固定比率ルールやグループ比率ルールでは対応できないBEPSのリスクに対しては、一般的な利子の損金算入制限ルールを補完するために、各国において標的を絞った特別ルール (targeted rule) を導入することが推奨されており、過少資本税制やその他の個別的措置を採ることが提言されている。

特別ルールは、特定の取引や取極めに基づいた支払に係る利子の損金算入の制限であるが、多くの国では特別ルールのみを適用しており、一般的な利子の損金算入制限ルールを適用していない。

BEPS 最終報告書では、ベスト・プラクティス・アプローチとして、一般的な利子の損金算入制限ルールの採用を勧告しているが、特別ルールも特定の BEPS のリスクへの効果的な解決策となる場合があることを認めている。

7 ベスト・プラクティス・アプローチの銀行業・保険業への適用 (specific rules) (Chapter 10)

銀行業・保険業については、主たる事業活動と不可分のものとして金融資産・負債を保持していることに加え、多くの国において資本構成につき厳しい規制に晒されていることなどから、他業種とは異なった取扱いが求められるとされている。そこで、これらの業種に係る BEPS のリスクに対応するためには、特別のルールが必要であるとされており、そのベスト・プラクティスルールの検討は、2016 年に完了する予定とされている。

8 その他の行動計画との関係等 (Chapter 11)

- (1) 行動計画2のベスト・プラクティスとの関係性については、利子の損金算入制限ルールが適用される前に、行動計画2が適用されるべきであるとされている。
- (2) 行動計画3のベスト・プラクティスとの関係性については、親会社の課税対象となる外国子会社の所得は親会社の EBITDA の計算に含まれるとされている。
- (3) 各国における支払利子に対する源泉徴収税の賦課が、BEPS 最終報告書で勧告する固定比率ルール・グループ比率ルール・特別ルールによって影響を受けることはないとされている。

IV 今後の対応

1 OECD における対応／ベスト・プラクティス・アプローチの実施 (Chapter 11)

BEPS 最終報告書において提案されたベスト・プラクティス・アプローチは支払利子等の BEPS を対象とするものであるが、課税面において損金算入額を制限するルールは、事業体にとって重大なコストとなりうる。したがって、対象となる事業体に現行の仕組みを再構築するための時間的余裕を与えることとされており、また、既存の貸付けについては、経過措置を適用することが重要であるとされている。

今後、OECD では、グループ比率ルールの詳細な手続についてのガイダンス等、ベスト・プラクティス・アプローチの策定をすることになる。また、銀行業・保険業への特別ルールの策定は2016年に完了する予定である。

ベスト・プラクティス・アプローチの実施状況や、グループの行動に対する影響について、2020 年末までに各国によるモニターを行うこととされている。

2 日本の対応³⁰

BEPS 最終報告書でベスト・プラクティスとして勧告されている固定比率ルールに対応する日本の税制は、2012年に導入された過大支払利子税制である。日本の過大支払利子税制では、調整所得金額の50%を超える関連者純支払利子等の額が損金不算入とされる（租税特別措置法66条の5の2第1項）。「調整所得金額」は、BEPS 最終報告書におけるEBITDAにほぼ相当する。

もっとも、BEPS 最終報告書のベスト・プラクティスとしての勧告では、純支払利子を対象にするところは日本の過大支払利子税制と同様であるが、関連者の支払利子だけでなく、「第三者」に対する支払利子を損金算入制限の対象としている点で異なっている。

また、日本の過大支払利子税制の固定比率が50%であるのに対して、BEPS 最終報告書において提言されている固定比率のレンジは10%から30%までの間である。このレンジの提言は、あくまでベスト・プラクティスであり、ミニマム・スタンダードではないが、BEPS 最終報告書の提言を受けて、10%から30%までのどこかの基準に下げる形で国内法制化が進む可能性は否定できず、事業体の税負担への影響の有無が懸念される。

さらに、グループ単位のEBITDAをどのように計測するかについての詳細も、今後の作業とされる。OECDが推奨するEBITDAは、免税配当や海外免税所得を加算したものとされていないが、日本の「調整所得金額」は受取配当益金不算入額（法人税法23条）や外国子会社配当益金不算入額（法人税法23条の2）が含まれているため、計測指標の概念整理・調整が必要になると考えられる。

財務省資料によると、今後は、BEPS 最終報告書の勧告を踏まえ、過大支払利子税制等の改正の要否を検討するとされている³¹。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

³⁰ 増井良啓「BEPS 行動4の2015年報告書を読む」（租税研究2015年12月号）177頁を参照

³¹ 平成27年10月23日付け政府税調説明資料23頁

第5 行動計画5（有害税制への対抗）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画5では、「有害な税慣行」（harmful tax practices）に対抗するための取組が検討された。

1 行動計画策定の背景－1998年の「有害な税の競争報告書」

1998年4月に公表された「有害な税の競争報告書」（Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue）（以下「1998年報告書」という。）において提示された一定の要件に該当する優遇税制は「有害な優遇税制」（harmful preferential regime）であるとされていた。具体的には、金融・サービス及び無形資産の提供等の活動から生じる所得（足の早い所得：geographically mobile activities）を対象として、以下①の「無税又は低税率の課税がなされる制度であること」を必須の入口基準（gateway criterion）とした上で、②から④までのいずれかに該当するか（4つの主要な要素）と、必要だと判断される場合にはその他8つの要素³²に照らして、いずれか1つの基準に該当する場合には潜在的に有害な優遇税制と判定されてきた。

【1998年「有害な税の競争報告書」における有害な優遇税制の審査基準】

- ① 無税又は低税率の課税がなされる制度であること
- ② 国内経済から区分した「囲い込み」（外国企業のみを対象とする：ring-fence）の制度であること
- ③ 透明性が欠如している制度であること
- ④ 当該制度に関する実効的な情報交換がない制度であること

その上で、潜在的な有害税制が実際に有害であるか否かの判定においては、当該制度の経済的効果を検討することとされていた。

2 行動計画5の概要

1998年の「有害な税の競争報告書」における取組は、BEPSプロジェクトの行動計画5に引き継がれた。

行動計画5では、有害税制に関する取組の導入と背景について触れた上で（Chapter 1）、有害な税慣行に対するOECDの取組を概観し（Chapter 2）、1998年報告書の枠組みの下における有害税制の判定方法を解説した（Chapter 3）。

³² その他の8つの要素としては、①課税標準の人為的な定義、②国際的移転価格原則の不遵守、③国外源泉所得の居住地国課税免除、④交渉可能な税率又は課税標準、⑤秘密条項の存在、⑥広範な租税条約網へのアクセス、⑦租税最小化ビークルとしてプロモートされる制度、⑧純粋に節税目的であり実質的活動を含まないオペレーション又はアレンジメントを奨励する制度、が挙げられている。

その上で、具体的な提言、改善として、有害税制の判定について、管轄地において企業活動の実質があるか否かについて、合意された方法により判定を行うとする新たなミニマム・スタンダードの導入の提言がなされた。特に、知的財産（IP）に係る優遇税制（いわゆるパテント・ボックス税制³³）を取り上げて、優遇税制についての今後の実質性の判断基準として、ネクサス・アプローチを適用することが合意されたことを明らかにし、その他の優遇税制についても、同アプローチの適用を検討する方針を打ち出している（Chapter 4）。

また、透明性の向上についても、他国の税源に影響し得る個別企業に対する有害な税慣行に係るルーリングについて、関係当局間の自発的な情報交換が義務付けられる枠組みが合意されたことを明らかにしている（Chapter 5）。

さらに、BEPS 最終報告書では、OECD 加盟国及び BEPS アソシエイト諸国の 43 の優遇税制の有害性に係る有害税制フォーラム（Forum on Harmful Tax Practices: FHTP）の審査結果が報告されており（Chapter 6）、今後は、有害税制の審査対象を OECD 加盟国及び BEPS アソシエイト諸国以外の国にも拡大する方針が示されるとともに、実質性・透明性以外の観点からの審査基準の強化・拡張についても検討することとされ、FHTP において、引き続き有害税制の審査等の取組を続けていくことが宣言されている。（Chapter 7）

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

各国における優遇税制・有害な税慣行に係る議論については、1996 年の「有害な税の競争」に対する OECD プロジェクトの立上げを皮切りとして、1998 年報告書の付属文書に基づき同年 10 月に設置された FHTP の取組などにより、活発に議論がなされてきた³⁴。そして、OECD は、前述した基準によって「有害税制」に該当するとされた税制については、改廃を慫慂してきた。

近時では、2013 年 7 月に公表された行動計画の一環として、有害な税慣行への対応について検討されることとなり、金融所得・無形資産に関連所得等に対する優遇税制であったとしても、その適用が国内・国外で無差別である場合には、前述した従来の審査基準では有害性を判定し難いことから、経済活動の実体性及び制度の透明性についての審査基準を強化・拡張すべく、全体的なアプローチについて検討が行われてきた。

BEPS 最終報告書は、直近の 2014 年 9 月に FHTP が発行した一次報告書³⁵を更新する形で、知的財産（IP）に係る優遇税制を始めとする各種優遇税制について、経済活動の実体性に係る基準の策定に合意する優遇税制に関するルーリングや、自発的な情報交換を義務付ける枠組みなどを新たに提言している。この間までの OECD の取組のより詳細な経緯については、BEPS 最終報告書 Chapter2 を参照されたい。

III BEPS 最終報告書の内容

³³ 特許権等の知的財産から生まれる利益に対して、通常の法人税率より低い税率を適用する税制をいう。

³⁴ 活動の詳細は、Chapter2 のほか、EY 税理士法人作成に係る 2014 年 3 月付け「BEPS 対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」62-63 頁を参照

³⁵ <http://www.oecd.org/tax/beps-2014-deliverables.htm>

1 有害な税慣行への取組の刷新：実質的活動要件（Chapter 4）

有害税制により効果的に対抗するために、行動計画5では、FHTPに対して有害な税慣行への取組を刷新することを求めている。特に、実質的活動要件に再度焦点を当てること、透明性の改善、ルーリングの自発的交換の義務付けなどを求めている。Chapter 4では、実質的活動要件の要求が取り上げられている。

（1）知的財産に係る優遇税制における実質的活動要件

知的財産に係る優遇税制における実質的活動要件については、以下の3つの異なるアプローチが考慮されている³⁶。

- ① 価値創造アプローチ：適用対象となる納税者が、当該国においてどれほど重要な開発活動に取り組んでいるかによるアプローチ（①のアプローチは以下の②③を超える支持は得られなかった）
- ② 移転価格アプローチ：当該制度を有する国に納税者が一定水準の重要な機能を置いている場合において、納税者が課税上の便益を生じさせる資産の法的所有者若しくは課税上の便益を生じさせる資産を使用している場合（又は納税者が課税上の便益を生じさせる資産に係る経済的リスクを負担している場合）に、当該知的財産が生み出した全ての所得に全ての課税上の便益を付与する税制を許容するアプローチ
- ③ ネクサス・アプローチ：便益を受ける納税者の研究開発活動の範囲内であることを前提に、知的財産の研究開発活動に係る費用と、作り出された知的財産の利用により生み出された所得の間の直接の連結（ネクサス）の関連付けが反映されたものとなっているかによるアプローチ

知的財産に係る優遇税制についての実質的活動要件については、ネクサス・アプローチを適用することがFHTPにおいて合意され、G20により承認された。

ネクサス・アプローチでは、優遇税制の適用を受けた特典対象所得が、以下の数式で計算される金額を超えない場合には、実質的活動要件の基準を満たしていると考えられる³⁷。

$$\frac{\text{IP 資産開発のための適格支出}}{\text{IP 資産開発のための支出総額}} \times \text{IP 資産から生じる全所得} = \text{特典対象所得}$$

³⁶ 以下のそれぞれのアプローチの整理につき、21世紀政策研究所「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの討議文書の検討」30～31頁を参照

³⁷ 各管轄においては、数式に基づき算出される「ネクサス割合」につき、納税者において反証可能な推定規定として取り扱うことも可能であるとされている。

【各用語の内容の解説】

用語	内容
適格納税者	<p>特典対象所得を得る資格を与えられる納税者をいい、下記が対象となる。</p> <p>① 内国法人</p> <p>② 外国法人の国内 PE</p> <p>③ 内国法人の外国 PE であって便益を提供する管轄地で租税を課されるもの</p>
知的財産（IP 資産）	<p>特許権及び機能的に特許権と同等のものをいい、下記が対象となる。</p> <p>① 広く定義された特許権（patent）</p> <p>② 著作権のあるソフトウェア</p> <p>③ その他の目に見えない有用で新しい IP 資産で権限ある政府機関によって証明されるもの</p>
IP 資産開発のための適格支出	<p>適格納税者によって生じた支出であり、IP 資産に直接関連するものを用い³⁸、IP 資産開発のための支出のうち、下記が対象となる。</p> <p>① 納税者自身が行う開発活動のための支出</p> <p>② 第三者への外注費（IP 資産開発のための支出総額の 30%まで増額が可能³⁹）</p>
IP 資産開発のための支出総額	<p>適格納税者が自ら全ての適格支出を負担した場合の支出総額をいい、上記適格支出に含まれないものは、原則として全体支出にも該当しない（③はその例外）。具体的には、IP 資産開発のための支出のうち、下記が対象となる。</p> <p>① 納税者自身が行う開発活動のための支出</p> <p>② 第三者への外注費</p> <p>③ IP 資産の取得費⁴⁰</p> <p>④ 関連者への外注費</p>

³⁸ 適格支出の定義には、支払利子、建築費、取得コストが含まれないほか、個別の IP 資産に直接関連するとは言いえない支出は全てこれに含まれないことになる。もっとも、一般的な研究開発に係る支出が個別の IP 資産の適格支出に含まれない場合であっても、それらの支出は IP 資産又は製品に対してプロラタで分割される形で適格支出とされることになる。

³⁹ 第三者への外注費の増額（アップリフト）は、本質的には適格納税者以外の者による支出の連結性を認めにくいネクサス・アプローチが、研究開発等のアウトソース活動を不利に取り扱わないことを確保するために設けられている。なお、30%の増額分は、納税者が非適格支出を有する範囲に上限が限られており、適格支出の増分額が全体支出を超えることはない。

⁴⁰ ネクサス・アプローチは取得後の IP 資産の改良のために生じる支出を適格支出とみるものであるため、適格支出に IP 資産の取得費そのものは含まれないが、IP 資産の取得費は研究の権利を取得するために生じた支出が含まれており、取得前に生じた全体支出の代理指標としての性質を有するため、全体支出の対象には含まれる。

（2）知的財産以外の優遇税制における実質的活動要件

BEPS 最終報告書は、知的財産の優遇税制だけではなく、知的財産以外の全ての優遇措置についても、実質的な活動があることを要求する。

知的財産以外の優遇税制に適用される場合、実質的活動要件は、便益を受ける適格性を有する所得と、当該所得を得るために必要となる中核的活動とを結びつける繋がりを確定する必要がある。

そして、何が所得を得るための中核的活動に該当するのかという点については、制度の種類によって左右されるものであり、より詳細に検討が必要となることを指摘した上で、知的財産以外の優遇税制に係る以下の異なるタイプの活動について、概要を説明の上、以下の内容が中核的事業に該当し得ると説明している。

【知的財産以外の優遇税制の分類と中核的事業の内容】

対象となる税制	中核的事業の内容・補足説明
統括会社優遇税制	会社が受け取る特定の種類のサービス所得を生じさせる重要な活動（経営の意思決定、グループ企業のための支出の負担、グループ活動の総合調整等）
配送センター優遇税制	商品の運送及び貯蔵、在庫の管理及び注文の受注、コンサルタントその他の管理サービスの提供等
ファイナンス及びリース業優遇税制	資金調達条件の合意、リースされる資産の特定と取得、ファイナンス・リースの条件・期間設定、契約のモニタリングと審査、リスク管理等
ファンドマネジメント優遇税制	投資の保有と売却に係る意思決定、リスクと準備金の計算、通貨価値の変動と金利の変動及びヘッジ・ポジションに係る意思決定、規制その他の政府当局及び投資家への報告等
銀行業優遇税制・保険業優遇税制	銀行については、活動の種類によるとの留保の上で、資金調達、リスク管理（信用・通貨・金利リスクを含む）、ヘッジ・ポジション、ローン、信用その他のファイナンス・サービスの提供、規制資本の管理、規制上の報告書・申告書の作成等。保険業については、リスクの予測と計算、リスクに対する保険又は再保険、顧客サービスの提供等
船舶会社優遇税制	乗組員の管理（雇用・給与・監視等）、船舶の維持、配達の監視と運搬、航海の編成と監視等
持株会社優遇税制	持株会社制度を①多様な資産を保有し、多様な所得を得る会社と②資本参加により配当及びキャピタルゲインを得る会社に分類している。その上で、①については、多様な所得との中核的活動が必要であるとの指摘に留める一方で、②については、会社自体の実質性が弱いことから、別途の政策的考慮を要するものとされ、情報交換制度の充実、行動計画

対象となる税制	中核的事業の内容・補足説明
	6に基づく対応、行動計画2に基づく対処等が指摘されている。

今後は、知的財産税制以外の優遇税制の判断に適用する実質的活動基準についても、より詳細な検討がなされることになる。

2 有害な税慣行への取組の刷新：ルーリングに係る透明性向上の枠組み（Chapter 5）

BEPS 最終報告書において、次いで優先度が高い事項とされる事項は、明確なルーリングの下における自発的な情報交換（compulsory spontaneous exchange of information）の義務付けを含めた透明性向上の改善である。

自発的な情報交換の義務付けの対象となるルーリング及び情報交換の対象国の概要は以下のとおりである。

【ルーリング及び情報交換の対象国の概要】

対象となるルーリング	対象国
以下の税制に関するもの ・船舶会社優遇税制、銀行業優遇税制、保険業優遇税制、ファイナンス及びリース業優遇税制、ファンドマネジメント優遇税制、統括会社優遇税制、配送センター優遇税制、サービスセンター優遇税制、知的財産優遇税制、持株会社優遇税制 ・そのほか、FTPHによって優遇税制として認められる税制	以下の①～③に該当する全ての国 ① 優遇税制適用対象取引にかかわっている関連者（出資比率 25%以上）の居住地国 ② 究極の親会社の居住地国 ③ 直近の親会社の居住地国
クロスボーダーのユニのAPA及びその他のクロスボーダーのユニのルーリング（移転価格又は移転価格原則を適用するもの）	以下の①～③に該当する全ての国 ① ルーリングの対象取引に関わっている関連者の居住地国 ② 究極の親会社の居住地国 ③ 直近の親会社の居住地国
クロスボーダーのルーリングであり、ルーリング発出国における課税所得の一方的な下方修正をもたらす国境をまたぐもの	以下の①～③に該当する全ての国 ① ルーリングの対象取引に関わっている関連者の居住地国 ② 究極の親会社の居住地国 ③ 直近の親会社の居住地国
PE 認定に関するもの	以下の①～③に該当する全ての国

対象となるルーリング	対象国
	① 本店所在地国又は PE 所在地国 ② 究極の親会社の居住地国 ③ 直近の親会社の居住地国
関連者間導管取引に関するもの	以下の①及び③に該当する全ての国 ① 導管法人に対して直接又は間接に支払を行っている関連者（出資比率 25%以上）の居住地国 ② 導管法人に対する支払の究極の実質的所有者の居住地国 ③ （上記②に含まれていない場合、）究極の親会社及び直近の親会社の居住地国

これらのルーリングの枠組みにおいては、税務当局において必要となる情報交換と、関係国の事務負担のバランスをとることが求められている。

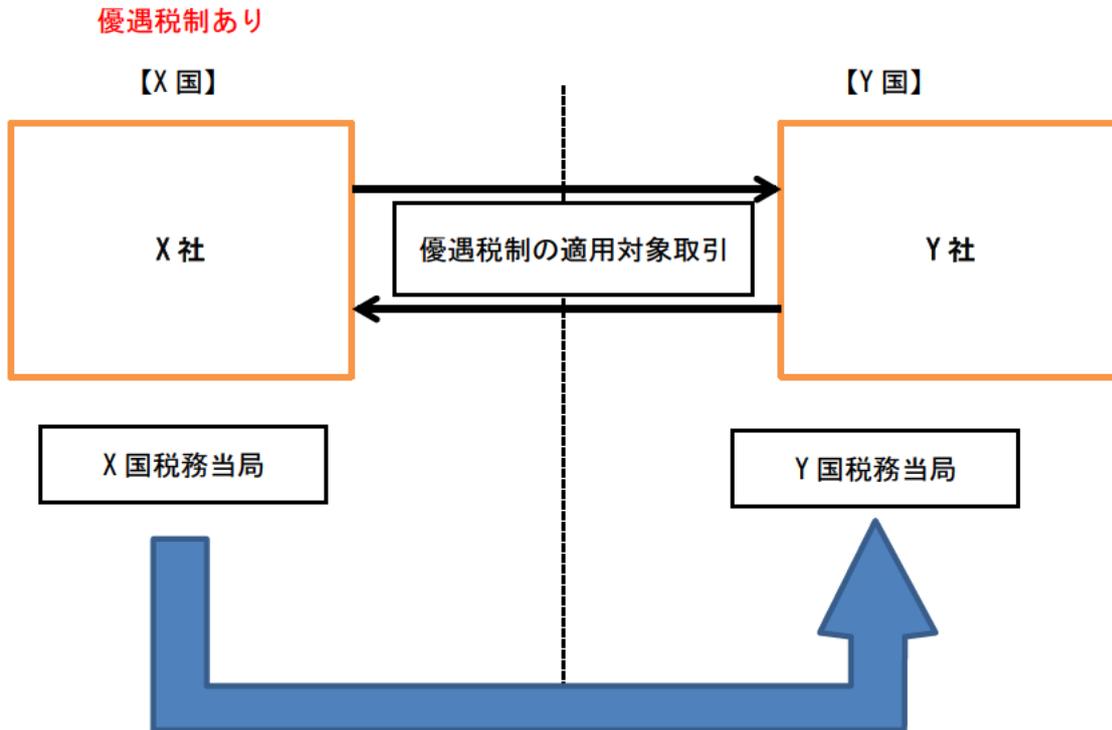
なお、この枠組みの適用につき、将来のルーリングについては 2016 年 4 月 1 日以降に発せられる情報交換が義務付けられ、義務付けられた国は、そのルーリングを発出した国における権限のある当局が入手してから、できるだけ早く、遅くとも 3 か月以内に情報交換を行わなければならないとされている。

また、これまでの過去のルーリング（2010 年 1 月 1 日以後に発行され、2014 年 1 月 1 日において効力を有していたもの）については、2016 年 12 月末までに情報交換手続を完了することとなっている。

最後に、BEPS 最終報告書では、自発的な情報交換の義務付けに関する OECD の枠組みにおける透明性の向上のために、以下のベスト・プラクティスを検討している。これらは、一般的なものと納税者を特定したクロスボーダー・ルーリングとの双方に適用することができる。

- ① ルーリングの提供プロセス
- ② ルーリングとそれに続く監査／調査手続の条件
- ③ 公表と情報交換

【自発的な情報交換の義務付けのイメージ図】



X国税務当局に自発的な情報交換の義務が発生
⇒優遇税制を有するX国税務当局にはルーリングの内容
に関する情報をY国税務当局に提供する必要が生じる

【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づきTMI総合法律事務所で作成】

3 優遇税制に関する審査状況（Chapter 6）

BEPS 最終報告書では、OECD 加盟国及び BEPS アソシエイト諸国の優遇税制の有害性について FHTP の審査結果が報告されている。具体的には、各国の 43 の優遇税制について審査がなされており、うち 16 が知的財産に係る優遇税制である。

（1）知的財産に係る優遇税制

パテント・ボックス税制等の欧州の知的財産優遇税制について、1998 年報告書における審査基準及び BEPS 最終報告書における実質的な活動基準（ネクサス・アプローチ）により審査されたが、いずれについても、ネクサス・アプローチには適合しないものと判定されている。

なお、知的財産優遇税制に関する審査結果は下表のとおりである。

【知的財産に係る優遇税制の審査状況（BEPS 最終報告書 Table6. 1）】

	国名	制度	結論
1	Belgium	Patent income deduction	いずれについても、ネクサス・アプローチには適合しないものと判定されている。これらの知的財産に係る優遇税制を有する国々は、2015 年中にネクサス・アプローチに対応する法改正を始めることとされ、新制度の発行又は2016年6月30日の期限をもって、既存の優遇税制の新規の適用を停止する。この点につき、既存の優遇税制の適用を受けている納税者は、2021年6月30日までは同制度の適用を受けることが許されるが、同日をもって、既存の優遇制度は完全に廃止される。
2	People' s Republic of China	Reduced rate for high & new tech enterprises	
3	Colombia	Software regime	
4	France	Reduced rate for long term capital gains and profits from the licensing of IP rights	
5	Hungary	IP regime for royalties and capital gains	
6	Israel	Preferred company regime	
7	Italy	Patent box	
8	Luxembourg	Partial exemption for income/gains derived from certain IP rights	
9	Netherlands	Innovation box	
10	Portugal	Partial exemption for income from certain intangible property	
11	Spain	Partial exemption for income from certain intangible assets	
12	Spain - Basque Country	Partial exemption for income from certain intangible assets	
13	Spain - Navarra	Partial exemption for income from certain intangible assets	
14	Switzerland - Canton of Nidwalden	Licence box	
15	Turkey	Technology development zones	
16	United Kingdom	Patent box	

（2）知的財産以外の優遇税制

27の税制について審査が行われた。日本の2つの税制⁴¹を含む16の税制が「有害でない」とされたほか、「潜在的に有害であるが、実際には有害でない」とされたものが2つ、改正されたものが1つ、廃止手続中であるものが4つ、審査中のものが4つとされている。知的財産以外の優遇税制については、BEPS 最終報告書における実質的な活動基準による審査はまだ行われていないため、今後、再審査をする可能性もある。なお、知的財産以外の優遇税制に関する審査状況は次表のとおりである。

⁴¹ 国際戦略総合特区に係る優遇税制及び研究開発税制

【知的財産以外に係る優遇税制の審査状況（BEPS最終報告書 Table6.2）】

	国名	制度	結論
17	Argentina	Promotional regime for software industry	Not harmful
18	Australia	Conduit foreign income regime	Not harmful
19	Brazil	PADIS – Semiconductors Industry	Not harmful
20	Canada	Life insurance business regime	Potentially harmful but not actually harmful
21	People' s Republic of China	Reduced rate for advanced technology service enterprises	Not harmful
22	Colombia	Foreign portfolio investment regime	Not harmful
23	Greece	Offshore engineering and construction	Amended
24	India	Deductions in respect of certain incomes of offshore banking units and international financial services centre	Not harmful
25	India	Special provisions in respect of newly established units in special economic zones	Not harmful
26	India	Special provisions relating to income of shipping companies - tonnage tax scheme	Not harmful
27	India	Taxation of profit and gains of life insurance business	Not harmful
28	Indonesia	Public/listed company regime	Under review
29	Indonesia	Investment allowance regime	Under review
30	Indonesia	Special economic zone regime	Under review
31	Indonesia	Tax holiday regime	Under review
32	Japan	Special zones for international competitiveness development	Not harmful
33	Japan	Measures for the promotion of research and development	Not harmful
34	Latvia	Shipping taxation regime	Not harmful
35	Luxembourg	Private asset management company (Société de gestion de patrimoine familial)	Not harmful
36	Luxembourg	Investment company in risk capital (Société d' investissement en capital à risque) regime	Not harmful
37	South Africa	Headquarter company	Potentially harmful but not actually harmful
38	South Africa	Exemption of income in respect of ships used in international shipping	Not harmful
39	SwitzerlandCantonal level	Auxiliary company regime (previously referred to as domiciliary company regime)	In the process of being eliminated

	国名	制度	結論
40	Switzerland - Cantonal level	Mixed company regime	In the process of being eliminated
41	Switzerland - Cantonal level	Holding company regime	In the process of being eliminated
42	Switzerland - Federal level	Commissionaire ruling regime	In the process of being eliminated
43	Turkey	Shipping regime	Not harmful

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応（Chapter 7）

OECDは、引き続きOECD加盟国やBEPSアソシエイト諸国の優遇税制の監視や透明性の枠組みの拡大適用を含めた取組を継続していくほか、OECDやG20に加盟していない第三国の優遇税制審査の拡大への取組、FHTPの既存の実質性・透明性の観点の基準の見直し又は追加の検討を行うとされ、それ以外の審査基準についても、検討対象を継続するものとされている。

2 日本の対応

日本の現行税制については、FHTPの優遇税制に関する審査において、No.32「国際戦略総合特区に係る税制」及びNo.33「研究開発税制」が審査の対象とされたが、審査の結果、いずれも有害税制に該当するとは判断されておらず、この点での日本の対応等は想定されていない。

また、ユニラテラルのAPAを含むルーリングに係る自発的な情報交換の義務化について、日本は、個別の国との政府間協定や、税務行政共助条約に基づく情報交換といった既存の情報交換の枠組みで対応する方針であるとされており、この点でも、日本の新たな対応は特段求められていない。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

第6 行動計画6（租税条約の濫用防止）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画6では、トリートリーショッピング（第三国の居住者等が不当に租税条約の特典を得ようとする行為であり、一般的に「条約漁り」と訳されている）に代表される租税条約の濫用の防止を取り上げられている。租税条約の濫用防止はBEPSの最も重要な原因の一つと認識されている。

納税者は、本来、租税条約の特典が得られないにもかかわらず、トリートリーショッピングやその他の租税条約の濫用の手法により、租税条約の特典を求めることにより各国の税収を減少させてきた。各国は、トリートリーショッピングに対抗するミニマム・スタンダードを含め、租税条約に濫用防止規定を設けることに合意した。さらに、各国は、各国の特殊性及び二国間での条約交渉の状況に適合させる必要があることから、ミニマム・スタンダードの実行に多少の柔軟性があることについても合意された。

行動計画6では、租税条約の濫用防止のためにミニマム・スタンダードとして、以下の措置を講じることが勧告された。

- ① 租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避や脱税（トリートリーショッピングを含む）を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記すること。
- ② 租税条約に一般的濫用防止規定として、以下のいずれかを規定すること
 - (i) 主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）のみ
 - (ii) 厳格版特典制限規定（Limitation on Benefit）及び導管取引防止規定（限定的PPT）
 - (iii) 簡易版LOB及びPPTの両方

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

OECDは、従来より、租税条約の濫用防止の問題に取り組んできている。1977年のOECDモデル租税条約の採択時においては、租税条約の不正利用（improper use）に係る新しい章がコメントナリーに設けられ、配当、利子及び使用料に係る源泉徴収税の減免措置に係る「受益者」の概念が導入された。OECDは、1977年以降、租税条約の濫用防止の問題に関して、以下のように報告書に盛り込んでいる。

- (i) 「Double Taxation Conventions and the Use of Base Companies（租税条約と基地会社の利用報告書）」、及び「Double Taxation Conventions and the Use of Conduit Companies（租税条約と導管会社の利用報告書）」の公表（1986年11月）

これらの報告書では、基地会社を利用する場合及び導管会社を利用する場合の租税条約の濫用防止の事例及びその対策案が検討されている。

- (ii) 「Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue（有害な税の競争報告書）」⁴²の

⁴² <http://www.oecd.org/tax/transparency/44430243.pdf>

公表 (1998 年 4 月)

本報告書は、有害な税の競争に対する対抗措置を検討したものであるが、対抗措置として検討された19項目のうち、第9勧告及び第10勧告は租税条約の濫用に係るものである。第9勧告では、有害税制の対象所得や活動主体に対する租税条約上の特典付与を制限するための規定の導入及び OECD モデル租税条約への当該規定の導入又は明確化が検討されている。また、第10勧告では、CFC ルール等の国内法による濫用防止規定が租税条約に反しないことの明確化が検討されている。

(iii) 「Issues in International Taxation, No. 8, 2002 Reports Related to the OECD Model Tax Convention: Restricting the Entitlement to Treaty Benefits (条約の特典の適用制限報告書)」⁴³の公表 (2002 年 11 月)

本報告書では、上述 (ii) の報告書の勧告の検討が行われている。

これらの報告書で挙げられた勧告は、OECD モデル租税条約の改訂に順次反映されてきた。特に、2003 年の OECD モデル租税条約の改訂においては、コメントリーに、租税条約の目的として、従前から規定されてきた国際的二重課税の排除だけでなく、租税回避及び脱税を防止することが明示された。それまでには「租税回避及び脱税を助長するものであってはならない」と規定されてきたことと比べると、租税回避及び脱税の防止に対してより強い表現となっている。さらに、「受益者」概念が明確化され、2014 年には、OECD モデル租税条約 10 条、11 条及び 12 条のコメントリーの規定が改訂され、OECD が各種のトリートリーショッピングの状況に対処する手段として「受益者」概念を活用する限界が検討された。

(iv) ディスカッションドラフト

2014 年 3 月 24 日にディスカッションドラフトが公表され⁴⁴、パブリック・コメント及びパブリックコンサルテーションを経て、2014 年 9 月 16 日に第一次提言が公表された⁴⁵。さらにその後、フォローアップ作業が行われ、2015 年 5 月 22 日に改訂されたディスカッションドラフトが公表され⁴⁶、さらに、パブリック・コメント及びパブリックコンサルテーションを経て、2015 年 10 月 5 日に BEPS 最終報告書が公表された。第一次提言後のフォローアップ作業では、LOB 条項の具体的な規定及びコメントリーの内容、集团的投資ピークルへの租税条約の適用の有無及び適用の方法等が問題とされていたが、BEPS 最終報告書のとおりまとめられた。

III BEPS 最終報告書の内容

⁴³http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/no-08-2002-reports-related-to-the-oecd-model-tax-convention_9789264099920-en

⁴⁴ <http://www.oecd.org/tax/discussion-draft-action-6-prevent-treaty-abuse.htm>

⁴⁵ http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/preventing-the-granting-of-treaty-benefits-in-inappropriate-circumstances_9789264219120-en

⁴⁶ <http://www.oecd.org/tax/treaties/revised-discussion-draft-action-6-prevent-treaty-abuse.htm>

1 概要

行動計画6では、トリートリーショッピングに代表される租税条約の濫用の防止を取り上げられている。租税条約の濫用防止はBEPSの最も重要な原因の一つと認識されている。

BEPS 最終報告書では、以下の3点について検討された。

- ・ 不適切な状況で租税条約の特典を与えることを防止するためのOECDモデル租税条約の規定及び国内ルールの設計に係る勧告を策定する（BEPS 最終報告書 Section A）。
- ・ 租税条約は二重非課税を生み出すために使われることを意図したものではないことを明確にする（BEPS 最終報告書 Section B）。
- ・ （低課税国又は無税国と）租税条約を締結すること決定する前に検討すべき租税政策の考慮事項を特定するための作業を行う（BEPS 最終報告書 Section C）。

以下では、それぞれの項目について行動計画6の概要を説明する。

2 不適切な状況で租税条約の特典を与えることを防止するためのOECDモデル租税条約の規定及び国内ルールの設計（BEPS 最終報告書 Section A）。

不適切な状況で租税条約の特典を与えることを防止する最善の手法を決定するために、以下のように、二つの場合に分けて検討された。

- ・ 租税条約自体に規定された制限を回避する場合
- ・ 租税条約の特典を利用して国内税法の規定を回避する場合

（1）租税条約自体に規定された制限を回避する場合

ア トリートリーショッピングへの対応

租税条約の濫用防止のためにミニマム・スタンダードとして、以下の（ア）及び（イ）の措置を採用することが勧告された。

（ア）租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避や脱税（トリートリーショッピングを含む）を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものではないことを明記すること。

（イ）租税条約に、一般的濫用防止規定として次のいずれかを規定することが勧告されており、LOB条項（特典資格条項1～6項）のモデル例がパラグラフ25に、また、PPT条項（特典資格条項7項）のモデル例がパラグラフ26に記述されている。

- ① 主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）のみ
- ② 厳格版特典制限規定（Limitation on Benefit）及び導管取引防止規定（限定的PPT）
- ③ 簡易版LOB及びPPTの両方

特典資格条項の条文案は以下のとおりである。

【特典資格条項】(条文案)

※ 1項から6項までがLOBに係る特典資格条項の条文案である。PPT条項の場合には、1項から6項までに加えて7項を追加するものとされている。

1. (2項で定義された適格者に該当しない一方の締約国の居住者には、租税条約の特典が付与されない旨の規定)
2. (居住者が適格者に該当する状況の定義。以下を含む。
 - a)個人、b)一方の締約国、並びに、完全に支配された政治的下部組織及び事業体、c)一定の上場会社及びその子会社、d)一定の慈善団体及び年金基金、e)一定の支配要件に適合する他の事業体、f)一定の集团的投資ビークル)
3. (適格者に該当しない場合であっても、ある者がその居住地で能動的な事業活動に従事しており所得がその事業に関連し又は付随している場合、その者によって得られた一定の所得に対し租税条約の特典を付与する旨の規定(事業活動基準))
4. (ある事業体に係る合意された持分割合以上の一定の株式が同等受益者によって保有される場合、適格者ではないその者に対して租税条約の特典が付与される旨の規定(派生的受益者基準))
5. (1項から4項までで特典が付与されない場合に、一方の締約国の権限のある当局がある者に一定の租税条約の特典を付与することを認める規定)
6. (1項から5項までの用語の定義)
7. この条約の他の規定にかかわらず、全ての事実及び状況を考慮した上で、当該特典を得ることが、直接的に又は間接的に当該特典を得ることとなる取決め又は取引の主たる目的の1つであると合理的に結論付けられる場合には、ある所得又は資本に対してこの条約の特典は与えられないものとする。ただし、当該特典を与えることがこの条約の規定の目的に合致すると認められる場合を除くものとする。

【筆者注】

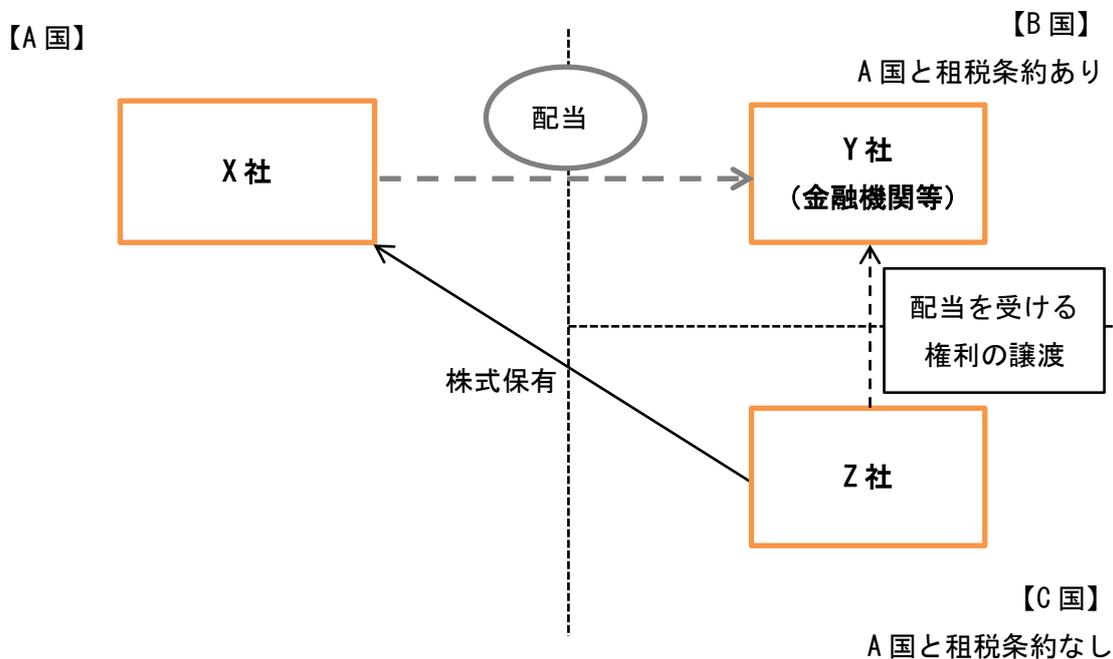
① 主要目的テスト (PPT : Principal Purpose Test)

PPTとは、租税条約の濫用を主たる目的とする取引から生ずる所得に対して租税条約の特典を否認する規定である。取引の目的に注目した濫用防止措置である。主たる目的という主観的要件の判断であるため、事業目的がある場合には主たる目的

の判定が困難となる場合がある。

例えば、C国に所在するZ社は、A国に所在するX社の株式を保有しているが、A国とC国とは租税条約を締結していないため、X社からZ社に配当をすると、配当に係る源泉徴収税の課税が生じる。この場合に、Z社は、配当にかかる源泉徴収税を減免することを主たる目的として、A国と租税条約を締結しているB国に所在するY社に（株式の保有関係はそのまま）配当を受ける権利を譲渡して配当に係る源泉徴収税の減免を意図することがある。この場合、PPTにより、租税条約の特典を享受することを主たる目的の一つとする取引から生じる所得には租税条約の特典を与えないことがある。

【PPT のイメージ図】

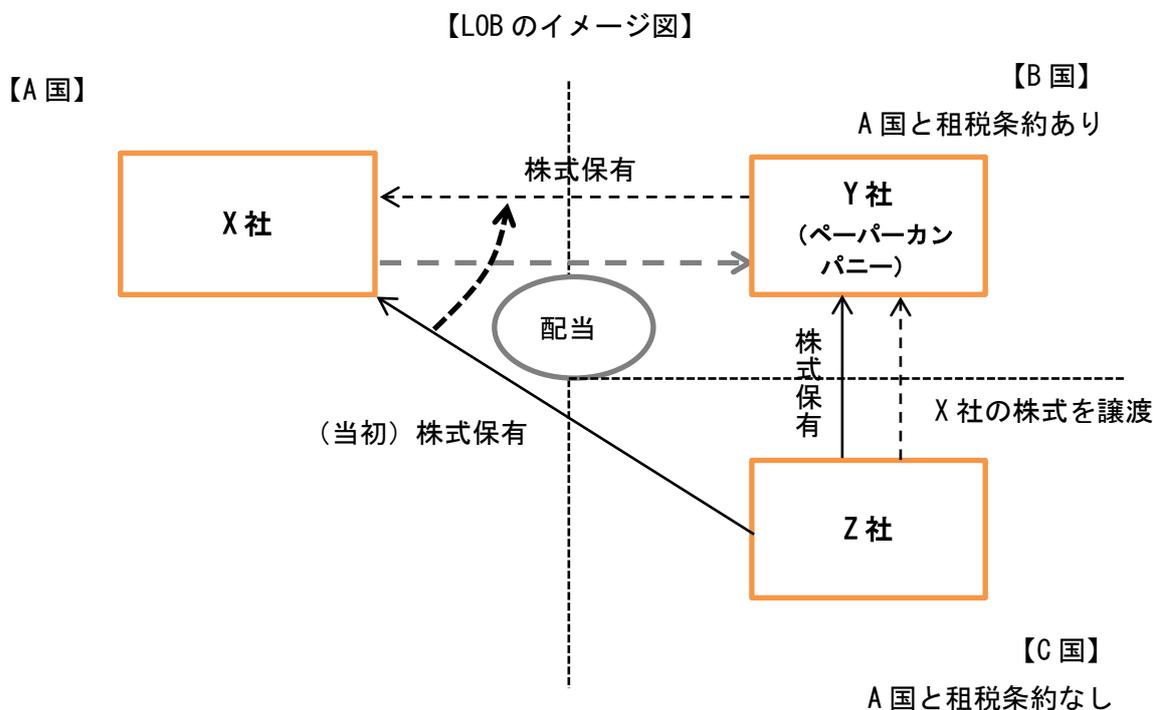


【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等をもとにTMI総合法律事務所で作成】

② 特典制限規定 (LOB : Limitation of Benefit)

LOBとは、租税条約の特典を受けることができる者を一定の適格者に制限する規定である。所得の受領者の属性に注目した濫用防止措置である。適格者は、一般的に、第三国居住者に支払われていないと考えられるもの（例えば、個人、政府機関、上場企業、年金基金等）を類型化し、客観的要件に従って定義されている。

例えば、C国に所在するZ社は、A国に所在するX社の株式を保有しているが、A国とC国とは租税条約を締結していないため、X社からZ社に配当をすると、配当に係る源泉徴収税の課税が生じる。この場合に、Z社は、A国と租税条約を締結しているB国にペーパーカンパニーであるY社を設立し、Y社にX社の株式を譲渡し、X社からY社に配当を支払うことにより、配当に係る源泉徴収税を減免することを検討する。この場合、Y社はペーパーカンパニーであり、LOBの非適格者に該当するとして、X社がY社に配当しても、租税条約の特典である配当に係る源泉徴収税の減免を受けられないこととすることがある。



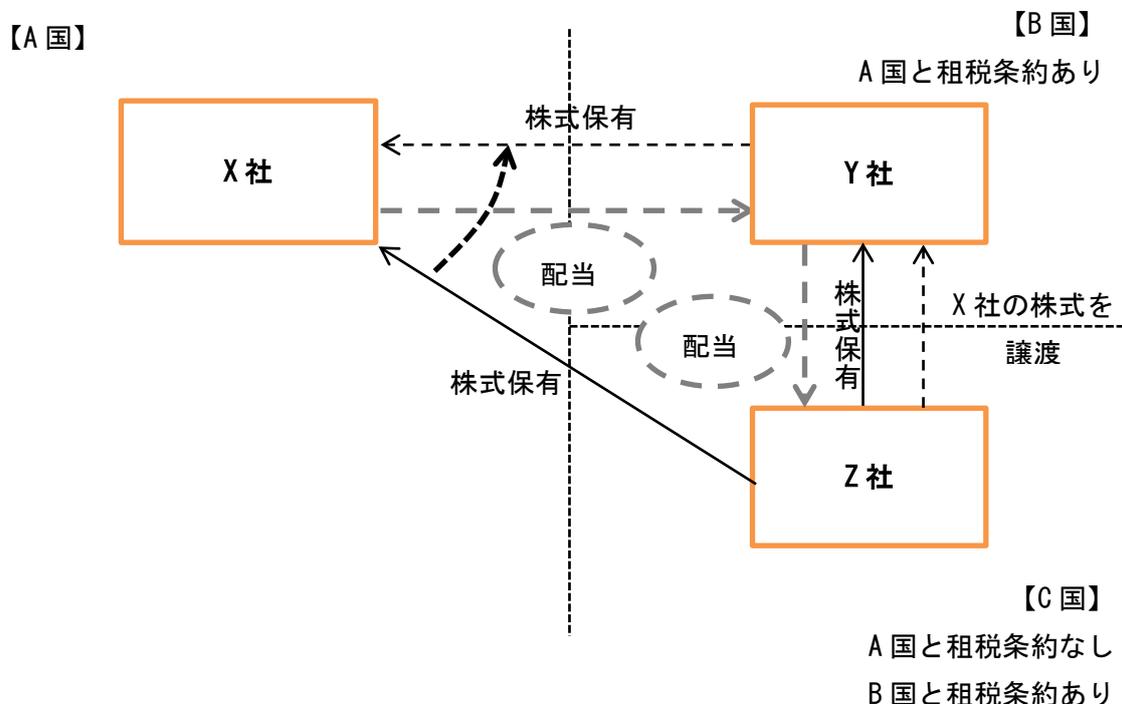
【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等をもとにTMI総合法律事務所で作成】

③ 導管取引防止規定 (限定的PPT)

導管取引防止規定とは、配当、利子、使用料その他の所得の受領者が、支払を受けた所得と同種の所得を第三国の居住者に対して支払うなど、その取引が導管取引と認められる場合には、当該所得の受領者を受益者とみなさずに租税条約の特典を否認する規定である。

例えば、C国に所在するZ社は、A国に所在するX社の株式を保有しているが、A国とC国とは租税条約を締結していないため、X社からZ社に配当をすると、配当に係る源泉徴収税の課税が生じる。この場合に、Z社は、配当に係る源泉徴収税を減免することを主たる目的として、A国と租税条約を締結しているB国に所在するY社(Z社の子会社)にX社の株式を譲渡し、X社からY社、Y社からZ社へと配当してY社を導管として用いることにより、配当に係る源泉徴収税の減免を意図することがある。この場合、導管取引防止規定により、配当の受領者であるY社を受益者とみなさずに租税条約の特典を否認することがある。

【導管取引防止規定のイメージ図】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等をもとにTMI総合法律事務所で作成】

イ その他の租税条約の濫用に対する対応

その他の租税条約の濫用ケースとして、次のとおり7つのケースを挙げられ、各ケースについて個別に濫用防止のための措置等が勧告された。

(ア) 契約の分割を利用した濫用

建設工事に係る契約において、OECDモデル租税条約5条3項⁴⁷⁾に規定された12か月の契約期間を超えないように、契約をいくつか分割して建設PEの認定を免れる濫用の手法がある。このような濫用の手法に対しては、主要目的テストにより対抗することなどが考えられる。

(イ) 労働者のハイアリング・アウト

一方の締約国の居住者が他方の締約国において行う勤務に関して取得する報酬について、(OECDモデル租税条約15条2項b)⁴⁸⁾の要件を満たすために、勤務地国の居住者

⁴⁷⁾ OECDモデル租税条約5条(恒久的施設)

3項 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が12か月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。

⁴⁸⁾ OECDモデル租税条約15条(給与所得)

2項 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次のa)からc)までに掲げる要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ課税を課することができる。

でない仲介者との雇用形態とし、同仲介者から報酬を得ることにより、OECD モデル租税条約 15 条 2 項の短期滞在者免税の特典を不当に得るといふ濫用の手法がある。このような濫用の手法に対しては、すでに OECD モデル租税条約 15 条のコメントリー-8.1 項-8.28 項 (特に 8.3 項) で規定されている対抗措置により対応可能であると考えられる。

(ウ) 配当の性質を回避することを意図した取引

国内法で配当と取り扱われる所得について、源泉地国での課税を免れるため、租税条約上免税である所得 (例えば、キャピタルゲイン) へ性質を変更する濫用の手法がある。このような濫用の手法に対しては、ハイブリッド・ミスマッチ取極めの一部としても検討され、国内法における所得分類を租税条約上でも適用できるよう配当等の定義を改訂して対抗することが議論されたが、当該改訂では全ての濫用的な手法に対応できないため、さらに議論が必要であるとの結論に至った。

(エ) 配当の移転取引

例えば、ある法人の株式その他の持分割合が 25%未満の場合に、OECD モデル租税条約 10 条 2 項⁴⁹の軽減税率適用のために、配当の支払の直前に持分を増加させるような濫用の手法がある。このような濫用の手法に対しては、租税条約の特典を享受するためには、配当の支払日以前の 365 日の保有を要件とするように、最低持株保有期間を要件に追加することにより対抗する。

(オ) OECD モデル租税条約 13 条 4 項⁵⁰の適用を回避する取引

不動産化体株式 (法人の有する資産の価値の 50%超が当該法人の所在する国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される法人の株式) の譲渡所得に対する源泉地国課税を免れるために、株式を発行しないパートナーシップや信託を通じて不動産化体株式を取得することや、50%超要件を満たさないように同株式の譲渡直前に不動産の一部を寄付するような濫用の手法がある。このような濫用の手法に対しては、株式以外のパートナーシップ等の持分も不動産化体株式での課税の対象とすることや、50%超要件の判定を株式譲渡時点でなく譲渡前 365 日間で判定する規定を追加して対

a) (省略)

b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

c) (省略)

⁴⁹ OECD モデル租税条約 10 条 (配当)

2 項 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。a) 当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の発行済株式の 25% 以上を直接に所有する法人 (パートナーシップを除く。) である場合には、当該配当の額の 5%

b) その他の全ての場合には、当該配当の額の 15%

両締約国の権限のある当局は、合意により、これらの制限の実施方法を決定する。この 2 の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

⁵⁰ OECD モデル租税条約 13 条 (譲渡収益)

4 項 一方の締約国の居住者が株式の譲渡によって取得する収益に対しては、その価値の 50%超が不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。

抗する。

(カ) 個人以外の双方居住者による不当な特典享受

両国で居住者とされる個人以外の双方居住者については、OECD モデル租税条約 4 条 3 項⁵¹により、実質的な管理の場所によりいずれの国の居住者かを決定することとされているが、同条項の「事業の実質的な管理の場所」を意図的に税務上有利な国に設定することなどにより、このルールが租税回避に利用されるケースが多い。そのため、OECD モデル租税条約 4 条 3 項を修正し、両締約国の権限ある当局の合意により個別的に判定する方式に変更し、係る濫用を防止する。

(キ) 第三国に設立された恒久的施設 (PE) を利用した濫用の手法

配当、利子、使用料に対して優遇的な取扱いを提供する第三国に PE を設立し、同 PE に株式、貸付け、権利又は財産を移転させることにより租税回避を図ることがある。このような手法に対しては、PE の所在する国での配当所得等に対する課税が本店所在地国における課税の 60%に満たない場合には租税条約の特典を受けられない、という個別の濫用防止規定を設けることにより対応する。

(2) 租税条約の特典を利用して国内税法の規定を回避する場合

租税条約の濫用防止は、行動計画 2、3、4、8-10 での多くの取引でも問題となる。また、租税条約の特典を制限することにより、国内法上の租税回避防止措置の適用を妨げないことが確認された。さらに、租税条約と国内法の適用関係を租税条約上明らかにするため、セービング条項 (条約の規定が両締約国によるそれぞれの居住者に対する課税に影響を及ぼさないことを確認する規定) と同様の条項を、OECD モデル租税条約に導入することが勧告された。

各国の国内法上の租税回避防止措置の 1 つとされている出国税については、租税条約の濫用防止措置と矛盾するものではなく、租税条約の濫用防止措置は、出国税等の適用を妨げるものではないとされている。

3 二重非課税を生み出すために租税条約が利用されていることは意図されていないことの明確化 (BEPS 最終報告書 Section B)。

租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避や脱税 (トリーティーショッピングを含む) を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記することが勧告された。

4 租税条約締結前に検討すべき租税政策の考慮事項 (BEPS 最終報告書 Section C)。

OECD モデル租税条約の序論の 15 項の後に、租税条約締結前に検討すべき租税政策の考慮

⁵¹ OECD モデル租税条約 4 条 (居住者)

3 項 1 の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の事業の実質的な管理の場所が所在する締約国の居住者とみなす。

事項についての規定を設けることが勧告された。

租税条約締結前に検討すべき租税政策の考慮事項としては、①両国の税制の相互作用により生じる二重課税リスク、②双方の居住者を取り巻く現実に存在する二重課税リスク、③源泉地国での高い源泉徴収税による行き過ぎた課税リスク、④無差別条項等の二国間の経済発展に資する租税条約の規定、⑤情報交換等の行政上の援助措置を実行する意思と能力等が挙げられた。

また、特別税制レジームをOECDモデル租税条約に規定することが提案されている。特別税制レジームとは、所得又は収益に対し税率又は課税ベースの軽減を通じて優遇的な実効税率を提供するあらゆる法令、規則、行政措置を意味する。特別税制レジームの適用を受ける場合、利子（OECDモデル租税条約11条）、使用料（同12条）、その他所得（同21条）については源泉地国の国内法に基づき課税することとされる。また、租税条約の署名後に、一方の締約国がその居住者の国外源泉所得を実質的に全て免税とする場合には、その者に対する支払については、OECDモデル租税条約10条（配当）、11条（利子）、12条（使用料）、21条（その他所得）の規定は失効する。

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応

行動計画6で勧告された租税条約上の濫用防止措置については、行動計画15で言及されている多国間協定に含められる予定であり、多国間協定に含められることにより、二国間での租税条約における修正が多国間協定により一括して行われることになる。

また、OECDでは、租税条約の濫用防止措置についてのミニマム・スタンダードの実施状況をモニタリングすることになる。

2 日本の対応

日本は、租税条約の濫用防止措置については、締結済の租税条約で取り込んでおり⁵²、また、必要な国内法も整備されている。今後は、行動計画15の多数国間協定交渉への参加を含め、租税条約の濫用防止に係る租税条約の規定の拡充を図ることになる⁵³。

⁵² 例えば、2016年1月22日に締結された日本チリ租税条約22条1項では、主要目的テストを導入し、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典を与えないことを規定している。

日本チリ租税条約22条（減免の制限）

1項 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

⁵³ 税制調査会（平成27年10月23日）説明資料

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai3.pdf

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

第7 行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

I 行動計画策定の背景及び概要

OECD モデル租税条約は、5条において恒久的施設（Permanent Establishment：PE）に係る規定を設け、PE の定義（1項）、PE の例示（2項、3項）、PE 認定の除外（4項）、代理人 PE と独立代理人（5項、6項）、支配関係と PE（7項）について規定している。

近年、コミッション・アレンジメントのように、外国法人が PE を有することなく他国で自らの商品を販売することがある。また、アマゾンに代表されるように、他国に物品を販売する巨大な倉庫を設けるものの、準備的・補助的性質を有するとして PE に該当しない場合が問題視されている。

本行動計画では、このような問題に対処するために、OECD モデル租税条約5条の規定の改正を中心として、PE 認定の人為的回避の防止を取り扱っている。具体的には、5条5項及び6項を改正し（代理人 PE の改正）、コミッション・アレンジメントについても PE として認定することとした。また、5条4項を改正し、列挙された活動に該当するだけでなく、「準備的・補助的活動」性質を有する場合に限り PE から除外されることとした。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

2013年2月のOECDの「Addressing Base Erosion and Profit Shifting」⁵⁴（BEPS レポート）では、PE の概念は、実質的かつ物理的な存在だけでなく、非居住者が従属代理人を通じて事業を行う状況であると言われてきた。今日では、課税対象を有せずにインターネットを介して顧客のいる国で事業をすることなどにより、他国で重要な経済活動に従事することが可能である。特に、取引から生じる収益がどこでも課税されない場合に、現行のルールは事業所得に対する課税権を適正に配分しているか否かが問題となる。

2013年7月、OECDは「BEPS Action Plan」⁵⁵を公表した。そこでは、租税回避を防止するために PE の定義をアップデートすることが必要であることが指摘された。また、多国籍企業が、グループ企業間で事業を分割することにより PE 認定を回避しているおそれが指摘された。

2014年10月31日、OECDは行動計画7に係るディスカッションドラフト⁵⁶を公表し、パブリック・コメント及びパブリックコンサルテーションを経て、2015年5月15日に改訂版ディスカッションドラフト⁵⁷を公表した。2015年10月5日、OECDは行動計画7に係る BEPS 最終報告書を公表した。改訂版ディスカッションドラフトと BEPS 最終報告書とでは、PE 認定の人為的回避への対処について立場に変更はないが、BEPS 最終報告書では、OECD モデル租税条約5条4項から6項の改正の文言が改良された。

⁵⁴ <http://www.oecd.org/tax/addressing-base-erosion-and-profit-shifting-9789264192744-en.htm>

⁵⁵ <http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>

⁵⁶ <http://www.oecd.org/tax/treaties/action-7-pe-status-public-discussion-draft.pdf>

⁵⁷ <http://www.oecd.org/tax/treaties/revised-discussion-draft-beps-action-7-pe-status.pdf>

III BEPS 最終報告書の内容

1 概要

コミッション・アレンジメントのように、自己の名義で所有者である外国法人のために商品を販売することにより、外国法人が PE を有することなく他国で自らの商品を販売することができる。このような手法には BEPS の懸念があることから、OECD モデル租税条約 5 条 5 項及び 6 項の改正が勧告された。

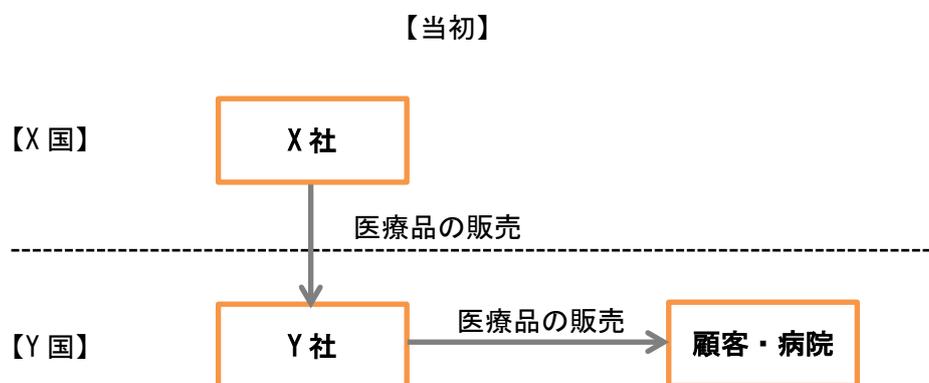
また、OECD モデル租税条約 5 条 4 項において PE の例外が規定されているが、BEPS に利用されているとの懸念がある。そのため、列挙された活動であっても、準備的・補助的な性質を有する場合にのみ PE 認定から除外されるように改正することが勧告された。

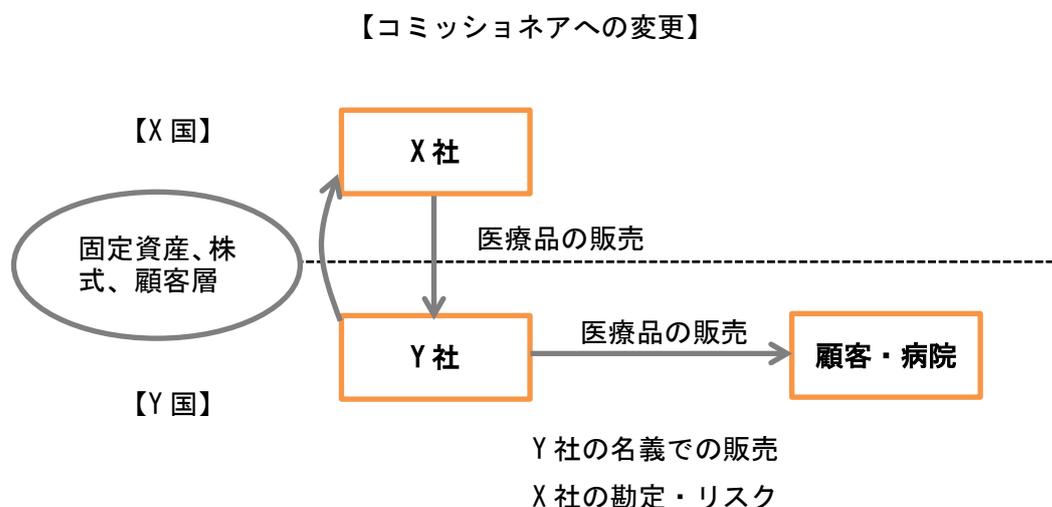
2 コミッション・アレンジメント及び類似の手法による PE 認定の人為的回避 (Chapter A)

(1) コミッション・アレンジメント

コミッション・アレンジメントとは、ある者が、自己の名義で、所有者である外国法人のために商品を販売する取極めである。このような取極めにより、外国法人は、PE を有することなく、他国で自らの商品を販売することができる。ある者は、販売はするが商品を所有していないため、販売に係る収益については課税されず、サービスの対価（通常は手数料）についてのみ課税されることになる。

具体的には以下のような取極めが問題となる。





当初、医療品の販売を行うX社（X国所在）は、グループ会社であるY社（Y国所在）に医療品を販売し、Y社が顧客及び病院に医療品を販売してきた。X社グループでは、コミッショネアへの変更をし、Y社は、Y社の名義で販売するものの、X社の勘定とリスクで顧客及び病院に医療品を販売することにした。このようにコミッショネアへ取引が変更されることにより、Y国でのY社の課税所得は実質的に減少することになる。

同様の手法により、OECDモデル租税条約5条5項の適用を回避する事例がある。例えば、ある国で実質的な契約交渉がなされるが、当該国では契約締結されず、最終的に海外で判断され承認される場合である。又は、外国企業と密接な関連性があり、外国企業のために活動しているとしても、反復して契約締結権限を行使して「独立代理人」となり、OECDモデル租税条約5条6項の例外規定が適用されることにより、PE認定を回避することもある。

仲介者がある国で活動し、その結果として、外国企業が通常の契約を締結することを意図している場合には、仲介者が独立したビジネスの流れで活動しているのではない限り、当該企業は課税されるのに十分なネクサスを有すると考えられるべきである。以下のOECDモデル租税条約5条5項及び5条6項の改正は、コミッショネア・アレンジメント及び類似の手法に対処するためのものである。

（2）OECDモデル租税条約5条5項及び5条6項の改正（代理人PEの改正）

BEPS最終報告書は、OECDモデル租税条約5条5項及び5条6項を以下のとおり修正することを勧告している。

※ イタリックの太字部分が追加された箇所であり、取消線が付された箇所が削除された箇所である。

5 項 1 項及び 2 項の規定にかかわらず、また 6 項の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国において企業に代わって行動する者(6 項の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、反復して契約を締結し、又は、当該企業により重要な修正がなく規定通りに締結されるような契約について契約締結につながる主要な役割を反復して果たす場合であって、当該契約が

- a) 当該企業の名義であり、又は、
- b) 当該企業の所有する資産又は使用権の移転、使用権の許諾を目的としている
- c) 当該企業による役務提供を目的としている

場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が 4 項に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4 項の規定により当該一定の場所が恒久的施設とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 項 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、間屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

- a) 一方の締約国において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、独立代理人として一方の締約国において事業を行い、通常の方法でその業務を行う場合には、5 項は適用しないものとする。しかしながら、その者が独占的に又は概ね独占的に、密接に関連する一又は複数の企業に代わって行動している場合には、当該企業については本項の意味において、独立代理人とはみなされないものとする。
- b) 本条の解釈のために、関連する事実と状況の全てを考慮し、一方が他方を支配する場合、又は、両者が同一の者若しくは企業に支配されている場合には、ある者は、ある企業と密接な関係を有するものとする。一方が、直接又は間接に、他者の受益権の 50% 超(若しくは、50% 超の議決権及び企業の株式価値、または、受益資本利益)を保有する場合、又は、他方が、直接又は間接に、一方の者又は企業の受益権の 50% 超(若しくは、50% 超の議決権及び企業の株式価値、又は、受益資本利益)を保有する場合には、ある者はある企業と密接な関連を有するものとみなされる。

3 OECD モデル租税条約 5 条 4 項 (PE の例外) の改正 (Chapter B)

(1) OECD モデル租税条約 5 条 4 項の改正 (PE の例外の改正)

OECD モデル租税条約 5 条 4 項は、PE が認められない除外(「特定の活動の除外」)のリストを規定し、特定の活動のみを行う事業の場所には、PE はないものとされる。

しかしながら、BEPS のおそれが生じる場合があることに留意しなければならない。その

ため、OECD モデル租税条約 5 条 4 項を以下のように改正し、個々の活動、又は事業を行う一定の場所の全般的な活動について「準備的・補助的」性質を有する場合に限り PE から除外することとした。

※ イタリックの太字部分が追加された箇所であり、取消線が付された箇所が削除された箇所である。

4 項 1 から 3 までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- f) a) から e) までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

ただし、事業を行う一定の場所におけるこれらの活動（(f) の場合には、これらの活動の全体）が準備的又は補助的な性質のものである場合に限る。

なお、いくつかの国々は、OECD モデル租税条約 5 条 4 項に規定された活動はそもそも準備的・補助的なものであると考えている。これらの国々は、OECD モデル租税条約 5 条 4 項の改正代替案として、OECD モデル租税条約 5 条 4 項 e) を「e) 企業のために a) から d) に列挙されていないその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。」と改正することが認められている。

（2）密接に関連する関係者間でのビジネス活動の細分化

現行の OECD モデル租税条約 5 条 4 項では、事業を行う一定の場所での活動を細分化し、それぞれ恒久的施設と認定されないようにすることができるため、同一の企業が異なる場所で活動する場合だけでなく、密接に関連する企業が異なる場所又は同一の場所で活動する場合にも対処する必要がある。

これらに対処するために以下のような、細分化防止のルールを 5 条に追加することが勧

告されている。

4.1 項 同一又は密接に関連する企業が、同一の締約国内の同一の場所又は異なる場所において事業を行う場合には、OECD モデル租税条約5条4項の規定は、使用又は保有されている事業を行う一定の場所には適用されないものとし、

a) 本条の規定において、当該企業又は当該密接に関連する企業に対し、当該場所又はその他の場所は恒久的施設を構成する。

b) 同一の場所での二つの企業、又は、二つの場所での同一又は密接に関連する企業によって遂行される活動の組合せからなる活動全体は、準備的又は補助的性質を有しないものとする。

ただし、同一の場所での二つの企業、又は、二つの場所での同一又は密接に関連する企業によって遂行されるビジネス活動は、密着した事業運営の一部であり補完機能を有する。

4 PE 認定の人為的回避のためのその他の手法（Chapter C）

（1）契約の分割

OECD モデル租税条約5条3項は、「建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が12か月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。」と規定している。この規定の適用を回避するために、契約を分割して12か月より短い期間とし、関連会社に建設作業を行わせることが考えられる。

このようなPE認定の回避に対しては、行動計画6で導入が勧告されている主要目的テスト（Principal Purpose Test）により対処することが考えられ、また、OECD モデル租税条約のコメンタリーに設例が追加されることになった。

（2）PEを有さずに保険を販売する手法

独占的な代理人が巨大なネットワークを利用して国外に保険を販売する手法に対してBEPSのおそれが指摘された。しかしながら、PEルールにより対処することは保険と他のビジネスと区別することになり適切ではないと考えられたため、BEPSの懸念はOECDモデル租税条約5条5項、6項のより全般的な変更によって対処すべきであることとされた。

5 PEへの利益の帰属及び移転価格のアクション・ポイントとの関係

PEへの利益の帰属についての追加のガイダンスが必要とされ、2016年末までに追加のガイダンスが公表される予定である。

IV 今後の対応

1 OECD における対応

OECD では、OECD モデル租税条約 5 条 4 項、5 項、6 項の改正を二国間租税条約に取り込むために、多数国間協定を締結することになる（行動計画 15 参照）また、OECD は、2016 年末までに、PE への利益の帰属についての追加のガイダンスを公表する予定である。

2 日本の対応

日本が既に締結している租税条約においては、在庫保有代理人（外国法人のために顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて支払うもの）は PE に含まれないとするものが多い⁵⁸。

OECD モデル租税条約 5 条 4 項、5 項、6 項の改正の勧告に対応し、今後締結する租税条約を勧告に従った規定とすることが検討される。また、既存の租税条約との関連では、多数国間協定交渉への参加を含め、BEPS 対抗措置を含む租税条約を拡充することなどが検討される⁵⁹。

3 各国の対応

各国の対応は第 5 節に記載のとおりである。

⁵⁸ 川田剛「国際税務入門Q&A 租税条約」（税務経理協会、2008）90頁、99頁～100頁。但し、例えば、日本パキスタン租税条約5条5項(b)は、在庫保有代理人をPEとして定めている。

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy200123a.pdf)。

⁵⁹ 税制調査会（平成 27 年 10 月 23 日）説明資料 33 頁

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai7.pdf

第8 行動計画8-10（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）

I 行動計画の概要及び背景

行動計画8、9及び10は、いずれも移転価格の結果と価値創造の整合性の確保を目的としている。各行動計画の概要及び背景は以下のとおりである。

1 行動計画8の概要及び背景

無形資産の譲渡は、比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な移転価格の算定が困難であることから、無形資産を用いたBEPSに適切に対応する必要がある。行動計画8は、①広く明確に記述された無形資産の定義の採用、②無形資産の移転及び使用に関連する利益が価値の創造にしたがって適切に分配されることの確保、③評価困難な無形資産の移転についての移転価格算定方法又は特別措置の開発並びに④費用分担契約(CCA)についての指針の改正等を目指している。

2 行動計画9の概要及び背景

行動計画9では、関連者間のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止するルールを策定することが提言されている。行動計画9は、事業者が契約上リスクを引き受けている又は資金を提供しているというだけで、当該事業者に不適切なリターンが帰属することのないよう、移転価格算定方法又は特別措置を採用することを目指している。

3 行動計画10の概要及び背景

行動計画10では、非関連者間では発生しない又は非常に稀にしか発生しないような取引を通じて発生するBEPSを防止するルールを策定することが提言されている。行動計画10では、取引を再構築できる状況の明確化、グローバル・バリューチェーンにおける移転価格算定手法の明確化、並びに管理報酬及び本社費用の支払といった一般的な方法での税源浸食への対応のための移転価格算定方法又は特別措置の採用を目指している。

II BEPS 最終報告書の完成にまで至る経緯

1 行動計画8について

(1) 行動計画策定までの経緯⁶⁰

ア 2010年7月「OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2010 (OECD 移転価格ガイドライン-多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針)」⁶¹の公表

2010年版OECD移転価格ガイドライン第6章においては、無形資産について3つの論

⁶⁰ EY 税理士法人作成に係る2014年3月付け「BEPS対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」77頁参照
⁶¹ http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/oecd-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-2010_tpg-2010-en

点が挙げられた上、検討された。すなわち、「B 商業上の無形資産」では無形資産に含まれる権利の内容について、「C 無形資産に係る独立企業原則の適用」では無形資産に対する独立企業原則の適用について、「D 商標あるいは商号を有しない企業が行うマーケティング活動」ではマーケティング活動に関連する無形資産について、それぞれ議論された。

しかしながら、ここで公表された無形資産の範囲においては、無形資産に含まれる権利が列挙されているにとどまり、産業界等から無形資産の定義を明確にするよう意見が述べられていた。

イ 2012年6月「Discussion Draft: Revision of the Special Considerations for Intangibles in Chapter VI of the OECD Transfer Pricing Guidelines and Related provisions (OECD 移転価格ガイドライン第6章(無形資産に対する特別の配慮)及びその関連条項の改訂に関するディスカッションドラフト)」⁶²の公表

前述の定義の明確化に関する要望を踏まえ、OECD 第6作業部会は、2011年に Transfer pricing and intangibles: Scope of the OECD Project を立ち上げ、無形資産の定義や評価に関する論点を議論した上、このディスカッションドラフトを公表してパブリック・コメントを募集した。

ウ 2013年7月「Revised Discussion Draft on Transfer Pricing Aspects of Intangibles (無形資産の移転価格に関する改訂版ディスカッションドラフト)」の公表

この改訂版ディスカッションドラフトでは、前述イのディスカッションドラフトに対するパブリック・コメントを踏まえた上、無形資産の定義の変更や比較可能性分析に関する補足指針の提示が行われている。

(2) 行動計画8策定以後の経緯

ア 2014年9月16日「Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles (無形資産の移転価格の側面に関する指針)」⁶³の公表

本指針においては、その前半部分において OECD 移転価格ガイドライン第1章の改定案が示されており、ロケーション・セービング⁶⁴、集合労働力及び多国籍企業のグループシナジーの取扱いが示されている。また、その後半部分では OECD 移転価格ガイドライン第6章の改定案が示されており、無形資産の定義等についての指針が示されている。

イ 2014年12月19日「BEPS Action 8, 9 and 10: Discussion Draft on Revisions to Chapter

⁶² <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/50526258.pdf>

⁶³ <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/2314291e.pdf>

⁶⁴ ロケーション・セービングとは、特定の市場における事業に起因するコストの節約を意味する。移転価格税制においては、新興国での安価な労働力や事業用不動産の利用により、先進国で同様の事業を遂行する場合よりも利益が増加する場合に、ロケーション・セービングの有無や金額、先進国と新興国のいずれにロケーション・セービングを帰属させるべきか等が問題となる。

I of the Transfer Pricing Guidelines (including Risk, Recharacterisation and Special Measures) (BEPS 8, 9 及び 10:OECD 移転価格ガイドライン第1章に対する改訂に関するディスカッションドラフト (リスク、再構築及び特別措置を含む。))」の公表

このディスカッションドラフトの第1部では、OECD 移転価格ガイドライン第1章 Section D の改訂案が示されており、第2部では、移転価格算定の結果を価値創造と一致させるために採り得る特別措置の選択肢が5つ⁶⁵示されている。

ウ 2015年4月29日「BEPS Action 8: Revisions to Chapter VIII of the Transfer Pricing Guidelines on Cost Sharing Arrangements (行動計画8:費用分担契約に関するOECD 移転価格ガイドライン第8章の改訂)」⁶⁶の公表

この文書は、費用分担契約(CCA)に関するOECD 移転価格ガイドライン第8章を大きく改訂することを提案しており、その内容としては、例えば、CCAへの参加資格としてCCAにおけるリスクをコントロールする能力と権限を新たに求め、また、各参加者の貢献をコストではなく価値で測定すべきとするなどの点が挙げられる。

エ 2015年6月4日「BEPS Action 8: Hard to Value Intangibles (行動計画8:評価困難な無形資産)」⁶⁷の公表

この文書においては評価困難な無形資産(HTVI: Hard to Value Intangibles)に関して、納税者の価格決定が独立企業原則に合致するか否かの判断において、税務当局が情報の非対称性によって困難に直面することを説明しており、特定の条件が満たされた場合には税務当局を情報の非対称性による悪影響から保護すべきとしている。

2 行動計画9について

(1) 行動計画9策定までの経緯⁶⁸

ア 2008年9月「Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Business Restructurings(事業再編に係る移転価格の側面に関するディスカッションドラフト)」⁶⁹の公表

多国籍企業の組織再編は、移転価格等に関する困難な問題を引き起こすことが知られていながら、OECD 移転価格ガイドライン及びOECD モデル租税条約においては、十分な対応がなされていない状況であった。この状況に対応するため、2005年に指針を策定す

⁶⁵ 5つの選択肢とは、①価値の評価が困難な無形資産に関する価格調整措置、②多額の資本と資産を有する会社が資産からの利益を別のグループ会社に依存している場合の措置、③過大資本による調整措置、④機能性の基準値を策定する特別措置、及び⑤超過収益に係る適正な課税の確保である。

⁶⁶ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/discussion-draft-beeps-action-8-cost-contribution-arrangements.pdf>

⁶⁷ <http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-beeps-action-8-hard-to-value-intangibles.pdf>

⁶⁸ EY 税理士法人作成に係る2014年3月付け「BEPS対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」88頁参照
⁶⁹ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/41346644.pdf>

るためのプロジェクトが開始され、2008年に事業再編に係る移転価格の側面に関する検討結果としてこのディスカッションドラフトが公表され、併せてパブリック・コメントが募集された。

イ 2010年7月「2010 Report on Attribution of Profits to Permanent Establishments (PEへの所得の帰属に関する報告書(2010年版))」⁷⁰の公表

この報告書は、PEに関する独立企業原則の適用に関する指針として公表されたものであるが、同時に公表された2010年版OECDモデル租税条約第7条にもこの報告書の内容が反映されており、また、同条の解釈はこの報告書に含まれる指針に照らしてなされるべきとしている。

ウ 2010年8月「OECD移転価格ガイドライン」の改訂

パブリック・コメントを踏まえて前述アのディスカッションドラフトに修正が加えられ、OECD移転価格ガイドラインに新たな章(第9章「事業再編に係る移転価格の側面」として追加された。

(2) 行動計画9策定以後の経緯

2014年12月19日「BEPS 8, 9 and 10: Discussion Draft on Revisions to Chapter I of the Transfer Pricing Guidelines (including Risk, Recharacterisation and Special Measures) (BEPS 8, 9 及び 10: OECD 移転価格ガイドライン第1章に対する改正に関するディスカッションドラフト(リスク、再構築及び特別措置を含む。))」

このディスカッションドラフトの内容は前述1(2)イで説明したとおりである。

3 行動計画10について

(1) 行動計画10策定以前の経緯⁷¹

行動計画10に関連する問題は、以下の各書類において論じられていた。各書類の内容は前述2(1)で述べたとおりである。

ア 2008年9月「Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Business Restructurings (事業再編に係る移転価格の側面に関するディスカッションドラフト)」の公表

イ 2010年8月「OECD移転価格ガイドライン」の改訂

ウ 2010年7月「2010 Report on Attribution of Profits to Permanent Establishments

⁷⁰ <http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/45689524.pdf>

⁷¹ EY 税理士法人作成に係る2014年3月付け「BEPS対応への対応と我が国企業への影響に関する調査」92頁参照

(PE への所得の帰属に関する報告書 (2010 年版)) の公表

(2) 行動計画10策定以後の経緯

ア 2014年11月3日「BEPS Action 10: Proposed Modification to Chapter VII of the Transfer Pricing Guidelines Relating to the Low Value-Adding Intra-Group Services (行動計画10: 低付加価値グループ内役務提供に関する OECD 移転価格ガイドライン第7章の修正提案)」⁷²の公表

本修正提案においては、低付加価値グループ内役務提供についての簡略化された移転価格の算定方法に関する指針が提案されている。かかる指針は低付加価値グループ内役務提供及び本社費に関する請求額の適切さと、支払国の税源の保護の必要性とのバランスをとることを目的としている。

イ 2014年12月16日「BEPS Action 10: Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Cross-border Commodity Transactions (国境を越えたコモディティ取引の移転価格の側面に関するディスカッションドラフト)」⁷³の公表

コモディティに関する移転価格の問題は、コモディティに依存した国にとって重要な問題であり、コモディティについて特定の一方向的な移転価格算定方法を定めている国もある。本ディスカッションドラフトは、コモディティ取引について、価値創造に沿った価格算定がなされ、その結果としてコモディティに依存した国の税源を保護することを確保しようとしている。

ウ 2014年12月16日「BEPS Action 10: Discussion Draft on the Use of Profit Splits in the Context of Global Value Chain (行動計画10: グローバル・バリューチェーンにおけるPS法の使用に関するディスカッションドラフト)」⁷⁴

このディスカッションドラフトでは、価値創造と一致した移転価格の結果を算定するために片側検証の方法を適用することが困難であり、PS法の適用が適切と考えられる9つのシナリオについて述べられている。

エ 2014年12月19日「BEPS 8,9 and 10: Discussion Draft on Revisions to Chapter I of the Transfer Pricing Guidelines (including Risk, Recharacterisation and Special Measures) (BEPS 8,9 及び 10: OECD 移転価格ガイドライン第1章に対する改正に関するディスカッションドラフト (リスク、再構築及び特別措置を含む。))」

⁷²<http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/discussion-draft-action-10-low-value-adding-intra-group-services.pdf>

⁷³<http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/discussion-draft-action-10-commodity-transactions.pdf>

⁷⁴<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-action-10-profit-splits-global-value-chains.pdf>

このディスカッションドラフトの内容は前述1.(2)イで説明したとおりである。

4 BEPS 最終報告書

2015年10月5日に、行動計画8から10までに關して1つにまとめたBEPS最終報告書が公表され、これは、以下の内容を含むものとなっている。

- ① 独立企業原則の適用のための指針(OECD移転価格ガイドライン第1章Section Dの改訂)
- ② コモディティ取引(OECD移転価格ガイドライン第2章への追加)
- ③ PS法に關する指針
- ④ 無形資産(OECD移転価格ガイドライン第6章の改訂)
- ⑤ 低付加価値グループ内役務提供(OECD移転価格ガイドライン第7章の改訂)
- ⑥ 費用分担取極め(OECD移転価格ガイドライン第8章の改訂)

III BEPS 最終報告書の内容

1 独立企業原則の適用のための指針(OECD移転価格ガイドライン第1章Section Dの改訂)

(1) 概要

BEPS最終報告書では、OECD移転価格ガイドライン第1章Section D(独立企業原則の適用のための指針)の改訂が示されている。

この改訂においては、実際の取引を正確に描写することの重要性が強調されている。契約書の文言は、当事者の現実の行為を補強するものに過ぎず、取引は契約書の文言によってのみ描写されるものではない。

契約当事者によるリスクの引受けは取引の独立企業間価格に重要な影響を及ぼすものであり、移転価格の算定上リスクの引受けを行うためには、リスクをコントロールしている必要があり、また、リスクを引き受ける財務能力も必要とされている。

また、この指針は資本を提供するだけの関連者によって現実になされた貢献を正確に決定することにも役立つ。すなわち、資本の提供者が超過リターンを生じさせ得る投資リスクをコントロールしていない場合、かかる提供者はリスク・フリー・リターンを超える収益を期待できない。そのため、いわゆるキャッシュ・ボックス(単に資金のみを提供している実体のない関連会社)には、リスクに対するリターン(超過リターン)は配分されず、単なる契約上のリスク配分では利益は移転しないとされる。

この改訂は、価格が、現実に引き受けられたリスクを含む当事者の現実の貢献を考慮して決定されるように、関連者間での現実の取極めの決定を徹底することによって、また、商業上意味のない取引を否認することを認めることによって、資本に対する不適切なリターン及びリスク配分の誤りを防止することへの要求に応じるものである。

(2) OECD移転価格ガイドライン第1章Section Dの改訂の概要

BEPS最終報告書では、OECD移転価格ガイドライン第1章Section Dを改訂することが勧

告されている。改訂の概要は以下のとおりである。

(以下、改訂の概要)

D.1. 商業上及び資金上の関係の特定

比較可能性分析は、独立企業原則の適用において中心的な作業であり、かかる分析には2つの重要な側面がある。1つは関連者間取引を正確に描写するために、関連者間における商業上又は資金上の関係並びにかかる関係の条件及び経済的状況を理解するという側面である。もう1つは、正確に描写された関連者間取引の条件及び経済的状況を独立企業間での比較対象取引のものと比較するという側面である(パラグラフ1.33)。

実際の取引を正確に描写するために、関連者間の商業上又は資金上の関係において5つの経済的特徴又は比較要素(契約条件、機能分析、資産又はサービスの特徴、経済状況及び事業戦略)を把握しなければならない(パラグラフ1.36)。

D.1.1. 契約条件

関連者間において契約書を用いて取引がなされる場合、かかる契約書上の合意は、関連者間の取引を描写し、また、取引から生じる責任、リスク及び予測成果を契約締結時点でどのように配分する意図であったかを描写するための出発点を提供する(パラグラフ1.42)。

しかしながら、契約書のみでは、移転価格分析を実施するために必要な全ての情報は網羅されておらず、また、関連する契約条件について十分に詳細な情報も不足していることが多い。したがって、追加情報が必要であり、D.1.2からD.1.5までで述べる4つの経済的に関連のある特徴から判明する商業上又は資金上の関係を考慮しなければならない(パラグラフ1.43)。

経済的に関連する取引の特徴が関連者間での契約書に合致しない場合、移転価格を算定する上では、当事者の行動に反映された取引の特徴に沿って、実際の取引を描写しなければならない(パラグラフ1.45)。

また、当事者の現実の行動が実質的に契約書の条件に合致しているかなどの検討において、関連者間の商業上又は資金上の関係を考慮することが重要である。なぜなら、独立当事者間では利益が相反するため、①契約条件は両当事者の利益を反映して決定され、②両当事者は他方当事者が契約条件を遵守することを求め、また③両当事者の利益に沿う場合にのみ、契約条件は無視又は修正されるが、関連者間ではそのような利益相反は存在しないからである(パラグラフ1.46)。

D.1.2. 機能分析

独立企業間の取引における対価は、通常各企業の果たす機能を反映している。した

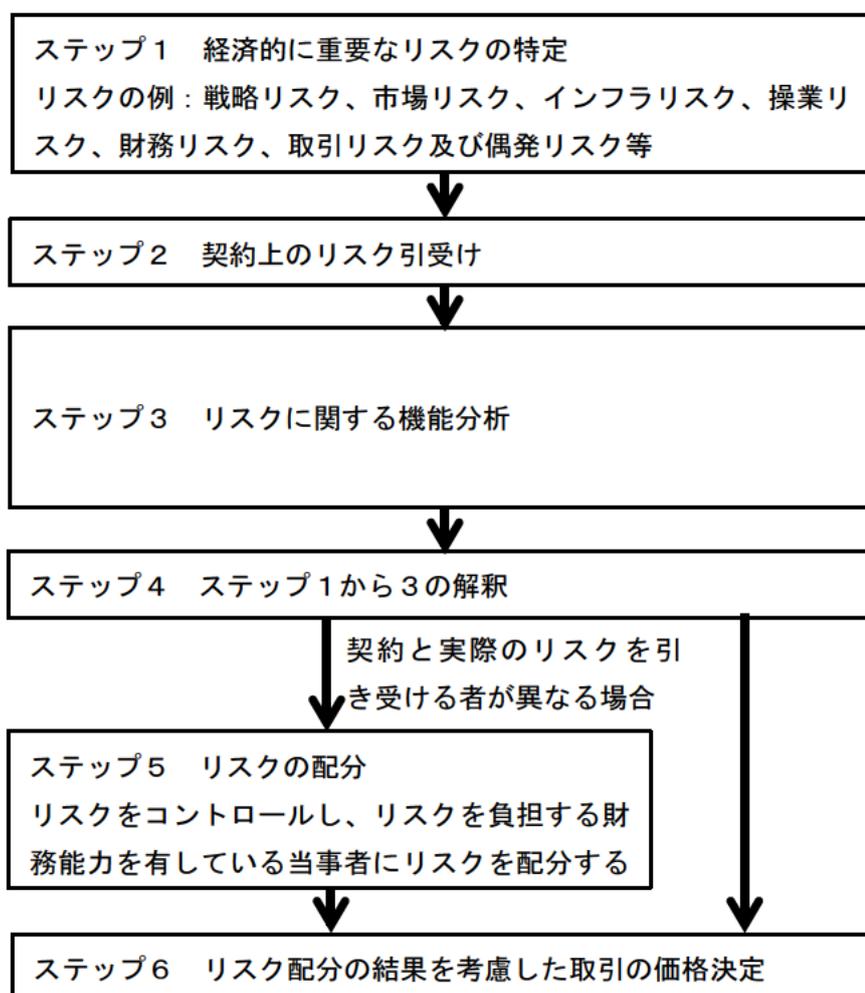
がって、関連者間取引を描写し、関連者間取引又は関連者と非関連者の間の取引と独立企業間の取引との比較可能性を決定する上では、機能分析が必要となる。機能分析においては、経済的に重要な活動及び責務、使用され又は拠出された資産、並びに取引の当事者により引き受けられたリスクを識別することが求められる（パラグラフ 1.51）。

リスクの現実的な引受けは関連者間での取引の価格及びその他の条件に影響するため、それぞれの当事者により引き受けられた重要なリスクを識別し、検討するまで、機能分析は完了しない（パラグラフ 1.56）。

取引において、リスクは資産又は機能よりも識別が難しく、いずれの企業が取引における特定のリスクを引き受けたかは、慎重に分析される必要がある（パラグラフ 1.59）。

機能の分析におけるリスク分析は以下の6つのプロセスにしたがって行うこととされている（パラグラフ 1.56、1.60）。

【リスク分析のプロセス】



ステップ1 経済的に重要なリスクの特定

経済的に重要なリスクを特定する必要がある。リスクの定義は種々あるが、移転価格算定の文脈においては、「ビジネスの目的に影響する不確実性」と定義するのが適切である。リスクの重要性は、そのリスクから生じる利益又は損失の発生の可能性及び大きさによる。(パラグラフ 1.71)

また、リスクの分類方法も多種あるが、移転価格算定上は、リスクを不確実性の源泉に応じて分類することになる。

ステップ2 契約上のリスク引受け

事前に契約においてリスクが引き受けられているということは、具体的にリスクが発生する前にリスクを引き受けたということの1つの証拠となる。しかしながら、契約上合意された価格設定に関する取決めのみで、どの当事者がリスクを引き受けているかを決定することはできない(パラグラフ 1.81)。

ステップ3 リスクに関する機能分析

ステップ3では、取引の当事者である関連者がリスクに関して果たす機能の分析がなされる。この分析により、どの企業が、①リスクのコントロール機能及びリスク低減機能を果たしているか、②リスクから生じる結果に直面しているか及び③リスクを引き受ける財務的能力を有しているかについての情報が得られる(パラグラフ 1.82)。

ステップ4 ステップ1から3の解釈

ステップ1からステップ3により、関連者間におけるリスクの引受け及び管理についての情報が得られる。次に、これらの情報を解釈し、契約上のリスクの引受けが当事者の行動等と一致しているかを決定することになる。そのために、①関連者が契約条件に従っているか、及び、②リスクを引き受ける当事者がリスクをコントロールし、リスクを引き受ける財務能力を有しているかを分析することになる(パラグラフ 1.86)。

契約上リスクを引き受ける関連者が、リスクをコントロールし、リスクを負担する財務能力を有している場合、後述のステップ6に進んでよい。そうでない場合には、ステップ5の分析を行う必要がある(パラグラフ 1.87、1.96)。

ステップ5 リスクの配分

契約上リスクを引き受ける関連者がリスクのコントロールを行わない、又はリ

リスクを負担する財務能力を有していない場合、リスクをコントロールし、リスクを負担する財務能力を有している当事者にリスクを配分することとなる（パラグラフ1.98）。

ステップ6 リスク配分の結果を考慮した取引の価格決定

正確に描写された取引は、リスク引受けの結果及びリスク管理に対する報酬を考慮に入れた上で、価格が決定されるべきである。リスクを引き受けた場合には適切な予測収益を受け取るべきであるし、リスクの低減に対しても適切な報酬が与えられるべきである（パラグラフ1.100）。

なお、ここでリスクの管理とは、商業的活動に関連するリスクの評価及びこれに対応する機能をいい、次の3要素からなる（パラグラフ1.61）。

- ① リスクを負担する機会に関して意思決定を行う能力、その意思決定を実際に行うこと
- ② 当該機会に関連したリスクに対応するか否か及びどのように対応するかの意思決定を行う能力、その意思決定を実際に行うこと
- ③ リスクの結果に影響する手段を利用し、リスクを緩和する能力、そのリスク緩和を実際に行うこと

リスクの引受けは、リスクの管理と同義ではない。リスクの引受けは、リスクが現実化した場合に、リスクを引き受けた者が、リスクから生じる利益及び不利益を引き受け、財務上及びその他の結果を引き受けることになるものをいう（パラグラフ1.63）。

リスクを引き受けるための財務能力とは、リスクを引き受け又はリスクに賭けるための資金、リスク緩和機能への対価の支払の資金、及びリスクが現実化した場合にリスクの結果を負担するための資金を入手する能力をいう（パラグラフ1.64）。

また、リスクのコントロールとは、リスクの管理の①及び②の要素を含むものである（パラグラフ1.65）。

ちなみに、BEPS 最終報告書では、資金提供を行うだけの会社について、リスクフリーの投資に対するリターンを超えたものを受け取ることはできないことが設例を用いて説明されている（パラグラフ1.103）。

D.1.3. 資産又はサービスの特徴

資産又はサービスの特徴の差異は、市場における価値の違いにつながることもある。考慮すべき重要な特徴としては、有形資産の移転の場合には、資産の物理的特徴、品質、信頼性、入手可能性及び供給量、サービスの提供の場合にはサービスの質及び程

度、そして無形資産の場合には、取引の形式、資産の種類、保護の期間及び程度、並びに資産の使用から得られる予測便益が挙げられる⁷⁵（パラグラフ1.107）。

移転価格の算定方法に応じて、この要素の重要性は異なってくる。独立価格比準法（Comparable Unrelated Price Method、以下「CUP法」という。）⁷⁶においては、資産又はサービスの比較可能性は最も厳格に要求される。すなわち、資産又はサービスの特徴の重要な差異は全て価格に影響するため、適切な調整が必要となってくる。しかし、再販売価格基準法（Resale Price Method、以下「RP法」という。）⁷⁷及び原価基準法（Cost Plus Method、以下「CP法」という。）⁷⁸の下においては、売上総利益率や原価への上乗利益率に重要な影響を与えない特徴の差異もある。また、取引単位営業利益法（以下、「TNMM法」という。）⁷⁹においても、同様に資産又はサービスの特徴の差異は重要性が低い、無視できるというわけではない（パラグラフ1.108）。

D.1.4. 経済状況

同一の資産又はサービスに関する取引であっても、市場が異なれば独立企業間価格が異なることがある。比較可能性を確保するためには、価格に重要な影響を与える市場の違いを調整する必要がある。

比較可能性の決定に関連する経済状況としては、地理的位置、市場の大きさ、市場における競争の激しさ、買手及び売手の立場の強さ、代替品及び代替サービスの入手可能性、特定の地域及び市場全体における需要及び供給の程度等が挙げられる（パラグラフ1.110）。

D.1.5. 事業戦略

取引を描写し、比較可能性を検討する上で、事業戦略も検討する必要がある。事業戦略は、技術革新、新製品の開発、多様化の程度、リスク回避、政治的変化の評価、既存及び改正予定の労働法の検討等、取極めの期間、日常的にビジネスを行う上でのその他の要素を考慮していると思われる（パラグラフ1.114）。

事業戦略は、市場参入策も含みうる。市場への参入に際しては、製品の価格を、同一の市場での比較対象製品の価格よりも低い価格に一時的に設定することがある。このように将来の増益を期待して現在の利益の減少が生じる戦略において、意図された

⁷⁵ 無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関わる比較可能性分析において重要となり得る無形資産の特徴については、OECD 移転価格ガイドライン第6章 Section D.2.1について論じた後述2（4）イを参照

⁷⁶ 独立価格比準法とは、関連者間取引において移転された資産又は役務の独立企業間価格を、比較可能な状況下で、比較可能な独立企業間取引において移転された資産又は役務の価格とする方法である。

⁷⁷ 再販売価格基準法とは、関連者から購入した製品の独立企業間価格を、再販売者である関連者が独立企業に販売する価格から適切な粗利益を控除した額とする方法である。

⁷⁸ 原価基準法とは、関連者への資産又は役務の提供者である別の関連者が、非関連者に対してそれらを提供する場合の原価に適正な利益を得るためのマークアップを加算した額を独立企業間価格とする方法である。

⁷⁹ 取引単位営業利益法とは、取引から得られる営業利益の推移順に着目して取引に係る独立企業間価格を算定する方法である。

事業戦略が実際に遂行されないために将来の増益が実現しない場合には、移転価格の調整がなされるべきであろう。納税者がこのような事業戦略を遂行しているか否かの判断において最も重要なのは、当該事業戦略が予測可能な将来において利益を生み出すと期待されるか、そして、独立した当事者が同様の経済状況及び競争条件のもとで同じ期間利益を犠牲にするかどうかである (パラグラフ 1.116、1.117、1.118)。

D.2. 実際に行われた取引の描写

セクション D.1 によって、移転価格分析において、当事者間における商業上の又は資金上の関係の実質を識別し、経済的に関連する特徴を分析することで実際の取引を正確に描写することになる (パラグラフ 1.119)。

なお、取引に関連してなされた取極めが、全体として、比較可能な状況において商業的に合理的に行動する独立企業によって採用される取極めと異なり、それが故に、取引の成立時点において両当事者のそれぞれの視点及びそれぞれに現実的に利用可能な選択肢を考慮した上で、両当事者が受入れ可能な価格の決定を妨げている場合には、正確に描写された取極めを否認することができる (パラグラフ 1.123)。

D.3. 損失

(現行のガイドライン 1.69 から 1.72 と同様である)

D.4. 政策の影響

(現行のガイドライン 1.73 から 1.77 と同様である)

D.5. 関税評価額の使用

(現行のガイドライン 1.78 及び 1.79 と同様である)

D.6. ロケーション・セービング及びその他のローカル市場の特徴

D.6.1. ロケーション・セービング

ロケーション・セービング及びその他のローカル市場の特徴は、比較可能性分析による (パラグラフ 1.139)。ロケーション・セービングは OECD 移転価格ガイドライン第9章において事業再編の文脈で論じられているが、そこで述べられた原則は事業再編以外の場合にも一般的に妥当する (パラグラフ 1.140)。

顧客又はサプライヤーという多国籍企業グループの外部の者に移転していないロケーション・セービングによる利益が存在し、ローカル市場において比較可能な事業体及び取引が存在する場合、かかる比較対象は関連者間でのロケーション・セービングの配分についてもっとも信頼性の高い指標となる (パラグラフ 1.142)。仮に、ローカル市場において信頼できる比較対象が存在しない場合、関連者の果たした機能、引き

受けたりスク及び使用した資産を含めた全ての関連する事実及び状況の分析に基づき、関連者間でロケーション・セービングを配分することになる（パラグラフ 1.143）。

D.6.2. その他のローカル市場の特徴
（省略）

D.7. 集合労働力

ユニークな能力を有し又は経験を有する従業員のグループを有することで成功している事業も存在する。そのような従業員グループの存在は、かかる従業員グループにより提供されるサービスの独立企業間価格又は当該企業によるサービス提供若しくは商品生産の効率性にも影響し得る。その場合、移転価格の比較可能性の分析においても考慮されるべきである（パラグラフ 1.152）。

事業再編の取引において、集合労働力が関連者間で移転した場合、受入企業が新たな労働力を雇い、訓練する時間及び費用の節減につながることもある。その場合、移転価格算定手法に応じて、節減された時間及び費用を比較可能性の調整に反映させるべきである（パラグラフ 1.153）。

なお、一般的には、多国籍企業グループ構成企業間で従業員の転籍又は出向があった場合に、対価の支払が要求されるものではない。しかし、場合によっては、関連者間での価値あるノウハウ又はその他の無形資産の移転を伴う場合があり、その場合には OECD 移転価格ガイドライン第6章に従って分析する必要がある。また、集合労働力が移転しない場合であっても、受入企業が集合労働力へのアクセスを有することにより、移転された無形資産又はその他の資産の価値が高まる場合があるので、その場合も同様の分析が必要となる（パラグラフ 1.154、1.155）。

D.8. グループシナジー

多国籍企業グループ及びその構成員である関連者は、同様の状況にある独立企業には利用できないような、グループ構成企業間での相互作用又はシナジーから利益を享受することがある。そのようなグループシナジーには、例えば、購買力の統合による強化、規模の利益、統合されたコンピュータ及びコミュニケーションシステム、統合マネジメント、重複の除去、借入能力の向上等が含まれる。なお、シナジーはプラスの場合のみならず、マイナスとなることもある（パラグラフ 1.157）。

関連者は、多国籍企業グループに所属しているという事実のみによって得られた偶発的利益については、対価を支払う必要はない。他方、グループによる意図的な協調行動によって、グループ構成員であることによるシナジー利益や負担が生じることがあり、多国籍企業グループに重要かつ明確に識別可能な組織的優位性又は不利益を与えることがある。そのような組織的優位性又は不利益の存否、シナジー利益又は負担の性質及び

源泉、シナジー利益又は負担がグループによる意図的な協調行動によって生じたか否かは、機能分析及び比較可能性分析によってのみ決定できる (パラグラフ 1.158)。

意図的な協調行動によってグループシナジーが生じている場合、シナジー利益は一般的にシナジーの創造に貢献した程度に応じてグループ構成企業間で分配されるべきである (パラグラフ 1.162)。

(以上、改訂の概要)

2 コモディティ取引 (OECD 移転価格ガイドライン第2章への追加)

BEPS 最終報告書は、2010年版 OECD 移転価格ガイドライン第2章パラグラフ 2.16の後に、コモディティ取引について適用される新たな指針を追加することを勧告している。追加すべき指針の概要は以下のとおりである。

(1) コモディティ取引への CUP 法の適用

ア CUP 法が最適な移転価格算定方法であること

CUP 法は、関連者間でのコモディティ取引にとって一般的に最も適切な手法と考えられる。

イ 市場価格を CUP 法において用いることができること

CUP 法の下では、コモディティ取引の独立企業間価格の決定においては、比較可能な独立企業間取引だけでなく、市場価格も基準とすることができる。コモディティの市場価格は一般的に、一定の時点において特定の状況下で取引される特定の種類及び分量のコモディティの価格についての、市場における独立した買手及び売手の間の合意を反映するものである。市場価格が、当該業界における通常の業務において広くかつ日常的に非関連者間での取引価格の交渉のために利用されていることは、特定のコモディティへの市場価格の適用が適切となるために重要である。なお、納税者及び税務当局は市場価格の適用について、一貫性を有している必要がある (追加パラグラフ 2.16A、2.16B)。

ウ 合理的で正確な調整

CUP 法のコモディティ取引への適用が信頼できるものとなるためには、関連者間取引及び非関連者間取引又は市場価格で表される非関連者間の合意の経済的特徴が比較可能でなければならない。コモディティ取引の場合には、物理的な特徴やコモディティの質、そして関連者間取引における契約条件 (例えば、取引量、契約期間、納品日及び納品の条件、運送、保険並びに為替に関する条件等) が経済的特徴として挙げられる。一定のコモディティにとっては、特定の経済的特徴がプレミアムやディスカウントにつながる

こともある。また、市場価格が独立企業間価格又は価格幅を決定するために利用されている場合、コモディティの取引所における取引の基礎となる仕様を定めた標準的契約が関連することもある。

関連者間取引の条件及び非関連者間取引の条件又はコモディティの市場価格を決定する条件との間に、検討対象となるコモディティ取引の価格に重要な影響を与える差異がある場合、取引の経済的特徴を比較可能とするために、合理的に正確な調整を加えなければならない。なお、サプライチェーンにおいて他の企業が機能を果たし、資産を使用し、そしてリスクを引き受けるという形で貢献する場合、OECD 移転価格ガイドラインの指針に沿って対価が支払われるべきである（追加パラグラフ 2.16C）。

(2) 価格決定日

市場価格によってコモディティ取引の価格を決定する場合、特に重要な要素は価格決定日、すなわち、特定の時刻、日又は期間⁸⁰である。

仮に、納税者が関連者間取引において取引時に合意された価格決定日について、信頼できる証拠を提供でき、かつ、当事者の実際の行動又は当該事案における他の事実と合致している場合には、税務当局も当該価格決定日における価格を当該関連者間におけるコモディティ取引の価格と認めるべきである。

他方、関連者間で書面により特定された価格決定日が当事者の実際の行動又は当該事案における他の事実と合致しない場合、税務当局はかかる他の事実と整合するよう、価格決定日を決定することができる。

また、納税者が関連者間取引において合意された価格決定日について信頼できる証拠を提供できない場合、税務当局は、利用可能な証拠に基づいて当該コモディティ取引の価格決定日を決定することができる。例えば、船荷証券又は同等の書類により示された出荷日を価格決定日とみなすことができる（追加パラグラフ 2.16E）。

3 PS 法に関する指針

(1) PS 法に関する現行の指針

BEPS 最終報告書では、まず PS 法に関する現行の指針の説明がなされている。

OECD 移転価格ガイドラインに定められた PS 法の適用に関する現行の指針では、PS 法の一つの強みは、金融商品のグローバル・トレーディングのように、片側検証法が適さない高度に統合された活動に適用できる点である。また、現行の指針では、PS 法は、取引の両当事者がユニークかつ価値のある貢献をしている状況において最適であるとしている。

また、現行の指針は、利益の配賦基準として、資産又は費用に基づいた基準を重視している。

⁸⁰ 例えば、平均価格を算出するための期間を指す。

（2）指針の改訂

BEPS 最終報告書は、パブリック・コメントを受けて、指針の改訂範囲について定めている。

ア 最適な方法

改訂指針は、信頼できる比較可能な非関連者間取引に関する情報が存在しない場合でも、最適な移転価格算定法の選定においては、OECD 移転価格ガイドライン第1章 Section D の指針に基づいて取引の性質を決定することが極めて重要であるとしている。また、PS 法の適用が独立企業間価格の算出につながらない場合には、PS 法を使用するよりも、最良の比較対象を用いて調整を行うべきとしている。

イ 高度に統合された事業運営

現行の OECD 移転価格ガイドラインでは事業運営が高度に統合されている場合には PS 法が最適であるとするが、多国籍企業の事業運営は程度の差こそあれ統合されており、どの程度の統合が要求されるかは明確ではない。今後公表される追加的な指針は、どのような場合に、PS 法が高度に統合された事業運営に最適な方法となるかについて示す予定である。

なお、関連者間取引を理解する上で、バリューチェーンの分析が必要となってくるが、グローバル・バリューチェーンには連続的統合（当事者が異なる活動を行うもの）と並行的統合（当事者が同一の収入、コスト、資産又はリスクに関して同様の活動を行うもの）の2つがあり、現行の OECD 移転価格ガイドラインにおいては、金融商品のグローバル・トレーディングのような並行的統合においては、PS 法は適切であるとしている。

ウ ユニークで価値ある貢献

現行の OECD 移転価格ガイドラインでは、取引の両当事者がユニークで価値ある貢献をしている場合には PS 法が最適であるとしているが、何がユニークで価値ある貢献かについてほとんど説明がない。したがって、ユニークで価値ある貢献の意義を明確にするために、追加的な指針及び具体例が作成される予定である。

エ シナジー・ベネフィット

大きなグループシナジーが生じる場合に PS 法が最適か否かを決定する際に考慮すべき状況等についても追加的な指針が公表される予定である。

オ 利益分割ファクター

利益分割ファクターとしては、投下資本、費用、機能的な貢献の評価、ファクターの比重、均等化された期待利益率等が考えられるが、追加的な指針及び具体例が作成される予定である。

カ TNMM 法のレンジ、ロイヤルティ料率、その他の支払を決定するための PS 法の使用
TNMM 法の結果のサポート、ロイヤルティ料率の決定、その他のために PS 法を活用することができるか否かについて、追加的な指針が作成される予定である。

4 無形資産 (OECD 移転価格ガイドライン第6章の改訂)

(1) 概要

BEPS 最終報告書では、OECD 移転価格ガイドライン第6章の改訂版が示されており、Section A から Section D までの4つのセクションで構成することが勧告されている。

(2) OECD 移転価格ガイドライン第6章の改訂の概要

BEPS 最終報告書では、OECD 移転価格ガイドライン第6章を改訂することが勧告されている。改訂の概要は以下のとおりである。

(以下、改訂の概要)

A. 無形資産の特定

無形資産とは、「有形資産や金融資産ではなく、商業的活動における使用のために保有又は管理することができ、比較可能な状況において独立当事者間で取引されていたならば、その使用又は移転に対する対価が支払われていたもの」である (パラグラフ 6.6)。

移転価格算定上の無形資産は会計上の概念と一致するものではなく、また、法的保護や単体での分離譲渡可能性も無形資産となるための必須の要素ではない (パラグラフ 6.7、6.8)。

また、移転価格算定上の無形資産の概念は、OECD モデル租税条約 12 条におけるロイヤルティの概念とは異なるものである (パラグラフ 6.13)。

無形資産の例として、特許、商標、商号、ブランド、ノウハウ、企業秘密、契約上の権利、政府の許認可及びライセンス等が挙げられている (パラグラフ 6.19-6.25)。

独立当事者間において事業資産が移転する場合にも、対価の重要かつ金額的に相当な部分が、のれんや継続事業価値に含まれるものへの対価として支払われることがあり、関連者間で同様の取引が生じる場合には、独立企業間価格の算定においてそれらの価値を考慮すべきである (パラグラフ 6.28)。

なお、グループのシナジーや市場の特性は、保有又は管理されるものではないため、無形資産ではないが、前述のとおり、OECD 移転価格ガイドライン第1章に沿って、移転価格算定上の比較可能性の検討において考慮要素とされるべきである (パラグラフ 6.30、6.31)。

B. 無形資産の保有並びに無形資産の開発、改良、維持、保護及び利用を伴う取引

無形資産から得られる利益や無形資産に関連する費用は、当該無形資産の開発、改良、維持、保護及び利用において果たした機能、利用された資産及び引き受けられたリスクに応じて、OECD 移転価格ガイドライン第1章から第3章までに沿って、多国籍グループの各事業体に配分されるべきである (パラグラフ 6.32)。

OECD 移転価格ガイドライン第1章から第3章までの各条項の適用においては、①関連者間での無形資産の関連する取引と独立当事者間での同様の取引との比較可能性の欠如、②問題となっている無形資産の比較可能性の欠如、③多国籍企業グループ内での各関連者による異なる無形資産の保有又は使用、④特定の無形資産の多国籍企業グループへの影響の分離の困難性、⑤無形資産の価値に対する多国籍企業グループの様々なメンバーの貢献は、関連するリターンが得られた年と異なる年に生じることなどの理由により困難が生じる。

このような困難にも関わらず、独立企業原則及び OECD 移転価格ガイドライン第1章から第3章までの適用は、多くの場合、多国籍企業グループが無形資産の利用から得たりターンの適切な配分をもたらすことになる (パラグラフ 6.33)。

B.1. 無形資産の保有及び無形資産に関する契約条件

法的な権利や契約は、無形資産の関係する取引における移転価格の分析において出発点となるが、あくまで参考になるものに過ぎない。重要なのは、事業体が果たした機能、利用した資産及び引き受けられたリスクであり、実質的な取引関係を把握する必要がある (パラグラフ 6.35)。

B.2. 無形資産に関連する機能、資産及びリスク

B.2.1. パフォーマンス及び機能のコントロール

OECD 移転価格ガイドライン第1章から第3章までの原則のもとでは、多国籍企業のメンバーは果たした機能に応じて、独立企業間価格を受け取るべきである (パラグラフ 6.50)。

なお、独立当事者間の取引においても、一定の機能は外部委託されることがあるし、無形資産の保有者である多国籍企業グループのメンバーも、無形資産の開発、改良、維持、保護及び利用に関連する機能を外部委託することができる (パラグラフ 6.51)。

関連者に対して機能が外部委託された場合、機能的な貢献に対する独立企業間価格の決定においては、比較可能な非関連者間取引の利用可能性、無形資産の価値の創造における果たした機能の重要性及び当事者の現実的に利用可能な選択肢を考慮するべきである (パラグラフ 6.52)。

独立企業に対して機能が外部委託された場合、多国籍企業グループのどのメンバ

一が外部委託された機能をコントロールしているかの判断に際しては、OECD 移転価格ガイドライン第1章D.1.2⁸¹が類推適用される(パラグラフ6.53)。

そして、一定の重要な機能⁸²は、無形資産に対して通常大きな貢献をするものであり、かかる重要な機能が関連者に外部委託された場合の対価は、多国籍企業グループが無形資産の利用から得た利益の適切な割合とすべきである。このような重要な機能の外部委託について比較可能性のある取引を見つけるのは難しく、比較対象を用いない移転価格算定方法、例えばTNMM法及び事前評価技法を用いて適切な対価を算定する必要があり得る(パラグラフ6.56)。

B.2.2 資産の使用

無形資産の開発、改良、維持、保護及び利用において資産を使用する多国籍企業のメンバーは、適切な対価を受け取るべきである。ここでいう資産には、例えば研究、開発又は販売において使用される無形資産、有形資産又は資金が含まれる(パラグラフ6.59)。

独立企業原則のもとでは、単に資金の提供に関する財務リスクを負うだけで、資金の提供に関連するその他のリスクを行わない関連者は、リスク調整後のリターンしか期待できない(パラグラフ6.61)。

B.2.3 リスクの引受け

無形資産に関わる取引に関する機能分析において重要なリスクとして、①無形資産の開発に関するリスク、②製品の陳腐化リスク、③権利侵害のリスク、④製造物責任のリスク及び⑤収益の不確実性のリスク等がある(パラグラフ6.65)。

どの企業が無形資産に関するリスクを引き受けているかの決定においては、OECD 移転価格ガイドライン第1章D.1.2が適用される(パラグラフ6.67)。

B.2.4 現実の事後的なリターン

現実の(事後的な)収益性が、予測された(事前の)収益性と異なることは非常に一般的である(パラグラフ6.69)。

この問題の解決には、多国籍企業グループのどの事業体が経済的に重要なリスクを引き受けているかについての慎重な分析が必要である(パラグラフ6.70)。

C. 無形資産の利用又は移転を伴う取引

C.1. 無形資産又は無形資産に対する権利の移転を含む取引

C.1.1. 無形資産又は無形資産に対する権利の移転

⁸¹ 前述1(2)「D.1.2. 機能分析」参照

⁸² 例えば、自己開発した無形資産については、研究及び販売プログラムの設計及びコントロール、創造的活動の方向性及び優先度の決定、戦略的決定のコントロール並びに予算の管理及びコントロールが含まれる。

無形資産又は無形資産に対する権利の移転において必要なのは、当該無形資産又は無形資産に対する権利の性質を特定することである。移転される権利に制限が付されている場合、かかる制限の性質及び移転する権利の範囲を理解することも必要である (パラグラフ 6.88)。

C.1.2. 組み合わせられた無形資産の移転

無形資産は、他の無形資産とともに移転されることがあり、その場合2つの問題が生じる。

1つ目の問題点は、異なる無形資産の相互作用の性質及び経済的結果を把握する必要があるという点である。医薬品を例にとると、有効成分の特許権、医薬品の販売についての当局による認可及び商標権等の複数の無形資産が組み合わせられて初めて大きな価値を生み出すものであり、このような無形資産の相互作用は、無形資産の移転に関する移転価格分析において非常に重要である (パラグラフ 6.93、6.94)。

2つ目の問題点は、特定の取引で移転される全ての無形資産を把握することの重要性である。無形資産同士が密接に関連していて、一方の移転が必然的に他方の移転を伴う場合がある。例えば、ライセンス契約における商標権の使用権を移転した場合、通常、当該商標権に関するレピュテーション上の価値の移転も伴う (パラグラフ 6.95)。

C.1.3. 他の取引に伴う無形資産又は無形資産に対する権利の移転

他の取引に伴って無形資産又は無形資産に対する権利が移転する場合、重要なのは、本当に無形資産が取引に伴って移転しているか否かである。また、取引に伴って移転した無形資産の全てを把握し、移転価格分析において考慮することも重要である (パラグラフ 6.98)。

C.2. 製品の販売又はサービスの提供に関する無形資産の使用を伴う取引

製品の販売又はサービスの提供において、無形資産は移転しないものの、使用がなされることがある。その場合、取引の性質を明確に特定した上、取引の各当事者が使用する無形資産を把握し、比較可能性分析、最適な移転価格算定方法の適用及び検討する当事者の選択において考慮すべきである (パラグラフ 6.104)。

D. 無形資産に関わる取引における独立企業間条件の決定のための補助的指針

D.1. 無形資産に関わる取引における一般原則

OECD 移転価格ガイドライン第1章 Section D 及び第3章においては、比較可能性分析を行う上で考慮されるべき原則及び推奨される手続が定められており、これらは無形資産に関わる全ての取引にも適用される (パラグラフ 6.110)。

もっとも、無形資産に関わる取引にこれらの原則を適用する上では、取引の各当事者に現実的に利用可能な選択肢を考慮しなければならず、その場合、取引の各当事者の視点を検討することが必要不可欠である (パラグラフ 6.111、6.112)。

D. 2. 無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する補助的指針

D. 2. 1. 無形資産又は無形資産に対する権利の比較可能性

OECD 移転価格ガイドライン第1章から第3章までを無形資産又は無形資産に関する権利の移転に関わる取引において適用する場合、無形資産のユニークな特徴を考慮する必要がある (パラグラフ 6.116)。

無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する比較可能性分析において重要となり得る無形資産の特徴としては、例えば、独占性、法的保護の範囲及び期間、地理的範囲、耐用年数、開発の段階、改良、修正又は更新する権利、並びに将来の利益の期待が挙げられている (パラグラフ 6.118-6.127)。

D. 2. 2 無形資産又は無形資産に対する権利の移転を含む事例におけるリスクの比較

無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する比較可能性の分析においては、移転される無形資産から将来の経済的便益を得られる見込みに関連するリスクが検討されなければならない。また、OECD 移転価格ガイドライン第1章 Section D.1.2 におけるフレームワークによって分析される当事者間におけるリスク配分も検討する必要がある。

D. 2. 3. 無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する比較可能性の調整

比較可能性に関する調整についてのパラグラフ 3.47 からパラグラフ 3.54 の原則は無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関わる取引についても適用される。もっとも、無形資産の相違が、信頼できる方法での調整が困難な重要な経済的結果をもたらさうる点は重要である。

D. 2. 4. データベースによる比較可能取引の使用

商業的データベース等から引用した比較対象候補の無形資産を検討する上で特に重要なのは、比較可能性及び比較可能性に対する調整の可能性である。また、商業的データベース等から引用した公に入手可能なデータが、比較可能性分析を行うために重要な無形資産の特徴を評価するために十分に詳細なものかを検討することも重要である。

D. 2. 5. 無形資産又は無形資産に対する権利の移転を含む事例における最適な移転価格算定方法の選択

無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する事案において、最適な移転価格算定方法を選択する上では、①関係する無形資産の性質、②比較可能な関連者間取引及び無形資産を把握することの困難性及び③OECD 移転価格ガイドライン第2章の移転価格算定方法の一部の適用の困難性に留意する必要がある(パラグラフ 6.131)。

パラグラフ 2.1 からパラグラフ 2.11⁸³の原則の適用においては、異なる方法により構成された取引であっても同様の経済的な結果になることを理解することが重要である(パラグラフ 6.132)。

また、機能を提供する者に対する限定的なリターンを分配した後の全ての残余利益が無形資産の保有者に分配されるべきとは限らないという点も重要である。最適な移転価格算定方法の選択は、機能分析を行い、多国籍企業のグローバル事業プロセス及び、移転される無形資産とグローバル事業を構成する他の機能、資産及びリスクとの相互作用を明確に理解した上で行うべきである。そして、機能分析では、価値の創造に貢献する全ての要素、とりわけリスク、市場の特徴、所在地、事業戦略及び多国籍企業のグループシナジーを把握する必要がある(パラグラフ 1.133)。

D.2.6 無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する事案における移転価格算定方法についての補助的指針

無形資産又は無形資産に対する権利の移転について独立企業間価格は、適正かつ信頼のできる比較可能性の調整を行った後の比較可能取引に基づいて決定される(パラグラフ 6.137)。

信頼できる比較可能な独立企業間取引がない場合には、他の算定方法を用いることにより独立企業間価格を算定することになる。その場合には、①機能、資産、リスク、②ビジネス上の理由、③予測及びオプション、④競争上の優位性、⑤期待できる将来の経済的ベネフィット、⑥ローカルマーケット、ロケーション・セービング、集合労働力、グループシナジー等のその他の比較可能性の要素を考慮することが重要である(パラグラフ 6.139)。

RP 法や TNMM 法といった片側検証法は、一般的に無形資産の直接の評価において信頼性は低い。また、無形資産の開発のコストに基づいて無形資産の価値を評価する移転価格算定方法も推奨できない(パラグラフ 6.141、6.142)。

無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する事案においては、CUP 法又は PS 法が、もっとも有効と考えられる。信頼できる比較対象が確認できる場合は CUP 法が適用できるが、そうでない場合は PS 法の利用が考えられる(パラグラフ 6.145、6.146、6.148)。

また、信頼性のある比較対象がない場合には、事前評価技法も有益である。事実

⁸³ パラグラフ 2.1 からパラグラフ 2.11 においては、適切な移転価格算定方法の選択について述べられている。

及び状況に応じて、納税者及び税務当局は、OECD 移転価格ガイドライン第2章に記載された5つのOECD 移転価格算定方法の1つ又は独立企業間価格の識別における有益な手法として、バリュエーションの技法を利用することができる。かかる、バリュエーションの技法はOECD 移転価格ガイドラインの原則及び独立企業原則に沿う形で適用される必要がある。特に、DCF法は適切に利用されれば有益であるが、DCF法のもとでは、価値の予測は変動しやすいものであることに留意する必要がある。バリュエーションモデルを用いた無形資産の価値は、特に当該モデルの基礎となる仮定及び予測並びに仮定の確認及び数値の予測における注意の程度や判断の影響を受けやすい。DCF法を用いる場合には、財務的な予測の正確性、成長率の仮定、ディスカウント率、無形資産の有効年数及び残価に注意しなければならない(パラグラフ6.153以下)。

なお、独立企業は、予測便益にのみ基づいた価格設定は、無形資産の評価における高い不確実性によるリスクに十分に対処できるものではないと考えることもある。その場合、独立企業は、契約期間をより短期間とし、価格調整条項を契約条件に定め、又は十分に予測できない後発的な出来事に対処するために条件付きの支払を含む支払の仕組みに合意することがあり得る(パラグラフ6.183)。

また、取引の時点において当事者によって予測できなかった又は発生の可能性が低いと考えていた重要な事象又は出来事が発生し、価格決定の基本的な前提事実を変更するような場合、両当事者は、互いの利益になる場合、価格取極めを再交渉する可能性もある(パラグラフ6.184)。

仮に、比較可能な状況において独立企業が無形資産の評価の不確実性に対処するための仕組み(例：価格調整条項)に合意するような場合、又は後発的な事象に基づいて価格の再交渉が行われるような場合、税務当局はかかる仕組みに基づいて無形資産及び無形資産に対する権利に関する取引の価格決定をし、又は取引価格を修正することができる(パラグラフ6.185)。

D.3. 取引時点で評価困難な無形資産を含む取引の独立企業間価格の算定
(省略)

D.4. 評価困難な無形資産

評価困難な無形資産(Hard to Value Intangibles、以下「HTVI」という。)の定義は、「無形資産又は無形資産に対する権利であり、その関連者における移転の時点で、①信頼できる比較対象が存在せず、かつ、②取引がなされた時点で、移転される無形資産から生じると予測される将来のキャッシュフロー若しくは所得の予測、又は当該無形資産の評価において用いられる仮定が極めて不確実であるために、移転の時点において無形資産の最終的な成功の水準の予測が困難であるもの」となっている(パラ

グラフ 6.189)。

HTVI には、例えば以下のような無形資産が含まれる (パラグラフ 6.190)。

- ① 移転の時点において部分的にしか開発されていない無形資産
- ② 取引後数年間経過するまで商業的に利用されないと見込まれる無形資産
- ③ それ自体が HTVI の定義を満たすものではないが、HTVI の定義を満たす他の無形資産の開発及び改良に必要不可欠である無形資産
- ④ 移転の時点で前例のない方法で利用されることが見込まれており、同様の無形資産の開発又は利用の実績がないために、予測が極めて困難である無形資産
- ⑤ HTVI の定義を満たし、関連者に一括払いで移転された無形資産
- ⑥ CCA 又は同様の取極めに関連して利用され、又は開発された無形資産

このような HTVI については、納税者が取引の価格決定においてどのような情報を考慮したのかなどについて、納税者と税務当局との間で情報の非対称性が存在するため、独立企業間価格で取引がされたか否かについての税務当局の判断を困難にしている (パラグラフ 6.191)。

BEPS 最終報告書は、HTVI についていわゆる所得相応性基準を認め、税務当局は、無形資産取引の財務的な結果に関する事後の証拠を、事前の価格決定の取極めの適切性に関する推定証拠として用いることができる (パラグラフ 6.192)。

もっとも、以下の①から④までのいずれかに該当する場合には、当局は事後の証拠を推定証拠として用いることができない (パラグラフ 6.193)。

- ① 納税者が、以下のいずれも提供した場合
 - (i) 価格の取極めを決定するために移転の時点で用いた事前の予測の詳細 (価格を決定するための計算においてどのようにリスクが考慮されたか、並びに合理的に予測可能な事象及び他のリスク及びその発生の可能性の検討の適切さを含む。)
 - (ii) 財務予測と現実の結果との重要な差異が、取引の時点では関連者が予測することができず、価格決定の後に生じた予測不能な展開や事象によるものであること、又は、それが予測可能な結果の実現によるものであり、かつ、取引の時点において実現の可能性に重要な予測の誤りはなかったことに関する信頼できる証拠
- ② HTVI の移転が、二国間又は多国間の事前確認の対象となっている場合
- ③ 財務予測と実際の結果との差異が、取引時点の HTVI の対価の 20%以下である場合
- ④ HTVI の譲受人が初めて HTVI による非関連者に対する収益を計上してから 5 年が経過しており、かつ、この期間において③の要件を満たしている場合

(以上、改訂の概要)

5 低付加価値グループ内役務提供 (OECD 移転価格ガイドライン第7章の改訂)

(1) 概要

行動計画10は、管理費用や本社費の支払といった形での税源の浸食について対応策を策定することをG20及びOECD各国に求めている。

OECD 移転価格ガイドラインの第7章においては、新たにSection Dが設けられ、低付加価値グループ内役務提供について、移転価格の算定における簡略化アプローチに関する指針を提示した。

簡略化アプローチは、多国籍企業に対して独立企業間価格でグループ内役務提供に対する請求を認めることと支払国の税源を保護する必要性とのバランスを取るための指針を提供するものである。BEPS プロジェクトに参加する国々は、簡略化アプローチを2段階に分けて実行することに合意している。まず、第1段階では、多くの国が2018年までに国内で簡略化アプローチの選択を可能にする。第2段階では、閾値の設計や他の実行上の問題について追加の作業を行い、簡略化アプローチがより広く受け入れられることを目指す。追加の作業自体は2016年末までに完了し、さらに多くの国々が簡略化アプローチの選択を認めることを可能にするであろう。

(2) OECD 移転価格ガイドライン第7章の改訂の概要

BEPS 最終報告書では、OECD 移転価格ガイドライン第7章を改訂することが勧告されている。本稿では、低付加価値グループ内役務提供が取り上げられている第7章Dについて解説する。第7章Dの改訂の概要は以下のとおりである。

(以下、改訂の概要)

D.1. 低付加価値グループ内役務提供の定義

簡略化アプローチは、低付加価値グループ内役務提供に適用できるものであるので、まず低付加価値グループ内役務提供の定義が問題となる(パラグラフ7.44)。

低付加価値グループ内役務提供とは、「多国籍企業グループの1つ又は複数のメンバーによって、1つ以上の他のグループ構成企業のために実施されるサービスであり、以下の4つの要件を全て満たすもの」と定義されている(パラグラフ7.44、7.45)。

- ① 補助的な性質を有すること
- ② 多国籍企業グループの中核事業の一部でないこと
- ③ ユニークで価値ある無形資産の使用を必要とせず、またその創出につながらないこと
- ④ サービス提供者による相当な又は重要なリスクの負担や管理を伴わず、またサービス提供者に重要なリスクを生じさせないこと

低付加価値グループ内役務提供に該当しないものの例は、以下のとおりである (パラグラフ 7.47)。

- ・ 多国籍企業グループの中核事業を構成するサービス
- ・ 研究開発
- ・ 製造及び生産
- ・ 製造及び生産過程で使用される原材料等の材料に関する購買活動
- ・ 販売、マーケティング及び流通活動
- ・ 金融取引
- ・ 天然資源の採取、探索又は加工
- ・ 保険及び再保険
- ・ 企業の経営幹部によるサービス

他方、低付加価値グループ内役務提供に該当するものの例は、以下のとおりである (パラグラフ 7.49)。

- ・ 会計及び監査
- ・ 売掛金及び買掛金の処理及び管理
- ・ 人事活動
- ・ 健康、安全、環境その他の事業を規制する基準に関連するデータの監視及び集計
- ・ IT サービス (グループの主要活動に該当しない場合)
- ・ 内部及び外部コミュニケーション並びに広報活動のサポート
- ・ 法務サービス
- ・ 税務サービス
- ・ 事務的又は管理的な性質の一般的なサービス

D.2. 低付加価値グループ内役務提供の独立企業間価格のための簡略化アプローチ

D.2.1. 低付加価値グループ内役務提供への受益テストの適用

独立企業原則のもとでは、企業グループ内役務提供に対して対価の支払義務が生じるのは、Section B.1 にあるとおり、受益テストが満たされた場合のみである。要するに、ある活動が、サービスに対して対価を支払うグループ構成企業の商業上の地位を維持又は向上させる経済的又は商業的な価値を有するものである場合のみ、サービスの提供に対する対価の支払義務が生じる。低付加価値グループ内役務提供の場合には、多国籍企業グループが、Section D.3 の簡略化アプローチの指針、文書化及び報告に従っている場合、それは受益テストが満たされていることの十分な証拠となるとされている (パラグラフ 7.55)。

したがって、簡略化アプローチの便益としては、①受益テストの充足及び独立企

業間価格の証明のコンプライアンスの努力を削減できる、②企業は、簡略化アプローチの適用要件を満たした場合、一定の活動について請求する価格、簡略化アプローチを認める税務当局に認められるという確実性を得ることができる、そして③的を絞った書類が税務当局に提出されることにより、コンプライアンスリスクの効果的なレビューが可能になるという点が挙げられる (パラグラフ 7.52)。

なお、ある税務当局が簡略化アプローチを採用しておらず、多国籍企業グループが当該税務管轄地の現地の要件を遵守する場合でも、多国籍企業グループが他の税務管轄地について簡略化アプローチを適用することが妨げられるものではない (パラグラフ 7.53)。

D. 2. 2. コストプールの算定

後述 D. 2. 3. ①及び②を参照。

D. 2. 3. 低付加価値役務提供コストの配分

簡略化アプローチは、以下の3つのステップで構成されている。

- ① 多国籍企業グループは、低付加価値グループ内役務提供において全てのグループ構成企業に生じた全てのコストを年次で計算し、コストプールとして集計する (パラグラフ 7.56)。
- ② 多国籍企業グループは、あるグループ構成企業が他のグループ構成企業のためにのみ提供したサービスのコストを①のコストプールから除外する (パラグラフ 7.57)。
- ③ ①及び②により計算されたコストプールのうち、複数のグループ構成企業が受益者となるコストを、グループの構成企業に割り当てる (パラグラフ 7.59)。

D. 2. 4. 利益のマークアップ

低付加価値グループ内役務提供についての独立企業間価格を決定する場合、多国籍企業のサービス提供者は、コストプール内の全てのコスト (パススルーとなるコスト⁸⁴を除く) に5%の利益をマークアップする (パラグラフ 7.61)。

D. 2. 5. 多国籍企業グループの構成企業への請求額

以上の手順を経ることで、多国籍企業グループの構成企業に対するサービスについて支払われるべき報酬は、①当該構成企業のみに対して提供されたサービスについて他の構成企業に生じたコスト⁸⁵に利益をマークアップした額、及び、②コスト

⁸⁴ パラグラフ 2.93 及び 7.34 に基づいて決定される。

⁸⁵ 前述 D. 2. 3. ②においてコストプールから除外されたコストである。

プールのうち当該構成企業に配賦されたコスト⁸⁶に利益をマークアップした額の合計額となる(パラグラフ7.62)。

D.2.6. 簡略化アプローチの適用のための閾値

税務当局は、簡略化アプローチを適用するための閾値を設けてもよい。閾値は、受領者の一定の財務比率(グループ内役務提供の全コストに対する割合や売上高、グループ内役務提供の対価の計上前の利益等)や多国籍企業の売上高に対する全サービスコストのグループ全体の割合、その他の方法が考えられる(パラグラフ7.63)。

D.3. 文書の作成及び提出

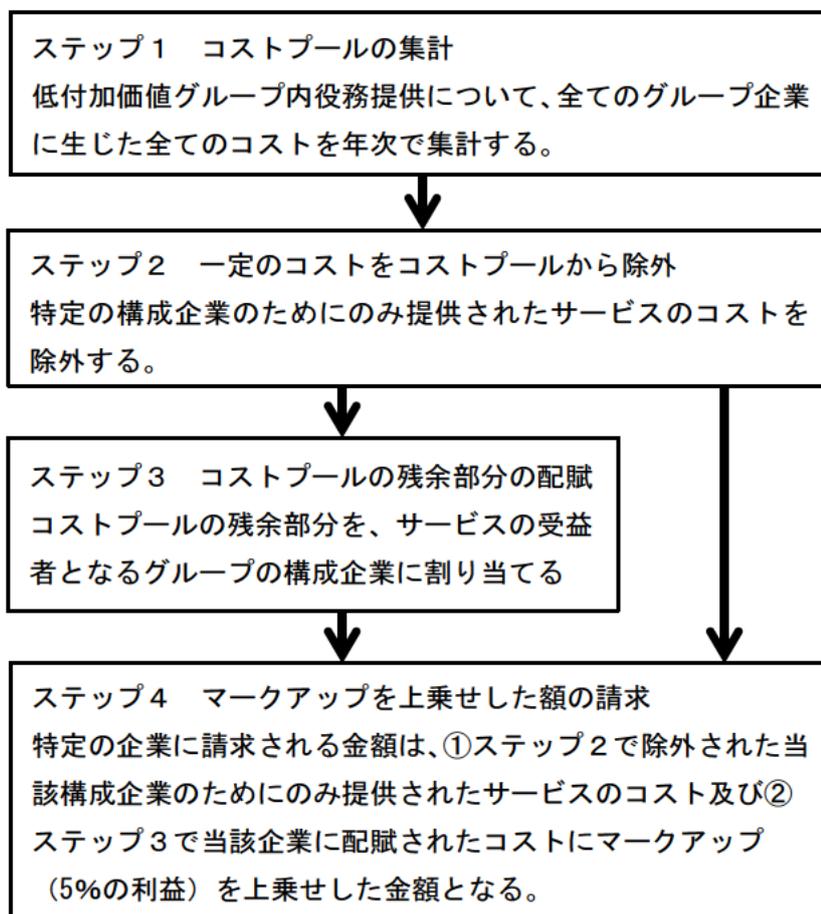
簡略化アプローチの適用を選択する多国籍企業グループは、以下の情報及び文書を作成し、税務当局の要請に応じて提供できるようにする必要がある(パラグラフ7.64)。

- ① 提供された低付加価値グループ内役務提供の種類、受益者、各種類のサービスが低付加価値グループ内役務提供の定義に該当するという理由、多国籍企業の事業において当該サービスを提供することの合理性、各種類のサービスの便益又は予測便益、選択した配賦基準及びかかる配賦基準による配賦が享受された便益を合理的に反映することの理由並びに適用されたマークアップの確認
- ② グループ内の様々な構成員間での、本セクションの配賦ルールに拘束される旨の合意を反映した、役務提供に関する書面による契約又は合意及びかかる契約及び合意に対する修正
- ③ コストプール及びそれに適用されるマークアップの決定を示す文書及び計算書類
- ④ 指定された配賦基準の適用を示す計算書類

低付加価値企業グループ内役務提供について源泉徴収税を課す場合、役務提供者が役務の提供に要した全ての費用を回収することを妨げ得る(パラグラフ7.65)。役務提供の対価に利益の要素又はマークアップが含まれる場合、税務当局は、かかる利益の要素又はマークアップにのみ源泉徴収税を課すことが奨励される。

⁸⁶ 前述D.2.3.③において配賦されたコストである。

【簡略化アプローチの概要】



6 費用分担取極め (OECD 移転価格ガイドライン第8章の改訂)

(1) 概要

2010年版 OECD 移転価格ガイドライン第8章においては、CCAに関する定めが置かれている。BEPS 最終報告書は第8章の改訂版を定めているが、第8章の目的は、あくまで、リソースやスキルが共同で拠出され、受け取る対価として相互便益が合理的に期待できる状況における補助的な指針を示すことにあるので、OECD 移転価格ガイドラインのその他の全ての章も、関係がある限り CCA に適用される。

(2) OECD 移転価格ガイドライン第7章の改訂の概要

BEPS 最終報告書では、OECD 移転価格ガイドライン第8章を改訂することが勧告されている。第8章の改訂の概要は以下のとおりである。

(以下、改訂の概要)

B. CCA の概念

8.1. 概要

CCA は、無形資産、有形資産又はサービスの共同開発、生産又は獲得に関連する貢献及びリスクを共有するための企業間における契約上の取極めであり、かかる無形資産、有形資産又はサービスが参加企業の個々の事業のための便益を産み出すと期待されるものと定義されている（パラグラフ 8.3）。

8.2. 他の章との関係

OECD 移転価格ガイドラインのその他の全ての章も、関係がある限り CCA に適用される（パラグラフ 8.9）。

B.3. CCA の種類

CCA には 2 種類あり、①無形資産又は有形資産の共同開発、生産又は獲得のために合意された CCA（以下、「開発 CCA」という。）と、②サービスを獲得するために合意された CCA（以下、「サービス CCA」という。）がある（パラグラフ 8.10）。

C. 独立企業原則の適用

C.2. 参加者の決定

CCA への参加資格として、まず、CCA 活動自体の対象から便益を享受することの合理的な期待を有することが必要である。すなわち、参加者は CCA の対象となっている無形資産、有形資産又はサービスに対する持分又は権利を割り当てられ、その持分又は権利から便益を享受することの合理的な期待を有していなければならない。例えば、単に研究活動等の補助的な活動に従事するだけで、CCA の成果について持分を取得しない場合、CCA の参加者ではなく、CCA に対する役務提供者とみなされる（パラグラフ 8.14）。

また、リスク統制及び財務上の能力も企業が CCA の参加者となるための必要条件とされた。すなわち、CCA の全ての参加者は、当該 CCA によって自己が引き受ける特定のリスクに係る統制の行使及びそれらのリスクを引き受けるための財務上の能力を有する必要がある（パラグラフ 8.15）。

C.3. CCA からの期待利益

CCA の参加者は、自己が享受すると合理的に期待している便益に比例した貢献を行う必要がある。仮に、期待する便益に比例した貢献がなされていない場合、調整的支払が要求される可能性がある（パラグラフ 8.19）。

C.4. 各参加者の貢献の価値

各参加者の貢献の価値は、独立した企業がこれに与える価値に沿って決めるべきである。一般的には、貢献は貢献がなされた際の時価で測定されなければならない（パラグラフ 8.25）。

サービス CCA の場合には、価値とコストの差異が相対的に重要でない場合、同種の性質を有する現在の拠出はコストで評価することができる。しかしながら、開発 CCA の場合には、一般的には、現在の拠出のコストでの評価は、独立企業原則の適用において信頼性のある基礎を提供するものではない（パラグラフ 8.28）。

C.5. 調整的支払

CCA に対する全ての貢献についての各参加者の割分的持分の価値が、CCA に基づく全ての期待便益に対する当該参加者の持分と整合的である場合、当該 CCA は独立企業原則に沿っているといえる。そうでない場合には、調整的支払を行うことで貢献についての調整がなされるべきである（パラグラフ 8.34）。

【CCA における調整的支払の具体例】

CCA において、その参加者である A がサービス 1 を提供し、B がサービス 2 を提供する場合を考える。サービス 1 及びサービス 2 のそれぞれの原価及び価値は以下のとおりとする。

	原価	価値
A の提供したサービス 1	3,000	3,600
B の提供したサービス 2	2,000	2,100
合計	5,000	5,700

A と B とが、CCA の結果の 50% をそれぞれ受領する場合、CCA の全体の価値は 5,700 であるため、それぞれ 2,850 の貢献をすべきであったことになる。ところが、B は 2,100 の貢献しかしていないので、差額の 750 を A に支払うべきこととなる。

D. CCA への加入、離脱及び終了

CCA に新たな参加者が現れた場合、CCA の既存の参加者は持分の一部を譲渡することになるが、かかる持分に対する対価の支払（バイ・イン支払）は独立企業間価格でなされなければならない（パラグラフ 8.44）。

同様の状況は参加者が CCA から離脱する場合にも生じることになり、過去の CCA の活動に対する持分の処分に対する対価の支払（バイ・アウト支払）は、独立企業間価格でなされなければならない（パラグラフ 8.46）。

E. CCAの構成と文書化についての勧告
(省略)

IV 今後の対応

(1) OECDの対応

OECDは、BEPS最終報告書に基づいてOECD移転価格ガイドラインの該当箇所の改訂を進めることになる。2016年度中には、所得相応性基準の執行に関する指針も公表される予定である。また、PS法に関する指針のドラフトは2016年中に第6作業部会において作成され、2017年上半期に完成する予定である。当該指針のディスカッションドラフトは2016年5月に公開されてパブリック・コメントが募集される予定である。

(2) 日本の対応

移転価格税制は、日本においては、既に導入されているが(租税特別措置法66条の4)、所得相応性基準等は導入されていない。BEPS最終報告書を受けてOECD移転価格ガイドラインが改訂される見込みであり、日本においても、税制改正の要否及び執行面での対応等について検討するとされている⁸⁷。

(3) 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

⁸⁷ 税制調査会(平成27年10月23日)説明資料36頁
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afielldfile/2015/10/22/27zen24kai7.pdf

第9 行動計画11 (BEPSの測定とモニタリング)

I 行動計画策定の背景及び概要

BEPSが財政及び経済へと与える悪影響については、OECD及びG20のBEPSプロジェクトの当初から焦点が当てられており、一部の多国籍企業が国際課税ルールのミスマッチや隙間を利用し、課税所得が実際の価値創造活動から分離していることが、不確かながらも証拠によって示されていた。BEPSの規模を測定することは、BEPSの複雑さ及び既存データの限定性から困難であるが、その影響は深刻であることは知られている。2013年から行われた調査によれば、全世界で法人税収入の逸失は毎年1,000億米ドルから2,400億米ドルと見積もられている。また、BEPSは、重大な税収減だけでなく、税にアグレッシブな多国籍企業に有利になること等を含めた経済的な悪影響をも引き起こす。

そこで、BEPSの規模や経済的効果について、データの評価、指標の抽出、分析方法の策定を実施することとした。多様なデータソース及び測定基準を使い、BEPSの多様な経路をも吟味して、6つの指標が作られた。

しかしながら、入手可能なデータが制約されていることにより、これらの指標の有益性は厳しく限定されている。BEPSを測定するためのツールと入手可能なデータを改善させることは、将来においてBEPSを計測し観察するためには必須である。

本報告書は、OECDが各国政府と共同して、より地域的な税務統計の報告と分析を行い、それを国際的に継続して公表することを推奨している。例えば、国別報告書のデータに基づく統計上の分析は、BEPSの経済的分析を著しく強化することが可能としており、このような措置により、政府及び税務当局は、BEPS及びBEPSへの対抗策について、より効果的に測定及び監視できることとなる。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

2013年の「BEPSへの対処報告書 (Addressing Base Erosion and Profit Shifting report)」によれば、BEPSが経済活動及び税収に与える悪影響の規模は未確定ということであった。

2015年4月16日に公表されたディスカッションドラフト⁸⁸においては、BEPS分析に関する既存のデータソースには多くの制約があることや、実証的分析を通じてBEPSの存在は根拠付けられていること、BEPSが存在しないと仮定した場合との比較の必要性等が指摘されている。

III BEPS 最終報告書の内容

1 BEPS 分析に関連するデータの評価

行動計画11において、入手可能なデータの評価は重要な部分を占める。入手可能なデータとその制約について適切に理解することは、BEPSの規模と経済的な影響を示す指標の開発、及び、BEPSとBEPSへの対抗策の経済的分析の開発のための出発点となる。

⁸⁸ <http://www.oecd.org/ctp/tax-policy/discussion-draft-action-11-data-analysis.pdf>

本章では、存在するデータソースの範囲について、入手可能性の観点、並びに、指標開発及び BEPS と BEPS への対抗策の規模等に対する経済的分析に際しての有益性の観点に触れながら評価している。そして、存在するデータソースについての重大な制約は、指標を作成し、あるいは BEPS の規模等に対する経済的分析を行う上で、大きな抑制となると結論付けられている。

入手可能な私的データソース及び収集された公的データソースはあるものの、それらはいずれもその有用性に影響を与えるような様々な制約を受けている。近時の入手可能なデータソースに関する困難の一つは、調査者にとって、BEPS 関連行動の影響の中から、実際の経済的影響を見出すのが難しい、ということにある。すなわち、①課税に関わりなく行われる実体経済上の国際的な活動、②税率の違い (BEPS に関連しないものに限る。) によって影響を受ける実体経済上の国際的な活動、③BEPS に関連した国際的な活動、という3つのカテゴリーに分類して推計されることが望ましい。BEPS の影響といえるのは、③のみである。民間レベルでの口座に関する情報は一定の有益性はあるが、当該情報がカバーする範囲が国によって異なっており、いくつかの国については、それが全体をカバーしていないという点で深刻な制約がある上そもそも全ての多国籍企業及びそれに関連する財政情報を含んでいるわけではない。また、口座に関する情報は、あくまで財政に関する間接的なものにとどまり、実際に支払われた税額についての直接的な情報ではない。

入手可能なデータに関する制約は、個々の政府の有する、BEPS が経済及び税収に与える影響を分析する能力に影響を及ぼす。

多国籍企業の全ての関連会社をカバーする申告データは、最も有益なデータになりうる。しかし、確認される限り、ほとんどの国では、そのようなデータは、匿名、あるいは秘密情報という形式であって、所持も作成もしていない。

近年の議会や政府の調査は、多国籍企業の税について新たに焦点をあてている。その情報は、BEPS の存在についての証拠を示している一方、わずかな多国籍企業の行動としか結びつかず、より広範な調査を実施するにあたっての有用性は限定的である。

税の影響から真の経済的影響を抽出するには、データ及び見積の方法のいずれもが必要である。BEPS の規模と影響をより正確に測定するためには、多国籍企業に関するより包括的でより詳細なデータが必要となる。

2 BEPS の指標

この章では、BEPS の規模と経済的な影響を計測することの一助となる6つの指標を提示している。

6つの指標とは、以下のとおりである。

(i) 財務と実際の経済活動には関連性がないこと

- ① GDP に比して過大な外国直接投資 (foreign direct investment) が特定の国に集中していることを示す指標

- (ii) 世界的な多国籍企業（上位 250 社）の利益率の差
 - ② 多国籍企業グループ内における実効税率と比較した場合の利益率の差を示す指標
 - ③ 低課税国に所在する多国籍企業の関連会社が高い利益率を示す指標
- (iii) 世界的な多国籍企業と非多国籍企業の実効税率の差
 - ④ 多国籍企業の関連会社に対する実効税率と、同様の特徴を持つ非多国籍企業との実効税率の差を示す指標
- (iv) 無形資産を通じた利益移転
 - ⑤ 研究開発費の支出（research and development spending）に比して高い水準のロイヤルティの受取りが特定の国に集中していることを示す指標
- (v) 利払いを通じた利益移転
 - ⑥ 高課税国に所在する多国籍企業の関連会社の所得に対する利子の割合が高いことを示す指標

これらの指標を単独で用いても BEPS の測定はできないが、指標を組み合わせることにより BEPS の規模や経済的な影響についての洞察が可能になる。

なお、6 つの指標を用いた計測の結果として、以下のような BEPS が存在し、かつ、近年規模が拡大していることが確認された。

- ① ネットの外国直接投資の対 GDP 比が 200%を超える国における外国直接投資は、2005 年には他の全ての国の 38 倍であったが、2012 年には 99 倍になった。
- ② 多国籍企業グループ内の関連会社のうち、実効税率が低く、かつ、利益率が高いグループに属する会社は、これらの会社の収入がグループ全体の総収入の 45%を占め、利益率も 22%であったのに対し、実効税率が高く、かつ、利益率が低いグループに属する会社は、グループ全体の総収入のうち 7%しか占めることができず、利益率も 6%に過ぎなかった。
- ③ 低課税国に所在する多国籍企業の関連会社の利益率は、グループの全世界利益率よりも高い。低課税国に所在する多国籍企業の関連会社から報告された利益率は、グループの全世界利益率の 2 倍である。
- ④ 多国籍企業の関連会社の実効税率は、非多国籍企業より約 3%低い。これは、多国籍企業が各国の税優遇措置を上手く活用していることに起因する可能性もあるが、非多国籍企業や節税に積極的でない多国籍企業に対して、不平等な競争条件を与えている。
- ⑤ 課税がなされる場所と実際の価値の創造が行われる場所の分離は、無形資産において特に明白であり、この現象は急速に拡大している。例えば、2005 年における低課税国に所在するグループでの研究開発費に対する受取ロイヤルティの割合は、2005 年から 2009 年においては他の全ての国の平均の約 3 倍であったが、2012 年には約 6 倍になっている。このことは、BEPS の規模を直接測定するものではないが、高課税国で開発された価値が低課税国へと移転されていることを示すものであり、BEPS が存在する証拠となる。

- ⑥ 関連者及び非関連者からの借入れは、高課税国に所在する多国籍企業の関連会社により集中している。高課税国に所在する多国籍企業の関連会社の所得に対する利子の割合は、多国籍企業の全世界での所得に対する利子の割合の約3倍である。

BEPSの規模と経済的影響を測るための指標は、いずれも「一般的な徴候」を明らかにするにとどまる。一つの指標では、BEPSの存在や規模を完全に明らかにすることはできず、これを明らかにするためには、複数の指標の組み合わせ又は「指標のダッシュボード」(dashboard of indicators) によるほかない。

BEPS最終報告書では、存在する入手可能なデータのサンプルを用いて指標の計算方法を示しているが、そのデータには限界があるため、指標は決定的なものではない。もっとも、将来的に、広範かつ発展したデータによって、指標を用いて導出できる結果はより有用なものとなりうる。将来的には、以下の2つの新しい指標が考えられる。

- ・ 多国籍企業の国内事業（本社）と国外事業における、利益率と実効税率の比較
多国籍企業の国内事業（本社）と国外事業との間の利益率の違いと、多国籍企業の国内事業と国外事業との間の実効税率の違いを比較するという指標である。国内事業（本社）の利益率及び実効税率が、国外事業の利益率及び実効税率と比べて低い場合には、BEPSの存在を示せることとなる。
- ・ 特別目的会社（SPEs）⁸⁹に関連する外国直接投資の収益率の違い
この指標は、外国直接投資がどこから投資されるかに注目し、特別目的会社経由での投資の収益率とそれ以外の収益率とを比較するものである。特別目的会社経由での外国直接投資の資金が増えるほど、また、特別目的会社経由での外国直接投資の収益率が低いほど、BEPSの存在する可能性は大きくなる。

6つの指標は、多様なデータソース及び測定基準を使い、BEPSの多様な経路をも吟味して策定されており、BEPSの存在を示す強力な証拠となる。複数の指標の組み合わせ又は「指標のダッシュボード」(dashboard of indicators) により、BEPSが存在していること、及びBEPSが継続的にその規模を増していることが、それぞれ示される。

3 BEPS及び対抗策の規模と経済的影響の測定に向けて

BEPSが存在する証拠は数多く、かつ、増加している。しかしながら、BEPSの複雑性及びデータの深刻な制限から、BEPSの規模及び経済的影響の測定は困難である。近年の研究ではBEPSの特性に注目が集まっており、大多数は、移転価格や租税条約の濫用、ハイブリッド・ミスマッチの利用等に着眼しているが、より経験実証的な分析が必要となる。

⁸⁹ 特別目的会社（SPEs: special purpose entities）とは、一般的に、従業員が少数かつ資産も小さい会社であるが、多国籍企業が他国に投資をする際に、資本を集め、資産を保有し、又は、負債を負うために用いられる会社である。

多国籍企業の事業活動を全てカバーするような、経験実証的な研究はない。行動計画13の下で収集された国別報告書は、BEPSの経済的な分析を著しく強化する可能性がある。しかし、調査者にとって、BEPSを、実体経済活動やBEPSにはあたらない税優遇策の利用から識別することには、依然として困難を伴う。

ある研究によれば、先進国よりも発展途上国の方が、対GDP比率におけるBEPSの税収上の影響が大きいということである。

高課税国においても、厳格なBEPS対策のルールが採用されていれば、必ずしもBEPSによる税収減は大きくなる。当該ルールに関する国際協調によって、BEPS対策の効果は増加する。OECDの調査によれば、BEPSにより、同様の状況にある国内企業と比べ、巨大な多国籍企業は、4%から8.5%実効税率が低い。

OECDの調査を含む経験実証的な分析によれば、BEPSは、特許の登録地に影響を及ぼすなどの経済的な歪みを引き起こしている。

BEPSによって引き起こされる歪みの大きさは、BEPSにより利益を得る企業の行動によって異なる。すなわち、BEPSによって獲得された利益が、商品価格の低下という形で現れるのか、労働者の賃金の増加又は株主等への配当の増加ということに結びつくのか、ということである。

BEPSへの対抗策は、多国籍企業が支払う税金額を増加させる一方で、他の企業や住民に対し、低い税金、公共設備の増加又は行政サービスの充実といった形で便益をもたらす。

BEPS及びBEPSへの対抗策の経済的な分析をより強固なものにしていくためには、多国籍企業による投資の決定、収益性の決定要素、事業の税優遇性及び法人税の総計といったことについての更なる調査が必要となる。

4 将来におけるBEPSのモニタリングのためのデータ及びツール

入手可能なデータが制約されていること及びBEPSの複雑性からすれば、国際社会がBEPSの規模と影響について明確な像を得て、行動計画の下で実施された施策の効果を適切に測定したいのであれば、データやツールを改善することが必要である。

本報告書の提案は、政府同士が、既に収集されたデータを活用するため、より緊密に協力することに焦点が当てられている。特に、行動計画13の国別報告書に基づいて収集されたデータに対する分析は、BEPSの分析をより加速させる可能性を秘めている。

本報告書では、以下の6つの提言が行われている。

- ① OECDが全てのOECD加盟国、BEPSアソシエイト諸国及び参加を希望する国と共同し、新しい法人税統計(Corporate Tax Statistics)を定期的に公表すること。政府によって収集されるデータの量及び価値は、行動計画5、12及び13の実施によってより強固なものとなるが、特に、行動計画13の下で収集した国別報告書に基づき分析されたデータを含むこと。

- ② OECDが全てのOECD加盟国、BEPSアソシエイト諸国及び参加を希望する国と共同し、提案され、法制化されたBEPS対抗措置による税収への影響の見積りについて、継続的な報告書を作成すること。
- ③ OECDがBEPSの規模と経済的影響をモニタリングするとともに、分析ツール及びBEPSの指標を引き続き開発し、また、改良を続けること。
- ④ 各国政府は、特に多国籍企業について、法人税収の統計に関する報告書の公開改善すること。
- ⑤ 各国政府は、特別目的会社(SPEs)に関する直接投資や役務提供取引、無形資産への投資等について、様々な国々を対象として、BEPSに関する税以外のデータについて改善を続けること。
- ⑥ 各国政府は、学者及び調査者とともにBEPSに関する研究協力の在り方について、現時点において提案されているベスト・プラクティスを検討し、また、新しいアプローチを模索すること。また、各国政府は、BEPSへの理解を促進するため、そして、実体経済の影響及びBEPSではない税優遇措置からBEPSをより明確に区別できるようにするため、多国籍企業の活動に対し、学者や関係機関とともに、より進んだ調査を奨励していくこと。

将来においては、政府は、収集されたデータをより上手く活用することが必要となる。BEPS対抗策の効果を評価するためには、BEPSに関するより深い分析や、統計結果の公表等が重要になる。

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応

OECDは、本報告書の提案に基づき、新しい法人税統計の定期的な公表や、BEPS対抗策による税収への影響の概算についての継続的な報告書の提出、分析ツール及びBEPSの指標の策定に努めるものと考えられる。

2 日本の対応

日本においては、BEPSに関連するデータの提出を求める仕組み等は未整備であり、行動計画11に関連する改正についての議論も特段なされていない。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

第10 行動計画12（義務的開示制度）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画12では、プロモーター及び納税者が租税回避スキームを税務当局に報告する義務的開示制度の策定が検討された。

行動計画12では、世界の税務当局が直面している主要な課題は、アグレッシブなタックス・プランニング戦略についての速やかで包括的かつ関連性のある情報が欠如していることであり、これらの情報に速やかにアクセスできれば、報告されたリスク評価、税務調査、税制改正を通じて租税回避に早急に対処することが可能であるとされた。

また、行動計画12では、義務的開示制度のない諸国が租税回避のスキームとその利用者に係る情報を速やかに取得する体制を構築できるために、開示義務者、開示内容、開示手続等の主要な項目について複数の選択肢を提示し、各国が自国の法体系の下で最適な様式を選択することを認めること（モジュラー方式）が勧告された。さらに、各国の税務当局間で義務的開示制度により収集した情報を交換する枠組みについても提言された。

このように、行動計画12では、ミニマム・スタンダードではなく、各国が自国に適した制度設計が可能となるように、各種の方策が提示されている。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

OECDでは義務的開示制度に関連した議論がなされ、以下の報告書が発表された。

(i) 「Study into the Role of Tax Intermediaries」(2008年3月)⁹⁰

本報告書では、税務当局が大企業との間で強固な関係を構築し、協力的なコンプライアンスを達成することが重要であるとされた。

(ii) 「Tackling Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure」(2011年2月)⁹¹

本報告書では、租税回避的なタックス・プランニングに対処するために、速やかで包括的な情報が重要であると説明された。

(iii) 「Co-operative Compliance: A Framework: From Enhanced Relationship to Co-operative Compliance」(2013年7月)⁹²

本報告書は、(i)の版報告書の改訂版である。

(iv) 「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting」(2013年7月)⁹³

さらに、2015年4月にディスカッションドラフト⁹⁴が公表され、パブリック・コメント及び

⁹⁰ http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/study-into-the-role-of-tax-intermediaries_9789264041813-en

⁹¹ <http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/48322860.pdf>

⁹² http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/co-operative-compliance-a-framework_9789264200852-en

⁹³ http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting_9789264202719-en

パブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日にBEPS最終報告書が公表された。

III BEPS 最終報告書の内容

1 概要

行動計画12では、プロモーター及び納税者が租税回避スキームを税務当局に報告する義務的開示制度の策定が検討された。

行動計画12では、世界の税務当局が直面している主要な課題は、アグレッシブなタックス・プランニング戦略についての速やかで包括的かつ関連性のある情報が欠如していることであり、これらの情報に速やかにアクセスできれば、報告されたリスク評価、税務調査、税制改正を通じて租税回避に早急に対処することが可能であるとされた。

BEPS最終報告書では、上記の点に鑑み、以下の3点が義務的開示制度のベスト・プラクティスとして提言された。

- ・ 義務的開示制度の導入の勧告（モジュラー方式（各国が自国の法体系のもとで最適な様式を選択することを認めること））。BEPS最終報告書では、義務的開示制度の概要（パラグラフ12以下）、モデル例（パラグラフ56以下）、対象となる国際的租税スキーム（パラグラフ223以下）、各国税当局間での開示情報の共有（パラグラフ276以下）の各項目に分けて説明されている。
- ・ 国際的租税スキームに焦点を当て、関連する取引を把握するために税の恩典の定義を広く考えること。
- ・ 国際的租税スキームのために情報共有のための強化された仕組みを構築すること。

2 義務的開示制度の目的及び制度設計における基本原則（パラグラフ12以下）

（1）義務的開示制度の目的

義務的開示制度の目的は以下の3点である。

- ① 潜在的な租税回避スキームに係る情報を速やかに入手できること（パラグラフ12、同38-42）。
- ② 租税回避スキーム並びに租税回避スキームの利用者及びプロモーターを適時に認識できること（パラグラフ12、43-47）。
- ③ 租税回避スキームの促進及び利用に対する抑止力が働くこと（パラグラフ12、48-55）。

（2）制度設計における基本原則

義務的開示制度の制度設計における基本原則は以下の4点である。

- ① 義務的開示制度が明確で誰もが理解できるものであること（パラグラフ19）。
- ② 義務的開示制度により増加する納税者側のコンプライアンスコストと、税務当局が租税回避の取引の情報を入手するという便益とのバランスがとれていること（パラグラフ

⁹⁴ <http://www.oecd.org/tax/aggressive/discussion-draft-action-12-mandatory-disclosure-rules.pdf>

20、21)。

- ③ 対象とする租税回避スキームを効果的に捕捉し、関連するスキームを正確に解明できること（パラグラフ 22）。
- ④ 義務的開示制度により収集された情報が有効に活用されること（パラグラフ 23）。

3 義務的開示制度のモデル例（パラグラフ 56 以下）

義務的開示制度における基本的な要素である、開示義務者、開示対象取引、開示時期、利用者の特定、開示情報の内容、開示義務履行と罰則については、以下のとおりである。

（1）開示義務者（パラグラフ 61 以下）

プロモーター（又はアドバイザー）の定義は各国により異なるが、共通している点としては、「報告すべき租税スキームに関する設計、販売、企画又は管理について責任を有する者又は関与する者」である。また、報告すべき租税スキームに係る設計、販売、企画又は管理について、重要な援助、支援又は助言を行う者を含むことも可能とされる。

開示義務者については、①プロモーター及び納税者の両方にするか、②プロモーター又は納税者のいずれかにするかを選択が認められている。

②の場合には、英国及び南アフリカのように、プロモーターに第一次的な開示義務を負わせる場合がある。

【開示義務者】

Option A	Option B
プロモーター及び納税者の両方	プロモーター又は納税者のいずれか なお、プロモーターに第一次的な開示義務を負わせる制度を採用する場合であって、プロモーターが海外にいる場合、存在しない場合、又は法律で職業上の秘匿特権が認められている場合には、納税者に開示義務を課す

（2）開示対象取引（パラグラフ 78 以下）

開示対象取引を特定するアプローチとして、①シングルステップ・アプローチと②マルチステップ・アプローチ又は閾値テストのいずれかの選択が認められている。

①は、閾値を設けず、一定の開示基準（ホールマーク）を設けて開示基準に該当するか否かにより、開示対象取引を特定する手法である。開示対象が多くなるため、納税者と税務当局の負担が増加し、また、情報が希薄化してしまうおそれがある。

英国、アイルランド、カナダ及びポルトガルでは、②を採用し、全ての取引について閾値テストに合致するか否かを検討することが求められている。

【開示対象取引を特定するアプローチ】

シングルステップ・アプローチ	マルチステップ・アプローチ
一定の開示基準に該当するか否かにより開示対象取引を特定する（閾値を設けない）	閾値テスト（租税便益を用い、租税回避かどうかを判定する）及び開示基準に該当するか否かにより開示対象取引を特定する

開示基準については、①包括的開示基準と②個別的開示基準がある。①の典型例としては、守秘義務基準）、プレミアムフィー又は成功報酬基準がある。②は、特定の濫用的な取引を対象として開示義務を課す基準である。例えば、損出しスキーム、リーシング・アレンジメント等、各国により各種の取引が対象とされている。

【開示基準】

包括的開示基準	個別的開示基準
<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務基準（プロモーター又はアドバイザーが顧客に対してスキームについて守秘義務を課すもの。）各国により制度は異なるが、共通した特徴としては、納税者に守秘義務が課せられ、納税者による開示が制限され、開示の制限によりプロモーターは同様のスキームを他にも用いることができる点が挙げられる。 ・プレミアムフィー又は成功報酬基準（顧客がアドバイスのために支払う金額がスキームによって得られる税の恩典に関連している場合。）各国により制度は異なるが、共通した特徴としては、租税便益に関連付けられており、予期した租税便益が得られない場合には納税者の支払う報酬に影響が生じる点が挙げられる。 	<p>特定の濫用的な取引を対象として開示義務を課す。例えば、損出しスキーム、リーシング・アレンジメント、雇用スキーム、所得変更スキーム、軽課税国所在の事業体を利用したスキーム、ハイブリッド金融商品を利用した取引、税会不一致を利用した取引、リスト化された取引、当局が関心を持つ取引が挙げられている。</p>

(3) 開示時期

開示時期については、①プロモーターが開示する場合には租税スキームが利用可能となる時期から一定期間内とすべきであるとされ、一方、②納税者が開示する場合には租税スキームの実行の時期から一定期間内とすべきであると勧告された。

【開示時期】

プロモーターが開示する場合	納税者が開示する場合
租税スキームが利用可能となる時期から一定期間内とすべきである。	租税スキームの実行の時期から一定期間内とすべきである。但し、納税者のみが開示義務を負う場合には、開示時期を実行の時期から短期間に設定すべきである。

(4) 利用者の特定

①プロモーターが第一次的な開示義務者として開示する場合には、スキームの照会番号と顧客リストを用いて利用者を特定することが勧告された。一方、②納税者が開示する場合には、顧客リストを用いて利用者を特定することになる。

【利用者の特定】

プロモーターが開示する場合	納税者が開示する場合
スキームの照会番号と顧客リスト	顧客リスト

(5) 開示情報の内容

開示情報の内容は、以下のとおりである。

【開示情報の内容】

プロモーターが開示する場合	納税者が開示する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、電話番号、税に係る参照番号 ・ 租税スキームの詳細 ・ 該当する開示基準 ・ 開示する租税スキームに関連する主要な税の法令 ・ 期待される租税便益（オプション） ・ 取引に関わる全ての関係者の詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、電話番号、税に係る参照番号 ・ 租税スキームの詳細 ・ 該当する開示基準 ・ 開示する租税スキームに関連する主要な税の法令 ・ 期待される租税便益（オプション） ・ 取引に関わる全ての関係者の詳細

・スキームの照会番号	
・顧客リスト	

（6）開示義務履行と罰則

開示義務を履行した場合と履行しない場合の効果については、以下のように勧告された。

ア 開示義務を履行した場合の効果

税務当局への開示は、開示された租税スキームが租税回避を意図した取引であることを意味するものではない。また、税務当局に開示されたとしても、税務当局が開示された租税スキームを承認したことを意味するものではない。これらのことは国内法に明記されるべきである。

イ 開示義務を履行しない場合の効果

開示義務を履行しない場合には、罰金（違反日数に対する罰金や租税利益又はプロモーターの報酬額に応じた罰金）、罰金以外の罰則を科すことが認められる。なお、罰金以外の罰則については、カナダでは、開示義務の対象である租税スキームの有効性が停止され、税務当局は税の特典を否認することができる。一方、米国、英国、ポルトガル及び南アフリカでは、開示義務を履行しない場合であっても開示義務の対象である租税スキームの有効性には影響しない。

4 義務的開示制度の対象となる国際的租税スキーム（パラグラフ 223 以下）

（1）概要

国際的租税スキームは、複数の関係者に対し、関係する国々にまたがって複数の税務メリットが発生するように仕組みられている。そのため、国内租税スキームとはいくつかの相違点があることから、国際的租税スキームに焦点を当てた義務的開示制度をより効果的にするために、以下の点で変更されるべきであることが勧告された。

- ① 国際的租税スキームには閾値テストは不要である。
- ② 国際的租税スキームに生ずる BEPS のリスクに焦点を当てた開示基準を開発し、創造的なタックス・プランニングのテクニックを十分に把握できるようにすべきである。
- ③ 国内の納税者がクロスボーダー取引に係る節税効果が生じるような重要な取引に関与している場合には、その取極めが開示義務の対象となるよう、義務的開示の対象範囲を広く定義すること必要である。
- ④ 納税者又はアドバイザーがクロスボーダー取引に係る節税効果を認識していることが合理的に見込まれる場合に限り開示義務が課されるように、納税者等に対して過度な負担とならないようにすることが必要である。
- ⑤ 国内の納税者又はアドバイザーに対し、グループ間での重要な取引を行う場合に、納税者等が知ることができる範囲内の重要な情報は全て開示させるように義務付けることが必要である。

⑥ 国内の納税者が、グループのメンバーと重要な取引を始める際には、以下のことを義務付けることが必要である。

- ・グループ間での取極めが②で開発された開示基準で把握されるクロスボーダー取引の節税効果をもたらすか否かを確認すべきである。
- ・税務当局に対し、グループのメンバーが取極めに関連する情報を提供しない場合、取極めが不適切又は不完全である場合、又は、情報の提供が不合理に遅くなる場合には、その旨を税務当局に通知すべきである。

（2）具体例

（事例）

B 国に所在する B 社は、グループ企業のファイナンスを統括し、A 国に所在する A 社から借入れをしてグループ企業に対して融資をしている。ハイブリッド金融商品の利用により、B 社では支払利子は損金に算入されるが、A 国では受取利子は益金に算入されない。また、E 国に所在する E 社は、C 国に所在する C 社と資本の再構築をして、C 社から借入れをして C 社に利子を支払っている。

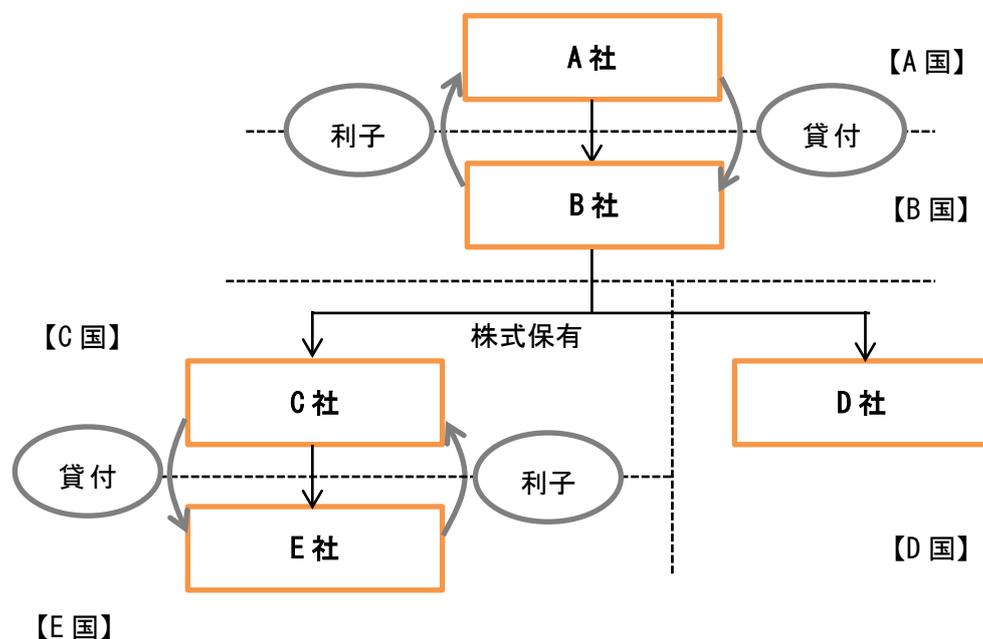
（問題点）

E 国において、義務的開示制度が導入され、損金算入・益金不算入の利子の支払が義務的開示の対象となった。E 社は、ハイブリッド・ミスマッチ・取極めの直接の当事者ではないが、A 社と B 社の金融の取極めを E 国の税務当局に報告する義務を負うかが問題となる。

（検討）

この場合、E 社の利子の支払が E 国の税法において損金算入され、かつ、損金算入の額が重要である場合には、E 社は、A 社と B 社の金融の取極めについても E 国の税務当局に報告すべき義務を負うと考えられる。

【グループ間での国際的租税スキームの事例（BEPS 最終報告書 Figure 3.1）】



5 各国税当局間での開示情報の共有（パラグラフ 276 以下）

各国の税務当局は、義務的開示制度により収集された情報について、国境を越えた租税回避に重点を置いた国際的基盤として創設された JITSIC ネットワーク（Joint International Tax Shelter Information and Collaboration Network）による自発的情報交換制度を活用することが有用であるとされた。

IV 今後の対応

1 OECD における対応

OECD は、今後も継続して、効果的な義務的開示制度の検討と各国での事例を研究すると考えられる。

2 日本の対応

日本には、タックス・プランニングの開示義務制度は無いが、BEPS 最終報告書の発表を受け、わが国でもタックス・プランニングの開示義務制度導入の必要性が検討することとされている⁹⁵。

⁹⁵ 税制調査会（平成 27 年 10 月 23 日）説明資料 41 頁
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai7.pdf

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

第11 行動計画13（移転価格文書化及び国別報告書）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画13では、移転価格文書と多国籍企業グループの各国別の所得、納税額及び活動状況に係る情報を報告する国別報告書（Country-by-Country Reporting）について検討された。BEPS 最終報告書には、改訂された移転価格に係る文書化の基準、並びに国別の所得、納税額及び経済活動に係るいくつかの基準に係る情報を記載する国別報告書の共通様式が含まれる。この国別報告書の作成義務は、各国に立法措置の導入を提言するミニマム・スタンダードである。

2013年のOECDの行動計画の行動13において、企業のコンプライアンスリスクに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として、移転価格文書に関して、共通様式に基づいて、多国籍企業が国別の所得、経済活動及び納税額についての情報を、各国に提供するというルールを発展させることが求められていた。

この要請に基づいて、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書という3層構造の文書によるアプローチが検討されてきた。

① マスターファイル

移転価格文書に係る指針は、多国籍企業に対して、グローバルな事業活動及び移転価格ポリシーに係るハイレベルな情報を記載したマスターファイルを税務当局に提供することを求めている。マスターファイルは、関連する全税務当局が入手できるように提供することを求めている。

② ローカルファイル

移転価格文書に係る指針は、重要な関連者間取引に係る資料、当該関連者間取引の取引額、そして当該取引に係る移転価格決定に係る分析を記載したローカルファイルを提供することを求めている。

③ 国別報告書

大規模な多国籍企業は、事業活動を行っている各税務管轄地における総収入額、税引前利益、法人税額（納付税額ベース）及び法人税額（当期発生分）等を報告する国別報告書を提出することが求められる。また、多国籍企業は、各税務管轄地における従業員数、資本金、利益剰余金及び有形資産の額を報告することが求められる。さらに、各税務管轄地において事業活動を行っている多国籍企業グループの事業体を明記し、各事業体が行っている事業活動を記載することが求められる。

以上をまとめると、これらの3つの文書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）は、納税者に対しては、一貫した移転価格ポジションを求めるとともに、税務当局に対しては、移転価格リスクを評価し、税務調査に係るリソースをどのように配分すれば最も効果的となるかを判断し、税務調査が行われる段階においては、調査対象

を絞るための情報を提供するものとなる。これらの情報によって、税務当局は、企業が意図的に税負担に利点のある地域に相当な利益を移転する効果をもたらす移転価格その他の方法をより容易に特定できるはずである。BEPS プロジェクトに参加する国々は、この新たな報告条項及びこれらの報告によってもたらされる情報の透明性が、BEPS を理解し、統制し、対処するという目的達成に寄与するだろうと考えている。

各文書の具体的な内容は、税務当局の情報の必要性、情報の不適切な使用方法に係る懸念、そして事業活動に課されるコンプライアンスコスト及び負担のバランスをとる努力が反映されている。関連者間の利子支払、ロイヤルティ支払、そして、特に役務提供に係る対価について、追加の取引情報(当該税務管轄地において活動している事業体の取引についてマスターファイルやローカルファイルでは入手できない税務管轄地以外の取引に係る情報)を国別報告書において報告することを要求することで前述のバランスを調整しようとする国もある。このような見解を示している国々は、主に新興市場の国々(アルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、インド、メキシコ、南アフリカ、及びトルコ)であり、これらの国々は、リスク評価を行う上でこれらの情報が必要であり、かつ、海外に本社を置く多国籍企業のグローバルな事業活動に係る情報を入手することが困難だと主張している。その他の国々は、BEPS 最終報告書において調整されたバランスに賛成している。これらの全ての見解を踏まえ、BEPS プロジェクトに参加する国々はこれらの新たな基準の導入を慎重に検討し、2020 年までにこれらの報告書の内容に対して、追加の又は異なるデータの報告が必要とされるように修正されるべきか再評価することが義務付けられている。

移転価格文書基準、特に国別報告書の一貫した効果的な実施は必要不可欠である。それゆえ、OECD/G20 BEPS プロジェクトに参加している国々は移転価格文書と国別報告書の実施の根幹となる要素について合意した。この合意は、大企業が、マスターファイル及びローカルファイルを、直接、当該国の税務当局に提出することを求めている。国別報告書は、最終親会社所在地国において提出され、税務行政執行共助条約、多国間租税条約又は租税情報交換条約のような政府間の自動的情報交換を通じて共有されるものとなっている(条約方式)。もっとも、後述するとおり(III 5 (2))、自動的情報交換方式の前提となる3つの条件を満たせない場合には、補完的に、当該国が自国の子会社に国別報告書の提出を求めること(子会社方式)が認容されている。

これらの新たな国別報告書の要請は、2016年1月1日以降の事業年度に実施され、年間連結売上高が750百万ユーロ以上の多国籍企業に適用されることになる。

新たな報告書基準の実施を容易にするため、大企業グループに国別報告書の提出を要求する国が利用可能なモデル法令と税務当局間でこれらの報告書の交換を容易にするために用いられる権限ある当局の合意を含む国別報告書実施パッケージの検討が進められてきた。次のステップとして、国別報告書の電子的な交換を適用することを目指して、

XML スキーマと関連するユーザーガイドが公表された⁹⁶。

国別報告書が要請されることに伴い、移転価格リスクを評価する能力がより高まることとなる結果、より効果的な問題解決手法の必要性が高まるものと認識されている。この必要性は国別報告書の自動的情報交換を容易にするための国家間の仕組みを構築する際に議論されてきた。

税務管轄地は、必要に応じて、適切な方法により国内法を導入するよう務め、情報交換の国際的な合意の範囲を拡大することも求められている。税務管轄地が取組を遵守しているかをモニタリングし、報告書の提出と普及の仕組みの効果を検証するよう、情報交換のメカニズムは改訂されるものとされている。このモニタリング・検証の結果は、2020年の検証の際に考慮されることになる。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

1995年にOECD移転価格ガイドライン5章において移転価格文書化の必要性について論じられ、2012年のBEPSプロジェクト立上げ以降も移転価格関連の文書化について議論されてきた。2014年9月16日には移転価格文書と国別報告書の記載内容、作成要領について「移転価格文書化及び国別報告書に係る指針」(Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)が、2015年2月6日には国別報告書の導入時期、対象となる多国籍企業、税務当局の収集と使用に係る必要条件、税務当局間の情報交換の枠組等の国別報告書実施パッケージについて「移転価格文書化及び国別報告書の実施に係る指針」(Guidance on the Implementation of Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)が、2015年6月8日には、国別報告書の交換に係る権限ある当局の合意のモデルが発表された「移転価格文書化及び国別報告書の実施に係る指針」(Guidance on the Implementation of Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)が既に発表されており、BEPS最終報告書はこれらをまとめたものである。

III BEPS 最終報告書の内容

行動計画13に係るBEPS最終報告書では、現行のOECD移転価格ガイドラインの5章を全て削除し、以下に述べる内容に改訂することを勧告している。

1 概要（改訂版のOECD移転価格ガイドラインの第5章）

行動計画13では、移転価格文書化には以下の3つの目的があるとする。

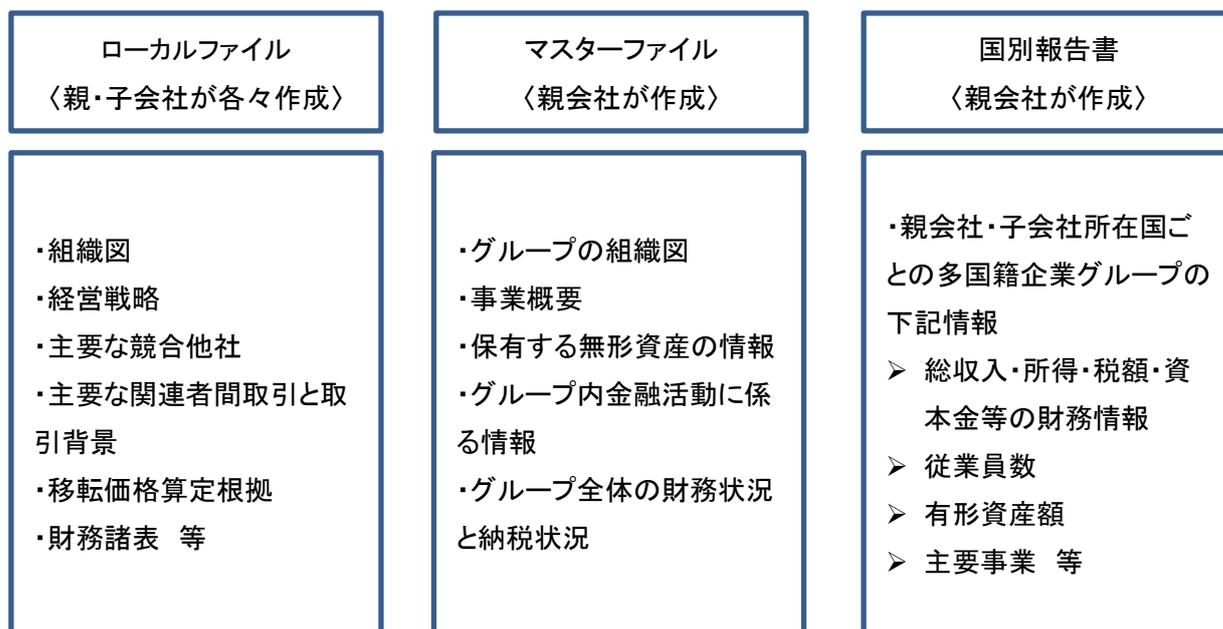
- ① 納税者が関連者間取引における適切な価格と条件を設定し、適切な税務申告をすることを確保する。

⁹⁶<http://www.oecd.org/tax/oecd-releases-standardised-electronic-format-for-the-exchange-of-beps-country-by-country-reports.htm>

- ② 税務当局によるリスク評価を実施する際に必要となる情報を提供する。
- ③ 税務当局による税務調査を適切に実施するために使用する有益な情報を提供する。

これらの目的を達成するために、各国が共通した移転価格文書化のアプローチを適用する必要があるとして、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の3層構造の文書の提出制度が導入される。（図1）

図1【移転価格文書化の構造】



【出典：平成27年10月23日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

2 マスターファイル（改訂版のOECD 移転価格ガイドラインの第5章、AnnexI）

マスターファイルには、税務当局が重要な移転価格リスクを検証できるよう、多国籍企業のグローバルな事業活動の状況、移転価格ポリシー、所得及び経済活動の配分等の多国籍企業の事業の概要について記載されるべきとされる。

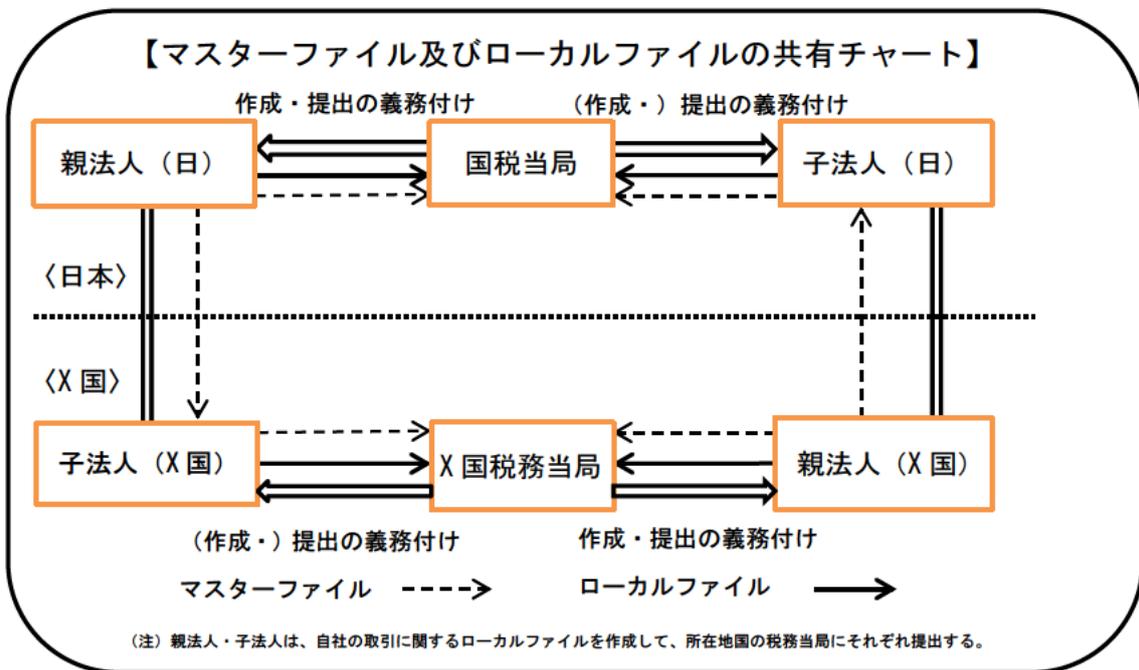
マスターファイルには、(a)多国籍企業グループの組織構造、(b)多国籍企業の行う事業の説明、(c)多国籍企業の保有する無形資産、(d)多国籍企業グループ間の金融活動、(e)多国籍企業の財務状況及び納税状況が記載されるべきとされる（図2）。

図2

マスターファイルの記載内容	
(a)	多国籍企業グループの組織構造 多国籍企業における各事業体の法的構造及び資本関係と当該事業体の所在地を示した図。
(b)	多国籍企業の行う事業の説明 <ul style="list-style-type: none">・多国籍企業の事業に係る概要（以下の内容を含む）。<ul style="list-style-type: none">- 事業収益の重要なドライバー（源泉）。- グループの売上高で上位5つの製品及び/又は役務提供、並びにグループの売上高の5%以上を占める製品及び/又は役務提供の商流の概要。説明は図表の形式でよい。- 多国籍企業グループ内の企業間の重要な役務提供（研究開発（R&D）を除き、）のリスト及び概要。重要な役務提供を行う主要な拠点の機能及び費用の分配とグループ間の役務提供に支払われるべき価格を決定する移転価格ポリシーの説明を含む。- 上記2点目で述べられた製品及び役務提供の主要な地理的な市場の説明。- 価値創造に対するグループ間の各事業体による主要な貢献に係る簡単な機能分析。すなわち、当該事業体が果たしている主要な機能、負担する重要なリスク及び使用する重要な資産。- 対象年度に発生する重要な事業再編取引、事業買収、事業売却の説明。
(c)	多国籍企業の無形資産 <ul style="list-style-type: none">・無形資産の開発、保有、利用に係る多国籍企業全体としての戦略の概要。主要な研究開発施設と研究開発を管理する施設の所在地を含む。・多国籍企業が保有する、移転価格の目的のために重要な無形資産及び無形資産群のリスト及びそれらの無形資産を法的に保有する事業体のリスト。・無形資産に関係する関連者間における重要な契約リスト。費用分担契約、主要な研究サービス契約及びライセンス契約を含む。・研究開発と無形資産に係るグループ内の移転価格ポリシーの概要。・対象年度における重要な無形資産の移転についての概要。関連する事業体の名称、所在国及び当該移転に係る対価を含む。
(d)	多国籍企業グループ間の金融活動 <ul style="list-style-type: none">・グループの資金調達方法の概要。非関連者からの重要な資金調達契約を

- 含む。
- ・ 多国籍企業グループ内で中心的な金融機能を果たすものの名称。当該事業体がどの国の法律で設立されたか、当該事業体の実質的な管理地国の情報を含む。
 - ・ 関連者間で行われる金融調達契約に係る移転価格ポリシーの概要。
- (e) 多国籍企業の財務状況と納税状況
- ・ 対象年度における多国籍企業の連結財務諸表。連結財務諸表がなければ、規制当局による、又は内部管理のため、又は納税のためその他の目的で用意された財務報告。
 - ・ 多国籍企業グループに現在適用されているユニラテラルの APA、その他の国家間の所得の配分に関連するタックス・ルーリングのリスト及びその簡単な説明。

マスターファイル及びローカルファイルの各国税務当局での共有のイメージは以下のとおりである。



【出典：平成 27 年 10 月 23 日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

- 3 ローカルファイル（改訂版の OECD 移転価格ガイドラインの第 5 章、Annex III）
- マスターファイルとは対照的に、ローカルファイルは個々の関連者間取引に係るより詳細な情報を提供するものである。ローカルファイルに記載される情報は、マスタ

ーファイルを補完し、特定の税務管轄地に影響を与える納税者の重要な移転価格ポジションが独立企業原則に則っていることを保証するものである。ローカルファイルは、ある国に所在する関連会社と当該国外の関連者間で行われる取引の移転価格分析に係る情報に焦点をあてている。そして、その移転価格分析は当該国の税制上重要となる。ローカルファイルには、これらの特定の取引に係る財務情報、比較可能分析、そして最適な移転価格算定方法の選定及び適用についての情報が含まれる。ローカルファイルに含まれるべき情報が、マスターファイルに含まれる情報と相互に参照することにより十分に満たされる場合、そのような制度は十分なものである。（図3）。

ローカルファイルの各国の税務当局での共有のイメージは、マスターファイルの場合と同様である。

図3

ローカルファイルの記載内容
<p>対象事業体</p> <ul style="list-style-type: none">・対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在国に係る説明。・当年度又は直近の年度において対象事業体の関与又は影響のあった事業再編や無形資産譲渡に係る説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明を含む、対象事業体の事業と事業戦略の詳細な説明。・主要な競合先。
<p>関連者間取引</p> <p>事業体が関与する重要な関連者間取引カテゴリーごとに、以下の情報を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none">・各関連者間の重要な取引（製造に係る役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等）と取引背景の説明。・対象事業体が関与する関連者間取引カテゴリーごとに、関連者間支払及び受取り額（製品、サービス、ロイヤルティ、利子等の支払及び受取り、国外の支払者又は受取り者を納税地ごとに記載）。・関連者間取引のカテゴリーごとの関連者の特定と、関連者との関係。・対象事業体により締結された全ての重要な関連者間契約書のコピー。・文書化された関連者間取引のカテゴリーごとの納税者及び関連者の詳細な比較可能性及び機能分析、前年との比較を含めた記載。・取引カテゴリーごとの最適な移転価格算定方法及びその算定方法を選択し

た理由の説明。

- ・(必要に応じて、) どの関連者を検証対象企業としたかの明示及びその理由の説明。
- ・移転価格算定方法を適用するに当たってのその選択に係る重要な前提条件の要約。
- ・(必要に応じて、) 複数年度検証を行う理由の説明。
- ・(もしあれば、) 選定された比較対象取引(内部又は外部)の一覧と説明。移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標の情報(比較対象取引の選定方法及び情報源に係る説明を含む)。
- ・差異調整の説明、差異調整の実施対象(検証対象企業か比較対象取引かあるいはその両方か)の明示。
- ・選定された移転価格算定方法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り算定されたと結論付ける理由の説明。
- ・移転価格算定方法の適用に当たって利用された財務諸表の概要。
- ・前述の関連者間取引に関連する既存のユニ及びバイ/マルチ APA 及び、その他の税務ルーリングの写し。

財務情報

- ・対象事業体の対象年度の財務諸表。もしあれば、監査済財務諸表を提供し、なければ未監査財務諸表を提供する。
- ・財務諸表に基づく移転価格算定方法の適用に当たって使用された財務情報と切出工程表。
- ・分析で使用された比較対象取引の関連財務データの概要とその情報源。

4 国別報告書(改訂版の OECD 移転価格ガイドラインの第5章、Annex III)

(1) 概要

国別報告書については、多国籍企業グループが事業を行う税務管轄地における、国別の所得、納税額、特定の経済活動の所在地の指標についてのグローバルな配分に係る情報を記載することが求められている。また、国別報告書には、財務情報が報告された全ての構成事業体のリストを記載することも求められる。そこでは、設立地国(所在地国とは異なる)、及び、当該企業によって実行されている主要な経済活動の性質が含まれる。

国別報告書は、ハイレベルな移転価格リスクを評価する目的のために有益なものとされる。また税務当局は、関連するその他の BEPS リスク並びに経済分析及び統計分析に適する部分の評価にも本レポートを用いることができるだろう。しかしながら、国別報告書の情報は、十分な機能分析及び比較分析に基づく個々の取引及び価

格についての詳細な移転価格分析の代わりとして用いられてはならない。国別報告書の情報は、そのまま、移転価格が適切か否かを決定付ける証拠とはならない。国別報告書は、記載されたグローバルな所得分配に基づいて移転価格の調整を行うために用いられてはならない。

（2）実施

国別報告書が効果的かつ統一的に実施されることが重要であるため、OECD/G20 の BEPS プロジェクトに参加している国々は国別報告書について以下のガイダンスを作成した。

最初の国別報告書は2016年1月1日以後に開始する事業年度に提出されるべきことが推奨されている。ただし、税務管轄地によっては国内法の整備に時間が必要となる国もある。したがって、適時の法制化を支援するために、最終親事業体に当該税務管轄地において国別報告書の提出を求めるモデル法制が検討されてきた（附則4.5）。税務管轄地はこのモデル法制を各国の法制に応じて順応させることができる。

多国籍企業は、原則として、国別報告書を毎年提出することが推奨されているが、2015年時点で連結グループ年間売上高750百万ユーロ又は現地通貨での相当額を下回る多国籍企業には例外が認められる。しかしながら、これ以外に例外はなく、特に特別な産業、投資ファンド、会社形態でない事業体、非公開の事業体であっても例外は認められるべきではないとされる。この基準は、2020年の検証において適切であったか否かが再考されることとなる。

国別報告書の書式は以下のとおりである。

図4 国別報告書様式（税務管轄地ごとの所得、納税額及び経済活動の配分の概観）

多国籍企業グループ名： 対象事業年度： 通貨：										
税務管轄地	総収入			税引前利益 (損失)	法人税額(納付税 額ベース)	法人税額(当期 発生分)	資本金	利益 剰余金	従業員 数	有形資産額(現金 及び現金等価物 除く)
	非関連者	関連者	合計							

図5 国別報告書様式（税務管轄地ごとに集約した多国籍企業グループを構成する全事業体一覧）

多国籍企業グループ名： 対象事業年度：															
税務管轄地	税務管轄地に所在する構成事業体	税務管轄地が事業体の所在地とは異なる場合の税務管轄地	主な事業活動												
			研究開発	知的財産管理	調達	製造	販売マーケティング	サポート	一般管理	非関連者への役務提供	グループ内貸付等	財務管理サービス	保険	有株、その他の資本の保	休眠中
	1.														
	2.														
	3.														
	1.														
	2.														
	3.														

図6 国別報告書様式（追加情報）

多国籍企業グループ名：
事業年度：
必要と考えられる追加の情報や国別報告書の必須情報への理解を円滑にする説明等を記載してください。

⁹⁷ 構成事業体の主な事業活動についてその特徴を「追加情報」の欄に記載すること。

(3) 国別報告書の取得及び利用のための必要条件

OECD/G20 BEPS プロジェクトに参加する国々は、国別報告書の取得及び使用の前提となる以下の条件に合意している。

ア 守秘 (Confidentiality)

税務管轄地は、報告された情報を法的に保護する制度を整備・施行しなければならない。そのような保護制度により、国別報告書の機密性は、「税の透明性及び税務目的の情報交換に係るグローバルフォーラム」によるレビューを受けた要請に基づく情報取扱いに係る国際基準を満たす税務行政執行共助条約、租税情報交換条約 (Tax Information Exchange Agreement) 若しくは租税条約の下で提供される情報に適用される場合と、少なくとも同等の守秘が、国別報告書について保持されることとなる。この保護制度は、情報の利用に係る制限、情報開示先に係る規則、公の秩序の概念等を含むものとする。

イ 整合性

税務管轄地は、管轄内に所在する多国籍企業の最終親事業体の本店が免除規定に該当しない限り国別報告書を作成・提出するよう定める法的規定の導入に最善の努力を払うべきである。税務管轄地は標準様式 (図4) を使用するものとする。

ウ 適切な使用

税務管轄地は、国別報告書の情報を適切に使用しなければならない。特に、税務管轄地は、国別報告書をハイレベルな移転価格リスク評価に利用することをコミットするものとする。また、税務管轄地は国別報告書を BEPS に関連する他のリスク評価に使用することができる。税務管轄地はいかなる納税者の所得に対しても国別報告書の情報に基づく所得配分方式を根拠に所得に対する配分を行うべきではない。さらに、税務管轄地の現地部局が国別報告書の情報を基にそのような配分を行った場合には、当該税務管轄地の権限ある当局は関連する手続においてそのような配分に関して即座に譲歩することにコミットするものとする。しかし、これは税務管轄地が税務調査過程において、多国籍企業の移転価格上の取極めやその他税務事項に係る更なる調査の基礎として国別報告書の情報を使用することを妨げるものではない。

5 国別報告書の実施パッケージ (改訂版の OECD 移転価格ガイドラインの第5章、Annex IV)

(1) 国別報告書実施のための法令モデル

OECD/G20 BEPS プロジェクトに参加している国々は、政府間で国別報告書を自動的に交換するための国別報告書実施パッケージを開発してきた。

より具体的には、多国籍企業グループの最終親事業体の税務管轄地で国別報告書の提出

を義務付けるモデル国内法制が検討されてきた。税務管轄地は、現行法の修正が必要な場合には、このモデル法制を自国の法制度に応じて適合させることができる。

以下のように、多国籍報告書実施のための法令モデルが提示されている。

第1条 (定義)

第1条には、「グループ」、「多国籍企業グループ」、「対象外多国籍企業グループ」、「構成事業体」、「報告事業体」、「最終親会社」、「代理親会社」、「事業年度」、「報告事業年度」、「権限ある当局間合意」、「国際協定」、「連結財務諸表」及び「制度上の欠陥」の各用語が定義されている。

第2条 (提出義務)

1. 多国籍企業の最終親会社は、報告事業年度に係る第4条に定める要件を満たした国別報告書を、第5条で定める期限までに、税務上の居住地国の税務当局に対して提出しなければならない。
2. 多国籍企業グループの最終親会社ではない他の構成事業体は、以下の条件を満たす場合に、当該構成事業体が所属するMNEグループの報告事業年度に係る第4条に定める要件を満たした国別報告書を、第5条で定める期限までに提出しなければならない。
 - (i) 当該構成事業体が当該国の税務上の居住者であること、かつ
 - (ii) 以下の3つの条件のうち1つを満たすこと。
 - a) 最終親会社が税務管轄地において国別報告書を提出する義務を負わない。
 - b) 最終親会社が税務上の居住者となる税務管轄地は当該国が当事者となる現行の国際協定を締結しているが、第5条で定める報告事業年度に係る国別報告書の提出期限までに、当該国が当事者となる権限ある当局間合意がなされていない。
 - c) 最終親会社の居住地である税務管轄地に制度上の欠陥があることが当該国の税務当局から税務上の居住者である構成事業体に対して通知された。

当該国の税務上の居住者である同一の多国籍企業グループの構成事業体が複数存在し、上記(ii)に定められた1つ以上の条件が適用される場合、多国籍企業グループは、第5条に定められた日以前の報告事業年度に関して、第4条に定める要件を満たす国別報告書を提出し、当該提出によって当該国を税務上の居住地とする多国籍企業グループの全ての構成事業体報告義務を履行することになることを通知する構成事業体を当該構成事業体の中から指定することができる。
3. 多国籍企業が、第5条に定められた日以前に国別報告書を税務管轄地の税務当局に対して提出する代理親会社を通じて、当該報告事業年度に関して、第4条に定める

要件を満たす国別報告書を利用可能とし、かつ、以下に定める各条件を満たす場合には、第2項第2パラグラフの規定にかかわらず、第2項第2パラグラフ(i)に定められた1つ以上の条件が適用される場合、第2項第2パラグラフに定められた構成事業体は、各報告事業年度に係る国別報告書を税務当局に対して提出する義務を負わない。

- a) 代理親会社の税務管轄地が、第4条に定める要件を満たす国別報告書の提出義務を課している。
- b) 代理親会社の税務管轄地が、当該国別報告書の提出について第5条に定められた期限までに、当該国が加盟国である適格な権限ある当局間合意を有効としている。
- c) 代理親会社の税務管轄地が、制度上の欠陥を当該国の税務当局に通知していない。
- d) 第3条第1パラグラフの定めにしたがって、代理親会社の税務管轄地が、当該事業体が代理親会社であるということを、当該税務管轄地の構成事業体から通知されている。
- e) 第3条第2パラグラフの定めにしたがって、当該税務当局に対する通知がされている。

第3条 (通知義務)

1. 当該国における税務上の居住者である多国籍企業グループの構成事業体は、当該国の税務当局に対して、当該事業体が最終親会社又は代理親会社であるかどうかを、当該多国籍企業グループの報告事業年度の最終日までに通知しなければならない。
2. 当該国における税務上の居住者である多国籍企業グループの構成事業体が、最終親会社又は代理親会社ではない場合には、当該国の税務当局に対し、報告事業体の名称及び税務上の居住地を、当該多国籍企業グループの報告事業年度の最終日までに通知しなければならない。

第4条 (報告内容)

1. 多国籍企業グループに係る国別報告書は以下の内容を含むものとする。
 - (i) 多国籍企業グループが事業を行う各税務管轄地における総収入、税引前損益、納税額、発生税額、資本金、利益剰余金、従業員数、現金又は現金同等物以外の有形資産に関連する集合的な情報
 - (ii) 多国籍企業グループの各構成事業体の税務管轄地、税務管轄地が事業体の所在地とは異なる場合には当該構成事業体が設立された準拠法に基づく税務管轄地及び主な事業活動の性質
2. 国別報告書は、新 OECD 移転価格ガイドライン第5章又は行動計画13に示された共通様式に含まれる定義及び指示と同様又は修正した方法で提出される。

第5条 (提出期限)

国別報告書は、多国籍企業グループの報告事業年度の最終日から12か月以内に提出されなければならない。

第6条 (情報の使用と守秘義務)

1. 税務当局は、国別報告書を、多国籍企業グループによる移転価格税制の不遵守に伴うリスクを含むハイレベルな移転価格リスク評価及び BEPS 関連のその他のリスク評価、さらに適切な場合には経済・統計分析の目的で使用する。税務当局による移転価格調整は、国別報告書に基づいて行われてはならない。
2. 税務当局は、国別報告書に含まれる情報に関して、税務行政執行共助条約の規定に基づいて提供される情報と少なくとも同程度の守秘を確保しなければならない。

第7条 (罰則)

(本モデル法令は、報告事業体が国別報告書の提出要件を遵守できない場合に課される罰則について規定しない。各税務管轄地が既存の移転価格文書化に係る罰則制度を国別報告書の提出要件に拡大することを望むものと想定されている。)

第8条 (適用開始日)

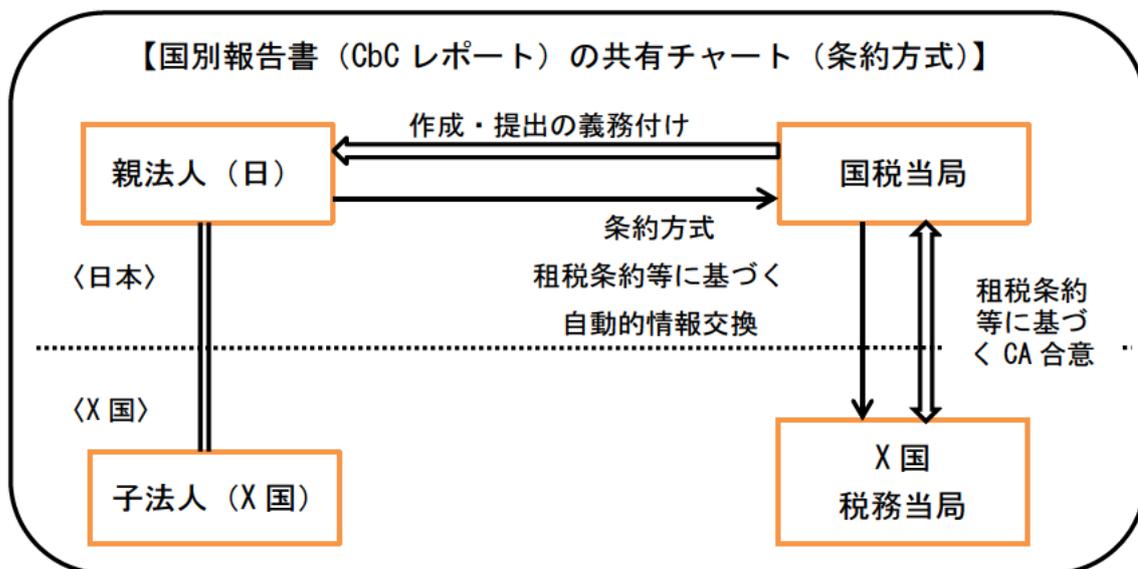
本法は、2016年1月1日以降に開始する多国籍企業グループの報告事業年度から適用する。

(2) 国別報告書の政府間での交換のメカニズム

ア 国別報告書の政府間での交換のメカニズム

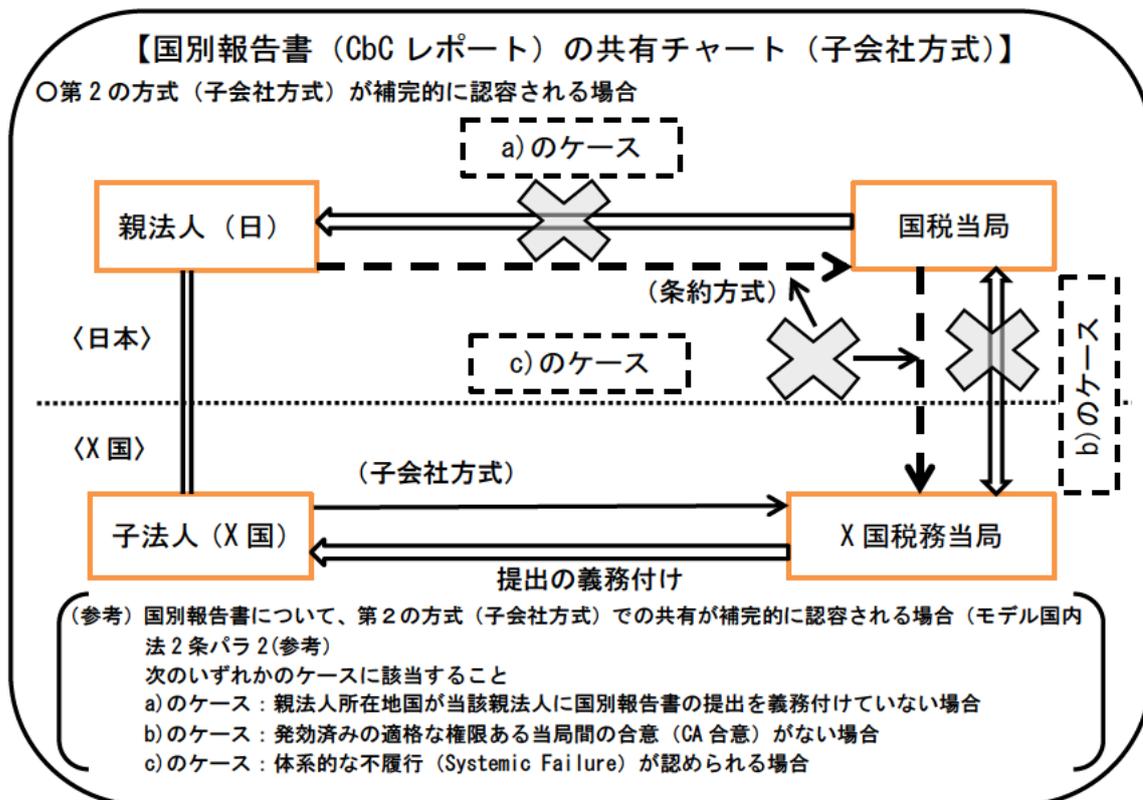
税務管轄地は、適時の方法により、多国籍企業の最終親事業体の本店所在地において国別報告書の提出を要求し、多国籍企業グループが事業を行う税務管轄地と自動的に情報交換すべきとされる(条約方式、図7)。もし、(a)多国籍企業グループの最終親事業体の税務管轄地が当該最終親事業体による国別報告書の提出を義務付けていない場合、(b)当該税務管轄地において国別報告書の交換のための権限ある当局間の合意がない場合、(c)当局間の合意にもかかわらず、当該税務管轄地において実際には国別報告書の情報交換に不履行がある場合には、多国籍企業グループのうちの最終親事業体の代わりに活動する指定された事業体が国別報告書を提出し、当該納税地国によってこれらのレポートが自動的に交換されるという第2の方式(子会社方式)が許容される(図8)。

図7 (条約方式)



【出典：平成 27 年 10 月 23 日政府税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

図 8 (子会社方式)



【出典：平成 27 年 10 月 23 日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

イ 権限ある当局間合意モデル

国別報告書を自動的に交換するための国際合意についての調整も行われてきた。既存の国際合意（税務行政執行共助条約、二国間租税条約又は情報交換協定）に基づき、かつ、金融口座情報の自動的交換に関してG20参加国とOECDが検討を加えてきた枠組みを参考に、権限ある当局間の合意が調整されてきた。

税務管轄地は、必要に応じて適時に国内法を整備するよう努力するものとされ、情報交換の合意の範囲を拡大することが推奨されている。パッケージの実施は状況継続的にモニタリングされることとなっている。また、このモニタリング結果は2020年の検討の際に考慮されることになっている。

以下のように、権限のある当局間での国別方向書の交換合意モデルが提示されている。

第1条（定義）

1. 本項には、「税務管轄地」、「権限ある当局」、「グループ」、「多国籍企業グループ」、「対象外多国籍企業グループ」、「構成事業体」、「報告事業体」、「国別報告書」、「2015レポート」、「調整機関」、「調整機関の事務局」及び「発効された合意」の各用語が定義されている。
2. 税務管轄地における権限ある当局による本合意の適用に際しては、本合意において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は税務管轄地における権限ある当局が（国内法によって認められているような）共通の意義を有することに合意する場合を除くほか、本合意の適用を受ける税務管轄地の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該税務管轄地において適用される租税に係る法令における当該用語の意義は、当該税務管轄地の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第2条（情報交換義務）

1. 各権限ある当局は、税務行政執行共助条約の第6条、第21条及び第22条の規定にしたがって、1年に1度の自動交換を原則として、当該国の税務上の居住者である報告事業体から受け取る国別報告書を、一方の権限ある当局が本合意を有効としている他方の権限ある当局で、かつ、国別報告書に記載された情報に基づき、当該報告事業体の多国籍企業グループの構成事業体が税務上の居住地である又はPEを通じて行う事業について課税対象とされる税務管轄地である全ての権限ある当局と交換する。
2. 前項の規定にかかわらず、第8条第1項b)にしたがってなされた通知に基づいて、非互惠関係となると表明した税務管轄地の権限ある当局は、国別報告書を送付するが、本合意に基づいて国別報告書を受け取ることはない。非互惠関係にあるとされ

ていない税務管轄地の権限ある当局は、前項で定められた情報を送付し、受け取る。しかしながら、権限ある当局は、前述した非互恵関係にあるとされる税務管轄地における権限ある当局に対しては当該情報を送付しない。

第3条 (情報交換の時期及び方法)

1. 第2条の情報交換の目的のために、国別報告書に記載される額の通貨を特定する。
2. 第2条第1項に関して、国別報告書は、第8条1a)にしたがった通知により権限ある当局によって表明される日以降に開始する多国籍企業グループの事業年度について、可能な限り速やかに、かつ、遅くとも当該事業年度の最終日から18か月以内に最初の交換がなされる。但し、双方の権限ある当局が本合意を発効し、各税務管轄地が第2条に規定される範囲と一致する国別報告書の提出を義務付ける法令を発効した場合に限り、国別報告書を交換する義務を負う。
3. 第2項を満たす場合に限り、国別報告書は、(2回目以降の交換については)可能な限り速やかに、かつ、遅くとも当該国別報告書に係る多国籍企業グループの事業年度の最終日から15か月以内に交換される。
4. 権限ある当局は、XMLでの共通の方式により国別報告書を自動的に交換する。
5. 権限ある当局は、暗号化規格を含む電子データ送信による方法について、最大限に標準化し、複雑性及びコストを最小限とする観点から取り組み、合意し、調整機関の事務局にそのような標準化された送信及び暗号化規格を通知する。

第4条 (コンプライアンスと執行についての協調)

権限ある当局は、他方の権限ある当局の税務管轄地において税務上の居住地を有する報告事業体に関して、誤謬が不適切若しくは不完全な情報の報告をもたらす又は報告事業体による国別報告書の提出義務違反があると考えられる理由がある場合には、他方の権限ある当局に対して、その旨を通知する。通知を受けた権限ある当局は、通知に記載された誤謬又は義務違反に対処するために、国内法上可能な適切な手段をとる。

第5条 (守秘、情報のセーフガード及び適切な使用)

1. 交換される全ての情報は、当該情報の使用制限条項を含む税務行政執行共助条約に規定される守秘義務及び他の保護措置の対象となる。
2. 第1項に規定される制限に加えて、情報を使用する場合には、本項で規定される許容可能な使用の限度でさらなる制限を受ける。特に、国別報告書によって受け取られる情報はハイレベルな移転価格及び BEPS リスク評価並びに適切な場合には経済・統計分析のために使用される。当該情報は、完全な機能分析及び完全な比較分析に基づいて、個別の取引及び価格についての詳細な移転価格分析に代わるものとしては使用されない。国別報告書自体に記載された情報は、移転価格が適切である

か否かの決定的な証拠にはならない。その結果として移転価格調整は国別報告書に基づいてなされない。地方税務当局が本項に違反して不適切な調整を行った場合、いかなる権限ある当局による手続においても、当該調整が不適切であると認められる。しかしながら、税務調査の一環で多国籍企業グループの移転価格取極め又は他の税務上の論点について追加調査を行う根拠として、国別報告書のデータを使用することは禁止されない。その結果、構成事業体の課税所得に対して適切な調整が行われることはある。

3. 準拠法で認められる限度において、一方の権限ある当局は、本条第1項及び第2項で規定される義務違反があった全ての事案及び前述した各項の義務違反について実施される手段を含む全ての改善策を、速やかに調整機関の事務局に対して通知する。調整機関の事務局は、一方の権限ある当局が合意を発効している全ての権限ある当局に対して通知する。

第6条 (協議)

1. 国別報告書のデータに基づいた追加調査の結果として行われる構成事業体の課税所得に対する調整が、好ましくない経済的な結果 (特定の事業に生じる場合を含む) をもたらした場合、影響を受けた構成事業体の居住地である税務管轄地における権限ある当局は、当該案件を解決することを目的として、相互に協議する。
2. 本合意の適用又は解釈に関して困難が生ずる場合、一方の権限ある当局は本合意が実現されるように適切な手段を講じるために、他方の権限ある当局と協議を要請することができる。特に、一方の権限ある当局が他方の権限ある当局との国別報告書の交換について制度上の欠陥があると判断する前に、一方の権限ある当局は他方の権限ある当局と協議しなければならない。一方の権限ある当局がそのような判断を行う場合には、当該他方の権限ある当局に対する通知の後に、全ての権限ある当局に対する通知を行う調整機関の事務局に対して通知しなければならない。一方の権限ある当局は、準拠法で認められる限度において、当該問題に対して受け入れ可能な解決策を見つけるために、調整機関の事務局を通じて、一方の権限ある当局が本合意を発効している他方の権限ある当局を協議に加えることができる。
3. 第2項にしたがって協議を求めた権限ある当局は、至った結論及び開発された手段を、当該結論又は手段が存在しないことを含め、調整機関の事務局に対して通知しなければならない。調整機関の事務局は、全ての権限ある当局 (当該協議に参加していないとしても) に対して、当該結論又は手段を通知する。関与した納税者を特定するような情報を含む、特定の納税者に係る情報は添付されない。

第7条 (修正)

本合意は、本合意を発効した全ての権限ある当局の書面による合意をもって修正する

ことができる。別段の合意がない限り、当該合意は、当該書面の最終署名日から1か月を経過した後にむかえる月の初日に有効となる。

第8条 (合意条件)

1. 一方の権限ある当局は、本合意の署名時又は可能な限り速やかに調整機関の事務局に以下の事項を通知しなければならない。
 - a) 当該税務管轄地が報告事業体に対して国別報告書の提出義務を課すために必要な法律が施行されていること、及び、当該税務管轄地が通知に記載された日以降に開始する報告事業体の事業年度に係る国別報告書の提出を求めること。
 - b) 当該税務管轄地が非互惠関係とされるリストに含まれることになるかどうか。
 - c) 暗号化規格を含む電子データ送信方法。
 - d) 税務行政執行共助条約第22条、本合意の本項及び第5条に定める守秘義務、データ保護基準及び本合意第5条第2項に定める国別報告書における情報の適切な使用を保障するための法的な枠組み及び基盤を施行していること、並びに守秘義務及びデータ保護措置に関して本合意に添付された質問表⁹⁸に対する回答を添付する。
 - e) (i) (国内法において発効のための手続があれば当該手続を経た後に) 本合意を発効しようとしている他方の権限ある当局の税務管轄地のリスト、又は、(ii) 本項 e) の規定に基づいて通知を行っている他の全ての権限ある当局と本合意を有効としようとしている旨の当該税務当局による宣言
権限ある当局は、通知後、当該通知に含まれる内容に変更があった場合、調整機関の事務局に対して速やかに通知しなければならない。
2. 本合意は、2つの権限ある当局間においては、以下に定める期日を経過した後に有効となる。(i) 2つの権限ある当局間のうち2番目に調整機関に対して第1項に定める通知を行った日及び(ii) 両税務管轄地において多国間合意が発効された日。
3. 調整機関の事務局は、OECDのウェブサイトで公開される本合意に署名した権限ある当局及び本合意が有効となった権限ある当局のリストを維持する。また、調整機関の事務局は、OECDのウェブサイトで本条第1項 a) 及び b) にしたがって権限ある当局によって提供された情報を公開する。
4. 第1項 c) から e) までにしたがって提供される情報は、調整機関の事務局に対する書面による要望により、署名済みの他方の権限ある当局において利用される。
5. 一方の権限ある当局は、他方の権限ある当局による重大な義務違反があったと判断する場合には、他方の権限ある当局に対する書面による通知により、本合意に基づく情報の交換を一時的に停止することができる。一方の権限ある当局は、そのような判断をする前に、他の権限ある当局と協議しなければならない。重大な義務違反

⁹⁸ 質問表は、1. 法的な枠組み、2 情報セキュリティ管理、3. モニタリングと実施の項目からなり、チェックリストの形式となっている。

とは、本合意に基づく適時かつ適切な情報の提供義務違反だけでなく、第5条第1項第2項及び第6条第1項及び／又は税務行政執行共助条約の同様の条項の義務違反を意味する。情報交換の停止は即時に効力を有し、両当局間で合意できる形で、重大な義務違反が消滅したか、他方の権限ある当局が重大な義務違反に対処する方法を採用するまで効力を有する。準拠法で認められる限度において、一方の権限ある当局が望む場合には、調整機関の事務局を通じて、当該問題に対する許容できる解決策を探るために、本合意を発効している他の権限ある当局を関与させることができる。

6. 権限ある当局は、調整機関の事務局に対して書面により解除する旨の通知することで、本合意又は特定の権限ある当局との関係で本合意を解除することができる。当該解除は、解除通知日から12か月を経過した後にむかえる月の初日に有効となる。解除の場合には、本合意に基づいて受け取った全ての情報は、守秘性が保持され、税務行政執行共助条約の対象となる。

第9条 (調整機関の事務局)

本合意に別段の定めのない限り、調整機関の事務局は、全ての権限ある当局に対して、本合意に基づいて受け取った全ての通知を通知し、本合意に署名した権限ある当局に対して、新たな権限ある当局が本合意に署名したことを通知する。

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応

遅くとも2020年には、BEPSプロジェクトの参加国により、移転価格文書化規定及び国別報告書の規定を改善できないかの観点から再検討されることが予定されている。また、国別報告書の電子的な交換を適用することを目指して、XMLスキーマと関連するガイドラインが公表された⁹⁹。国別報告書のパッケージの実施は継続的にモニタリングされることとなっており、このモニタリング結果は2020年の検討の際に考慮されることになっている。

2 日本の対応

従来、日本においては、移転価格文書化は義務付けられているが、同時文書化までは求められていなかった(租税特別措置法66条の4第6項参照)。また、マスターファイルと国別報告書の提出義務の制度はなかった。

BEPS最終報告書の発表を受け、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱が閣議決定され、直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親事

⁹⁹<http://www.oecd.org/tax/oecd-releases-standardised-electronic-format-for-the-exchange-of-beps-county-by-country-reports.htm>

業体等に、新たにマスターファイルと国別報告書の作成及び提出が義務付けられ、担保策として罰則が適用されることとなることが予定されている。また、ローカルファイルについては、原則として、税務申告期限までに作成すること（同時文書化）が義務付けられることとなった。適用開始時期は、マスターファイルと国別報告書は2016年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度から、ローカルファイルについては2017年4月1日以後に開始する事業年度からとなる。

本改正により、日本としては行動計画13への対応は完了するものと考えられている¹⁰⁰。

また、2016年1月27日、日本は、行動計画13のグローバルな実現を企図して、国別報告書の自動的交換に向けた多数国間税務当局協定に調印した¹⁰¹。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

¹⁰⁰ 税制調査会（平成27年10月23日）説明資料

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai3.pdf

¹⁰¹ <http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/about-automatic-exchange/a-boost-to-transparency-in-international-tax-matters-31-countries-sign-tax-co-operation-agreement.htm>。なお、2016年2月4日にセネガルが署名し、現時点において署名国は32か国となっている。本件調査における対象国の中では、英国、ドイツ、フランス、オランダ、アイルランドが署名したが、米国、中国、インド、インドネシア、シンガポール、タイは署名していない。

第12 行動計画14（相互協議の効果的実施）

I 行動計画策定の背景及び概要

クロスボーダーの租税回避と脱税の排除及び二重課税の効果的な防止は、経済的成長をサポートするための国際課税ルールを構築するために必要不可欠である。そして、各国は、BEPS 対抗措置による新たなルールの導入により、納税者に不要な不確実性を与えることや、意図しない二重課税の発生を防止するように合意した。このような合意を実現するためには、紛争解決メカニズムが必要不可欠である。そこで、行動計画14においては、紛争解決メカニズムとしての相互協議の効果的実施が定められた。

各国の実情を踏まえつつ、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものにしていくことが必要であると認識されている。そのため、BEPS 最終報告書では、①相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と相互協議事案の迅速な解決、②租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施、③納税者に対する相互協議の機会の保証という3つの観点から、ミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスが提示されている。そして、ミニマム・スタンダードの実施を確保するため、各国におけるミニマム・スタンダードの実施状況をモニタリングすることとしている。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

OECD では相互協議手続に関連した議論がなされ、以下の報告書が発表された。

(i) 「Improving the Process for Resolving International Tax Disputes（国際的な税務紛争解決手続の改善報告書）」¹⁰²（2004年7月）

同報告書では、OECD 第1作業部会と第6作業部会との合同作業部会によって検討された国際的な税務紛争解決手続の改善に関し、31の提言がまとめられている。

(ii) 「MANUAL ON EFFECTIVE MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE（効果的な相互協議マニュアル）」¹⁰³（2007年2月）

このマニュアルは、(i)を受けて開発された相互協議手続に関するオンラインマニュアルであり、OECD 加盟国及び非加盟国の税務当局並びに納税者の双方に対して、二国間租税条約に基づく相互協議の運営に関する基本方針を示している。

(iii) ディスカッションドラフト¹⁰⁴（2014年12月18日）

ディスカッションにおいては、相互協議の誠実な履行確保、条約上の紛争予防と解決促進のための執行手続の確保、納税者の相互協議への参加及び政策面と実務面からの課題という観点から、34のオプションを提示している。本報告書はこのディスカッション

¹⁰²<http://www.oecd.org/tax/treaties/33629447.pdf#search='MPROVING+the+Process+for+Resolving+International+Tax+Disputes'>

¹⁰³<http://www.oecd.org/ctp/38061910.pdf#search='MANUAL+ON+EFFECTIVE+MUTUAL+AGREEMENT+PROCEDURE'>

¹⁰⁴<http://www.oecd.org/ctp/dispute/discussion-draft-action-14-make-dispute-resolution-mechanisms-more-effective.pdf>

ドラフトを基にしたものである。

III BEPS 最終報告書の内容

本報告書では、前述のとおり、3つの観点からミニмум・スタンダード及びベスト・プラクティスが提示されているほか、ミニмум・スタンダードの実施状況についてのモニタリングのメカニズムが記載されている。

1 ミニмум・スタンダード及びベスト・プラクティス

(1) 相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と相互協議事案の迅速な解決

OECD モデル租税条約 25 条（相互協議）で提示された紛争解決メカニズムは、締約国が租税条約を締結する上で負うことになる義務の必要不可欠な要素である。OECD モデル租税条約 25 条は、同条約の文言のとおり、同条約の目的に従って誠実に履行されなければならない。そのため、以下のとおり、ミニмум・スタンダード及びベスト・プラクティスが提示された。

ア ミニмум・スタンダード

- (i) 各国は、租税条約に、OECD モデル租税条約 25 条 1 項から 3 項¹⁰⁵の相互協議条項を規定する。また、各国は、移転価格税制における相互協議の機会を保証し、合意内容を実施する。
- (ii) 条約の濫用が疑われる場合に相互協議の機会を認める。
- (iii) 相互協議事案につき、平均 24 か月以内での解決を目標とする。また、各国の成果は定期的に見直されるべきである。
- (iv) FTA（税務行政フォーラム）の MAP Forum（FMF）のメンバーになることにより、権限のある当局間の関係を強化し、相互協議の実効性の改善を図る。
- (v) FMF と共同で策定する報告書の枠組みに従い、相互協議についての統計を適時報告する。
- (vi) ミニмум・スタンダードの実施状況について FMF の審査を受ける。
- (vii) 仲裁制度に対する立場を表明する。

¹⁰⁵ OECD モデル租税条約 25 条

1 項 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者は、当該事案について、自己が居住し又は自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。

2 項 権限のある当局は、前項の申立ては正当と認められるものの、当局自らによっては満足な解決を与えられない場合には、他方の締約国の権限のある当局との合意によって、当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 項 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生じる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

イ ベスト・プラクティス

各国は、租税条約に、OECD モデル租税条約9条2項の対応的調整条項¹⁰⁶を規定する。

(2) 租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施

権限のある当局が租税条約の規定の目的に従って十分かつ効果的に権限を行使し、納税者ごとの事実と状況にあわせて公平かつ一律に租税条約を適用するためには、適切な行政手続及び実行が重要である。そのために、以下のとおり、ミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスが提示された。

ア ミニマム・スタンダード

- (i) 相互協議を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表し、納税者にとってこれらの情報が入手可能になるよう、適切な方法をとる。
- (ii) 自国の相互協議の概況を、共通のプラットフォームに沿って公表する。
- (iii) 相互協議担当職員の独立性の確保のため、内部指針等を整備する。
- (iv) 権限のある当局の職員の業績指標に関する手続を整備する。
権限のある当局の職員は、租税条約の規定に従って相互協議を解決する権限を有しなければならない。また、業績評価として更正処分金額の多寡等を使用すべきではないとした上、適切な業績指標としては、合案件数、類似ケースでの一貫性、解決までの期間を挙げている。
- (v) 相互協議関連の業務に十分なリソースを確保する。
リソースには、人材、相互協議のための予算又は研修等が含まれる。
- (vi) 当局と納税者の間で和解が成立した場合であっても、相互協議の機会を制限しない。
- (vii) 一定の場合に事前確認合意を過年度へ遡及適用することを認める。

イ ベスト・プラクティス

- (i) OECD モデル租税条約25条3項第一文に基づき、将来の紛争の予防に役立つ相互協議の合意を公表するための手続を整備する。
- (ii) FTA 作成の Global Awareness Training Module を職員に配布し、研修をする。
- (iii) 二国間事前確認手続を実施する。
- (iv) 複数年の同一論点につき、一括での相互協議申立を認める。

(3) 納税者に対する相互協議の機会の保証

相互協議手続を通じて租税条約に関連する紛争を解決する場合の主要な障害は、相互協

¹⁰⁶ OECD モデル租税条約9条

2項 当該一方の締約国は、当該利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。

議手続の租税条約上の義務の範囲に関するものである。BEPS 作業の結果、この問題は一層重要になる。より厳格なルールが実施されることにより、税務当局には、新しい租税条約と移転価格税制についての実務経験と共通した解釈が求められることになる。そのために、以下のとおり、ミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスが提示された。

ア ミニマム・スタンダード

- (i) 相互協議の申立てをいずれの締約国に対しても行えるように租税条約を改正するか、又は、相互協議の申立ての正当性について、両締結国間で通知又は協議を実施する。
- (ii) 相互協議の申立ての際に納税者が提出すべき情報及び文書を特定するために、相互協議の指針を公表する。
- (iii) 「相互協議で成立した合意はいかなる期間制限にも関わらず実施する」との OECD モデル租税条約 25 条 2 項第二文を租税条約に規定する。

イ ベスト・プラクティス

- (i) 相互協議が継続中の事案についての納税猶予措置を講ずる。
- (ii) 相互協議の申立てを促進する適切な手続を実施する。
- (iii) 相互協議と裁判等の国内救済措置との関係に関する指針を公表し、関係を明確化する。
- (iv) 納税者による自発的調整の場合にも相互協議による解決の機会を与える旨の指針を公表する。
- (v) 相互協議において、延滞税や加算税の取扱いに関する指針を提供する。
- (vi) 多国間の相互協議及び事前確認手続に関する指針を公表する。

2 モニタリングメカニズム

ミニマム・スタンダードの実施は参加国間のモニタリングメカニズムを通じて評価されるべきである。かかるモニタリングメカニズムは、ミニマム・スタンダードに対するコミットメントを十分に確保するためのものであり、以下の一般的特徴を有する。

- (i) 全ての OECD 加盟国及び G20 加盟国の他ミニマム・スタンダードを導入した国は、ミニマム・スタンダードの実施状況についてレビューを行う。
- (ii) モニタリング過程は主として報告書の形で提出される。
- (iii) モニタリング過程に関する主たる書類は「付託条項 (Terms of Reference)」と「判定手法 (Assessment Methodology)」の二つである。付託条項は、モニタリングの経過についての明確なロードマップを提示するとともに、全ての参加国の評価が一貫性のある完全なものであることを確保するためのものである。判定手法は、FTA MAP フォーラムによるモニタリングについての詳細な手続とガイドラインを提示するものであ

り、ミニマム・スタンダード実施についての評価の仕組みも含んでいる。

- (iv) 付託条項も判定手法も、2016年初めの四半期の終わりまでに、OECD 租税委員会の第1作業部とFMFが共同で策定する。
- (v) FMFで実施されるモニタリングは2016年に開始し、最初の報告書を2017年末までに公表することを目標としている。

IV 今後の対応

1 OECDにおける対応

OECDは、行動計画14で規定された相互協議に関するミニマム・スタンダードの実施状況のモニタリング方法を策定し、モニタリングを実施することになる。

2 日本の対応

我が国の締結した全ての租税条約には相互協議が規定されており、その手続においては、「相互協議の手続について（事務運営指針）」¹⁰⁷に規定されているとおり、課税を受ける者からの申立てに係る相互協議等を認めている。また、国税庁相互協議室が設けられ、相互協議に特化した人員配置が講じられるなど、相互協議関連の業務に十分なリソースが確保されている。我が国の場合、相互協議の約80%は事前確認に係る相互協議である¹⁰⁸ことから明らかのように、活発な二国間事前確認手続の利用がなされている。さらに、平成26（2014）事務年度の処理事案1件当たりにより要した平均的な期間は22.4か月であり、行動計画14のミニマム・スタンダードとして挙げられている平均解決目標期間である24か月を下回っている。

これらの点からすると、我が国は行動計画14に規定された相互協議の効果的な実施については、現状においてミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスを概ね実施していると評価できる。今後は多数国間協定交渉への参加を含め、租税条約に関連する措置（仲裁を含む）を規定する租税条約を充実することとされている¹⁰⁹。

3 各国の対応

各国の対応は第5節に記載のとおりである。

¹⁰⁷ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/sonota/010625/00.htm>

¹⁰⁸ 国税庁「平成26事務年度の『相互協議の状況』について」
https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/sogo_kyogi/index.htm

¹⁰⁹ 税制調査会（平成27年10月23日）説明資料52頁
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2015/10/22/27zen24kai8.pdf

第13 行動計画15（多数国間協定の策定）

I 行動計画策定の背景及び概要

行動計画を通じて策定される各種措置を実施するためには、各国で締結された二国間租税条約の改正が必要である。OECDにおいて、OECDモデル租税条約への改正が合意されたものとしても、全世界の二国間租税条約を改正するためには、膨大な時間とリソースが必要となる。その結果、現在の租税条約ネットワークはOECDモデル租税条約と十分に同期したものとはならず、時間の経過とともに生ずる新たな問題に対し、迅速な対処がなされていないままとなる。そこで、BEPS対抗措置を効率的に実現するために、多数国間協定を策定することが検討された。

多数国間協定の策定は、BEPSへの対処だけでなく、二重課税排除のための各国の総意に基づく国際的な枠組みを確保する上でも必要である。このような多数国間協定を通じた二国間協定のネットワーク改正については、これまで国際課税の分野で前例はないものの、他の様々な国際公法の分野において、二国間協定が多数国間協定を通じて改正された前例がいくつかある。

II BEPS 最終報告書の完成に至る経緯

2014年9月の報告書「Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties（二国間租税条約改正のための多数国間協定の策定）」¹¹⁰においては、多数国間協定が望ましく、かつ、可能であり、かかる協定のための協議を早急に開催すべきであるとの結論に至った。

2015年1月には、OECD・G20諸国は、「A Mandate for the Development of Multilateral Instrument on Tax Treaty Measures to Tackle BEPS（BEPS対応のための多数国間協定の策定に係るマンデート）」¹¹¹を承認した。マンデートの概要は以下のとおりである。

BEPS 対応のための多数国間協定の策定に係るマンデート	
(前文省略)	
A 目的	OECD/G20 BEPS プロジェクトの参加国（「グループ」）は、OECD/G20 BEPS プロジェクトにおいて策定された租税条約の規定を迅速に実行することを目的として、現行の二国間租税条約を改正するために多数国間協定を策定する。
B 参加者	

¹¹⁰<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/2314311e.pdf>

¹¹¹<http://www.oecd.org/ctp/beps-action-15-mandate-for-development-of-multilateral-instrument.pdf>

- 1 グループの参加資格は全ての関心ある国に開かれたものとする。
- 2 グループの全メンバーは対等な立場で参加する。
- 3 グループの特別な招待により、非国家地域もオブザーバーとして参加することができる。
- 4 グループからの招待により、関連する国際的・地域的な政府機関もオブザーバーとして参加することができる。

C 期間

- 1 グループは、2015年7月までには作業を開始する。
- 2 グループは、2016年12月31日までに作業を終え、多数国間協定に署名できるようにすることを目標とする。
- 3 マンダートの期間は、多数国間協定が署名できる状態となるまでとする。

（以下省略）

マンデート承認後の動向は以下のとおりである。

- ・2015年2月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（トルコ・イスタンブール）では、多数国間協定の策定のための枠組みを支持するとの声明が出された。
- ・2015年5月、全ての参加表明国が参加して、多数国間協定のための第一回会合が開催された。
- ・2015年9月、日本を含む15か国で構成されるビューロー会合（運営会合）が開催された。
- ・今後、2016年末までの多数国間協定の策定に向けて数度にわたり会合が開催される予定である。

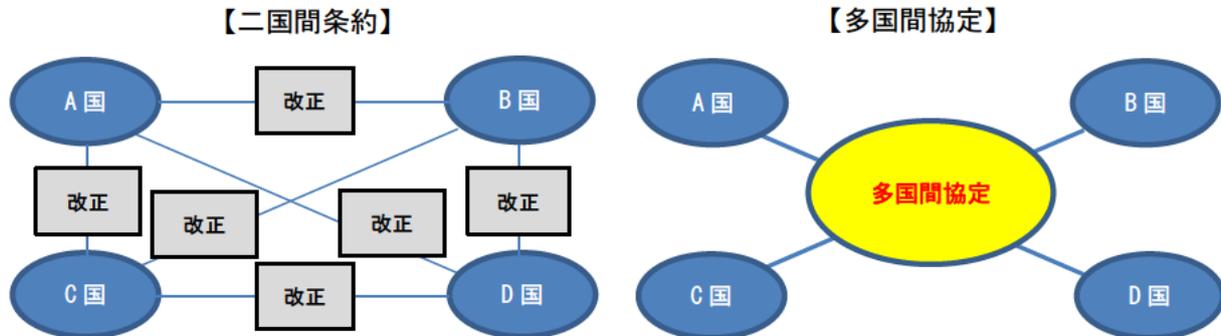
III BEPS 最終報告書の内容

BEPS 最終報告書は、①多数国間協定の策定が望ましく、かつ、実現可能であることを指摘し、②租税条約に関連する BEPS 対応措置により多数国間協定の策定が促進されること、③次のステップとしての国際会議のスコーピングを挙げている。なお、行動計画15は、多数国間協定の策定の枠組みを規定したものであり、他の BEPS 最終報告書のような具体的な勧告等はなされていない。

【筆者注】

二国間条約と多数国間協定のイメージは以下のとおりである。二国間条約の場合、条約締結国間で租税条約の改正のために協議と批准等の手続が必要であり、OECD モデル租税条約の改正に対応して二国間条約を迅速に改正するためには膨大な時間とリソースが必要となる。一方、多数国間協定の場合、加盟国で一挙に租税条約を改正することができるため、

時間とリソースを大幅に削減し、OECD モデル租税条約の改正に迅速に対応することができる。



【出典：平成 27 年 10 月 23 日税制調査会配布資料等に基づき TMI 総合法律事務所で作成】

IV 今後の対応

1 OECD における対応

多数国間協定の策定のために数度にわたり会合が開催され、2016 年末までに参加国が多数国間協定に署名できるように進められる。なお、2015 年 10 月 20 日時点では、米国を含む計 92 各国が参加を表明している¹¹²。

2 日本の対応

日本は、2015 年 9 月に 15 各国で構成されるビューロー会合（運営会合）に参加し、その後も多数国間協定策定のための会合へ参加する予定である¹¹³。

3 各国の対応

各国の対応は第 5 節に記載のとおりである。

¹¹² http://www.soken.or.jp/p_document/pdf/taikaikiroku2015_tokyo2.pdf

¹¹³ 税制調査会（平成 27 年 10 月 23 日）説明資料

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/10/22/27zen24kai3.pdf

第5節 諸外国における BEPS 最終報告書への対応状況・動向調査

第1 米国

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

米国の、BEPS プロジェクトに対する反応は様々である。OECD の BEPS 最終報告書における BEPS への対応措置案の中には、既に米国税法に取り込まれているものもある。例えば、CFC ルール、利子控除制限、納税者・プロモーターによる義務的情報開示である。また、米国モデル租税条約は、OECD モデル租税条約とほとんど同一の包括的な LOB 条項を有している。そのため、既存の米国税制に対する今後の修正は最低限にとどまると見込まれる¹¹⁴。

OECD の BEPS 最終報告書における BEPS への対応措置案の中には、いまだに米国税法に取り込まれていないものの、オバマ政権及び米国議会の一部の議員から支持を受けているものもある¹¹⁵。オバマ政権は、改正法案及び改正規則案を提案しており、これらが成立すれば、ハイブリッド取極め、移転価格に関する国別報告書等についての BEPS 対応措置案が概ね実行されることになる¹¹⁶。さらに、米国内国歳入庁は、紛争解決過程をより効果的にする徴収手続を公表した¹¹⁷。

もっとも、米国が支持していない BEPS への対応措置案もある。例えば、米国財務省及び一定の米国議会の議員は、「価値の創造」(value creation)に整合する移転価格の算定を認めないと表明している¹¹⁸。

この点に関連して、米国の国際租税政策は、自国の税収を確保し、米国の多国籍企業の国際的競争力を維持するという米国政府の意向に強い影響を受けている。

したがって、BEPS への対応措置の実行が、①米国の多国籍企業の税負担総額を増加させ、又は、②他国が主観的な手法に基づいて課税することを認めることになり、これが米国の税収の減収を招き得る場合、米国政府はこれを実行しないであろう。「価値の創造」に基づく移転価格算定方法その他の主観的な性質を有する BEPS への対応措置案は、米国

¹¹⁴ 現地事務所の見解

¹¹⁵ The 2015 Revenue

Proposal (<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2015.pdf>) and the 2016 Revenue

Proposal (<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf>)

¹¹⁶ Proposed Regulations

(<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf>)

¹¹⁷ Revenue Procedure 2015-40 (<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-15-40.pdf>)

¹¹⁸ Testimony of Robert B. Stack, Deputy Assistant Secretary

(<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/OTPTest-2014-7-22-Stack-SenFin.pdf>)

政府による支持を得られないであろう。

1 行動計画1（電子経済の課税上の課題への対処）

（1）関連する現在のルール

現在の米国のモデル租税条約における恒久的施設に関する条項は、BEPS プロジェクトの行動計画1によって指摘された懸念に対処するものではない。

また、米国においては、連邦レベルでは消費税は存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

2 行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）

（1）関連する現在のルール

米国は、租税条約上、一定のハイブリッド取極めに対処するための詳細なルールを有している。例えば、ハイブリッド事業体が米国の居住者から受け取る配当、利子、賃料及びロイヤルティについて、当該事業体は条約締結国の居住者でなければ条約上の恩典（源泉徴収税の減免等）を主張できない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

2015年歳入案、2016年歳入案及び2017年歳入案は、BEPSの報告書で言及されているハイブリッド・ミスマッチ取極めに対処する新法を含んでいる¹¹⁹。施行された場合、かかる新法は、①受領者の管轄地において受領者の所得に含まれない、又は、②二重控除を招くような、利子又はロイヤルティの控除を否認するものである。

3 行動計画3（効果的なCFCルールの構築）

（1）関連する現在のルール

米国は極めて包括的で詳細なCFCルールを有している。米国のCFCルールは行動計画3によって勧告される条項を既に有しており、以下の事項が含まれている¹²⁰。

¹¹⁹ The 2015 Revenue Proposal (<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2015.pdf>) and the 2016 Revenue Proposal (<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf>)

¹²⁰ 米国の現在のCFCルールの詳細は、平成25年3月付け「平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業（国際租税問題に関する調査（タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて）調査報告書」62頁以降及び平成27年3月付け「海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPSを踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査）調査報告書」102頁以降に記載のとおりである（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html）。

- ① 詳細かつ客観的な CFC のオーナーシップテスト
- ② 行動計画 3 に記載された閾値の要件
- ③ CFC 所得の詳細な記述
- ④ CFC 所得の計算に関する詳細なルール
- ⑤ CFC 所得の米国株主への帰属に関する詳細なルール
- ⑥ 二重課税を防ぐための外国税額控除及び課税ベースのルール

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

(3) その他

オバマ政権の 2016 年歳入案及び 2017 年歳入案¹²¹には、BEPS 最終報告書への対応とは別に、既存の CFC ルール等に対する多くの修正案が含まれている。

ア ミニмум・タックス

両歳入案では、以下のとおり、CFC の未分配かつ未課税の所得に対して 19%のミニмум・タックスを課すことを提案している。ミニмум・タックスは、外国子会社が稼得した国外所得に対し、親会社への配当の有無に関わらず課税する制度である。

- ・ 税率：19%－国別外国実効税率×85%
- ・ 課税所得：外国子会社の国外所得－ACE (Allowance for Corporate equity:株主資本×無リスク利益率)

イ ハイブリッド事業体

両歳入案では、行動計画 3 で議論されている租税回避手法に対処するためのハイブリッド事業体に対する CFC ルールを提案している。これらの手法は、高税率の管轄地で控除をとり、低税率又は非課税管轄地に利益を移転するためのハイブリッド事業体又はハイブリッド取極めの使用に関わるものである。米国財務省は、かつて、1998 年に、これらのハイブリッド事業体に関する手法に直接的に対処するための規則案を公表したが¹²²、同年これを取り下げている。したがって、ハイブリッド事業体に関する両歳入案の該当部分が施行されるかは明確ではない。

ウ デジタル経済から生じる新しい区分の所得

両歳入案は、デジタル経済からの所得を含む新たな区分の CFC 所得を追加するこ

¹²¹ The 2016 Revenue Proposal
(<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf>)

¹²² <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-98-11.pdf>

とを提案している。採択されれば、デジタル著作物及びデジタルサービスからの一定の所得が CFC 所得とされることが明確になる。

また、両歳入案とは別に、米国の居住者が CFC に対して拠出した無形資産からの一定の超過リターンに課税している現在の CFC ルールの範囲を拡張する内容を含む法改正案も存在する¹²³。

4 行動計画 4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

ア 米国のアーニングス・ストリップング・ルール

米国税法は、税源浸食の懸念に対処するため、利子控除制限を設けている（以下、「アーニングス・ストリップング・ルール」という。）¹²⁴。アーニングス・ストリップング・ルールは、利子の受取者が自国において利子に対する課税を受けるか否かに関わらず、利子の受取りについて米国の所得課税を受けない者に利子が支払われた又は発生した場合にのみ適用される。

イ 固定比率ルール

米国のアーニングス・ストリップング・ルールは、既に固定比率ルールを採用している。米国の固定比率ルールは、概ね、支払利子の控除を支払者の EBITDA の 50% に制限している。また、納税者が控除を否定された利子及び未使用の控除余裕枠を将来に繰り越すことを認めている。

ウ BEPS の勧告との相違

BEPS の勧告と米国のアーニングス・ストリップング・ルールとの間には、3つの相違点がある。まずは、行動計画 4 で勧告されたタイプの閾値による制限を有していない。もっとも、アーニングス・ストリップング・ルールは、利子の支払者の負債が資本の 1.5 倍以上である場合にのみ適用されるという制限はある。また、行動計画 4 に記載されているグループ比率ルールを有していない。さらに、固定比率ルールにおける比率について、BEPS の勧告では 10% から 30% とされているが、アーニングス・ストリップング・ルールにおいては 50% とされている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

ア グループ比率ルール案

2017 年歳入案は、アーニングス・ストリップング・ルールに対してグループ比率ルールを適用することを提案している。この提案は、財務報告グループ全体の純利

¹²³ H. R. 297 Stop Tax haven Abuse Act § § 302, 303
(<https://www.congress.gov/114/bills/hr297/BILLS-114hr297ih.pdf>)

¹²⁴ IRC 163(j)

子費用のうち、米国法人の占める割合を限度として、米国法人に子費用の控除を認めるものである。純子費用のうち、米国法人の占める部分については、以下の算式で計算される。

米国法人の純子費用の控除限度額

$$= \text{グループ全体の純子費用} \times \frac{\text{米国法人の EBITDA}}{\text{グループ全体の EBITDA}}$$

かかる上限の計算は、BEPS 最終報告書におけるグループ比率ルールに類似しているものの、米国の新たな提案は、控除できる子費用について追加的な上限を加えるものであるという点で根本的に異なっている（固定比率ルールに対する緩和策を提供するものではない）。

この改正案が有効となるか否かは不透明である。

5 行動計画5（有害税制への対抗）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、BEPS 最終報告書を受けた改正はなされていない。

なお、イノベーション・ボックス制度の導入が検討されている¹²⁵。イノベーション・ボックス制度は、知的財産及び知的財産を利用した製品の譲渡等により得られた所得に対する法人税の負担を大幅に軽減するものであり、法人納税者のイノベーション・ボックス所得又は課税所得のいずれか少ない方の71%が所得控除されることになり、結果的に当該所得に対する実効税率は約10%となる。

イノベーション・ボックス所得は、暫定イノベーション所得に、当該法人の国内における研究開発に関する総支出の、同期間における総コストに対する割合を乗じた額となる。暫定イノベーション所得とは、適格総収益から、売上原価等の適格費用を控除した額となる。適格総収益は、特許等の適格資産の売却、リース、ライセンス又は処分から生じる総収益をいう。

イノベーション・ボックス制度は、民主党及び共和党両党から支持を得ているものの、立法の過程において初期段階にあるため、将来を予測することは難しい。

6 行動計画6（租税条約の濫用の防止）

¹²⁵ 下院政策委員会のメンバーである Charles Boustany 及び Richard Neal によって法案が提案された (<http://waysandmeans.house.gov/wp-content/uploads/2015/07/Innovation-Box-2015-Bill-Text.pdf>)。

(1) 関連する現在のルール

米国モデル租税条約は、包括的な LOB 条項を有している。

また、米国モデル租税条約は、既にその前文において、条約の目的は二重課税を防ぐだけでなく、二重非課税も防ぐことにあると述べている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 特別税制レジーム条項

米国財務省は、2016 年版米国モデル租税条約において、BEPS 最終報告書で提案されている特別税制条項を取り込んでいる¹²⁶。特別税制条項は、利子、使用料、その他所得について受益者が居住国の特別税制レジーム¹²⁷の適用を受ける場合、源泉地国の国内法に基づき課税することを認めるものである。一方、米国財務省は、主要目的テストを採用する改正案は提案しておらず、主要目的テストの条項は採用されないと見込まれる。

イ 後発的改正条項

2016 年版米国モデル租税条約 28 条は、BEPS 最終報告書に従い、租税条約の署名後に効力を生じた税法に対処するための条項を定めている¹²⁸。

ウ 配当に関する条項

2016 年版米国モデル租税条約 10 条 2 項は、BEPS 最終報告書に従い、配当の軽減税率の適用を受けるために株式を保有すべき期間を延長した¹²⁹。

エ 第三国の PE に関する条項

第三国に所在する PE の濫用防止ルールに関する BEPS 最終報告書に従い、2016 年版米国モデル租税条約 1 条では、8 項が追加されている¹³⁰。同項では、A 国の企業が B 国から所得を得ていて、A 国によれば、かかる所得は A 国外の恒久的施設に帰属するものとして取り扱われる場合、一定の条件が満たされる場合¹³¹には条約の適用を否定するとした。

¹²⁶<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹²⁷ 特別税制レジームとは、所得又は収益に対し税率又は課税ベースの軽減を通じて優遇的な実効税率を提供するあらゆる法令、規則、行政措置を意味する。

¹²⁸<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹²⁹<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹³⁰<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹³¹ 当該恒久的施設に帰属する利益に対する A 国及び恒久的施設所在国の合計の実効税率が 15% 又は A 国の通常の法定税率の 60% の小さい方よりも小さくなる場合等を指す。

7 行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

（1）関連する現在のルール

米国モデル租税条約の恒久的施設の条項は、2014年 OECD モデル租税条約と重要な点において同一である。一般的に、米国裁判所及び米国税務当局は、米国の租税条約の解釈において、OECD モデル租税条約及びコンメンタリーを有力な根拠と考えている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

ア コミッショネア・アレンジメント

米国のコモンロー上、米国に販売エージェントが存在するコミッショネア・アレンジメントにより、プリンシパルは、米国税法上、米国において恒久的施設を有することになる。したがって、コミッショネア・アレンジメントに対しては既存の制度で対応がなされているため、米国モデル租税条約が改正される予定はない。

イ 独立代理人

OECD モデル租税条約の恒久的施設の条項における「独立代理人」に関する記述に対する改正案は、主要な点において、有名な米国租税裁判所の判決¹³²及び米国財務省の見解におけるかかる記述の解釈に合致している。

ウ 他の改正案

2016年版米国モデル租税条約では、恒久的施設の認定の回避のための契約の分割に関する BEPS の最終報告書の勧告を受けて、恒久的施設の条項に改正がなされた¹³³。すなわち、この改正は、建設工事等の場所に関する12か月の要件の適用を回避するために契約を分割するような行為に対処することを意図している。

2016年版米国モデル租税条約では、恒久的施設に関する他の BEPS の勧告に対応していない。米国財務省は、他の OECD 及び G20 のメンバーによってさらに議論されるまで、これらの問題への対応を先送りする旨を表明している¹³⁴。

8 行動計画8－10（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）

（1）関連する現在のルール¹³⁵

¹³² Taisei Fire v. Comm' r, 104 T.C. 535

(1995) (https://www.wsitax.org/course_notes/L709Taisei.pdf)

¹³³ <https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹³⁴ <https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹³⁵ 米国においてはクロスボーダーの取引のみならず、国内取引も移転価格税制の対象とされている。また、米国の移転価格税制の適用対象となる関連者（Related Party）とは、一般に直接・間接で50%以上の持

米国は、極めて包括的かつ詳細な移転価格税制を有しており、かかるルールは独立企業原則に基づくものである。

米国の移転価格税制は、所得相応性基準を有しており、あるグループ構成企業から他のグループ構成企業への評価困難な無形資産の移転に対処するための具体的なルールを有している。

所得相応性基準のもとでは、セーフハーバーの要件¹³⁶を満たさない限り、無形資産の譲渡の対価は定期的に調整されることが要求されている。セーフハーバーの要件を満たすためには、納税者は、多額の支払が最初になされた時点で取極めが独立企業原則に合致していることを証明することが必要である。

所得相応性基準は独立企業原則に合致するというのが米国財務省の立場であり、米国税務裁判所においても支持されている¹³⁷。その理由は、定期的調整は、独立当事者が評価困難な無形資産からの利益の分配について合意する方法と整合的であるためである。

また、CCA を対象とする移転価格税制も有しており、これはグループ内での無形資産の開発やサービスの提供に適用される。

なお、所得相応性基準は、費用貢献取極めにも適用される。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

米国は、独立企業原則から乖離する移転価格税制は採用できないという立場を表明してきた。BEPS プロジェクトにおける「価値創造」基準の採用は、他の国が米国の税源を浸食することを認めうるものであると懸念されている¹³⁸。したがって、米国の移転価格税制に対する改正は、既存のフレームワークに対する修正及び明確化という形でなされると見込まれる。

(3) その他

ア 価値創造

米国政府は、2015年9月14日に、暫定規則（以下「本暫定規則」という。）を公

分関係にある者と解釈されている。しかし、必ずしも持分割合のみではなく、実質支配関係、例えば、役員の上半数以上が兼務関係だったり、取引・資金・無形資産関係の大半を依存していたり、事業方針の全部もしくは一部を実質的に決定できるような場合も関連者とみなされる場合がある。

¹³⁶ セーフハーバーとしては、例えば、比較可能な無形資産に関わる取引について、独立取引基準法が適用でき、かつ、一定の事実（関連者が調査中の課税年度及び過去の全ての課税年度において、無形資産の利用により実際に稼得した利益等が非関連者間契約の比較可能性が立証された時点において予測した期待利益等の80%未満でも120%超でもないこと等）が立証できる場合が挙げられる。なお、実質的な定期的対価の支払が要求された最初の課税年度から始まる5年間の各年においてそのようなセーフハーバーが満たされている場合には、それ以降の全ての課税年度がセーフハーバーの適用対象となる。

¹³⁷ <http://www.ustaxcourt.gov/InOpHistoric/xilinx55.TC.WPD.pdf>

¹³⁸ Testimony of Robert Stack, Deputy Assistant Secretary (International Tax Affairs) U.S. Department of Treasury Before the Senate Finance Committee (July 22, 2014)

表した¹³⁹。それは、米国財務省のロバート・スタック氏が「価値創造」に整合する移転価格の算定について否定的な声明を公表したにも関わらず、米国の独立企業原則に「価値創造」の概念を導入するものである。本暫定規則は、独立企業間価格は、取引の形式や性質に関わりなく、関係当事者間で提供された価値に整合し、またかかる価値の全てを説明できるものでなければならないとしている。さらに、本暫定規則は、全体として見れば取引が相互に関連するために、取引の対価の総額が、提供された価値に整合するか否かを決定する上で、取引の総合的な分析が適切である場合には、2つ以上の別個の取引を一体として見ることを認めている。

イ CCA

米国のルールは、BEPSのCCAに関するルール案と相違している点もある。例えば、米国のルールは、グループ構成企業がCCAの参加者とみなされるための要件として、引き受けたりスクに対するコントロール能力を要求していない。米国がBEPSのCCAに関する規則案を採用するか否かは不透明である。

ウ 改正案

米国の移転価格税制上の無形資産の定義が拡張及び明確化する内容を含む法改正案が存在する¹⁴⁰。

9 行動計画11 (BEPSの測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画12 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

米国は、納税者及びプロモーターに対して、一定の取引を開示することを義務付けている¹⁴¹。

さらに、米国の居住者は米国外の事業体の持分、口座及び資産に関する情報を報告

¹³⁹ https://www.irs.gov/irb/2015-40_IRB/ar07.html

¹⁴⁰ H.R. 297 Stop Tax haven Abuse Act § 302, 303
(<https://www.congress.gov/114/bills/hr297/BILLS-114hr297ih.pdf>)

¹⁴¹ 詳細は、平成27年3月付け「海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPSを踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査））調査報告書」
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/2014report.pdf) 9頁以降を参照

しなければならない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

既存のルールは行動計画 12 と整合的であると考えられているため、現在、特に改正は予定されていない。

1.1 行動計画 1.3 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール

現在、移転価格の同時文書化は義務とされており、義務に違反した場合には罰則も存在する¹⁴²。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 国別報告書

(ア) 概要

2015年12月21日、米国政府は国別報告書を義務付けるための規則案(以下「本規則案」という。)を公表した¹⁴³。本規則案が最終的に法制化されるか否かは不透明である。上院財務委員会の議長及び下院政策委員会の議長は、米国財務省が国別報告書の提出義務を行政規則により定める権限はないという理由で、本規則案に反対している¹⁴⁴。下院政策委員会の議長は、外国政府が報告された情報を不適切に使用したり、米国企業から搾取したりすることを可能にする BEPS の対応策を米国財務省が採用することを議会が認めないよう、本規則案は注意深く検討されるべきであるという声明を公表している¹⁴⁵。

(イ) 提出義務者

米国に所在する総収入金額が 850 百万ドル超の多国籍企業グループの最終親事業体等

(ウ) 様式及び内容

OECD 移転価格ガイドライン第 5 章改訂案の別添 3 に示された記載項目と基本的に同一である。

¹⁴² IRC 6038A, IRC Section 6662。なお、米国の移転価格文書化制度の詳細は、詳細は「平成 26 年度対内直接投資促進体制整備事業 (BEPS を踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査) 調査報告書」別紙 9

(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2014report.pdf) を参照

¹⁴³ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-12-23/pdf/2015-32145.pdf>

¹⁴⁴ <http://waysandmeans.house.gov/wp-content/uploads/2015/08/Letter-to-Secretary-Lew-on-BEPS.pdf>

¹⁴⁵ <http://waysandmeans.house.gov/brady-statement-on-release-of-treasurys-country-by-country-regulations/>

(エ) 提出時期

会計年度終了から 12 か月以内に提出する必要がある。

(オ) 使用言語

英語である。

(カ) 適用開始時期

本規則案は、本規則案が最終的に法制化された日以降に開始する究極の親会社の事業年度に適用される。本規則案は、少なくとも 2016 年 3 月 22 日までの通知及びコメント期間が設けられており、暦年を事業年度としている米国の多国籍企業が国別報告書を提出する義務を負うこととなるのは、早くても 2017 年度となる。これは、2016 年度からの提出の開始を勧告する OECD の報告書とは異なる点である。

(キ) 罰則

本規則案は、国別報告書の提出を怠った場合に適用される罰則について述べていない。なお、米国は、一般的に他の情報報告義務の懈怠については最低 1 万ドルの罰金を科している。

(ク) 自動的情報交換

本規則案は、国別報告書を通じて得られた情報は、米国が加盟している情報交換合意にしたがって合意された当局の取極めに従って交換される見込みであるとしている。米国は、情報交換合意によって、両政府が機密情報として交換した情報を取り扱うことを見込んでいる。なお、2016 年 1 月 27 日に国別報告書の自動的情報交換に関する多数国間合意が締結されたが、米国はこれに参加していない。

(ケ) 経済界からの懸念

様々な産業界の団体が、国別報告書は他国の利益のために、米国納税者に多大なコンプライアンスコストを課し、また、米国の納税義務者のセンシティブな秘密情報の漏えいのリスクを生じさせるものであるとして、国別報告書の導入に懸念を示している¹⁴⁶。

¹⁴⁶ National Foreign Trade Council Letter (<http://www.uscib.org/uscib-content/uploads/2015/07/Letter-to-Secretary-Lew-final-6-25-2015.pdf>), National Association of Manufacturers Letter (<http://documents.nam.org/TAX/NAMBEPSletter5-29.pdf>)

イ マスターファイル、ローカルファイル

米国は、マスターファイルの導入及びローカルファイルについて、公式な見解を表明していない。

1.2 行動計画14（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

米国は、行動計画14に沿った紛争解決メカニズムの最低限の基準を実施することを確約している。そのために、IRSは、行動計画14と統合的なルールを公表した¹⁴⁷。

さらに、2016年版米国モデル租税条約¹⁴⁸は、25条に法的拘束力のある仲裁条項を設けた。

1.3 行動計画15（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

米国は、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している¹⁴⁹

¹⁴⁸<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹⁴⁸<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/Treaty-US%20Model-2016.pdf>

¹⁴⁹<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第2 英国

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

英国政府は、2014年3月、「国際経済におけるアグレッシブなタックス・プランニングへの対処（税源侵食と利益移転に対抗する G20-OECD プロジェクトに関する英国の優先順位）」と題する書面¹⁵⁰において、BEPS プロジェクトに対するアプローチについて初めて言及した。かかる書面では、英国政府は、BEPS プロジェクトを全面的に支援すると述べている。BEPS プロジェクトに対する英国政府の姿勢は、積極的かつ協力的なものである。

また、OECD による 15 の行動計画に関する BEPS 最終報告書の公表の後、英国政府はプレスリリース¹⁵¹で、OECD の勧告のプロセス及び実施に対するコミットメントを確認した。英国政府は、①OECD の勧告の作成において主導的な役割を担ってきたこと、及び、②多くの分野において OECD の勧告を実施するための措置を採る最初の国であることに誇りを持っている。例えば、プレスリリースでは、英国が国際課税のルールに改革に助力し、企業が課税を免れることを防ぐための行動をとり、改革を主導してきたことに誇りを持っているとしている。

英国政府は、2016年3月16日に2016年度予算の一部として、2016年度企業課税のロードマップ（以下「企業課税ロードマップ」という。）を公表し¹⁵²、BEPS の行動に対する包括的な計画の要約を提示して、租税回避及びアグレッシブなタックス・プランニングに対処することを示した。

なお、2016年1月28日、欧州委員会は租税回避防止パッケージを公表したが¹⁵³、英国政府が、OECD の勧告を超える提案等についてどのように対処するかは不明である。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対処）

（1）関連する現在のルール

ア VAT

英国の VAT（付加価値税）制度は、EU 全域での付加価値税を実行するものである。英国の VAT 制度は、既に概ね OECD の勧告に沿うものである。なぜなら、①B to B の取引、並びに、②クロスボーダーの放送、通信及び電子的提供サービスの提供を含む、多くの B to C の取引については、消費地を役務提供地としているためである。

イ 直接税

¹⁵⁰https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/293742/PU1651_BEPS_AA_FINAL_v2.pdf

¹⁵¹<https://www.gov.uk/government/news/uk-leads-international-efforts-to-clampdown-on-tax-avoidance>

¹⁵²https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

¹⁵³http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/anti_tax_avoidance/index_en.htm

英国は、現在、直接税の適用上、電子経済について特別扱いしていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

英国政府は、経済のデジタル化が、国際課税のルールの適用方法にどのように影響を与えるかについて、引き続き懸念している。

英国は、最良のアプローチは、現在 OECD によって採用されているものであると考えている。それは、移転価格税制、恒久的施設の認定及び技術的な進歩を考慮に入れたその他の改正等を通じて、問題に対処するというアプローチである。

英国は、既存の国際的な枠組みの改訂が実現しない場合、デジタル化により提起された特定の問題に対処するための補助的ルールを提案することを示唆しているが、短期的には、行動計画 1 に関する OECD の BEPS 最終報告書で言及されたデジタル経済に課税するための政策の選択肢を実行しないであろう。

2 行動計画 2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

英国の居住者である企業及び英国において恒久的施設を通じて取引を行う非居住者である企業は、その利益に対して英国において法人税が課される。かかる利益の算定においては、アンチ・アービトラージ・ルールが適用される¹⁵⁴。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 英国の対応

2014 年 10 月 5 日、英国は行動計画 2 に関する OECD の勧告を実行するための国内法制を導入する意向を公表した。2014 年 12 月、英国は「アグレッシブなタックス・プランニングへの対処：ハイブリッド・ミスマッチ取極めに対応するための合意された G20-OECD アプローチ」と題する諮問文書を公表した。

2015 年 12 月、英国は以下のものを公表した。

- ① 意見募集に対する回答の要約¹⁵⁵
- ② 法人税のハイブリッド対応ルールに関する政策文書¹⁵⁶
- ③ 法案¹⁵⁷及び注釈案¹⁵⁸

¹⁵⁴ アンチ・アービトラージ・ルールは、ハイブリッド事業体やハイブリッド商品を伴う取引に対して適用され、1つの取引において支払者において損金算入された支払が受取者において益金不算入とされている場合や、両当事者が同一の費用を損金算入している場合等において、損金算入を否定するものである (Taxation (International and Other Provisions) Act 2010, Part6)。

¹⁵⁵ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/483391/Tackling_aggressive_tax_planning-implementing_the_agreed_G20-OECD_approach_for_addressing_hybrid_mismatch_arrangements_-_summary_of_responses_M6013_.pdf

¹⁵⁶ <https://www.gov.uk/government/publications/corporation-tax-anti-hybrid-rules/corporation-tax-anti-hybrid-rules>

¹⁵⁷ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/483552/Draft_claus

④ 事例案¹⁵⁹

回答の要約文書において、英国政府は次のステップを定めている。法案は、2016年度の財政法案の一部を構成するものであり、政府は法案に対するコメントを募集してきた。2016年度予算において、英国政府は、行動計画2に関するOECDの勧告を実施するための法案は2017年1月1日から効力を生じ、同日以降になされる支払に適用されると公表した¹⁶⁰。

法案はまだ施行されておらず、変更される可能性がある。以下は、現在の法案に基づいたルールの主要な側面の一部の要約である。法案に規定されたハイブリッド・ミスマッチ取極めに対応するためのルール（以下「本ルール」という。）は、行動計画2に関するOECDの勧告に厳密に基づいている。本ルールは、2010年税法（国際的及びその他の条項）第6部の既存のアンチ・アービトラージ・ルールを効果的に置き換えるものである。

(ア) 適用開始

- ・本ルールは2017年1月1日から適用される。祖父条項又は経過措置は設けられていない¹⁶¹。

(イ) 適用

- ・本ルールは目的テスト又は租税受益テストを含むものではなく、租税回避を目的としない通常の商業的取引も対象となる可能性がある。
- ・本ルールは以下の状況への対処を意図している。

① 支払者損金算入・受取者益金不算入

ハイブリッド・ミスマッチ取極めに基づく支払が支払者の所在する管轄地のルールのもとで控除され、受取者又は関連者である投資者の通常所得に含まれない¹⁶²。

② 二重損金算入

ハイブリッド・ミスマッチ取極めのもとで、同一の費用について二以上の控除を生じさせる支払。同一の費用について、二以上の者が控除をとり、又は一の者が二以上の税について控除をとる場合、二重損金算入が生じている

[e_33.pdf](#)

¹⁵⁸https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/484378/Draft_explanatory_notes_clause_33-6013.pdf

¹⁵⁹https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/488096/hybrid-examples.pdf

¹⁶⁰<https://www.gov.uk/government/publications/corporation-tax-anti-hybrids-rules/corporation-tax-anti-hybrids-rules>

¹⁶¹ Part 3 of the draft legislation

¹⁶² s.259A of the draft legislation

といえる¹⁶³。

- ・本ルールは、①金融商品又はレポ取引、貸株の取極めその他の金融商品の移転、②ハイブリッド事業体及び③双方居住者である企業に関連して行われる支払又は支払に準ずるもの（概ね、無利子貸付けにおける利子の認定のようなみなし支払のことである）に適用される¹⁶⁴。
- ・ハイブリッド金融商品の例は、支払者が支払を利子として控除することを可能とし、また、受取者がかかる受取りを非課税の配当として取り扱うことを可能にするものである。
- ・ハイブリッド事業体の例は、1つの管轄地において税務上透明として扱われるが、別の管轄地においては透明として扱われないパートナーシップが挙げられる。その効果としては、例えば、後者の管轄地ではパートナーシップは法人として取り扱われるため、パートナーシップからの利子の支払はパートナーシップにおいて損金算入できるのに対し、前者の管轄地においては、そのパートナーが（そのパートナーシップによる支払をそのパートナーの支店の支払として）かかる利子の支払を損金算入でき、二重損金算入の結果が生じる。

(ウ) 支払者損金算入・受取者益金不算入のミスマッチの許容事由

- ・本ルールにおいては、一定の損金算入・益金不算入のミスマッチは否認されない¹⁶⁵。

(エ) 輸入されたミスマッチ

- ・英国の居住者がミスマッチの当事者であったならば否認されたような間接的なミスマッチに対しても本ルールは適用される¹⁶⁶。

(オ) 否認の方法

- ・本ルールは、状況に応じて、支払又は受取りのいずれかの税務上の取扱いを変えることによりミスマッチを解消する。クロスボーダーのハイブリッド取極めによって影響を受ける両方の国がハイブリッド・ミスマッチに対抗するための本ルールを採用しているか、片方のみが採用しているかに関わらず機能するように本ルールは設計されている。
- ・全ての管轄地が本ルールを採用してはいない場合でも二重課税が回避され、ミスマッチが排除されることを確保するため、本ルールは一次的対応と二次的対応とに分かれている。①支払者損金算入・受取者益金不算入の場合、一次的対

¹⁶³ s. 259A of the draft legislation

¹⁶⁴ s. 259A of the draft legislation

¹⁶⁵ 主権免除により非課税となる場合等が該当する (s. 259BF of the draft legislation)。

¹⁶⁶ Chapter 9 of the draft legislation

応は支払者の損金算入を否認することである。二次的対応は、受取者に対して受取額に課税することである¹⁶⁷。②二重損金算入の場合、一次的対応は親会社での損金算入を否認することである。二次的対応は、ハイブリッド事業体での損金算入を否認することである¹⁶⁸。

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

英国の CFC ルールは 2012 年に大幅に改正された¹⁶⁹。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

企業課税ロードマップでは、英国政府は①英国の CFC ルールは BEPS の報告書に記載された多数のアプローチの要素を統合した、テリトリアル方式のアプローチを反映するものであること、及び②BEPS プロジェクトの成果を受けた改正は特に予定されていないことを述べている¹⁷⁰。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

現在、英国は利子控除について多くの規制を有している。例えば、以下のとおりである。

- ・ 事業目的又は商業目的以外の目的での借入れについての利子控除を否定する「許容外目的」ルール。例えば、借入れが租税回避目的でなされた場合が挙げられる。
- ・ 関連当事者に対する利子費用に関する独立企業原則による制限。これは、利子率及び借入額の双方に基づく。すなわち、英国では過少資本税制は存在しないが、移転価格税制の枠内において、適切な資本負債比率が検討される。
- ・ Worldwide Debt Cap ルール¹⁷¹。英国企業が有する関係会社間の借入残高が、企業グループ全体の外部借入残高（英国内のみではなく全世界ベースでの借入残高）を超える場合は、その超過部分に対応する支払利子は、損金の額に算入できない。
- ・ 利子が、利益に関連し、又は経営成績に依存している場合、損金算入できない利益

¹⁶⁷ ss. 259CC and 259CD of the draft legislation

¹⁶⁸ ss. 259GB and 259GC of the draft legislation

¹⁶⁹ 現在の CFC ルールの詳細は、平成 25 年 3 月付け「平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査等事業（国際租税問題に関する調査（タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて）調査報告書」107 頁以降及び平成 27 年 3 月付け「海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPS を踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査）調査報告書」116 頁以降に記載のとおりである（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html）。

¹⁷⁰ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

¹⁷¹ 平成 26 年 2 月付け「平成 25 年度総合調査研究（諸外国の法人課税に関する調査）調査報告書」（http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004081.pdf）112 頁を参照

配分として扱われる。

- ・なお、現在英国において固定比率ルールは採用されていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 2016 年度予算

英国政府は、2016 年 3 月 16 日、2016 年度予算を公表し、企業課税ロードマップにおいて¹⁷²、行動計画 4 に関する OECD の勧告を実施するため、法人の利子費用の損金算入に制限を設けることとした。新たなルールは 2017 年 4 月 1 日から適用される予定である。

英国は、新たなルールにおいて、純利子費用の損金算入を、英国法人における EBITDA の 30%に制限する固定比率ルールを導入するであろう。

しかしながら、真正な商業上の目的で多額の外部からの借入れが必要となる企業グループもあると考えられるため、OECD の報告書で勧告されているとおり、企業グループ全体の EBITDA に対する純利子費用の比率に基づいたグループ比率ルールも導入する予定である。

また、英国の純利子費用の損金算入制限について、2 百万ポンドの最低閾値を設ける予定である。

さらに、英国における一定の公共インフラに対する資金の供給について、BEPS のリスクが大きくない場合には、これを妨げないようなルールも導入する予定であり、また、超過支払利子等の繰越等利益及び利子の変動に対処するためのルールも設ける予定である。

これらの新たなルールの詳細の設計については、さらなるコンサルテーションが行われる予定である。

なお、英国政府は、銀行及び保険セクターにおける利子に係る BEPS を防ぐためのルールの設計について、OECD と協議を続けている。

イ Worldwide Debt Cap の廃止

英国政府は、利子費用の損金算入に関する新たな制度が導入された場合、Worldwide Debt Cap を存続させる必要性はないとしており、これを廃止することを公表している。もっとも、英国におけるグループの純利子費用が、グループ全体の第三者に対する純利子費用を超える場合、超過部分は損金算入できないという、Worldwide Debt Cap と類似の効果を持つルールが導入される予定である。OECD の報告書で勧告されたグループ比率ルールはグループ全体の EBITDA に対する純利子費用の比率に着目して固定比率ルールを緩和する制度であるが、この新たなルールはグ

¹⁷²https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

ループ比率ルールとは異なって固定比率ルールを強化する制度であり、固定比率ルールによれば損金算入が認められる利子について、損金算入を否定する場合を定めるものと考えられる。

5 行動計画5（有害税制への対抗）

（1）関連する現在のルール

英国は、①有害な税制の定義、及び、②優遇税制の恩恵を受けるために必要な経済的実質についての明確なルールの必要性を全面的に支持している。

ルールは、既存の国際法と整合し、公正な競争を支え、かつ研究開発活動に関する正当な商業上の決定を阻害しないものでなければならない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

英国は、ヨーロッパにおいてパテント・ボックスその他の IP ボックスについて修正ネクサス・アプローチを使用するという合意を推進しており、英国法に対する必要な修正に関する意見募集を経て、現在検討をしているところである。これは、単に知的財産を維持したり、知的財産を第三者から取得したりするのではなく、知的財産を開発する上で実際の活動が行われた管轄地において、税務上の恩恵を与えるように設計されている¹⁷³。

ア 英国のパテント・ボックスに関する提案¹⁷⁴

英国のパテント・ボックス制度は2013年に導入されて効力を生じており、適格知的財産権¹⁷⁵から生じる関連知的財産所得に起因する純利益（以下「関連知的財産利益」という。）に対して10%の法人税率を適用するものである¹⁷⁶。

現在の制度では、関連知的財産利益は、①総利益に、総所得に対する適格知的財産所得の比率を乗じるか、又は、②費用を適格知的財産所得及び非適格知的財産所得に割り当てた上、適格知的財産所得から割当費用、ルーティン利益¹⁷⁷及び想定マ

¹⁷³ “Patent Boxes: Substantial Activities” (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/469969/Patent_Box_substantial_activities.pdf)

¹⁷⁴ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/469969/Patent_Box_substantial_activities.pdf

¹⁷⁵ 適格知的財産権には、特許、補充的保護証明書、医薬品、動物用医薬品、植物保護製品の規制上のデータ保護及び植物品種権等が含まれる。

¹⁷⁶ 実務上は、関連知的財産所得に対し標準税率と軽減税率との差を基に算出した控除率を適用して控除額を計算し、これを関連知的財産所得から控除した残額に対して標準の法人税率を乗じて税額を求めるという手続により、結果的に軽減された実効税率を実現している

([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2014ron11.pdf/\\$File/2014ron11.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2014ron11.pdf/$File/2014ron11.pdf))。

¹⁷⁷ ルーティン利益とは、知的財産権がなくても企業が得ると考えられた利益のことであり、特定の支出項目の10%として計算される。

ーケティング・ロイヤルティ¹⁷⁸を控除することで、計算される。

しかしながら、改正案では、企業は、売上及び費用を個別の知的財産、製品又は製品群に結び付けてそれぞれの利益を計算して、それぞれのネクサス比を乗じてこれを修正し、合計した上で、ルーティン利益及び想定マーケティング・ロイヤルティを控除することで関連知的財産利益を計算することになる。売上及び費用を個別の知的財産等に結び付ける点並びに個別の知的財産等についての利益にネクサス比を乗じる点において、改正前の制度と異なっている。

ネクサス比は、以下の算式により算出される。

$$\text{ネクサス比} = \frac{D + S + U}{D + S + A + R}$$

D：研究開発に関する直接の出費

S：第三者に外注した研究開発に関する出費

U：(A+R)又は30%×(D+S)の小さい方

A：知的財産の取得の費用

R：関連当事者に外注した研究開発に関する出費

2016年6月30日より後は、既存のпатент・ボックス制度の新規の利用は認められない。2016年7月1日より前に既存のпатент・ボックス制度の利用を始めた者は、2021年6月30日まで既存の制度を使用することができる。修正後の新たな制度は、2016年7月1日以降の全ての新たな利用者に適用される。

イ ルーリングの透明性

英国は、優遇税制を生じさせるような非公式なルーリングの透明性について検討することを強く支持している。

6 行動計画6（租税条約の濫用の防止）

（1）関連する現在のルール

英国は、100を超える租税条約を締結している。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

英国の既存の租税条約に対する修正は、①二国間交渉又は②多数国間協定を作成するOECDのプロセスを通して行われることとなる。

¹⁷⁸ 想定マーケティング・ロイヤルティとは、企業が非関連の第三者と取引を行った場合、企業が商標その他マーケティング資産の使用権を取得するために、当該第三者に支払ったであろう金額を指す。

ア 多数国間合意文書

英国は、租税条約に修正案を加える多数国間協定を作成する OECD の作業に積極的に参加している。これには、行動計画 6 のもとでの租税条約の濫用に対処するための修正案も含まれている。多数国間協定によって既存の条約を修正するという選択が可能となれば、英国はそのような選択をするであろう。企業課税ロードマップにおいては、①英国は、90 か国を超える多数国間協定の策定グループの議長となっており、また、②2016 年末までには多数国間協定は署名できる状態になるとしている¹⁷⁹。

イ LOB 条項又は主要目的テスト

現在、英国がどのアプローチを採用するかについて、公式な声明は出されていない。しかし、最近の欧州委員会案に沿って、英国は多数国間協定によって、主要目的テストのアプローチを採用すると見込まれている。

7 行動計画 7 (恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

英国は、現在英国に恒久的施設 (PE) を有する外国会社に課税している。英国の国内法における恒久的施設の定義は、事業を行う一定の場所と非独立代理人の両方を含むものである。かかる定義は、OECD モデル租税条約に基づいている。英国税務当局は、英国の国内法における文言が OECD モデル租税条約の文言と同じ場合には、かかる文言に関する OECD モデル租税条約コンメンタリーが適用されるとしている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

OECD の BEPS 最終報告書の公表後、行動計画 7 の実行に関する英国政府の公式の見解は発表されていない。

英国は、OECD モデル租税条約における恒久的施設の定義を現代化するという行動計画 7 に基づく作業を全面的に支持している。かかる修正についての英国政府の政策について、公式な声明は発表されていないが、英国は新たな OECD モデル租税条約の文言及びコンメンタリーを全面的に採用すると見込まれている。

英国は、行動計画 7 に基づく恒久的施設の地位に関する変更案も含めた租税条約への変更案を実行するための多数国間協定を作成する OECD の作業に積極的に参加している。多数国間協定によって既存の条約を修正するという選択が可能となれば、英国はそのような選択をするの見込まれている。

英国政府が、多数国間協定を通じた二国間租税条約への実質的な変更の実施に先立

¹⁷⁹https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

って OECD モデル租税条約 5 条に関するコンメンタリーの修正の適用を試みるか否かは、今のところ不明である。

(3) その他

ア 迂回利益税 (Diverted profits tax) ¹⁸⁰

英国は、BEPS プロジェクトを踏まえて、2015 年 4 月に迂回利益税を導入した ¹⁸¹。迂回利益税は、英国で活動する多国籍企業が人為的な取極めを利用して英国での課税を回避することを防ぐことを目的としている。迂回利益税の導入は、2014 年の秋に初めて公表され ¹⁸²、2015 年の 11 月に迂回利益税の適用及び運用について詳細なガイダンスを公表した ¹⁸³。このガイダンスには、迂回利益税の適用に関する具体例も記載されている。

迂回利益税については他国からの批判もあるが、英国政府としては、多国籍企業が英国において課税を免れていることに対処すべきという国内の政治的圧力に照らせば、その導入は重要であると考えている。

(ア) 新たな税及びその税率

迂回利益税は、法人税ではなく新たな税と位置付けられている。英国税務当局は、迂回利益税の適用対象となる企業に取極めを変更させ、法人税の支払を促すことを目的として、迂回利益税の主たる税率を 25% とし、法人税の税率である 20% より高く設定している。

(イ) 適用

迂回利益税は、2015 年 4 月 1 日以降に生じる迂回された利益に適用される。迂回利益税は、英国からの利益の移転を抑止し、妨げることを目的としており、以下のいずれかが認められた場合に課税がなされる。

① 恒久的施設の設置の回避

② 経済的実質の欠如した取引又は事業体の関与

①は外国会社のみを対象とするものであり、②は英国法人及び外国会社の双方を対象としている。

(ウ) 恒久的施設の認定の回避

英国税務当局は、2015 年 11 月に公表されたガイダンスにおいて、恒久的施設の

¹⁸⁰https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/480318/Diverted_Profits_Tax.pdf

¹⁸¹ Finance Act 2015, Part 3

¹⁸² Autumn Statement 2014

¹⁸³ November 2015 Guidance Document

認定の回避に課税することを示している。

英国税務当局は、かかる課税は、外国企業が英国における恒久的施設の設置を回避しながら、英国での活動で多額の売上げを得るような取極めを対象とするものであるとしている。かかる取極めは、外国企業がかかる売上げに関する利益を、非課税又は税率の極めて低い地域の居住者である企業に移転するための取極めと組み合わせられていることも多い（このような取極めは、「ダブル・アイリッシュ」も含まれるが、多くのバリエーションがある。）。

以下の全ての条件を満たす場合、恒久的施設の認定の回避に対する迂回利益税の課税がなされる。

- (i) 外国企業が取引を行っており、かつ、英国の居住者に該当しない。
- (ii) かかる取引に関連して、英国において活動を行っている者がいる（以下「回避された PE」という。）。
- (iii) 外国企業又は回避された PE の活動のいずれかが、英国において取引を営んでいないことを確保するために計画されていると推測することが合理的である。
- (iv) ミスマッチ要件¹⁸⁴及び/又は租税回避要件¹⁸⁵が満たされると推測することが合理的である。

(エ) 経済的実質の欠如した取引又は事業体の関与

以下のいずれかの場合、迂回利益税の課税がなされる。

- (i) 英国企業が以下の全てを満たす状況
 - ・英国企業が他の者と取引をする。
 - ・取引の経済的実質が不十分である。
 - ・かかる取引が実効税額のミスマッチの結果を引き起こす（海外の実効税率が英国で支払うべきであった税の 80%未満である）。
 - ・当事者間に経営・支配・資本関係がある。
- (ii) 英国に恒久的施設を有する外国企業が以下の全てを満たす状況
 - ・外国企業が恒久的施設を通じて英国で取引を行っている。
 - ・仮に当該恒久的施設が外国企業から区別・分離された英国の居住者である企業であり、外国企業と同一の支配下にあり、かつ、外国企業によって行われ、英国の法人税の課税対象となる英国の恒久的施設の利益を生じさせた取引を

¹⁸⁴ ミスマッチ要件とは、①外国企業ともう一方の者との間の契約の結果として利益移転が生じている、②外国企業ともう一方の者の間に経営・支配・資本関係がある、③もう一方の者の英国外で増加した税額が外国企業の減少した税額の 80%未満である、④外国企業ともう一方の者の間の取引から生じる税負担減少額の経済的便益が当該取引から生じる他の経済的便益よりも大きいこと等（不十分な経済的実質の条件）である場合をいう。

¹⁸⁵ 租税回避要件とは、取引に係る契約の主要な目的又は主要な目的の一つが法人税の回避である場合をいう。

行ったものとして取り扱われたならば、(i)で述べた英国の居住者である企業に対して適用される迂回利益税が、恒久的施設に適用される。

なお、支払うべき迂回利益税を計算するために、詳細なルールが定められている。

(オ) 適用除外

迂回利益税は、当事者が中小企業であり、又は利益が金銭の貸借関係のみを含む取引に関連するものである場合には適用されない。また、恒久的施設の認定の回避に対する課税の例外として、外国企業の連結上の英国に関連した①売上又は②費用の金額に基づく例外がある¹⁸⁶。

(カ) 課税手続

迂回利益税の通知、評価及び支払については、詳細なルールが定められている。

- (i) 英国税務当局は、2015年11月に公表されたガイダンスにおいて、迂回利益税は申告税ではないとしているが、企業は英国税務当局に、迂回利益税の適用の可能性のある会計年度の終了後3か月以内に書面により届出をしなければならない。この義務には例外がある。なお、2015年11月に公表されたガイダンスの付属書A及びBにおいて、通知のテンプレート及び関連するガイダンスが定められている。
- (ii) 届出後、英国税務当局の指定職員が迂回利益税の適用を決定した場合、企業に対して事前通知をし¹⁸⁷、とりわけ、①迂回利益税が適用される理由、②支払うべき迂回利益税の金額及び③金額の計算の基礎を説明しなければならない。
- (iii) 企業は事前通知を受け取ってから30日以内であれば、事前通知の明確な誤りなどを訂正するよう異議を申し立てることができる。
- (iv) 英国税務当局の指定職員は、①支払うべき迂回利益税の額を記載した課税通知又は②不課税通知を交付する前の30日間において、特定の事項を考慮することができる。
- (v) 課税通知がなされると、迂回利益税の支払が義務付けられ、30日以内に支払わなければならない。支払の遅延には利子及び罰金が適用される。
- (vi) 納税期日から12か月の間に、英国税務当局は課税通知をレビューし、必要に応じて課税額を調整することができる。

¹⁸⁶ 12か月の会計期間における金額で、売上であれば1,000万ポンドを超えない場合、費用であれば100万ポンドを超えない場合、例外が適用される。

¹⁸⁷ 会計年度終了の日から24か月以内（納税者による届出がなかった場合には4年以内）になされなければならない。

(vii) レビュー期間終了後 30 日以内であれば、企業は課税に対する不服を申し立てることができる。なお、レビュー期間終了前には不服申し立てはできない。

(キ) 外国税及び EU 法との関係

2015 年 11 月に公表されたガイダンスにおいて、英国税務当局は、迂回利益税は英国の租税条約の対象とされていないと述べている¹⁸⁸。また、迂回利益税の対象となる利益について、法人税等の利益に基づいて算出される税金が支払われた場合、迂回利益税からの控除が認められている。

迂回利益税が企業の設立の自由又は EU 法のもとで役務提供する自由を侵害するものという主張もありうるが、迂回利益税は濫用的又は人為的な取極めのみを対象としたものであるという根拠に基づき正当化されうる¹⁸⁹。

なお、英国でコミッションアスキームを採用する外国企業については、迂回利益税の導入により影響を受ける場合も多いようである。

8 行動計画 8-10（移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保）

(1) 関連する現在のルール

英国は、法人税及び所得税に関して移転価格税制を有している。移転価格税制は、関連企業間での国境を超えた取引及び国内取引の双方に適用される¹⁹⁰。

2014 年 3 月の文書において、英国政府は行動計画 8-10 の実行に関する見解を公表した¹⁹¹。それによれば、英国政府は、行動計画 8-10 による①税務当局が取引を再構築できる場合の明確化、②無形資産の移転への対処及び③利益の稼得にほとんど貢献しない企業に過度な資本及びリスクを配分することへの対処、並びに、独立企業原則の置き換えを定める OECD のルールの作成を全面的に支援するとしている。

英国は、OECD 移転価格ガイドライン及び OECD モデル租税条約 9 条に対する修正は、①範囲が明確であるべきであり、かつ、②真正な商業取引が間違っ適用対象とならないよう、セーフガードを含む必要があると考えている。

なお、現在英国には所得相応性基準に相当する税制は導入されてない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

¹⁸⁸https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/480318/Diverted_Profits_Tax.pdf

¹⁸⁹ 現地事務所の見解。

¹⁹⁰ なお、移転価格税制は、一方が他方を支配している場合又は一の者に支配されている企業同士に適用され、「支配」とは、相手企業の業務を意図に沿って実行させる力を有している状態をいう（Section 1124, Corporation Tax Act 2010）。

¹⁹¹https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/293742/PU1651_BEPS_AA_FINAL_v2.pdf

英国の移転価格法制は、OECD 移転価格ガイドラインを、それに対する更新及び修正も含めて、英国の国内の移転価格税制に取り込んでいる¹⁹²。2010年版 OECD 移転価格ガイドラインへの変更を実行するためには法改正は必要ではない。

しかしながら、OECD 移転価格ガイドラインの新たなバージョンを英国法に取り込むためには、財務省規則による必要がある。企業課税ロードマップによれば¹⁹³、英国政府は、英国の移転価格税制が、BEPS プロジェクトに基づく OECD 移転価格ガイドラインの修正を取り込むように、2016年度財政法において立法手続を採るとしている¹⁹⁴。

9 行動計画 1 1 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画 1 2 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

英国は義務的な開示ルールを有している。かかるルールは、広い範囲の租税回避スキームに適用され、直接税及び間接税の双方に適用される。これらのルールは（通常 DOTAS（プロモーター及びその使用者による租税回避スキームに関する事前開示義務（Disclosure of Tax Avoidance Scheme）と呼ばれる）¹⁹⁵は、2004年の導入以来、徐々に強化されてきた。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

英国は、既存の DOTAS ルールは、行動計画 12 の要求を満たしているという見解をとるであろう。その理由の 1 つは、過去と比較してスキームの開示数が減少しているために、DOTAS ルールは、実効的であったと理解されているためである。企業課税ロードマップにおいて、英国政府は、①DOTAS ルールは英国税務当局の反租税回避戦略を補助する重要な検出ツールであると述べており、また、②新たな開示制度の実施のモニタ

¹⁹² Section 164 of the UK' s Taxation (International and Other Provisions) Act 2010

¹⁹³https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

¹⁹⁴2016年度予算の一部として公表されたポリシー・ペーパーも参照

(<https://www.gov.uk/government/publications/income-and-corporation-tax-updating-the-transfer-pricing-guidelines/income-and-corporation-tax-updating-the-transfer-pricing-guidelines>)

¹⁹⁵ 詳細は、平成 27 年 3 月付け「海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPS を踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査））調査報告書」

(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/2014report.pdf) 36 頁以降を参照

リングも含め、更なる国際的な対応がなされると理解しているとしている¹⁹⁶。

1.1 行動計画 1.3 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール¹⁹⁷

英国は、現在、移転価格の文書化について法的に拘束力のある義務を課していない。しかしながら、英国の税務当局は、慣習上、納税者に移転価格に関する文書を作成し、保存するよう求めている¹⁹⁸。移転価格の文書化を求める理由は、納税者の移転価格に対するアプローチを補強するためである。要求される移転価格に関する文書は、事業の性質、規模及び複雑さ、関連する取引また他は一連の取引に依存し、移転価格が独立企業原則を満たすことを適切に示すものである。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 国別報告書

(ア) 概要

2014年12月10日、英国政府は、「税務の情報及び影響に関する覚書」という文書を公表した。この文書は、国別報告書の提出義務は、2段階に分けて導入されると説明している。第1段階は、2015年財政法¹⁹⁹に基づく第一次的な法案の導入である。これは、OECDが国別報告書について追加の作業を完了した後すぐに規則を作成することを可能にする。第2段階は、国別報告書を提出する義務の範囲及び詳細について定める規則の制定である²⁰⁰。2016年2月26日、英国は、国別報告書に係る新規則を制定し、新規則は2016年3月18日から効力を生じる²⁰¹。

(イ) 提出義務者

英国に所在する連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業体等

(ウ) 様式及び内容

¹⁹⁶https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

¹⁹⁷ 詳細は「平成26年度対内直接投資促進体制整備事業（BEPSを踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査）調査報告書」別紙9

(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2014report.pdf) を参照

¹⁹⁸ <http://www.hmrc.gov.uk/manuals/intmanual/intm483030.htm>

¹⁹⁹ Section 122

²⁰⁰ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465522/Country-by-Country-Reporting-Draft-Regulations-for-consultation.pdf

²⁰¹ http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/237/pdfs/uksi_20160237_en.pdf

国別報告書の様式及び内容は英国税務当局の長官により指定される。

(エ) 提出時期

会計年度終了から 12 か月以内に提出する必要がある。

(オ) 使用言語

英語である。

(カ) 適用開始時期

2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される。

(ク) 罰則

報告義務は罰則制度によって担保されている。罰則は、多国籍企業が①合理的な理由なしに国別報告書を適時に提出しない場合、又は②不正確な情報を知りながら提供した場合に適用される。さらに、多国籍企業が、これらの新規則によって課される義務の回避を可能とするための取極めがなされた場合、かかる取極めは否認される。

なお、①の場合には 300 ポンドの罰金が科され、②の場合には 3,000 ポンドを上限とした罰金が科せられることになる。

(ケ) 情報交換

2016 年 1 月 27 日、英国は、行動計画 13 のグローバルな実現を企図して、国別報告書の自動的交換に向けた多国間税務当局協定に調印した²⁰²。

(コ) 経済界からの懸念

国別報告書がもたらす追加的な実務負担について経済界から懸念が表明されている。もっとも、透明性の向上に対する国際的な動きが、公の支持を得ているという前向きな認識もある。

(サ) 企業課税ロードマップ

企業課税ロードマップでは、英国政府は、BEPS プロジェクトの成果を超え、支払税額の詳細を国別に公表させ、多国籍企業の税務の透明性を向上させることも考

²⁰² 2016 年 1 月 27 日、国別報告書の自動交換についての多数国間税務当局協定に、31 か国が署名した (<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/about-automatic-exchange/a-boost-to-transparency-in-international-tax-matters-31-countries-sign-tax-co-operation-agreement.htm>)。なお、現在、署名国は 32 か国となっている。

えられるとしている²⁰³。

イ マスターファイル

マスターファイルをどのように導入するかは現在のところ不明である。

ウ ローカルファイル

ローカルファイルをどのように導入するかは現在のところ不明であり、同時文書化の義務についても導入するかは現在のところ不明である。

1.2 行動計画 1.4（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

英国は、仲裁条項を導入していない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

行動計画 14 に関する BEPS 最終報告書は、強制拘束仲裁条項は、多数国間協定の交渉において設けられる予定であるとしている。報告書は、英国を含む 20 か国が、強制拘束仲裁条項の採用を確約したとしている。

企業課税ロードマップでは、英国は、他の 19 か国とともに、紛争解決の方法として強制拘束仲裁条項を採用し、実施することを確約している。英国は、現在他国とともに、多数国間協定の交渉の一部として、強制拘束仲裁条項を作成しており、多数国間協定における他の紛争解決手続の修正の実施も同時に進めている。

1.3 行動計画 1.5（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

英国は、他の法域と 100 以上の租税条約を締結している。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

英国は、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している²⁰⁴。また、英国は、行動計画 15 に関する作業部会で積極的な役割を果たしている。議長は、英国の税務当局の職員である。英国は、二国間租税条約を修正するための多数国間協定の作成プロセスを支持している。

企業課税ロードマップにおいては、①英国は、90 か国を超える多数国間協定の策定グループの議長となっており、また、②2016 年末までには多数国間協定は署名できる

²⁰³https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

²⁰⁴<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

状態になるとしている²⁰⁵。

²⁰⁵https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/509249/business_tax_road_map_final2.pdf

第3 ドイツ

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

ドイツ財務省のウェブページでは、BEPS プロジェクトに対するドイツ政府の公式の見解が表明されている²⁰⁶。ドイツ政府は、BEPS 最終報告書に係る諸国の合意を国際租税ポリシーのマイルストーンであると考えている。また、ドイツ政府は、不公平な租税競争を行っておらず、アグレッシブな税務ストラクチャリングを防止するために強固な課税ルールを既に有しているとしている。例えば、

- ・ 利子費用の控除の一般的な制限（いわゆる「利子障壁（interest barrier）ルール」）
- ・ CFC ルール
- ・ ハイブリッド金融商品の税務上の取扱いに対するルール
- ・ 租税条約濫用防止規定

このような BEPS に対抗するルールを既に有していることから、ドイツ政府は、一般論としてはドイツ税法を厳格化する必要はないと考えている²⁰⁷。

EU での議論の発展

ドイツは EU 加盟国として、EU レベルでの近時の議論の発展の影響を受け、合意された EU 指令を実施しなければならないと考えている²⁰⁸。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対処）

（1）関連する現在のルール

ア 付加価値税

ドイツの付加価値税は、EU の付加価値税を実施し、すでに OECD の勧告に沿ったものとなっている。なぜなら、(1) BtoB の供給及び (2) 放送、通信、電子的に提供されるサービスを含む、クロスボーダーの BtoC の供給においては、消費の場所は顧客に提供される場所と考えられているからである。

イ 直接税

現在、電子経済について、他の場合と区別して課税する制度はない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、行動計画 1 に関連する具体的な税制改正の計画はない。

ドイツでは、電子商取引が行われる PE を別途定義すること又は特定の所得の分類を

²⁰⁶ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/2014-06-05-faq-beps.html>

²⁰⁷ 現地事務所の見解

²⁰⁸ http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/anti_tax_avoidance/index_en.htm。

EU の指令案の詳細については、後述第 7、2（1）を参照

採用することは考えられていない。また、OECD の BEPS 最終報告書の行動計画 1 で述べられている電子経済に課税する他のアプローチを近い将来において採用することは考えられていない。

昨今、付加価値税の観点では、消費者の所在地での課税について更に足並みをそろえるために、EU レベルで、放送、電気通信及び電子的に提供されるサービスが行われる場所の変更等の多くの修正がなされてきた。EU レベルでは、さらなる検討が必要とされると考えられる。

2 行動計画 2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

ハイブリッド・ミスマッチの利用を防止するために、ドイツには以下のような規定が存在する。

- ・ 配当する法人の段階で配当金が控除の対象となっている場合には、ドイツでは受取配当は非課税として扱われない（ドイツ法人税法 Section 8b、1 段落 2 文目）。
- ・ ドイツモデル租税条約にスイッチ・オーバー条項が設けられていることから租税条約の交渉の場において、スイッチ・オーバー条項の導入を推進している。
- ・ ドイツは国内法においても、後述 6 (1) のとおり、租税条約濫用防止規定が存在し、特定の「ミスマッチの状況」に適用される。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最近の法案²⁰⁹では、受取者において、支払の基礎となる法律関係が支払者の受取者に対する負債として取り扱われないため、支払が受取者において益金に算入されない場合には、支払者において損金算入を認めない条項が提案された。さらに、同法案は、同一の費用が他国においても損金算入されている場合には、費用の損金算入を認めないものとしており、ドイツ国内税法にいわゆる「リンクング・ルール」を導入することを意図したものであった。

しかし、ドイツ政府は、行動計画の実施に関連して設定されたドイツ国内のワーキンググループの結果と勧告を待つ意向であったため、そのような条項は、最終的には実施されなかった。もっとも、この状況において、ドイツ政府は、いわゆる「white income」（空白の所得。すなわち、完全に課税されない所得。）と「double dip」（二重に損金算入されるような支払）のストラクチャーを防止する規定を導入する意向を固めた²¹⁰。

また、パテント・ボックス税制に対抗するために、ライセンス収入を受け取る関連

²⁰⁹[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2014/0401-0500/432-14\(B\).pdf?__blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2014/0401-0500/432-14(B).pdf?__blob=publicationFile&v=1) (section 4 para. 5a Income Tax Act; page 12)

²¹⁰http://www2.nwb.de/portal/content/ir/downloads/268002/2 - Gegenaeusserung der Bundesregierung_ZollKodex.pdf (page 102)

会社のレベルで課税対象とならない場合は、支払者においてライセンス料の損金算入を認めない条項（「license barrier」）が議論されている。

EU の租税回避防止指令案は、ハイブリッド・ミスマッチに対処するための条項を含んでおり、これが EU 理事会で採択された場合には、EU 加盟国であるドイツは、これを実施する義務を負うと考えられる。

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール²¹¹

ドイツは、1972 年に CFC ルールを導入した。当該ルールでは、以下の要件を満たすドイツの税務上の居住者は CFC ルールの適用を受けるものとされている。

- ・外国企業の持分の 50%超がドイツ居住者により保有されている（「コントロール閾値」）。
- ・外国企業が「受動的所得」（配当、利子、ロイヤルティ等の投資収入）を得ている。
- ・受動的所得に対して 25%未満の税率で課税されている。

しかし、外国企業がいわゆる「投資の性格を有する受動的所得」（例えば、利子所得や配当所得以外の有価証券等から生じる収入）を一定程度得ている場合には、「コントロール閾値」は 1%まで減少し、また外国企業の総収入の 90%超が「投資の性格を有する受動的所得」となる場合、株式保有割合がゼロでなければ「コントロール閾値」は満たされることになる。

ドイツの CFC ルールが適用される場合、当該外国法人の留保利益のうち、ドイツの税務上の居住者が保有する持分に対応した金額について、配当を受けたとみなされて課税される。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

ドイツの税制の下では、利子控除の制限に関して様々な規定が存在する。

ア 利子障壁（interest barrier）ルール

利子障壁ルールによると、純支払利子は、EBITDA の 30%まで損金算入できる。た

²¹¹ ドイツの現在の CFC ルールの詳細は、平成 25 年 3 月付け「平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査等事業（国際租税問題に関する調査（タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて）調査報告書」83 頁以降及び平成 27 年 3 月付け「海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPS を踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査）調査報告書」109 頁以降に記載のとおりである（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html）。

だし、下記のいずれかに該当する場合は適用除外となる。

- ・年間の純支払利子が 300 万ユーロを超えないこと
- ・会計上の連結グループに属さない法人
- ・グループ企業から借入れをする企業の資本資産比率がグループ全体の資本資産比率以上であること、又は、当該企業の自己資本比率がグループ全体の自己資本比率の少なくとも 98% であること

なお、控除されない利子は無期限に繰越されるが、翌期以降の EBITDA の計算には含まれない。

イ 営業税²¹²における支払利子の取扱い (Section 8、no.1 取引税法)

営業税との関係では、一般的に、支払利子の 75% 相当額が損金算入の対象になる。不動産リース料については支払金額の 35% 相当額、ロイヤルティについては支払金額の 75% 相当額、動産リース料については支払金額の 80% 相当額が、それぞれ損金算入の対象となる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

5 行動計画 5 (有害税制への対抗)

(1) 関連する現在のルール

ドイツには、人為的な利益の移転に用いられるような優遇税制はない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、この点についてドイツ税法を改正するための具体的な税制改正の計画は存在しない。ドイツ政府は、ルーリングに係る情報交換のための様々な取組をサポートしている。

EU レベルでは、2017 年から、全てのクロスボーダーのルーリングに係る情報の義務的自動交換が行われる予定である²¹³。

6 行動計画 6 (租税条約の濫用防止)

(1) 関連する現在のルール

ドイツは、国内法において租税条約濫用防止規定²¹⁴を有しており、租税条約又は EU

²¹² 営業税は、地方税で、ドイツ国内で事業を営む事業者（法人及びパートナーシップ形態の会社を含む。）の所得に対して課税される。3.5%の全国共通の課税基準率に市町村が毎年設定する賦課率を乗じて計算された税率を、所得に乗じた額の営業税の納税義務が課される。

²¹³ 詳細は、後述第7、1（4）を参照

²¹⁴ 租税基本法 42 条

指令の適用により、国外の株主に対する配当等にかかる源泉徴収税について軽減又は免除される場合であっても、以下のいずれにも該当する場合は源泉徴収税の軽減又は免除は適用されない²¹⁵。

- ・ドイツ国外の株主の株主（ドイツ法人の間接的株主）が、国外の株主が存在しないとして配当等を受け取る場合、当該配当等に対して源泉徴収税の減免を受けることができないとき
- ・国外の株主が中間に位置することについて経済的若しくはその他の相当な理由がない、国外の株主が自ら十分な実体を有して事業を行っていない、又は国外の株主の自らの事業から生じた売上が10%未満であるとき

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、既存の租税条約濫用防止規定を厳格化する具体的な計画は存在しない。

しかし、欧州委員会は、行動計画6に続き、OECDのBEPS最終報告書に含まれる租税条約濫用防止規定の実施に伴って勧告された手段について、EU加盟国への助言を意図したガイダンスを発表した²¹⁶。

2015年12月17日、日本ドイツ両政府間で、改正日独租税協定が署名された²¹⁷。当該協定には行動6に関連して、締結国の権限ある当局が双方居住者の条約上の居住地を決定するタイブレーカールール及び特典制限条項と主要目的テストの組み合わせが導入されている。

7 行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

（1）関連する現在のルール

現在、ドイツ国内税法においては、PEの定義に関してオーソドックスなアプローチをとっており、外国法人でドイツ国内にPEを有する場合に、ドイツ国内源泉所得並びに利子、配当及び株式等譲渡益の資本所得のみについて納税義務を負う。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、PEの定義を修正する具体的な計画はない。

しかしながら、EUの租税回避防止パッケージによれば、EU加盟国はPEについて修正されたOECDのアプローチを導入することになっている²¹⁸。それゆえ、ドイツは、PEの定義について、勧告されている変更を租税回避防止指令案の実施又は多数国間合意

²¹⁵ 小島信子「国際グループ内取引における利子の取扱いについて」122頁参照
<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/71/01/01.pdf>

²¹⁶ 詳細については、後述第7、2（4）参照

²¹⁷ 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000118690.pdf>

²¹⁸ 詳細は、後述第7、2（4）を参照

の利用を通じて実施することが予想される。

8 行動計画 8-10 (移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

ア ドイツ税制は、2010年版 OECD 移転価格ガイドラインに従っている。ドイツの税務当局は、企業の特性に相応しい価格設定がなされているかという点を重要視している。具体的な規定は、以下のとおりである。

- ・ 外国税法 Section 2 によれば、一方の当事者は他方の当事者の株式を直接又は間接に 25%以上保有している場合又は事実上支配している場合に関連当事者とされる。
- ・ 外国税法 Section 1 の第3段落は、CUP 法、PR 法、CP 法、TNMM 法及び PS 法を認めているが、基本三法 (CUP 法、PR 法、CP 法) の適用が優先される。これらの移転価格算定方法が適用できない場合に、いわゆる仮想的独立企業間テストが行われることがある。

イ ドイツ財務省は、2010年10月13日に事業機能の国際的な移転における関連納税者間の所得配分の調査にかかる通達を公表し、段階的な機能移転課税制度を導入している。通達には、内国法人が生産拠点を海外に移転する事例として、たとえば、研究開発部門、調達部門、製造部門、財務部門及び地域統括部門等を国外に移転する事例が紹介されている。

- ・ 機能移転課税制度に免責条項²¹⁹はあるが、厳格な要件が定められており、要件の立証責任も納税者側にあるとされる。
- ・ 細かな事項についても文書化が求められており、文書化の義務違反により、税務当局が適用すべき移転価格から逸脱することを許してしまい、結果として追徴課税にもつながりうる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

OECD 移転価格ガイドラインに対する改正を受け入れるため、対応がなされる予定である。

9 行動計画 11 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

²¹⁹ ①納税者が重要な無形資産及び利点が機能移転の対象でないことを立証した場合、②納税者が移転パッケージの評価で計測した、移転パッケージの構成要素の個別の移転価格の合計が独立企業原則に合致することを立証した場合又は③納税者が租税基本法 Section 90 第3段落による要求により提出された記録書類をベースにして、少なくとも機能移転の対象が重要な無形資産であり、正確にそれを説明している場合のいずれかの場合に免責が認められる (居波邦泰「国際的な課税権の確保と税源浸食への対応」168頁参照)。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画12 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

現在、ドイツ税法において義務的な開示ルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

11 行動計画13 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

租税一般法典 Section 90 第3段落は、移転価格文書を作成する義務を定めている。移転価格文書の内容は以下のとおりである。

- ① 株式保有関係、事業活動及び組織構造に関連する一般的な情報
 - a) 納税者と納税者が直接的又は仲介者を介して間接的に取引を行っている関連者との間の株式保有関係について、事業年度の開始時点の状況と事業年度中の株式保有関係の変化の両方の説明。
 - b) 当該事業体が「関連者」となる他の周辺事情の説明。
 - c) PE 及びパートナーシップを含む、グループの組織構造及び事業構造並びにその変化の説明。
 - d) 事業活動の説明。例えば、サービス業、製造業、物流業、研究開発等。
- ② 関係会社との取引
 - a) 関連事業体との取引、これらの取引の種類と量の概要（例えば、商品の購入、サービス、ローン契約、その他の利用の提供やコスト分配）及び、その基礎となる合意とその変化についての概要の説明。
 - b) 納税者が保有し、関連事業体との取引の中で利用又は利用させている重要な無形資産のリストの作成。
- ③ 機能・リスク分析
 - a) 重要な資産、基礎となる契約条件、経営戦略、関連する市場と競業他社に関連する重要な状況、並びに果たす機能と負担するリスク及びその変化についての情報。
 - b) バリューチェーンの説明と、取引関係が存在する関連事業体と比較したバリューチェーンに対する納税者の機能の説明。

④ 移転価格分析

- a) 選択した移転価格算定方法の説明
- b) a)の方法を選択した合理的な理由
- c) 選択された移転価格算定方法を適用する上での計算についての記録
- d) 調整計算に係る情報に加え、比較のために使用された価格又は独立企業の財務データの準備

イ 提出時期

基本的に、移転価格文書は当局の要請があつてから 60 日に以内に提出されなければならない。機能移転等の特別な取引の場合は、文書は適時に作成され、当局の要請があつてから 30 日以内に提出されなければならない。移転価格文書が提出されない場合には、税務当局は推定課税をすることができる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 概要

ドイツ財務省は、関連事業体との間でのクロスボーダー取引に関し、多国籍企業への適正な課税のために国別報告書の重要性を強調している²²⁰。

ドイツでは 2016 年又は 2017 年に開始する事業年度に国別報告書の作成義務が導入される予定だが、まだ詳細は決定されていない。また、マスターファイル・ローカルファイルの実施のために、現在、財務省は租税一般法典の section 90 第 3 段落及び移転価格文書施行令の修正を検討している。

イ 多数国間協定への合意

ドイツは、国別報告書の自動交換についての多数国間税務当局協定に、2016 年 1 月 27 日に署名した 31 か国のうちの 1 か国である。当該合意は、署名した税務管轄地が、多国籍企業から受け取る報告書を、一年ごとに、多国籍企業が事業を営む全ての税務管轄地の税務当局と自動的に交換することを含んでいる。最初の情報交換は、2016 年の会計期間の情報に基づいて、2017 年又は 2018 年に予定されている。

1.2 行動計画 1.4 (相互協議の効果的実施)

(1) 関連する現在のルール

現在、行動計画 14 に関しては、ドイツにおいて特段の規定はない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

²²⁰<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/beps-15-aktionspunkte.html#doc430118bodyText13>

2016年、欧州委員会はEU内での相互協議を改善する方策を提案することが予想される。

行動計画14のBEPS最終報告書は、強制的・拘束的仲裁が多数国間の交渉にも適用されることについて述べている。当該報告書では、ドイツを含む20か国のグループが強制的・拘束的仲裁に参加することを示している。

13 行動計画15（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

ドイツは広範な租税条約ネットワークを有している。

（2）BEPS最終報告書を受けた改正

ドイツは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している²²¹。

²²¹<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第4 フランス

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

フランスは、脱税を防止する方針を強化しているため、BEPS プロジェクトを好意的に受け入れてきた。フランス国民議会での 2016 年税制改正の発表の冒頭において、ミシェル・サパン財務・公会計相は、行動計画のフランス法への導入に係るフランス政府の方針を明らかにした²²²。財務・公会計相は BEPS プロジェクトを強く支援する旨述べている。

特に行動計画 13 については、2016 年税制改正²²³において対応済みである。もっとも、ほとんどの行動計画は EU レベルで法制化されるべきものである。そのため、EU レベルでの法制化を考慮しながら、2016 年以降もフランスでのその他の行動計画の導入の検討が継続される予定である²²⁴。

なお、欧州委員会は、2016 年 1 月 28 日、行動計画の実施を含む多くの方法からなる租税回避防止パッケージを公表した²²⁵。現在、いつこれらのルールが効力を生じ、フランス法において移行されるのかについては不明であるが、フランスの財務・公会計相は、行動計画を取り入れた欧州委員会の新ガイドラインを待望している。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対処）

（1）関連する現在のルール

フランスでもこれまでに Google、Apple、Facebook 及び Amazon（フランスでは、総称して、「GAFA」と呼ばれる。）への課税について議論されてきたが、電子商取引への直接税の課税に関してはフランス法には特別の規定がない。そのため、従来の PE の概念が適用されることになる。

なお、フランス消費税法（間接税）は、外国事業者が、フランスの消費者に電子的手段によってサービスを提供した場合にも、適用される。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

タックスヘイブン国における会社が、フランス国内で経済活動を継続して行い、かつ、当該会社がフランス国内での課税を避けるためだけに設立された場合には、当該会社はフランス国内に PE を有するものとして、フランス国内で発生した利益について課税するために、2016 年税制改正案への修正がフランス上院によって提案された。当該修正は GAFA に課税することを意図していた。しかしながら、当該修正はフランス国民議会によって否決された。フランス政府はより高いレベル（OECD、G20）で、このような方策について決定すべきと考え、現在、特に改正は予定されていない。

²²² <http://proxy-pubminefi.diffusion.finances.gouv.fr/pub/document/18/20057.pdf>

²²³ Financing Law for 2016, n° 2015-1785 of 29 December, 2015

²²⁴ 現地事務所の見解

2 行動計画2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

行動計画2に関連する現在のルールは以下のとおりである。

ア アンチ・ハイブリッド・ルール — 利子控除

2014年税制改正²²⁶により、利子控除についての制限を強化した。

フランス税法212項I b)は、グループ内の借入に係る利子については、貸し手側の会社がフランスにおいて支払われるべきだった法人税の4分の1の税額(すなわち8.33%)の納税義務を負っていることを、フランス税務当局の要求に従い、借り手側の会社が立証した場合に限り、控除できるとする。この条件を満たさない場合には、全ての利子は控除できない。

イ アンチ・ハイブリッド・ルール — EUの親子会社指令

EUの親子会社指令について、2014年6月、子会社で損金算入可能な利益の分配について資本参加免税を否認する改正がなされ、EU加盟国は2015年12月31日までにこれに対応することが求められていた²²⁷。フランスでは、2015年1月1日からこれに対応する国内法の改正が効力を生じ、子会社からEU内の親会社へ分配された利益が子会社レベルで損金算入可能な場合には、親会社に対して分配された利益は資本参加免税の適用除外とされている²²⁸。

これらの方策は、ハイブリッド・ミスマッチによる「二重非課税」を防止するために設けられてきたものである。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

3 行動計画3 (効果的な CFC ルールの構築)

(1) 関連する現在のルール

行動計画3に関連する現在のルールは以下のとおりである²²⁹。

ア 209条B — CFCルール

209条Bは、フランス企業が、タックスヘイブン国において設立された外国企業を

²²⁶ Law n° 2013-1278 of 29 December, 2013

²²⁷ EUの親子会社指令については、第7、2(1)を参照

²²⁸ フランス税法145項6b)

²²⁹ 現行ルールの詳細については、「平成26年度海外開発計画調査等事業(進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業(BEPSを踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査))調査報告書」、「平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業(国際租税問題に関する調査(タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて))調査報告書」(いずれも経済産業省貿易経済協力局貿易振興課による委託事業)、及び、小島俊朗「タックスヘイブン税制の現代的意義について」(税大ジャーナル9 2008年10月)など参照

https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/09/pdf/09_03.pdf等を参照

支配しているときは、租税条約に抵触しない限りにおいて、当該外国企業の利益をフランスにおいて課税すると規定している。なお、フランス税務当局が立証責任を負う。

イ 209 条 B — 適用除外条項

フランス税法 209 条 B には CFC ルールが適用除外になる場合が規定されているが、一般的に、フランスの裁判所は適用除外の判定については、厳格に審査している。

フランス企業が EU 内で外国企業を設立した場合において、当該設立についてフランス企業がフランス租税を回避する目的で人為的に仕組まれたものでないことを証明できるときは、CFC ルールは適用されない。

また、フランス企業が EU 外で外国企業を設立した場合において、当該設立についてフランス企業が租税回避を意図するものでないことを証明したときは、CFC ルールは適用されない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

4 行動計画 4 (利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限)

(1) 関連する現在のルール

フランスには、利子の損金算入に係る種々の制限が既に存在する。

- ① フランス税法 39 条 1-3 項及び 212 条 I 項
年間平均市場利率と比較して関連企業間における利子の損金算入を制限する。
- ② フランス税法 212 条 II 項
関連企業間の負債についての利子の損金算入を制限する (いわゆる過少資本税制)。
- ③ フランス税法 209 条 IX 項
フランス法上の資本参加免税の適用のある株式取得に係る利子損金算入を制限する。
- ④ フランス税法 212 条 bis
利子の 75% までのみ損金算入を可能とする。ただし、年間 300 万ユーロまでの場合には適用されず、全額損金算入できる。
- ⑤ フランス税法 223 条 B 項
連結納税企業の負担する利子の損金算入を制限する。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

EU の租税回避防止指令案が現行の制度を強化し、フランスも同指令案による改正の影響を受けることはありうるが、現在は、フランス国内法での修正は予想されていない。

い。

EU の最終的な指令において、租税回避防止指令案と同様の内容が規定されるか否か、また、フランス法でどの程度まで導入されるか否かは不明である²³⁰。

5 行動計画5（有害税制への対抗）

（1）関連する現在のルール

ア 情報交換

一般的に、フランスの締結する租税条約には情報交換に係る条項がある。

イ パテント・ボックス

フランスでは、パテント・ボックス制度が2000年に導入されている。適格な知的財産所得及び適格な知的財産から生じる資本性所得については、軽減法人税率（15%）が適用される。

現在、パテント・ボックス税制の改正についての議論はされていない。

なお、ライセンサー（特許権等の利用者）がフランス法人である場合には、知的財産が有効に利用されており、ライセンス取引が付加価値を生み出すものであり、取引が実際に行われるものである場合には、ロイヤルティ費用を全額損金算入できる。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

EU 加盟国は、2017 年から (a) 事前のクロスボーダー・ルーリング及び (b) 事前確認について、自動的に情報を交換することが求められることになり得る。情報を受け取った EU 加盟国は、適切な場合にはさらなる情報を求めることができると予想される。

フランス税法は、EU 経済・財務相理事会の決定に従うことになると予想される。

6 行動計画6（租税条約の濫用防止）

（1）関連する現在のルール

ア 濫用防止ルール

租税手続法典 L64 条は、一般的な濫用防止条項を定めている。法の濫用の証明責任はフランス税務当局にある。フランス税務当局は、濫用と考えられるストラクチャー（例えば、租税条約、組織再編、利子の損金算入の濫用）のリストを公開してきた。

なお、法の濫用に該当するか否かは、一般的にフランス裁判所において判断される。

²³⁰ EU の租税回避防止指令案の内容については、第7、2（1）を参照

イ 法の濫用の定義

フランス政府は2014年税制改正において、濫用防止条項における法の濫用の定義をより制限的に修正しようと試みたが、この法案は否決された。

ウ 条約濫用防止条項

2014年以降、フランスはトリートリーショッピングに係る濫用防止条項を含む租税条約を締結してきた。このような濫用防止条項はすでに仏米租税条約において存在している。今後のフランスによって締結される租税条約は、ほとんどの場合に濫用防止条項が含まれることになると予想される。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

7 行動計画7 (恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

行動計画7に関連する現在のルールは以下のとおりである。

ア 恒久的施設 (PE) に係る課税上の取扱いの概要

フランス税法には PE の定義はない。フランスの裁判所は、OECD モデル租税条約 (及び租税条約) の定義 (OECD モデル租税条約 5 条、特に独立代理人、支店等) を一般的に適用している。また、PE に対する課税上の取扱いについても、OECD モデル租税条約及びそのコメンタリーに規定された取扱いに従っている。

イ コミッショネア・スキーム

コミッショネア・スキームについて、フランス最高裁判所は、コミッショネアがプリンシパルを法的に拘束する権限を有しない場合には、代理人 PE に該当しないとしている²³¹。

立証責任はフランス税務当局にある。フランス最高裁判所によれば、このような証明は、契約や関連する事実的要素によりなされることになる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

8 行動計画8-10 (移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

²³¹ 2010年3月31日国務院判決 n° 304715

フランスにおける移転価格税制については、フランス税法 57 条において、包括的な移転価格税制が定められており、一般的に、独立企業原則が適用されている²³²。

イ 低付加価値グループ内役務提供

フランス税務当局は、5~10%のマークアップは許容できると考えているが、この点について明確なルールはない。

ウ ロケーション・セービング

フランスの税法には無形資産の定義にロケーション・セービングは含まれていない。

エ PS 法

最近の裁判例によると、PS 法は、基本三法（CUP 法、RP 法、CP 法）の補助的な算定方法であると考えている。フランスの税法（フランス税法 57 項）では、PS 法のような間接的な移転価格の算定方法について、フランス税務当局に独立企業間価格の証明責任を負わせている。フランスの裁判所は、移転価格に係る OECD 移転価格ガイドラインを厳格に適用し、税務当局に対して比較可能取引（独立当事者間での類似取引）の提示を要求している。最近の裁判例では、フランス税務当局によって提供される比較可能取引には比較可能性がなく、利益の移転を証明できていないと判断され、課税処分が取り消されたものもある²³³。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

OECD 移転価格ガイドラインに対する改正を受け入れるため、対応がなされる予定である。

9 行動計画 1 1 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

本調査基準時において、特に改正は予定されていない。

²³² 平成 25 年度アジア拠点化立地推進調査等事業（BEPS への対応と我が国企業への影響に関する調査）調査報告書参照

²³³ 裁判例としては、2005 年 11 月 7 日国務院判決 n° 266436 et 266438, Ministère c/Sté Cap Gémini、2008 年 6 月 25 日パリ行政控訴院判決 n° 06-2841 Novartis Groupe France SA、2013 年 2 月 5 日パリ行政控訴院判決 N° 11 PA02914 (Sté Nestlé Finance International Limited) and N° 12 PA 00469 (Sté Nestlé Entreprises)がある。

10 行動計画12（義務的開示制度）

（1）関連する現在のルール

フランス政府は、2015年の改正で、特に弁護士に対して、タックス・プランニングやタックスインセンティブスキームを税務当局に対して自動的に報告する制度を導入することを試みた。しかしながら、この改正は、法的安定性の原則や職業倫理と矛盾するため、フランス憲法院によって否定された。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

本調査基準時において、特に改正は予定されていない。

11 行動計画13（移転価格文書化及び国別報告書）

（1）関連する現在のルール

ア 移転価格文書作成義務

租税手続法典 L. 13 条 AA とフランス税法 223 条 5B は、総売上高又は総資産が 400 百万ユーロ以上であるか、若しくは、同等の水準の総売上高を持つ会社を支配（直接又は間接的に 50%以上の資本を保有）し、あるいは、当該会社によって支配されている企業は、移転価格文書の提出義務を負うとしている。フランス税務当局によれば、外国法人のフランスにおける PE も前述の要件を満たせば移転価格文書作成義務を負う²³⁴。

税務申告書の提出後 6 か月以内に、以下の情報を含む報告書を電子的に提出しなければならない。

- ① 関連企業グループの一般的な情報
 - a) 経済活動の全般的な説明（調査期間中に生じた過年度からの変更を含む）
 - b) 調査対象となる会社に関連して保有される主要な無形資産（特許、商標、商品名、ノウハウを含む）とこれらの資産を保有又は実施する国のリスト
 - c) グループの一般的な移転価格ポリシー
- ② 調査対象となる企業に係る情報
 - a) 事業活動の説明（調査期間中に生じた過年度からの変更を含む）
 - b) 総額 10 万ユーロを超える関連企業との取引の概要。当該取引の性質や金額、関連企業の活動領域を示すもの。
 - c) 移転価格算定方法

イ 当局に対するルーリングの通知義務

租税手続法典の L13 条 AA3 項は、移転価格文書の作成を義務付けられる企業は、

²³⁴ 400 百万ユーロの総売上高を有する又は同レベルの総売上高を有する会社を支配若しくは当該会社に支配されているという最低基準を満たすか否かは、フランスの PE 又は外国法人レベルで判断される。

関連会社と海外の税務当局との全てのルーリングを、当局に対し報告しなければならないとする。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 国別報告書

(ア) 概要

フランスは、2016年税制改正により、国別報告書を導入した。

(イ) 様式及び内容

OECD 移転価格ガイドライン第5章改訂案の別添3に示された記載項目と基本的に同一である。

(ウ) 提出時期

会計年度終了から12か月以内に提出する必要がある。

(エ) 提出義務者

フランスに所在する連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業体等

(オ) 使用言語

未確定である。

(カ) 適用開始時期

2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

(キ) 罰則

国別報告書の提出義務に違反した場合、10万ユーロを上限とする罰金が科される。

(ク) 自動的情報交換

2016年1月27日、フランスは、行動計画13のグローバルな実現を企図して、国別報告書の自動的交換に向けた多数国間税務当局協定に調印した²³⁵。

(ケ) 経済界からの懸念

²³⁵<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/about-automatic-exchange/a-boost-to-transparency-in-international-tax-matters-31-countries-sign-tax-co-operation-agreement.htm>

経済界は、当初は交渉やロビイングを通して新たなシステムの導入に対して抵抗を示していたが、行動計画の公表以降、国別報告書制度が導入され、税制の修正が期待できなくなったために、国別報告書の提出に対して協力的な態度をとるようになったとされる²³⁶。

イ マスターファイル、ローカルファイル

現時点におけるフランスの移転価格文書化義務は、基本的に BEPS 最終報告書におけるマスターファイル・ローカルファイルの内容に沿うものである。もっとも、フランスの移転価格文書化に係る規定は、BEPS の最終報告書ほど詳細なものではないため、将来 BEPS の最終報告書に沿った改正がなされる可能性がある。

1.2 行動計画 1.4（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

2008 年以降、フランスが締結又は修正したいくつかの租税条約に仲裁条項が規定された。例えば、2008 年修正の仏英租税条約、2009 年修正の仏米租税条約である。また、仏独租税条約にも既に仲裁条項が規定されている。

ただし、フランスでは、納税者が申し立てた仲裁手続は一般的に 3～4 年かかっており、迅速に解決されているとは言えない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

今後フランスが締結する条約には、仲裁条項が規定されると予想されている。行動計画 15 の実行もまた、既存の租税条約の修正や仲裁条項の導入につながると考えられる。

1.3 行動計画 1.5（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

2016 年 2 月 1 日時点において、フランスは、130 か国と租税条約を締結している。二国間の再交渉を除いて、租税条約を修正する特段の手続は取られていない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

フランスは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している²³⁷。

²³⁶<http://www.magazine-decideurs.com/news/pascal-saint-amans-ocde-sur-beps-il-y-a-eu-une-tres-forte-opposition-des-entreprises>

²³⁷<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第5 オランダ

BEPS プロジェクト全体についての政府の方針

[2015年10月レター²³⁸]

オランダ財務相は、2015年10月5日、オランダ議会に対し、OECDのBEPSプロジェクトの結果についての見解を次のとおり表明した。

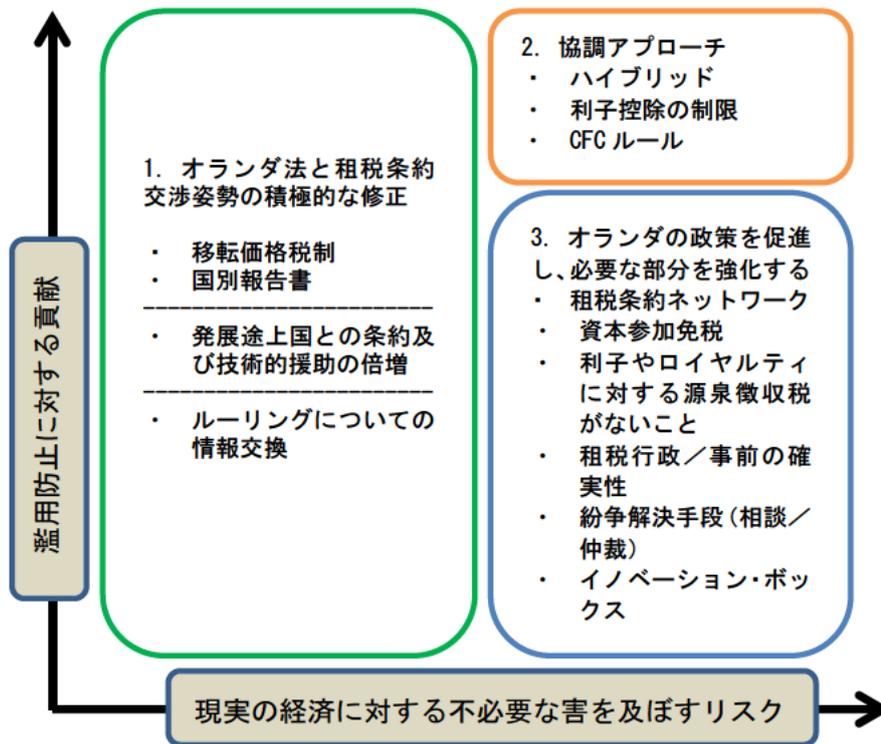
「BEPS 最終報告書は、多くの地域で、租税回避に取り組むための基準や解決策を提示している。オランダ政府は、国際的租税回避及び濫用と戦うことは社会的に望ましく、対策は不可避であると信じている。同時に、オランダ政府は、オランダにおいて公平な競争及び雇用が保護されることを保証しなければならない。新しい基準は、国際的な合意に基づいて適用される場合に初めて効果的となるものであり、BEPSの結果が示すように、そのような場合にこのアプローチは成功する。

新しい基準は、オランダの制度を支える原則と一致している。オランダの租税システムは、常に、国際的に活動する企業に配慮しており、国内の企業と多国籍企業が平等に扱われることを保証している。したがって、資本参加免税、利子やロイヤルティに対する源泉徴収税がないこと、広範な租税条約ネットワーク及び事前の確実性を与えること自体は、議論の対象とされていない。BEPS 最終報告書では、情報交換や租税条約の濫用防止条項が BEPS の対策として提案されたが、オランダは、これらの対策についてパイオニア的な役割を果たしてきた。」

オランダ政府は、濫用防止に対するオランダの貢献と、実際の経済に対して不必要な害を及ぼすリスクとのバランスについての考えを示すために、以下の図を提示した。

²³⁸<https://www.government.nl/binaries/government/documents/letters/2015/10/19/letter-presenting-an-assessment-of-the-outcome-of-the-beps-project-and-the-outlook-for-the-dutch-tax-climate-for-businesses/beps.pdf>

なお、URL は、2015年10月レターの一部の英訳であり、そこでは、オランダ財務相が行動計画の最終報告についての見解を説明している。それぞれの行動計画の評価は、オランダ語で Annex として原文に添付されているが、英訳はされていない。



図の 1. は、オランダ政府が、移転価格税制、国別報告書、発展途上国との租税条約及び技術的援助の倍増、透明性及び情報交換条項について、BEPS 最終報告書に基づきオランダの法律及び租税条約の交渉における目的を修正すべきと考えていることを示している。また、図の 2. は、オランダ政府がハイブリッド・ミスマッチ、利子控除の制限及び CFC ルールに関して、図の 3. のようにオランダのみが新しい法律を導入するアプローチではなく、多国間での協力アプローチをとることに賛成していることを示している。最後に、図の 3. は、オランダ租税システムの強みであり、オランダが OECD や EU におけるディスカッションにおいて促進していくものである。この点に関し、2015 年 10 月レターにおいて、オランダ財務相は、オランダは既に行動計画 14（紛争解決）のミニマム・スタンダードを充足しているなど、最近のオランダの租税システムの一部が BEPS 最終報告書の目標を既に反映している点は強調されるべきであると述べている。

〔2015 年 11 月レター²³⁹⁾〕

2015 年 11 月レターは、2015 年 10 月レターにおいてオランダ政府により発表された声明に関し、議会において受けた質問に対して回答したものである。2015 年 11 月レターでは、オランダ政府は、どの行動計画をオランダ政府が採用すべきか、及びどの行動計画が図の 2. のような EU による協力アプローチに適しているのかについて、更に明確にした。

²³⁹⁾<https://www.rijksoverheid.nl/binaries/rijksoverheid/documenten/kamerstukken/2015/11/19/antwo-orden-op-schriftelijke-vragen-over-uitkomst-beps-rapport/antwoorden-op-vragen-beps-brief.pdf>

このレターはオランダ語でのみ利用可能である。

オランダは、優遇制度（ルーリングについての情報交換、パテント・ボックスの修正）、国別報告制度、紛争解決手段の改善及び租税条約の濫用に関し、行動計画において勧告されているミニマム・スタンダードを採用することとした。

また、ハイブリッド・ミスマッチ、CFC ルール及び利子控除の制限に関しては、オランダ政府は、EU 内での協力アプローチの重要性を強調している。これらの行動計画を単独で履行しても効果的ではなく、EU 内での公平性の形成に貢献することはできない。

〔EU での対応〕

2015 年 6 月 17 日に、欧州委員会は、EU 行動計画²⁴⁰を公表した。2015 年 10 月レターにおいて、オランダ政府は、EU 行動計画におけるイニシアチブに賛成することを表明した。

また、2016 年 1 月 28 日に、EU 行動計画に続き、欧州委員会は、租税回避防止パッケージを発表した²⁴¹。もっとも、オランダ政府は、指令案についての見解を未だ公表していない。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対処）

（1）関連する現在のルール

ア 付加価値税

オランダの付加価値税は、EU の付加価値税を導入したものである。オランダの付加価値税は、すでに OECD の勧告に概ね合致している。なぜならば、オランダでは、次に掲げる商品の給付又はサービスの提供を受ける者の居住地又は所在地がオランダである場合に付加価値税が課されているからである。

- ① 事業者に対する商品の給付又はサービスの提供（B to B の場合）
- ② 海外からの放送、遠距離通信、電子的役務の提供を含む、消費者に対する商品の給付又はサービスの提供（B to C の場合）

イ 直接税

オランダは現在のところ、直接税の点で、電子経済について、他の経済活動と異なる取扱いをしていない。

²⁴⁰ 詳細は、<http://www.pwc.com/jp/ja/tax/news-international-eu-oecd/eu-aug-2015-1.html> 及び後述第 7、1 参照

²⁴¹ 詳細は、http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/anti_tax_avoidance/index_en.htm 及び後述第 7、2 参照

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 付加価値税

付加価値税について、オランダ財務相は、提供された商品又はサービスの受領者の居住国又は所在国に付加価値税を支払うという現在の制度が、電子経済の課題に適切に対処する手段であると考えている。

イ 直接税

オランダ財務相は、2015年10月レターにおいて、直接税の分野において電子経済に関する特別な対応は必要ないと表明した。オランダ財務相は、電子経済を原因とする課税上の課題は、他の行動計画によって対処されるものであるとしている。

ウ 恒久的施設（PE）の定義及び所得分類

電子商取引についての恒久的施設（PE）の新たな定義の提案や、新しい所得分類に関する提案はなされていない。

2 行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）

(1) 関連する現在のルール

オランダ租税法は、特に、法人所得税法1969（以下「CITA」という。）10b条及び10条1項(d)において、ハイブリッド・ミスマッチを対象としたさまざまな規制を定めている。その条項は、ハイブリッド負債のある形態に関して利子の控除を制限している。具体的には、次のような制度がある。

CITA 10b 条：ローンに係る利子の支払は、当該ローンが以下の条件を満たす場合は損金算入できないことを定めている。

- ① 関連者から得たものであること
- ② 満期が10年以上であること
- ③ ローンに関する報酬が独立当事者間価格を大きく下回っていること

10条1項(d)：一般的に、当該ローンが以下の条件を満たす場合には、資本として分類されることを定めている。

- ① 満期が50年以上であること
- ② 劣後債であること
- ③ 少なくとも90%が利益参加型であること

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2016年1月1日より施行される指令2014/86/EUがオランダ租税法に導入されたことにより、オランダの居住者である事業者が受領したハイブリッド金融商品についての

支払は、その支払をした事業体が居住者である国において控除可能な場合には、オランダにおいて資本参加免税が適用されないことになる。

オランダ政府が更にハイブリッド対策を導入するのかどうかは明らかではないが、2015年10月レターに述べられているように、オランダ政府は、協調アプローチに賛同している。

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

オランダ租税法には、CFC ルールに類似した以下の2つの税制がある。

① CITA 13a 条：低課税国における子会社のポートフォリオ投資に関する義務的年次評価

CITA 13a 条は、低課税国における子会社の資産の全部又は大部分（総資産の50%以上）が投資資産（Passive Investment）²⁴²で構成されている場合の当該持分は、毎年評価しなければならないと定めている。そのような投資の評価により生じた所得は、オランダの資本参加免税は適用されない。

② CITA 15e 条7項：租税条約が存在せず、一定の状況において行われる、低課税国に所在する恒久的施設におけるポートフォリオ投資に関して、法人所得税は免除されないと定めている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

2015年10月レターでは、オランダ財務相は、行動計画3の結果を評価すると共に、オランダ法はCITA 13a条のようなCFCルールに類似する税制を有していると考えていると述べた²⁴³。また、同レターでは、オランダ単独で当該ルールを厳格化するつもりはないとし、CFCルールのEUでの導入を議論しているEU行動計画に言及した。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

オランダは、利子の控除を制限する多くの規定を有している。

① CITA 10a 条：関連者負債ルール（related party debt rules）

関係会社等の株式等の取得等のために関係会社等から借入れを行った場合に、当該借入れの利子について、損金不算入とする制度である²⁴⁴。

²⁴² 「投資資産（Passive Investment）」とは、一般的に、①当該事業体の事業活動から合理的に必要なとはいえないポートフォリオ投資及び②グループ内金融のために保有されている資産をいう。

²⁴³ 2015年10月レターにおいてはCITA13a条しか引用されていないが、CITA15e条7項がCFCルールに類似するものであることを否定するものではないと考えられる。

²⁴⁴ アルノ・フルネバウト、白土晴久「オランダ2013年税制改正を踏まえた支払利子の法人税法上の取り扱いのアップデート」（国際税務、2013）

（URL：<http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/it-2013-03-nl.pdf>）2頁

- ② CITA 10b 条及び 10 条 1 項(d) : ハイブリッド負債ルール (hybrid debt rules)
長期貸付け及び利益参加のローンを規制対象とする制度である(詳細は、2(1)を参照)。
- ③ CITA 13l 条 : 超過参加負債ルール (excessive participation debt rule)
いわゆる「ボーザルルール」と呼ばれ、借入れが株式等の出資を取得するために使用されているとみなされた場合には、そのようにみなされた借入れの額に関連する支払利子を損金不算入とするものである。
- ④ CIAT 15ad 条 : 財政結合体レバレッジド・アクイジション・ルール (fiscal unity leveraged acquisition rules)
借入れにより調達した資金により株式の取得を行った後、オランダ法人税法で連結納税を行った場合に、その借入れから生じる利子と買収した会社の所得の相殺を制限する制度である。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015 年 10 月レターでは、オランダ財務相は、現在のルールをオランダ単独で拡大するつもりはないと述べた。しかし、オランダ議会での議論によると、行動計画において議論されたように、オランダが EBITDA に対する固定比率ルールを導入する可能性はある。

オランダは、EU 行動計画において公表されたイニシアチブを積極的に支持しており、そこでは、利子控除の制限を EU で実施する規定について議論がなされている。

5 行動計画 5 (有害税制への対抗)

(1) 関連する現在のルール

ア イノベーション・ボックス税制

イノベーション・ボックス制度は、CITA 12b 条に定められている。対象 IP は、特許権、研究開発の認定を受けた無形資産 (R&D-Certificate) である。対象となる所得は、対象 IP の使用料収入だけでなく、組込使用料に係る所得、経費削減により増加した所得、及び無形資産の譲渡から生じたキャピタルゲインも含まれる²⁴⁵。

イ 情報交換について

国際徴収共助法 (International Assistance in the Levying of Taxes Act) の施行令 3 条 a は、オランダのサービス会社が年次の法人税申告書において一定の実

²⁴⁵ http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003151.pdf 82 頁以下

質要件を満たしているかについて判断することを義務付けている。オランダの税務当局は、①かかる実質要件を満たしておらず、かつ、②EU 利子・ロイヤルティ指令又は租税条約の特典を主張するオランダのサービス会社のストラクチャーに関する情報を関係する源泉地国の税務当局と交換することができる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア イノベーション・ボックス税制

2017年1月1日に発効するオランダのイノベーション・ボックス税制には、修正されたネクサス・アプローチが導入されることが発表されている。

イ ルーリングの情報交換

EU レベルでは、2017年から全てのクロスボーダーのルーリングに係る情報の義務的自動交換が行われる予定である²⁴⁶。

6 行動計画6（租税条約の濫用の防止）

(1) 関連する現在のルール

オランダ政府による2011年租税条約ポリシー²⁴⁷の公表以来、オランダは、濫用防止条項（LOB条項又はPPT条項）を含んだ租税条約を締結してきた。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 租税条約に関するオランダ政府の対応

オランダ政府は、直ちに、条約濫用の防止（行動計画6）のためのミニマム・スタンダードを採択する予定である。しかし、既に一部は適用されており、ミニマム・スタンダードの採択の重要性は限定的であると予想される。

オランダは、23の発展途上国に対し、租税条約に濫用防止条項を導入するために、オランダとの間の租税条約について再交渉をしてきた。その結果、オランダ・エチオピア租税条約（未発効）はLOB条項を含んでおり、マラウィ、ケニア、ザンビア及びガーナは、オランダとの租税条約に濫用防止条項を含めることを合意した。

イ オランダ法に関するオランダ政府の対応

(ア) PPTの導入

EU指令2015/121/EUに従い、EU親子会社指令の不適切な使用に対抗するため、

²⁴⁶ 詳細は、後述第7、1（4）を参照

²⁴⁷ <https://www.rijksoverheid.nl/binaries/rijksoverheid/documenten/beleidsnota-s/2011/02/11/notitie-fiscaal-verdragsbeleid-2011/notitie-fiscaal-verdragsbeleid-2011-met-omslag.pdf>

なお、英語版のサマリも公表されている。

(<https://www.rijksoverheid.nl/binaries/rijksoverheid/documenten/circulaires/2011/02/14/summary-memorandum-dutch-tax-treaty-policy-2011/summary-memorandum-dutch-tax-treaty-policie-2011.pdf>)

2016年1月1日に発効するオランダ法に PPT が導入された。具体的には、①所得税又は配当に係る源泉徴収税を回避することを主たる目的（又は主たる目的の一つ）として他社が株式を保有しており、かつ、②特定のストラクチャーに対して正当な事業上の動機がない（「正当な事業上の理由」(Valid business reasons) テスト）場合、EU 親子会社指令の特典は適用されないこととなった。

(イ) 「正当な事業上の理由」テストの内容

次の全ての条件を満たす場合、正当な事業上の理由があると考えられる。

- ① オランダ法人の持分を有している会社が能動的事業を営み、運営し、そして、そのオランダ法人の持分がこの能動的事業に貢献できていること
- ② オランダ法人の持分を有している会社が最上位の持株会社であり、かつ、そのグループのために、経営、政策形成又は財務的な活動に携わっていること
- ③ オランダ法人の持分を有している会社がグループ会社の連携機能を果たし、所在する国において全ての「最低実質要件」を満たしていること

(ウ) 最低実質要件

最低実質要件は、以下のとおりである。

- ① 議決権を有する会社の取締役会のメンバーの少なくとも半分以上が、その会社が所在する国に住んでいる又は居住者であること。
- ② 上記①の要件を満たす取締役会のメンバーは、その会社の取締役としての義務を果たすに足りる十分な知識を有すること。
- ③ その会社が、自らが当事者である取引を十分に執行する能力がある人員を有していること。
- ④ 会社の取締役会決議は、その会社が所在する国で行われること。
- ⑤ その会社の主な銀行口座が、その会社が所在する国にあること。
- ⑥ その会社の会計帳簿の作成が会社の所在する国において行われていること。
- ⑦ その会社が所在する国において税に関する義務を果たしてきたこと。
- ⑧ その会社がオランダ法人の持分の少なくとも 15%を有していること。

7 行動計画7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

(1) 関連する現在のルール

オランダ法及びオランダが締結した租税条約の「恒久的施設」の定義は、OECD 租税モデル条約及び OECD コメンタリーにおいて提示された恒久的施設の定義と概ね一致している。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015年10月レターにおいて、オランダ財務相は、行動計画7の結果を評価した。将来、租税条約の交渉において、オランダ政府は、より厳しい恒久的施設の定義を支持すると考えられる。

8 行動計画8-10（移転価格の結果と価値創造の整合性の確保）

（1）関連する現在のルール

2015年10月レターでは、オランダ財務相は、価値創造の場と課税の場の一致に関する多くの問題は、オランダの移転価格規則により既に対処されているとした。

2015年10月レターにおいて、オランダ財務相は、行動計画8-10の結果を評価した。オランダ法は、2010年6月22日に公表されたOECD移転価格ガイドラインにおける原則（同バージョンの補足又はアップデートを含む。）を、CITA8b条及び法令2013年11月14日no. IFZ2013/184M（以下「オランダ移転価格規則」という。）²⁴⁸を通じて導入している。そのため、オランダでは、行動計画8-10に基づいてOECD移転価格ガイドラインが改訂されれば、原則として当該改訂がそのままオランダにおいて効力を有するものとされている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 無形資産

2015年10月レターでは、OECD移転価格ガイドラインにおける無形資産の章の改訂について言及されている。

オランダの移転価格規則パラグラフ8は、グループ企業²⁴⁹間での無形資産取引についてオランダの具体的なポリシーを規定している²⁵⁰。また、オランダの移転価格規則パラグラフ6.4は、無形資産に関する委託研究についてのオランダの具体的なポリシーがあることを規定している。

イ PS法

行動計画10は、グローバル・バリューチェーンにおけるPS法の適用についての追加のガイドラインを提示している。OECD移転価格ガイドラインの第2章に関連し

²⁴⁸<https://www.government.nl/documents/decrees/2014/03/25/ifz2013-184m-international-tax-law-transfer-pricing-method-application-of-the-arm-s-length-principle-and-the-transfer-pricing-g>

²⁴⁹ オランダ法人税法上、移転価格税制の適用対象である「グループ会社」は、「一方の企業が他方の企業の経営、支配又は資本に、間接もしくは直接的に参加している場合」（8b条1項）又は「同一の者が双方の企業の経営、支配又は資本に間接もしくは直接的に参加している場合」（8b条2項）と定められているが、株式保有割合について明確に定められている訳ではない（8b条1項及び2項の訳については「オランダ移転価格税制のフレームワークと税務調査の動向」

（<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2008-06-07.pdf>）Ⅱ.1.より引用。）。

²⁵⁰ 具体的には、無形資産取引は、価値の増大が双方の当事者にとって明らかである場合に限り締結されるものであると述べられている。同規定によって、オランダの税務当局は、独立当事者間価格でない取引については、課税所得を調整することが可能である。

て、オランダの移転価格規則は、PS 法は、容認できる移転価格算定方法であることを説明している。2015 年 10 月レターは、追加的なガイダンスの文脈で、PS 法の適用について何も言及していない。

ウ 低付加価値グループ内役務提供

低付加価値グループ内役務提供の報酬に関して、行動計画 10 は、低付加価値と考えられるグループ内役務提供の種類のそれぞれについて指針を提示している。行動計画 10 では、ネットコスト及び 5%までのマークアップの合計額を報酬とすることが明示されている。

オランダの移転価格規則は、低付加価値の補助的活動について定めているが、特定のマークアップは明示されていない。2015 年 10 月レターでも言及はなく、それ以降も特に修正はされていない。

9 行動計画 1 1 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1 0 行動計画 1 2 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

オランダでは、納税者がコンプライアンスに関して堅実な管理体制を導入・維持している場合には、税務当局が納税者に対する監督を緩和する制度（以下「水平的モニタリング」という。）²⁵¹があり、かかる制度の適用の下では、納税者はタックス・プランニング等一定の情報を税務当局に開示する必要が生じる。水平的モニタリングの合意を締結した場合を除き、オランダでは、納税者も税務アドバイザーも、(アグレッシブな) タックス・プランニングの取極めを報告するように義務付けられていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015 年 10 月レターにおいて、オランダ財務相は、オランダではバランスのとれた執行がなされ、コンプライアンスも維持されていると表明しているが、オランダがアグレッシブなタックス・プランニングの取極めを開示するルールをオランダ法に導入す

²⁵¹ 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課「平成 26 年度海外開発計画調査等事業（進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業（BEPS を踏まえた納税環境整備の在り方に関する調査）調査報告書」
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/2014report.pdf) 47
頁参照

る可能性があることは否定できない。

1.1 行動計画 1.3（移転価格文書化及び国別報告書）

（1）関連する現在のルール

オランダの納税者は、CITA 8b 条 3 項に基づき、(a) 移転価格が合意された根拠を明確にする移転価格文書、及び、(b) 独立当事者との間で合意された移転価格文書を保存することが求められる。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 改正の概要

2015 年 10 月レターにおいて、オランダ財務相は、行動計画 1.3 の結果を評価し、2016 年 1 月 1 日又はそれ以降に開始する事業年度について、多国籍企業に対して 3 種類（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）の標準化されたアプローチから文書の作成を義務付ける法律を規定すべきであるとした。

2016 年 1 月 1 日以後は、新しいオランダの移転価格税制が施行される。その法律は、国別報告書及び追加的な移転価格文書化の要求を含んでいる。新しいオランダ移転価格税制は、行動計画 1.3 において提案された雛形と概ね一致している。なお、オランダの議会記録²⁵²において、国別報告書がもたらす追加の事務的な負担についての懸念が表明されている。背景としては、①オランダは 2016 年 1 月 1 日から国別報告書の作成を義務付ける数少ない国の一つであること、②他国がそこまで負担が大きくない移転価格文書化の制度を導入する一方、オランダはフルセットのルールを導入することが挙げられる。

イ オランダの国別報告書に関する法令

（ア）提出義務者

オランダに所在する連結総収入金額が 750 百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業体等

（イ）様式及び内容

オランダ財務相は、法令 2015 年 12 月 30 日 no. DB2015/462M（“オランダ TP 文書法令”）²⁵³を公表し、その中には、提出されるべき国別報告書のテンプレート（Annex B）が添付されている。その記載事項は、OECD 移転価格ガイドライン第 5 章改訂案の別添 3 に示された記載項目と基本的に同一である。

²⁵² 利用可能な英訳はない。

²⁵³ オランダ TP 文書法令はオランダ語だが、この法令に添付されているテンプレートはオランダ語及び英語の両方で公表されている。その Annex への引用は英語でされている。

(ウ) 提出時期

会計年度終了から 12 か月以内に提出する必要がある。

(エ) 使用言語

オランダ語又は英語で作成しなければならない。

(オ) 適用開始時期

2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される。

(カ) 罰則

新しい国別報告制度を遵守しない場合、最大 8,100 ユーロ／及び／又は 6 か月以内の拘留の罰則が科される場合がある。故意又は重過失により遵守しなかった場合、最大 20,250 ユーロ及び／又は 4 年以内の拘禁の罰則が科される場合がある。

(キ) 情報交換

2016 年 1 月 27 日、オランダは、行動計画 13 のグローバルな実現を企図して、国別報告書の自動的交換に向けた多国間税務当局協定に調印した²⁵⁴。

ウ マスターファイル及びローカルファイルについて

マスターファイルとローカルファイルを作成する義務は、多国籍企業グループの一部であるオランダに所在する会社に対して適用される。

(ア) 様式及び内容

オランダ移転価格文書法は、annex D 及び E として、マスターファイル及びローカルファイルのテンプレートが添付されている。これらのテンプレートはそれぞれ OECD 移転価格ガイドライン第 5 章改定案の別添 1 及び別添 2 で示された記載項目と同じものを含んでいる。

(イ) 提出時期

オランダに所在する会社には、税務当局に対して、マスターファイルとローカルファイルを提出する義務はないが、納税申告が提出されたときに、オランダ法人において利用可能となっている必要があるとしている。

また、オランダ税務当局は、オランダ会社に対してマスターファイル及びローカルファイルの提出を要求することができる。

²⁵⁴<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/about-automatic-exchange/a-boost-to-transparency-in-international-tax-matters-31-countries-sign-tax-co-operation-agreement.htm>

(ウ) 免除要件

マスターファイル及びローカルファイルを準備する義務は、納税申告を適用する期間前の会計年度において連結総収入が 5,000 万ユーロ未満である多国籍企業グループの一部であるオランダ会社には適用されない。但し、マスターファイル及びローカルファイルの作成義務が免除された会社であっても、前述(1)の CITA8b 条 3 項に基づく移転価格文書の作成義務は課されていることに留意する必要がある。

(エ) 使用言語

マスターファイル及びローカルファイルは、オランダ語又は英語で記載される。

(オ) 適用開始時期

2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度

(カ) 罰則

マスターファイル及びローカルファイルの作成は、オランダ会社の義務と考えられており、かかる義務を履行しない場合には罰則が適用される場合がある。

十分な移転価格文書を作成できなかった場合、オランダ税務当局からオランダ会社に証明責任が転換され、オランダ会社は、独立当事者間価格であることを証明しなければならない。そして、オランダ会社はその証明に失敗した場合、オランダ税務当局は、正しい納税申告がなされていないとして、金銭的(又はより例外的なケースでは、刑事的)罰則を科すことができる。

1.2 行動計画 1.4 (相互協議の効果的実施)

(1) 関連する現在のルール

2011 年租税条約ポリシーにおいて説明されているように、オランダ政府は、OECD モデル租税条約 25 条 5 項に従って、締結する租税条約に相互協議手続を導入している。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015 年 10 月レターでは、オランダ財務相は、オランダは既に行動計画 1.4 における紛争解決のミニマム・スタンダードを満たしていると表明した。海外で投資をしたいオランダ事業者が厳しい対策により不必要な負担を負わされないようにするため、当初より、オランダは紛争解決手続の発展を他国に勧め、また、OECD 及び EU 内で他国に対してそれらの基準を満たすことを勧め続けると考えられる。

13 行動計画15（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

オランダは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している²⁵⁵

²⁵⁵<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第6 アイルランド

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

アイルランドは BEPS プロジェクトにコミットすることを公にしており²⁵⁶、2015 年 10 月 5 日、財務大臣のマイケル・ヌーナンは以下のとおり述べた。

「アグレッシブかつ有害なタックス・プランニングに対処するための包括的な多国間のアプローチを定めた OECD の報告書の公表は歓迎すべきものである。OECD の国際課税の分野における賢慮されたリーダーシップ及び公平な国際課税のシステムを実現するという世界的な優先事項へのコミットメントは賞賛されるべきである。

アイルランドは BEPS プロジェクトにコミットしており、私たちはその実行において十分な役割を果たすつもりである。第一段階として、私たちは国別報告書及びナレッジ・ディベロップメント・ボックス（以下「KDB」という。）の導入に向けた立法を行う予定である²⁵⁷。KDB は、OECD の新たな基準を満たす世界で初めてかつ唯一のものとなるであろう。」

現在のところ、BEPS プロジェクトの提案を取り扱う新たな税制は限定的である。2015 年財政法は、国別報告書の作成を義務付け、また、KDB を導入した。これらの措置を導入した法律は、BEPS プロジェクトの提案に沿うものといえる。

2016 年財政法において、更なる改正の可能性はある（通常、最初の法案は年度の第 4 四半期に公表される）。

現時点において、BEPS の勧告をアイルランド法に導入するための税制に関する意見募集は特になされていない。また、アイルランドは、EU 全域に適用され、BEPS に関連する措置にも影響を与える「租税回避防止パッケージ」²⁵⁸をも考慮する必要がある²⁵⁹。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対応）

（1）関連する現在のルール

アイルランドは、2015 年 1 月 1 日に発効した、特定の電子的に提供される役務に関して EU 全域で適用される付加価値税を実行した²⁶⁰。

このルールは、消費者に対する全ての電気通信、放送及び電子サービスの提供について、提供地を役務提供者の所在地から、消費者の居住地へと変更するものである。役務提供者が消費者に役務を提供している全ての EU 加盟国において VAT の登録を行う事務負担を軽減するために、アイルランドは他の EU 加盟国とともに「ミニ・ワンスト

²⁵⁶<http://www.finance.gov.ie/ga/news-centre/press-releases/minister-noonan-welcomes-publication-oecd-beps-reports>

²⁵⁷<http://www.finance.gov.ie/sites/default/files/Finance%20Bill%202015%20As%20Initiated.pdf>

²⁵⁸http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/anti_tax_avoidance/index_en.htm

²⁵⁹ 現地事務所の見解

²⁶⁰ アイルランドにおける VAT の概要については、以下のウェブサイトを参照されたい。
<http://www.revenue.ie/en/tax/vat/index.html>

「アップ・ショップ」を設けて、アイランドのウェブポータルを通じて、申告書を提出し、全ての EU 加盟国に支払うべき VAT を支払うことを可能にしている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

2 行動計画2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

アイランドは、ハイブリッド・ミスマッチについて既にいくつかの規定を設けている。

EU 加盟国又はアイランドが租税条約を締結している国の居住者である企業に対して利子が支払われる場合には、利子に対する源泉徴収義務は国内法上免除されている。もっとも、この免除規定は、利子の受取企業の居住国が、国外を源泉とする利子に対して課税している場合にのみ適用される。

また、アイランドは、アイランド税法上、特定の種類の利子を配当として取り扱う規定を有している。このルールは、事業の利益に応じて支払われる利子の額が決まる利益参加型の利子及び商業上の利率を超える利子の支払について適用される。利子が配当とみなされた場合、アイランドでは税務上控除することができない。

さらに、アイランドは、アイランド企業が国外から受領する配当について免税規定を設けていない。かかる配当はアイランドにおいて課税されるが、配当について支払われた外国税（場合によっては、配当の支払のもとになった利益に対して課税された外国税も含む。）について税額控除が適用される。

なお、アイランド法人の居住地判定基準については、2014 年財政法²⁶¹により広範な改正が加えられた。改正の内容は、2015 年 1 月 1 日以降にアイランドで設立された法人については、原則としてアイランドの居住者となり、租税条約の条項に基づいて他国の居住者とされる場合のみ、アイランドの非居住者となり得るものである。アイランドは、法人の居住地判定基準について管理・支配地主義を採っていたが、かかる改正は管理・支配地主義を修正するものである。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。もっとも、アイランド財務省によれば、BEPS 最終報告書の勧告はミニマム・スタンダードではないものの、アイランドとしてはこの点についての国際的な発展に前向きに関与し続けるとのことである²⁶²。

²⁶¹ <http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/act/37/enacted/en/pdf>

²⁶² http://www.budget.gov.ie/Budgets/2016/Documents/Update_on_Irelands_International_Tax_Strategy_pub.pdf

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

アイランドは現在 CFC ルールを有していない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS 最終報告書を受けた法改正は実施されておらず、改正案も公表されていない。もっとも、アイランド財務省によれば、BEPS 最終報告書の勧告はミニマム・スタンダードではないものの、アイランドとしてはこの点についての国際的な発展に前向きに関与し続けるとのことである²⁶³。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

アイランドは過少資本税制を有していないが、利子の支払控除について一定の制限を課している。

すなわち、アイランドの企業によって支払われる利子は能動的な事業から生じる課税対象利益を算定する上では控除可能である。もっとも、前述2（1）で述べたとおり、控除できる利子の額は、合理的な商業上のリターン（独立企業原則に基づく）の限度に限られている。また、利益参加型の利子は控除することができない。

なお、能動的な事業を行っていない企業に認められる利子の控除はより限定的である。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。もっとも、アイランド財務省によれば、BEPS 最終報告書の勧告はミニマム・スタンダードではないものの、アイランドとしてはこの点についての国際的な発展に前向きに関与し続けるとのことである²⁶⁴。

5 行動計画5（有害税制への対抗）

（1）関連する現在のルール

受動的活動から生じた所得²⁶⁵に対するアイランドの法人税率は25%である。他方、能動的活動から生じた所得に対する法人税率は12.5%である。能動的活動といえるためには、アイランドにおいて資産と実体を有していなければならない。

なお、アイランドでは、事例ごとに税務当局と納税者との間で税率又は課税所得

²⁶³http://www.budget.gov.ie/Budgets/2016/Documents/Update_on_Irelands_International_Tax_Strategy_pub.pdf

²⁶⁴http://www.budget.gov.ie/Budgets/2016/Documents/Update_on_Irelands_International_Tax_Strategy_pub.pdf

²⁶⁵ 受動的活動から生じた所得には、配当、利子、賃料及びロイヤルティが含まれる。

が合意されるようなルーリング制度は存在しない。

また、アイランドは、既に一般的な租税回避防止規定を有している²⁶⁶。当該規定の目的は、商業的な実態が全く又はほとんどなく、かつ、課税を避け若しくは減らし、又は税務上の控除若しくは還付税額を人為的に創出することを主要な目的とする取引の効力を否定することにある。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

アイランドは、KDB を 2015 年財政法で定め、2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計期間から有効となる。KDB の主要な特徴は、同制度の下での適格利益に対して 6.25% の税率が適用される点である。適格利益とは、以下の算式に基づいて算出される。

$$\text{適格利益} = \frac{\text{適格資産に係る適格費用}^{267} + \text{上乘費用}^{268}}{\text{適格資産にかかる総費用}} \times \text{適格資産に関して得られた利益}$$

適格資産には、適格特許又は補完保護証明書により保護される発明²⁶⁹、著作権で保護されたソフトウェア²⁷⁰及び植物の育成者の権利が含まれる。

ネクサス・アプローチにより、企業のアイランド及び EU における研究開発費の支出に基づいて、6.25%の税率が適用される。例えば、資産を開発するための研究開発費の 50%がそれぞれ EU 又はアイランド及びそれ以外で支出された場合、資産から生じる利益の 50%が軽減税率の適用対象となる。

6 行動計画 6 (租税条約の濫用の防止)

(1) 関連する現在のルール

アイランドの税務当局は、アイランドの租税条約が、アイランド源泉の所得を非課税で受領するために濫用されているとは思えないと思われる。

例えば、前述 2 (1) で述べたとおり、EU 加盟国又はアイランドが租税条約を締結している国の居住者である企業に対して利子が支払われる場合には、利子に対する源泉徴収義務が租税条約上免除されているか否かにかかわらず、原則として利子に対する源泉徴収義務は国内法上免除されており、アイランドに投資する非居住者にとって、そもそも租税条約の利用は必要でないことが多い。

²⁶⁶ Section 811 of the Taxes Consolidation Act 1997

²⁶⁷ 適格費用とは、適格資産の開発、改良及び創造につながる研究開発活動のためにのみ生じた費用をいう。

²⁶⁸ 上乘費用とは、適格費用の 30%又はグループ企業に対して支払われた費用及び知的財産の取得のために支払われた費用の合計額の小さい方の費用を指す。

²⁶⁹ 適格特許とは、新規性及び発明過程について実質的な審査を経て認められる特許をいう。

²⁷⁰ 著作権及び関連する権利に関する法律 (2000 年) に定める意味を有する。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

7 行動計画7 (恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

アイルランドの国内法上、非居住者が、アイルランドで恒久的施設を有するのは、アイルランドで能動的な事業を営んでいる場合である。そもそも国内法において恒久的施設の認定が限定的であるため、恒久的施設の認定を避けるために租税条約の条項が使われることは多くない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

8 行動計画8-10 (移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール²⁷¹

アイルランドの移転価格税制は、OECD の原則に基づいている。アイルランドの税法は、OECD 移転価格ガイドラインの特定のバージョンを参照している。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

行動計画8から10まではOECD移転価格ガイドラインをアップデートするものである。アイルランドにおいては、アップデートされたOECD移転価格ガイドラインは、財務大臣がその適用を定める規則を公表して初めて適用されることになる。

現在のところ、BEPS 最終報告書を受けた法律・規則又はガイドラインの改正は実施されておらず、改正案も公表されていない。もっとも、OECD 移転価格ガイドラインのアップデート版が近い将来アイルランドで適用されると見込まれている²⁷²。

9 行動計画11 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

²⁷¹ アイルランドの移転価格税制は、クロスボーダー取引及び国内取引の双方に適用される。また、一方の当事者が他方の当事者の経営、支配又は資本に参加している場合、移転価格税制の適用のある関連者となる(例えば、親子会社の場合等)。

²⁷² http://www.budget.gov.ie/Budgets/2016/Documents/Update_on_Irelands_International_Tax_Strategy_pub.pdf

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画12（義務的開示制度）

（1）関連する現在のルール

アイランドは義務的開示制度を有している²⁷³。当該義務的開示制度は、税務上のメリットを取ることがスキームの主要な目的の1つであり、かつ、かかるスキームが特定の要件を満たす場合（例えば、税務上の損失を生じさせるように設計されたスキーム、又は、タックスプロモーターへの報酬額が節税額に基づいて算出されているスキーム）には、租税回避スキームを販売するプロモーター（及び一定の状況においては他の者）は、当局に対してスキームに関する情報を開示しなければならない。

潜在的な租税回避スキームの開示を促すため、アイランドは、租税回避スキームと認定された取引について追加的な罰則も科している²⁷⁴。租税回避スキームについては、納税者は、本来の税額に加えて、支払を免れようとした税額の30%を追加的に支払う必要がある。しかしながら、この追加的な支払の義務を免れることも可能である。納税者が本来の税額及び当該税額について支払が遅れたことによる利子を支払うことに加え、取引について税務当局のコミッショナーに全面的に開示した場合、追加的な支払は要求されない。この開示は、公式の税務審理手続によって検討される前になされる必要がある。なお、開示がなされない場合、税務当局はいつでも Section 811C を使って、税務上の利益を取り消し、又は否認することができる（時効はない）²⁷⁵。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

11 行動計画13（移転価格文書化及び国別報告書）

（1）関連する現在のルール

現在の移転価格税制において、対象となる取引に関与する者は、その者の所得が独立企業原則に基づいて算定されたかを決定する上で合理的に必要な記録を準備する必要がある²⁷⁶。実務上、納税者は移転価格文書の同時文書化の義務を負い、当局の要求から21日以内に提出する必要があるが、取引と同時に作成する必要はない²⁷⁷。

²⁷³ Chapter 3 of Part 33 Taxes Consolidation Act 1997

²⁷⁴ Section 811C Taxes Consolidation Act 1997. Section 811Cは、税務当局に、税務上の優位性を得ようとする取引を否認し、罰則を科す権限を与えている。

²⁷⁵ 詳細は、アイランド税務当局の以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.revenue.ie/en/about/foi/s16/income-tax-capital-gains-tax-corporation-tax/part-33/>

²⁷⁶ <https://www.charteredaccountants.ie/taxsource/1997/en/act/pub/0039/sec0835F.html>

²⁷⁷ ガイダンスでは取引の条件が合意された時点で作成するのがベスト・プラクティスだとしているが、法的な拘束力はない

<http://www.revenue.ie/en/practitioner/tax-briefing/archive/2010/no-072010.html>。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 国別報告書

アイルランドは、2015 年財政法において、国別報告書を導入した。この法案は、2015 年 12 月 23 日に法律として成立した。この法律は、国別報告書についての OECD の提案に沿うものである。概要は以下のとおりである。

(ア) 提出義務者

アイルランドに所在する連結総収入金額が 750 百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業体等

(イ) 様式及び内容

報告書の様式は、まだアイルランドの税務当局によって指定されていない。

(ウ) 提出時期

会計年度終了から 12 か月以内に提出する必要がある。

(エ) 使用言語

英語で作成する必要がある。

(オ) 適用開始時期

2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される。

(カ) 罰則

報告書の不提出又は不完全な報告に対する罰金として 19,045 ユーロが科されることになり、これに加えて不提出が継続する間は 1 日当たり 2,535 ユーロを加えた金額が罰金として科される。

(キ) 情報交換

2016 年 1 月 27 日、アイルランドは、行動計画 13 のグローバルな実現を企図して、国別報告書の自動的交換に向けた多国間税務当局協定に調印した。

イ マスターファイル

マスターファイルについては、立法措置は講じられておらず、また立法案も公表されていない。政府における議論も限定的である。もっとも、政府の議論では、マスターファイルによって便益が期待できることは認められている²⁷⁸。アドバイザー

²⁷⁸ http://www.budget.gov.ie/Budgets/2015/Documents/OECD_BEPS_Project_Irish_Context.pdf

の中には、移転価格の主張を実証するためにマスターファイルが重要であるとする者もいる²⁷⁹、マスターファイルは2016年中に法案化されると予測する者もいる²⁸⁰。

ウ ローカルファイル

ローカルファイルについて、立法措置は講じられておらず、また立法案も公表されていない。

1.2 行動計画1.4（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

アイランドは既に、紛争解決手続を有している。かかる手続は、国内及び国際的な税務案件の両方に適用される。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1.3 行動計画1.5（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

アイランドは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している²⁸¹。

²⁷⁹<http://www.grantthornton.ie/globalassets/1.-member-firms/ireland/insights/factsheets/grant-thornton---country-by-country-reporting.pdf>,
<http://download.pwc.com/ie/pubs/2015-pwc-ireland-BEPS-flyer-tax-october.pdf>

²⁸⁰<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Alert--Ireland-adopts-OECD-Country-by-Country-Reporting>

²⁸¹<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第7 EU

1 EUにおける公正かつ効率的な法人税制（5つの主要分野）

2015年6月17日、欧州委員会は、欧州議会及び欧州理事会に宛てて、「EUにおける公正かつ効率的な法人税制（5つの主要行動分野）」と題する書面²⁸²を提出した（以下「EU行動計画」という。）。

EU行動計画では、EUにおいてより公正かつ効率的な課税を達成し、法人税の回避に効果的に対処するために、法人税制に対する新たなアプローチが必要であるとされている。このアプローチは、後述する（1）から（5）までの5つの主要行動分野から構成されるものであり、以下の4つの目的に基づくものである。

- ① 課税と経済活動が生じた場所との間の結びつきを回復させること
- ② EU加盟国がその管轄地において法人の活動を正確に評価できることを確保すること
- ③ 競争力が高く、成長に適した法人税環境を創出し、弾力的な企業部門を生むこと
- ④ EUという単一市場を保護し、外部的な法人税の問題に対して強固なアプローチを確保すること（これには非協力的な税務管轄地域に対処し、税務面での透明性を向上させ、またOECDのBEPSへの対抗措置を実施する措置も含まれる）

EU行動計画の5つの主要行動分野は、以下のとおりである。

（1） 共通連結法人税課税標準（Common Consolidated Corporate Tax Base、以下「CCCTB」という。）の導入

CCCTBとは、2011年に欧州委員会によって提案された考え方であり、グループ会社のEU内の課税利益を共通の方法で計算の上、連結して一本の申告書を作成して、グループ代表会社が申告を行うこととするものである。連結された利益は、一定の方法で加盟国に配分され、それぞれの加盟国の法人税が課されることになる。CCCTBの導入は、より公正かつ効率的な課税を行うために、極めて有効な手段になり得るとされている。

CCCTBは、EU内での企業の環境を大きく改善するものである。CCCTBは、課税所得を計算する上で1つのルールに従えばよいので、国境を越えて活動する企業は複雑さやコンプライアンス費用を減らすことができる。さらに、あるEU加盟国の企業における損失を他のEU加盟国の企業における利益と通算できるという大きな便益を企業グループにもたらす。

同時に、CCCTBは、EUにおける利益移転及び法人税制の濫用に対処するために、非常に効果的である。共通の課税標準は、各EU加盟国内税制のミスマッチ、利益移転のための優遇税制の利用の可能性、移転価格操作の可能性等を排除することができ、ま

²⁸²http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/company_tax/fairer_corporate_taxation/com_2015_302_en.pdf

た、各 EU 加盟国の実効税率について完全な透明性を提供することができる。

さらに、CCCTB は、EU 加盟国が第三国に対して共通のアプローチを採用し、EU という単一の市場をアグレッシブなタックス・プランニングから守ることを可能にする。例えば、EU 加盟国は、CFC に対して共通のアプローチを採ることができる。

このような CCCTB の便益を考慮して、欧州委員会は、EU 行動計画において、CCCTB を再度提案することを決めた。

なお、今回提案された CCCTB は、少なくとも多国籍企業について CCCTB の適用を義務付けるものである。

また、CCCTB の導入過程については、段階的なアプローチが提案されている。すなわち、連結の範囲の画定は最も難しい点であるため、共通の課税標準が合意及び実行されてから、連結の範囲の画定に関する作業を行うことを提案している。まず、欧州委員会は、EU 加盟国の議論を反映し、EU の経済成長及び雇用に資することを確実にするため、課税標準案の要素を検討することになる。

欧州委員会は、2016 年に、CCCTB に関する課税標準の調整、義務的要素の導入及び段階的なアプローチを定めた法案を提示する予定である。

(2) 利益が創造された場所における効率的な課税の確保

EU という単一の市場から便益を受け、そこで利益を上げている企業は、EU 内で、実際に活動が行われた場所において税金を支払うべきである。しかしながら、各国の国内税法のミスマッチを利用して低課税国へ利益を移転し、現実の経済活動が行われている国で税金をほとんど支払わない企業も存在しており、欧州議会、EU 加盟国及びステークホルダーからこの問題に対処することを求める声が強くなっている。

ア 利益の生じた場所における課税

完全な CCCTB が導入されれば、利益が生じた場所での課税の強化につながるであろうとされている。そのため、BEPS プロジェクトに関連する共通の課税標準の国際的な側面について、現在欧州理事会で検討されている提案について作業を継続しなければならないとされている。例えば、恒久的施設の定義の修正、CFC ルールの改善が含まれる。これらの合意は、(2015 年 6 月 17 日から) 12 か月以内に欧州理事会において達成されなければならないとされており、CCCTB の修正について合意がなされる前に法的拘束力を与えられるべきであるとされている。

また、欧州委員会は、かかる目的が達成されるための具体的な措置を探求しており、グループが効率的な課税の確保を優先できるように、法人課税に関する行動規範の基準の修正を勧告している。

欧州委員会は、二重課税の防止を目的とした EU 法人税制が二重非課税を招かないことをどのように確保するかも検討する予定である。欧州理事会の最初の行動とし

ては、利子・ロイヤルティ指令の変更²⁸³が予定されており、EUにおいて利子・ロイヤルティの支払に効果的な課税がなされていない場合には、EU加盟国はこれらに便益を与える必要がないというように指令が修正される予定である。その交渉の結果を受けて、欧州委員会は、親子会社指令²⁸⁴を利子・ロイヤルティ指令²⁸⁵に整合させることもあり得る。

イ EUにおける移転価格フレームワーク

移転価格税制はグループ内での取引価格が比較可能な市場価格に合致し、多国籍企業が事業を営んでいる管轄地間において利益が公平に分配されることの確保を目的としている。しかしながら、税務当局も企業も、現在の移転価格制度は複雑であると考えており、また、企業は非課税又は低税率地域に利益を移転するために制度を操作し得ることから、現在の移転価格税制のシステムが効果的に機能していないことは明白であるとされている。

そこで、欧州委員会は、EUという単一市場内での経済的現実を反映して、移転価格税制を構築し、EU内で協調的かつより具体的なルールの実行を行うために、EU加盟国及び企業とともに、移転価格フレームワークの再検討作業を始める予定である。

ウ 優遇税制

一定の優遇税制は、税務上の便益が与えられている経済活動を真に促すのではなく、むしろ租税回避を促進していると指摘されている。

2014年、法人課税に関する行動規範グループは、かかる問題に対処するために、パテント・ボックスのような優遇税制は、修正ネクサス・アプローチに基づくべきであるということに合意した。

欧州委員会は、(2015年6月17日から)12か月以内に、EU加盟国がこの新たなアプローチを適用していないと判断した場合には、その適切な実施を確保するため、拘束力のある立法措置を採る予定である。

(3) 企業にとってのより良い税務環境のための追加的措置

EUにおける法人税の枠組みの検討は、EUという単一市場において事業を促し、成長及び雇用を促進する環境を創出することに焦点を当てている。

²⁸³ http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/interests_royalties/index_en.htm

²⁸⁴ EU親子会社指令は、異なるEU加盟国に所在するグループ会社間での配当について、配当支払国において源泉徴収税を免除し、また、配当受領国において課税を免除するものである
(http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/parents-subsiary_directive/index_en.htm)。

²⁸⁵ 利子・ロイヤルティ指令は、異なるEU加盟国に所在するグループ会社間での利子及びロイヤルティの支払について、支払国における源泉徴収税を免除するものである
(http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/interests_royalties/index_en.htm)。

ア 国境を超えた損失の控除

欧州委員会は、完全な CCCTB が導入されるまで、グループ企業が異なる EU 加盟国での利益と損失とを相殺することを可能にすべきことを提案している。もっとも、ある EU 加盟国が他の EU 加盟国において生じた損失を永久的に負担することのないよう、将来グループ企業に利益が生じた場合にはこれらの損失を取り戻すメカニズムは必要であるとされている。

イ 二重課税紛争解決メカニズム

複数の EU 加盟国で事業を運営する企業にとって、二重課税は重大な税務上の障害となり得、企業にとって不必要な費用や事務的な負担を負わせるものである。

多くの EU 加盟国は二重課税を緩和するために租税条約を締結しており、紛争が生じた場合にこれを解決する手続も存在する。しかしながら、これらの手続は長期間にわたり、また、コストもかかる上に、常に合意に至るとは限らない。また、EU 加盟国間での紛争を解決するために EU 加盟国間で多国間仲裁条約が合意されているが、その対象は移転価格の紛争に限られている上、法解釈について不服を申し立てる手段がない。そこで、欧州委員会は、EU における二重課税を解決するための手続の改善を 2016 年夏までに提案する予定であるとされている。

(4) 税務上の透明性の向上

税務上の透明性は、EU 内において、又は国際的により公正な課税を確保するために重要な要素である。欧州委員会は、単一市場内において税務上の透明性を向上させることを優先しており、そのために多くの重要な発案をしている。特に、2015 年 3 月に公表された国境を超えたタックス・ルーリングに関する自動的情報交換案²⁸⁶は、税務当局間の透明性及び協調を確保し、各国政府の税源の確保の一助となると考えられる。EU 加盟国は、2016 年 1 月 1 日に実施できるよう速やかにかかる提案を採用すべきであるとしている²⁸⁷。

また、2012 年、欧州委員会は、積極的なタックス・プランニングに対処し、第三国に税務における望ましいガバナンスの最低基準を適用するよう推奨するための措置に関する勧告を発表した。そして、欧州委員会は、非協力的な税務管轄地域に該当する第三国のリスト²⁸⁸を公表した。今後、税務における望ましいガバナンス基準の遵守に

²⁸⁶ http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/transparency/index_en.htm

²⁸⁷ なお、2015 年 12 月 8 日、EU 経済・財務相理事会は、タックス・ルーリングに関する自動的情報交換案を採用し、2017 年 1 月 1 日から適用される予定である。かかる自動的情報交換案では、2014 年 1 月 1 日以降に出され、修正され又は更新された事前のクロスボーダー・ルーリングや APA（移転価格税制に関する事前確認）は、原則として全て交換の対象となる。

²⁸⁸ リストには、香港、モナコ、及びケイマン諸島、英国領バージン諸島、バミューダ等のカリブ海諸国等が挙げられている。

関する第三国の審査作業は、このリストに基づいてなされることになる。

さらに、欧州委員会は、税務における望ましいガバナンス原則が遵守されない状況に対処するため、非協力的な税務管轄地域に対して採り得る対抗策を共同で採ることを希望している。

なお、2015年3月に税務透明性パッケージ²⁸⁹において公表されているとおり、欧州委員会は、特定の法人税に関する情報について追加的に開示義務を導入すべきかにつき検討している。

(5) 協調のためのEUの手法

ア 税務調査におけるEU加盟国の協調の改善

行政協力に関するEU指令²⁹⁰は、EU加盟国の税務調査における協力を定めており、税務当局間でのベスト・プラクティスの交換を奨励している。しかしながら、この制度は十分に利用されておらず、欧州委員会としては、望ましい税務ガバナンスに関するプラットフォームにおいて、国境を越えて活動する企業をコントロールし、調査するためのより戦略的なアプローチを決定するために、EU加盟国と協議する予定である。

イ 法人課税に関する行動規範及び望ましい税務ガバナンスに関するプラットフォームの改革

EU経済・財務相理事会によって設立された法人課税に関する行動規範グループ²⁹¹は、EU加盟国の代表によって構成されており、法的拘束力のない方法によってEUにおける有害な税競争に対処することを目的としている。多くのEU加盟国及び利害関係者は、有害な税競争により効果的に対応するために、かかる規範の権限委任の範囲を広げ、グループの活動方法を変更することを支持している。グループは、企業による租税回避に対するEUの事実上の措置を実行するためのガイダンスを提供すべきであるとされている。また、欧州委員会は、EU加盟国と協議した上、法人課税に関する行動規範にかかる改革を導入するための提案をする予定である。

欧州委員会の望ましい税務ガバナンスに関するプラットフォーム²⁹²は、EU加盟国、

²⁸⁹ http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/transparency/index_en.htm

²⁹⁰ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32011L0016>

²⁹¹ 法人課税に関する行動規範グループ (Code of Conduct Group (Business Taxation)) とは、EU経済・財務相理事会によって1998年3月9日に設けられ、EU加盟国の租税制度の問題点を検討している (<http://euparl.net/9353000/1/j9vvhskmycle0vf/vh7ej5swx001>)。

2015年の検討内容は以下のとおりである。

https://circabc.europa.eu/faces/jsp/extension/wai/navigation/container.jsp?FormPrincipal:_idcl=FormPrincipal:_id3&FormPrincipal_SUBMIT=1&id=c1803ed4-e0e8-4b8a-b0ea-55f965d0c0fe&javax.faces.ViewState=r00ABXVyABNbTGphdmEubGFuZy5PYmpIY3Q7kM5YnxBzKWwCAAB4cAAAAAN0AAEzcHQAky9qc3AvZXh0ZW5zaW9uL3dhaS9uYXZpZ2F0aW9uL2NvbRhaW5lci5qc3A=

²⁹² 望ましい税務ガバナンスに関するプラットフォームは、第三国における望ましい税務ガバナンスを促進し、アグレッシブなタックス・プランニングに対処し、また、二重課税を識別し、対処するための戦略の

企業及び NGO が租税政策に関する問題を諮問し、租税詐欺及び脱税についての 2012 年度アクションプランを含む広範な措置の進捗状況を検討するための場である。欧州委員会は、2016 年に失効する予定であったプラットフォームの存続期間を延長することを決定した。また、プラットフォームの対象を拡大し、活動方法を向上させた。プラットフォームは新たなアクションプランを実行し、新たな情報交換ルール案に照らして EU 加盟国のタックス・ルーリングに関する議論を促進し、新たな租税回避への取組のフィードバックを提供することを助けるものである。

2 租税回避防止パッケージの概要

2016 年 1 月 28 日、欧州委員会は、以下の 4 つの文書から構成される租税回避防止パッケージを公表した²⁹³。

- ① 租税回避防止指令案
- ② CbC レポート自動的交換実施指令案
- ③ 実効的な課税のための新たな EU 外部戦略に関するフレームワーク案
- ④ 租税条約濫用防止措置の実施勧告

経済・財務、税務及び関税を担当するコミッショナーであるピエール・モスコヴィーチ氏によれば、「何十億ユーロもの税金が租税回避のために毎年失われている。失われた税金は、学校や病院といった公的サービス又は雇用の創出や経済成長の促進のために使うことのできたものである。結果として、公正な欧州市民や企業が、より高い税金を払わなくてはいけなくなっている。これは看過できないものであり、私たちはこれに対処するために行動している。今日、私たちは、全ての企業にとって公正な競争機会を与え、全ての欧州市民にとって公正かつ効果的な課税を行うために、大きな一歩を踏み出した」とのことである。

(1) 租税回避防止指令案

2015 年 12 月 8 日、EU 経済・財務相理事会は、企業課税及び BEPS について決定を出しており、租税回避防止指令案は、これを踏まえたものである。租税回避防止指令案は、以下のとおり 6 つの分野を対象とするものであり、EU 経済・財務相理事会の決定から大きく対象を広げるものとなっている。

ア 利子控除

租税回避防止指令案は、借入金に対する利子について、事業者ごとに EBITDA の 30% 又は 100 万ユーロのいずれか大きい方を損金算入の上限としている。行動計画 4 に

策定において、欧州委員会を補助している。

²⁹³ http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/anti_tax_avoidance/index_en.htm

関する BEPS 最終報告書における勧告はベスト・プラクティスとされているが、租税回避防止指令案では、特定の比率の適用を義務付けるものであり、BEPS 最終報告書とは異なっている。

イ 出国税

租税回避防止指令案は、以下の4つの状況に該当する場合、移転された資産の時価から税務上の価額を控除した額に対して出国税を課すことを提案している。

- ① 納税者が、本店から他の EU 加盟国又は第三国の恒久的施設に資産を移転した場合
- ② 納税者が、EU 加盟国の恒久的施設から他の EU 加盟国又は第三国の本店又は恒久的施設に資産を移転した場合
- ③ 納税者が税務上の居住地を EU 加盟国又は第三国に移転した場合（移転前の EU 加盟国の恒久的施設に実質的に関連する資産を除く）
- ④ 納税者が恒久的施設を EU 加盟国外に移転した場合

なお、納税者が EU 加盟国の恒久的施設から他の EU 加盟国又は欧州経済領域に所属する第三国の本店又は恒久的施設に財産を移転した場合等の一定の場合には、納税者は少なくとも5年間にわたって出国税を分割払いすることができる。

ウ スイッチ・オーバー条項

租税回避防止指令案は、スイッチ・オーバー条項の導入を提案している。スイッチ・オーバー条項とは、EU 加盟国は、納税者が、第三国に所在する事業体からの利益の分配若しくはかかる事業体の株式の売却代金又は第三国に所在する恒久的施設からの所得として受領した国外所得について、かかる事業体とその居住国又は恒久的施設の所在する国において、納税者の所在する EU 加盟国の法人税制において適用された法定税率の40%未満の法定税率でしか課税を受けていない場合に、納税者の国外所得への課税を免除してはならないというものである。

なお、スイッチ・オーバー条項が適用される場合、納税者は配当等の国外所得について課税されることになるが、当該配当等を支払う法人の居住地国又は恒久的施設が所在する国において法人税の課税がなされる場合には、当該外国法人税について外国税額控除が適用される。ただし、外国税額控除額は、その課された外国法人税の額を超えないものとされている。

エ 一般的租税回避防止規定

租税回避防止指令案は、税法の目的に反するような税務上の利益を得ることを主要な目的とする取極めを対象とする一般的租税回避防止規定の導入を提案している。

オ CFC ルール

租税回避防止指令案に定められた CFC 条項は、被支配会社が、主に金融所得、ロイヤルティ、配当、ファイナンスリース料等の受動的な所得を受領している場合、その未分配の利益について、支配会社の所在する EU 加盟国の実効税率の 40%未満での課税しかなされていない場合に、これに課税するというものである。

欧州経済地域又は EU 加盟国内においては、かかる課税は原則として生じない。

カ ハイブリッド・ミスマッチ規定

(ア) ハイブリッド事業体について

2つの EU 加盟国が同一の納税者について異なる法的性格を与えており、同一の支払の控除等が支払の源泉地国である EU 加盟国及び他方の EU 加盟国で生じている場合、又は源泉地国である EU 加盟国での支払の控除及び他方の EU 加盟国での受取益金不算入が生じている場合、他方の EU 加盟国でのかかる納税者の法的性格は、源泉地国である EU 加盟国での法的性格に従う。

(イ) ハイブリッド金融商品について

2つの EU 加盟国が同一の支払について異なる法的性格を与え、それによって、かかる支払の源泉地国である EU 加盟国において控除がなされ、かつ他方の EU 加盟国において同一の支払について所得に含まれていない場合の支払の法的性格についても同様である。

(2) CbC レポート自動的交換実施指令案

CbC レポート自動的交換実施指令案においては、EU 加盟国は、税務上自国の居住者である多国籍企業の究極の親会社に事業年度の終了日後 12 か月以内に CbC レポートを提出することを義務付けるために必要な措置を講じなければならないとされている。

かかる提出義務は、年間の連結総収入が 7 億 5,000 万ユーロを超える多国籍企業グループに適用されるものであり、EU 加盟国の居住者である多国籍企業グループの究極の親会社のほか、一定の場合には、EU 加盟国の居住者である多国籍企業グループの構成企業にも提出義務が課される。

CbC レポートの提出義務は、2016 年 1 月 1 日以降に始まる事業年度から適用されることとなっており、EU 加盟国は、2016 年 12 月 31 日までにかかる指令案を遵守するために必要な法律、規則及び行政通達を採用及び公表しなければならない。また、2017 年 1 月 1 日からそれらを適用しなければならない。

(3) 実効的な課税のための新たな EU 外部戦略に関するフレームワーク案

欧州委員会は、租税回避防止パッケージの一部として、「効果的な課税のための外部

戦略」と題する書面を公表した。かかる書面は BEPS に関する多くの問題点を要約している。

EU 加盟国は EU 市場内における法人課税政策において協調しているが、濫用的な税慣行に対処し、効果的な課税を確保するためには、外部的な税源浸食の脅威への対応を統一する必要がある。かかる書面では、EU が望ましい税務ガバナンスを世界的に促進し、外部的な税源浸食の脅威に対抗し、全ての企業に公正な競争環境を提供することに資する主要な措置について述べている。

具体的には、①EU の望ましいガバナンス基準の再検討、②第三国との合意を通じた望ましい税務ガバナンスについての協力の促進、③発展途上国が望ましい税務ガバナンス基準を満たすための助力及び④第三国を評価し、リストアップするための EU のプロセスの作成等が定められている。

(4) 租税条約濫用防止措置の実施勧告

欧州委員会は、行動計画 6 及び行動計画 7 に関する議論を検討した上、EU 加盟国に対して、以下のとおり勧告している。

まず、PE の定義について、今後他国との租税条約を交渉する際に、OECD モデル租税条約 5 条の改正案に従うよう求めている。

また、主要目的テストを採用する租税条約については、次のような修正（太字かつイタリックの部分）を加えることを推奨している。「この条約の他の規定にかかわらず、すべての事実及び状況を考慮した上で、当該特典を得ることが、直接的に又は間接的に当該特典を得ることとなる取極め又は取引の主たる目的の 1 つであると合理的に結論付けられる場合には、ある所得又は資本に対してこの条約の特典は与えられないものとする。ただし、**それが真正な経済活動を反映するものであり、又は当該特典を与えることがこの条約の規定の目的に合致すると認められる場合を除くものとする。**」これは、真正な経済活動を反映した場合には、条約の特典を与えるべきとする点で、行動計画 6 の BEPS 最終報告書の条項案に対して、修正を加えるものである。

3 EU による BEPS 対応のロードマップ

2016 年 2 月 23 日、欧州理事会の議長国であるオランダは、高度税務作業部会 (High Level Working Party、以下「HLWP」という。) に対して、EU-BEPS Roadmap²⁹⁴を提出し、6 月に終了する任期内において BEPS 及び租税競争に関連した様々な EU の戦略をどのように実施するかについて、短期的な作業と中期的な作業に分けて提示した²⁹⁵。

概要は以下のとおりである。

²⁹⁴ <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6039-2016-INIT/en/pdf>

²⁹⁵ なお、Roadmap は、イタリア、ラトビア及びブルクセンブルグが議長国を務めた期間（2014 年 7 月から 2015 年 12 月）において作成された。

(1) 短期的な作業

ア 利子・ロイヤルティ指令

以前、ラトビアが EU 理事会の議長国であった時に、利子・ロイヤルティ指令の修正案として、EU 親子会社指令に入れたのと同様のデミニマス濫用防止条項²⁹⁶の作成の作業を行った。

また、2015年9月当時、EU 理事会の議長国であったルクセンブルクは、HLWP 及び EU 経済・財務相理事会とともに、ミニマム実効税²⁹⁷について議論した。

これらを踏まえ、議長国であるオランダは、利子・ロイヤルティ指令にミニマム実効税の条項を含めることに関するこれらの議論を活用し、この点について政治的な合意を目指すこととしている。具体的には、ルクセンブルクが議長国であった時の2つの代替案（ミニマム実効税率を唯一の基準とするか、経済活動テストとミニマム実効税率を併用するか）を基礎とし、実務的で適切に絞ったミニマム実効税条項の導入を検討している。

また、かかる議論を参考に、利子・ロイヤルティ指令において OECD の修正ネクサス・アプローチを含める又は参照することが検討されている²⁹⁸。

イ 租税回避防止指令(ATA 指令)

欧州委員会の租税回避防止指令案は優先順位が高く、オランダの議長国としての任期が終了するまでに、政治的な合意がなされる予定である。

ウ 移転価格合意に関する CbC レポート

国別報告書指令案も同様に優先順位が高く、オランダの議長国としての任期が終了するまでに政治的な合意がなされ、法案が採用される予定である。

エ 行動規範グループの改革

2015年12月8日の EU 経済・財務相理事会の決定において、同理事会は、HLWP に対して、EU 域内において利益は適切な実効税率で課税されるべきという考えに関連して、行動規範グループの権能を変更することを議論すること並びにオランダが議長国である間に、その全体的なガバナンス、透明性及び作業手法を向上させ、行動規範グループの改革を完了することの必要性について結論を出すことを要請した。

議長国であるオランダは、2015年12月8日付けの EU 経済・財務相理事会の決

²⁹⁶ デミニマス濫用防止条項とは、EU 加盟国は、指令の目的又は趣旨に反する税務上の利益を得ることを主要な目的又は主要な目的の1つとし、かつ全ての関連する事実及び状況を考慮して真正でない取極めについて、親子会社指令の特典を与えてはならないとするものである。

²⁹⁷ ミニマム実効税とは、EU 内において生じた企業の利益について、活動が行われた場所において適正な課税がなされることを確保しようとするものである。

²⁹⁸ 内容はまだ明らかになっていない。

定によれば、利子・ロイヤルティ指令にミニマム実効税の条項を含めることの議論と並行して行動規範の権能の修正を議論することは難しいと考えている。

まず、最初のステップとして、行動規範グループのガバナンス、透明性及び作業手法の議論がなされる予定であり、次に、EU 域内において利益は適切な実効税率で課税されるべきという考えに関連して、行動規範グループの権能を変更することの議論が始められる予定とされている。

オ ハイブリッド・ミスマッチ

第三国の関係する状況におけるハイブリッド・エンティティ・ミスマッチに関するガイダンス及び注釈が、行動規範グループのハイブリッド・サブグループによって最終化されたことを受けて、この成果を活用して、オランダの議長国としての任期が終了するまでに第三国の関係する状況におけるハイブリッド・PE・ミスマッチに関するガイダンス及び注釈が合意されることが意図されている。

カ パテント・ボックス

修正ネクサス・アプローチの解釈についてなされた合意及び年次報告書を通じた進捗の報告への欧州委員会のコミットメントを受けて、行動規範グループは、既存のпатент・ボックス税制を修正するのに必要な立法過程の監視を継続する予定である。

キ 第三国における税務に関する望ましいガバナンス

2013年5月14日のEU経済・財務相理事会の決定に沿って、第三国における税務に関する望ましいガバナンスを達成するために適切な方法が議論される予定である。

ク 条約に関連した措置

BEPS プロジェクトのEUによる実行に関する、2015年12月8日付けのEU経済・財務相理事会の決定においては、一定のOECDの勧告はEU加盟国によって締結された二国間租税条約に影響するとしている。HLWPを通じて、かかる問題に関する意見交換を予定しており、行動計画15の下でOECDによって作成されている多国間合意文書及び租税条約の濫用への対抗措置に関する2016年1月28日付けの欧州委員会の勧告も議論される予定である。

(2) 中期的な作業

ア 移転価格税制

複数のEU加盟国が、移転価格税制の分野におけるEUの作業とBEPSプロジェクト

トにおける OECD の作業との調和を確保する必要性を強調している。行動規範グループは、移転価格算定の結果を価値創造と整合させることについての行動計画 8-10 に関する OECD の結論を受けて、4 つ目の基準²⁹⁹の解釈に関する EU のガイダンスの作成を始める予定である。

イ 外部への支払

行動規範グループは、2015 年の作業パッケージに EU から第三国への支払を含めた。2016 年の春から始まる最初の作業においては、EU から第三国へ支払がなされた際に生じ得る潜在的な問題の把握も行う予定である。

ウ アグレッシブなタックス・プランニングの開示

行動規範グループは、行動計画 12 に関する OECD の結論を実行するための EU のガイダンスを作成する機会を評価する予定であり、税務当局間においてかかる情報の交換を促進することを目指している。

エ 非透明な事業体の受益的所有権

EU 加盟国の中には、第 4 次アンチ・マネーロンダリング指令 29 条及び 30 条で予定されているレジスターへのアクセスを税務当局にも認めることに強い関心を示している国がある。

かかる第 4 次アンチ・マネーロンダリング指令は、2015 年 6 月に効力を生じ、交渉の結果は、次のステップとともに、2016 年 2 月 2 日付けで欧州委員会により採用されたテロリズムの資金援助に対する戦いの強化の税務上の観点から議論され得る。

オ 移転価格の分野における紛争解決

HLWP は、移転価格に関する紛争の解決を可能とする仲裁協定の現在の状況を議論する可能性がある。

カ タックス・ルーリングの交付の条件及びルール

2015 年の作業パッケージによれば、行動規範グループは、EU 加盟国によるタックス・ルーリングの交付のための条件及びルールに関するガイダンスを作成する

²⁹⁹ 法人課税に関する行動規範に挙げられた、有害税制の判定に関する 6 つの基準のうち、4 つ目の基準である「現実の経済活動がないにも関わらず、税務上の利益を与える場合」という基準を指す (http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/harmful_tax_practices/index_en.htm)。その他には、①当該国家の一般的な税率よりも非常に低い実効税率で課税されている、②非居住者に税務上の利益が与えられている、③国内経済から離れた活動に税務上のインセンティブが与えられていて、国家の税源に影響がない、④多国籍企業グループの構成企業の利益の決定の基礎が国際的に受け入れられたルールから乖離している及び⑤税務上の透明性に欠けるという基準が挙げられている。

予定である。

第8 中国

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

G20 加盟国の一員である中国は、BEPS プロジェクト及び行動計画の BEPS 最終報告書の作成に積極的に関与する一方、BEPS プロジェクトの成果物である行動計画の BEPS 最終報告書を活用すべく中国における国際課税制度や税務行政の改革に努めている。BEPS プロジェクトを進展させるに当たり、中国税務当局は、一般租税回避防止管理制度の整備、租税条約濫用の防止、国際税務行政管理機関の再編、特別納税調整法案の改定等の様々な分野で国際租税回避の防止の強化に取り組み、今後とも、行動計画における国際課税制度の整備及び各国間の相互協力を重視する方針を継続するとしている³⁰⁰。

OECD は、2015 年 10 月 5 日付けで BEPS プロジェクトの BEPS 最終報告書を発表した。中国税務当局は 2015 年 10 月 10 日に行動計画についての公表会を開催するとともに、同日、公式ウェブサイトにおいて BEPS 最終報告書全文の中国語訳文を公開³⁰¹した。これら一連の対応は、中国政府の BEPS プロジェクトに対する積極的な姿勢を示唆しているものといえる。経済のグローバル化が進む中、中国は、自身がおかれている独自の状況や政策目標等を踏まえながら、BEPS プロジェクトの成果に立脚して、多国籍企業に対する公平な課税により税収確保に向けて課税権を強化し、企業の租税回避行為に対峙する意思を明確にしている。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の問題への対処）

（1）関連する現在のルール

中国は、電子商取引における PE の定義、所得税・法人税等の直接税及び付加価値税の取扱い等に関して特段の法令を制定していない。その結果、中国での電子商取引については、現時点における中国の一般租税法が適用される。

電子商取引では、取引時に直接税及び間接税の課税根拠となる特定のインボイスが中国において発行されないことが多いなど、中国税務当局にとり税源の把握が困難な場合があるため、潜在的に税源浸食のリスクがあると予想されるところである。

中国政府は、電子商取引の規範となる基本法律「電子商務法」の起草作業を行い、電子商取引のコントロールを強化すると同時に、一定の条件に該当する電子商取引に期間限定の所得税、法人税、付加価値税等の低税率政策を適用するなど、電子商取引の育成を促すべく特定の租税優遇政策の導入を検討している。当該政策は BEPS 最終報告書の公表前から検討されていたものであるが、関連する提案がいつ確定するかにつ

³⁰⁰ 中国税務総局の行動計画に関する公開文書
(<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c1836574/content.html>) 及び 2015 年 10 月 10 日に開催した公表会等を参照

³⁰¹ 中国語訳全文 <http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c1836574/content.html>

いては現時点において明確にされていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現時点では、クロスボーダー電子商取引による税源侵食及び移転価格の問題は中国において喫緊の課題となっている訳ではなく、行動計画1に関連した税制改正の動向は明らかではない。

2 行動計画2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

2013年9月1日に発効した中国の国家税務総局[2013]41号公告では、中国国内におけるハイブリッド・ミスマッチ取極め(資本及び負債のハイブリッド商品投資に関わる取極め)を利用した租税回避リスクが指摘されている。この公告においては、納税者が「実質発生主義」の原則に基づき、資本投資に関する収益認識及び負債に関する損金算入を規定し、中国国内のハイブリッド投資を利用した租税回避に対応した措置が採られている。

一方、中国税務当局は、現時点においてクロスボーダーのハイブリッド商品の損金算入に関しては特段の対応を講じていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

中国税務当局はクロスボーダーのハイブリッド商品のミスマッチを利用した租税回避を防止するための税制整備に対し、依然として消極的であり、今後の税制整備の計画は明確ではない。

3 行動計画3 (効果的な CFC ルールの構築)

(1) 関連する現在のルール

中国では、2008年にCFCルールが導入された。現時点の税制によれば、CFCとは、中国居住者である事業体により支配され、又は、中国居住者である事業体と個人により共同で支配され、かつ、実効税率が中国の法定税率の50%未満(つまり、12.5%未満の税率)の国又は地域で設立されている外国企業と定義されている。当該「支配」の判断については、持分の保有比率に関する法律上の支配とCFCの日常経営、販売等への関与の度合いに基づく実質的な支配とを区分し、いずれかに該当すれば「支配」と認識されることが規定されている(特別納税調整実施弁法76条)。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

中国からのアウトバウンド投資は、近時、中国政府が打出した企業海外進出戦略(「走出去戦略」)の公表に伴い活発化している。このため、中国税務当局は、「特別納税調

整実施弁法」2号通達（国税函2009年第2号）を改定した「特別納税調整実施弁法」ディスカッションドラフト（以下「討議草案」という。）を2015年9月17日に公表したことに伴い、現在、CFCルールの整備を慎重に行っている。

討議草案によれば、CFCが合理的な経営上の必要性がないにも関わらず利益を分配しない又は利益の分配が過少である場合には、CFCの所得が合算課税されることとなる。すなわち、CFCを支配する中国居住者である事業体又は個人は、支配するCFCの利益のうち、自身に帰属する部分について年次収益に合算すべきこととされている。また、CFCの利益帰属の判断ガイダンスについては、討議草案において行動計画3が採用しているカテゴリー分析(Categorical analysis)、実質分析(Substance analysis)、又は超過利益分析(Excess profits analysis)が活用されている。例えば、CFCの従業員がCFC所得に対して実質的な貢献があるのか否か、CFCが企業グループに関係しない場合であっても判定時点において資産を有し経営リスクを負担するのか否か、CFCが自らの収益に見合う従業員及び営業場所を有するのか否か等、行動計画3の実質性分析が言及するいくつかの方法が採用されている。また、CFCが正当な理由が無いにもかかわらず取得する配当所得、利子所得、保険所得、ロイヤルティ、超過利益等が挙げられており、カテゴリー分析、超過利益分析の主要アプローチを継承しているものとなっている。

一方、CFCを支配する中国居住者である事業体又は個人は、利益を分配しない又は利益の分配が過少である場合であっても、①CFCによる分配に十分な経営上の合理性があること、②事業体の年次収益が5百万人民元を下回ること、③CFCの年次収益に占める自身への帰属割合が50%を下回ること、のいずれかの要件を証明できる場合、CFCルールの適用が除外されている。①についての判断のガイダンスとしては、利益を実質的な生産経営活動に再投資する場合等が例として挙げられる（特別納税調整実施弁法討議草案120条）。今後、中国税務当局はアウトバウンド投資企業の投資意欲及び国際競争力に与える影響を念頭に置きながら、中国のCFCルールの更なる拡充を図るべく、より明確な解釈を適用する見込みである。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

中国税務当局は、関連者間のローンに係る支払利子の損金算入に限定して過少資本税制の対象としている。中国の国内法では、企業の関連者からの債権性投資と資本性投資の比率（以下「負債資本比率」という。）が一定の基準を超える場合に発生する利子についてのみ過少資本税制の対象とされ、企業所得税の損金算入が認められないとしている（金融業では5:1、その他の業種では2:1）³⁰²。

他方、行動計画4に取上げられている、非関連者に対する支払利子の損金算入につ

³⁰² 特別納税調整実施弁法85条、財税「2008」121号

いては中国の国内法では制限が設けられていない。その結果、中国の国内法は、関連者間のローンに係る支払利子の損金算入に限定して過少資本税制の対象としている。

このように、中国の過少資本税制では、負債資本比率という判定のアプローチが採用されており、行動計画 4 が提唱している利子と収益への貢献度（利子/EBITDA 又は EBIT）によって利子損金算入の制限を設けるとするガイダンスとは差異がある。なお、中国では過少資本税制の対象とされる利子部分について、行動計画 4 の勧告とは異なり、翌年度に繰り越して損金算入ができない。また、当該利子部分を当年度に損金算入した場合、後述のように過少資本ファイルの作成・提出が義務付けられている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

中国の過少資本税制は非関連者に対する支払利子の損金算入について適用されないことなど、中国税務当局は、行動計画 4 の勧告内容を即座に中国で活用するには一定の難しさがあると言及している³⁰³が、利子の対象範囲の更なる拡大、負債資本比率のより合理的な設定、並びに損金算入できない利子の翌年度への繰越の可能性に関連して、過少資本税制の整備を進めることが検討されているところである。

5 行動計画 5（透明性と実質を考慮した有害な税慣行に対するより効果的な対抗）

(1) 関連する現在のルール

現行の中国国内法において、技術移転所得の減免税措置³⁰⁴、ハイテク企業の租税特別措置³⁰⁵が設けられており、これらの規定に基づき、パテント等の知的財産に関連する所得に対して減免税、軽減税率等の優遇措置の適用が可能とされている。しかしながら、中国においてはパテント・ボックス税制に関する制度は設けられていないとされており、パテント・ボックス制度の導入の要否については明らかではない³⁰⁶。

中国ハイテク企業に適用している租税特別措置について³⁰⁷「ネクサス・アプローチ」以外のアプローチによって、それが有害税制に該当するか否かの評価を行っている。しかしながら、中国税務当局はハイテク企業租税特別措置の有害性に対する判定にお

³⁰³ 中国税務当局は 2015 年 10 月 10 日に開催した行動計画についての公表会において、本意見を表明した。

³⁰⁴ 中国の技術移転所得の減免税措置（企業所得税法 27 条、企業所得税法細則 90 条）とは、一納税年度内における居住者企業の技術移転所得（企業所得税法 27 条(4)号に規定する所得、技術の譲渡益以外にもライセンス契約におけるロイヤルティも含まれる）のうち 500 万人民元以下の部分に対し企業所得税が免除され、500 万人民元を超える部分に対し企業所得税が半減される制度である。

³⁰⁵ 中国のハイテク企業に適用されている租税特別措置について、主として 15%の優遇税率（法定税率、25%）に基づく企業所得税の算定及び企業所得税確定申告時の研究開発費用の割増控除等が挙げられる。

³⁰⁶ 「The Patent Box: 各国のパテントボックス税制の概要」327 頁（租税研究 2013 年 5 月）

<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2013-05-02.pdf>

趙書博「中国及び欧州各国パテントボックス制度比較研究」76-80 頁（会計之友 2015 年第 5 期）

張嘉怡「有効創新激励又は有害税収競争？—BEPS 背景下パテントボックス政策の困境」（中央财经大学学報 2015 年第 5 期）3-11 頁

³⁰⁷ 中国のハイテク企業に適用されている租税特別措置について、主として 15%の優遇税率（法定税率、25%）に基づく企業所得税の算定及び企業所得税確定申告時の研究開発費用の割増控除等が挙げられる。

いて利用された具体的なアプローチは現時点において公開せず、評価の結果として、当該特別措置は有害税制とみなされるものではないと強調するとともに、その取扱いについて BEPS プロジェクトのメンバー国と合意している旨を簡潔に説明している。また、評価の結果に基づいて、現時点においてハイテク企業に適用している租税特別措置の取消し等の計画がないことを明言している³⁰⁸。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

中国は今後、BEPS プロジェクトの重要なメンバー国として、有害税制への対抗措置を講ずることが予測されているものの、自身がおかれている独自の状況や政策目標等を踏まえながら、租税制度の整備を続けると思料される。

6 行動計画6 (租税条約の濫用の防止)

(1) 関連する現在のルール

中国では、租税条約の濫用防止を目指して国税函[2009]601号、国家税務総局[2012]30号公告、国家税務総局[2014]24号公告等、今後のガイダンスとなる規定が発効しており、そこでは、租税条約の濫用防止に繋がる「受益者」の認定について厳格な解釈が適用されている。

当該規定の下では、受益者の判定は、判定の対象となる所得の受領者が、所得を利用し、かつ、所得を享受する権利を有するか否かに着目してなされる。具体的には、所得の受領者がその所得を他の者に支払う契約上又は法律上の義務がある場合には、受益者に該当しないこととしている。

そして、受益者に該当すると判定された者のうち、租税条約の特典を享受しようとするクロスボーダー事業体は、税法上の中国非居住者である事業体に該当するか否かについての厳密な審査を受ける必要がある。中国非居住者である事業体と判定される場合には、中国からの配当、利子及びロイヤルティ等につき、相手方の租税条約締結国において条約の特典を享受できないこととされている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

中国国内法では、合理的な商業目的を有さずに税務メリットを享受する企業の租税回避行為に対して一般的租税回避防止規定(GAAR)を設けており、かつ、BEPS 最終報告書が公表されたことを受けた一般租税回避防止管理規定(国家税務総局令第32号)の発効に伴って、一般租税回避防止に向けて更に具体的な解釈がなされるとともに、一般的租税回避行為に対する詳細な評価判断基準が定められた。しかしながら、中国では租税条約が国内法より優先して適用されるとする基本原則があるため、上記の国

³⁰⁸ 本段落は、2015年10月10日に開催した行動計画についての公表会から入手した関連情報に基づいて作成したものである。

内法上の「受益者」認定に対する厳格な解釈の適用及び GAAR の整備が租税条約の濫用防止に実際にどれほど効果を有するかについては見解が分かれている。

一方、中国は、近時、BEPS 最終報告書を斟酌して、租税条約の濫用防止条項を自国の租税条約に採用し始めている。例えば、2015 年 5 月 25 日に締結した中国・チリ間の租税条約 26 条（条約特典享受の資格判定）では、租税条約締結国における事業体の経営活動が租税条約の特典の享受を主要な目的としている場合、租税条約の特典を享受できないものとする旨が規定されている。また、中国税務当局は、今後同様の条項を他国との租税条約に含める見込みであると表明している。

この結果、中国の租税条約の濫用に対する防止メカニズムは国内の租税回避防止規定及び租税条約に分けて徐々に整備されており、BEPS プロジェクトに対して中国国内の対応が積極的に取られているといえる。

7 行動計画 7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

（1）関連する現在のルール

中国は、所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止のためのガイダンスとなる通達（国税発[2010]75号）を発効しているが、当該通達には、PE の認定に当たっての「準備的・補助的活動」に関する例外規定の厳格な適用についてのガイダンスが含まれている。

「準備的・補助的活動」に該当するか否かの判断においては、外国の事業体の中国国内における活動が、法人全体の機能においてどのような位置付けにあるのかという点に着目されることに留意が必要である。

例えば、外国の事業体が中国に事業を行う一定の場所（事務所等）を設置し、中国国内で当該事業体が販売した機械設備に対してメンテナンスサービスを提供する場合、その活動は中国国内の事業活動の主要な構成部分であるため、中国税務当局は、その活動を「準備的・補助的活動」には該当せず、PE と認定することが予想される。

また、中国においては、PE の認定における従属代理人に関する規定及びそれに対する厳格な解釈が適用されている。しかしながら、コミッショネア（問屋）を通じて PE 認定を回避するスキームに対する法制度は特設設けられていない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

中国税務当局の当面の方針としては、コミッショネア取引に関する税制を整備するのではなく、各関連部門の情報共有により現時点の PE 認定に関する法律を活用し、PE 認定の強化に注力することとなる。長期的には、BEPS 最終報告書を参考として、PE 認定に関する条約の整備が見込まれている。

8 行動計画 8-10（移転価格の結果と価値創造の整合性の確保）

（1）関連する現在のルール

中国では、1991年に移転価格税制が導入された。その後、企業に対する課税としては、国家税務総局によって2009年1月8日に発布された「特別納税調整実施弁法」2号通達（国税函2009年第2号）が、特別納税調整にかかる詳細なガイドラインとして位置付けられることとなった。

同法の下では、移転価格調査を実施した結果、関連企業間での取引が独立企業間価格に基づいていないと認定された場合には、独立企業間価格によって取引が行われたものとして調整を受けることになる。

ここでいう「関連企業」の定義としては、一方の企業が他方の企業の持分の25%以上を直接又は間接に保有する場合等が定められている。

独立企業間価格の算定方法は、原則的な方法としてのいわゆる基本三法のほか、利益比準法やPS法、TNMM法等がある。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

中国税務当局は、BEPS プロジェクトへの取組の一環として、これまでの「特別納税調整実施弁法」2号通達（国税函2009年第2号）を改定し、「特別納税調整実施弁法」2号通達討議草案（を2015年9月17日に公布した。討議草案では、中国税務当局が2015年3月18日に公布した関連者間の無形資産・役務提供の支払に関する公告（国税総局公告2015年第16号）及び2015年6月16日に公布した費用分担契約の管理に関する公告（国税総局公告2015年第45号）に含まれる無形資産、役務提供、費用分担契約等の取扱いを法律として追加する一方、移転価格取引に基づく超過利益の算定にあたり、コストセービング及び市場プレミアム等の地域性に基づく特殊要素（以下、「地域特有の優位性」という）を分析すべきことを改めて強調している。

ア 無形資産

無形資産について、討議草案は行動計画8-10における無形資産に関する定義及び取扱いと同様の定義及び取扱いに拠っており、無形資産に関する取引の帰結として、収益分配と価値貢献との一致が確保されるべきであることを強調している。無形資産の価値貢献の判定方法としては、CUP法及びPS法以外に、価値貢献分配法、資産評価法等³⁰⁹に拠ることが容認されている。また、討議草案では、前述のとおり「地域特有の優位性」に言及しているが、無形資産の価値貢献を判定する上でも、

³⁰⁹ 価値貢献分配法、資産評価法が移転価格算定方法として容認されたことは、中国の税法上において初めてのことである。価値貢献分配法とは、多国籍グループの利益に対する貢献度を分析することにより、グループの連結利益を各国の関連者間で分配する方法である。通常、比較対象取引の情報取得が困難であるものの、グループ連結利益及び価値創造要素の当該利益に対する貢献度を合理的に確定可能な取引に適用されている。資産評価法とは、原価法、市場法及び収益法を含んでおり、関連者間の無形資産、持分譲渡等の取引を評価する場合に適用される方法となっている。

マーケットプレミアムやコストセービング等の地域特有の優位性等を考慮すべきであるという中国税務当局の認識は一貫している。

一方、無形資産への課税を後付けできる所得相応性基準の導入については、現時点において議論されていない。

イ 役務提供

役務提供については、討議草案では行動計画 8-10 のグループ内役務取引に関するコンセプトを参考としながら、関連者間役務取引の「受益性原則」及び取引価格設定の「独立取引原則」が適用されるべきこととされている。「受益性原則」の充足要件は、役務の受取側が関連者間役務取引によって直接的又は間接的に経済的利益を享受しており、かつ、当該役務取引が仮に独立の第三者との間の取引であったとしても、受取側に当該役務取引を行う蓋然性が認められることである。また、「受益性原則」の具体的な判定方法としては、国際的に広く採用されている受益者テストアプローチが採用されている。「受益性原則」を充足しない例としては、以下のものが挙げられる。

- ① 役務の受取側が既に当該役務を第三者から購入し、又は自ら役務を行っているにもかかわらず、依然として役務提供を受けるケース
- ② 役務の受取側がその直接又は間接の投資者の投資利益を保証するために支配、管理又は監督等の役務提供を受けるケース
- ③ 役務の受取側が多国籍企業グループに所属することによって付随利益を獲得したものの、関連の当事者から具体的な役務提供を受けていないケース
- ④ 役務の提供側が既に役務の受取側とのその他関連取引から補償を獲得した役務提供を受けるケース
- ⑤ 役務受取側が自身の負担する機能及びリスクと関係のない、又は自身の経営上の必要性に合致しない役務提供を受けるケース
- ⑥ 役務受取側に直接又は間接の経済利益をもたらすことのできないその他役務提供を受けるケース

「独立取引原則」の要件は、関連者間役務取引価格が、役務提供側の役務に関する原価・費用及び利益水準を踏まえた合理的な水準に設定されることである。

グループ内の役務取引に伴って発生する役務費用は、「受益性原則」及び「独立取引原則」の要件をいずれも充足する場合には、損金算入が容認される。

ウ 費用分担契約

費用分担契約について、従来、中国税務当局は、費用分担契約が独立企業原則に従っているか否かについて審査することとされていたが、討議草案では、税務当局による事前審査の行政責任・権限を薄め、事後管理を強化する方向への転換を明確にして

いる。討議草案によると、費用分担契約を締結する納税者は、契約締結（変更）後 30 日以内に費用分担契約複本等の関連資料を中国税務当局に提出するとともに、費用分担契約の実施期間において（事前確認協議の対象範囲に含まれるかを問わず）、毎年 5 月 31 日までに特殊事項ファイル（後述）を中国税務当局の検査のために備え置くことが要請されている。さらに中国税務当局は、費用分担契約に基づく関連者間の費用分担に関する諸条件を随時評価する権利を有するものとされている。また、関連者間における費用分担は、価値貢献と同様の経済的効果を有するとしており、地域特有の優位性（前述）による影響を分析、評価する必要があると強調している。なお、関連者間の費用分担が独立取引原則に違反すると判断される場合、税務当局は納税者に対して独立企業間価格に引き直した計算を行うこととなっている。

上記のとおり、無形資産、役務提供、費用分担契約についてのコンセプトが討議草案で明確にされ、今後、中国における一般的租税回避防止の規制が経済的実態に応じ、アグレッシブなタックス・プランニングの開示義務に関する規制を整備する等、多様化していくことが予想される。

なお、行動計画 8-10 が言及している PS 法については、2015 年 9 月 17 日に公布された討議草案において移転価格算定方法の 1 つとして取上げられている。当該算定方法のコンセプト自体は従来の 2 号通達から大きく変化しているものではないが、適用範囲が従来に比してより拡大されている。すなわち、従前の PS 法においては、関連者間取引が高度に統合し、各当事者の取引結果を単独で評価することが難しい場合にのみ適用されることとなっていた。これに対し、現時点の討議草案では、この場合のほかにも、関連者間取引の各当事者が貢献をして各当事者の取引結果を単独で評価することが難しい場合にも、PS 法が適用されることが規定された。また、PS 法を利用して比較可能性分析を行う場合、当然に前述の「地域特有の優位性」という要素を考慮する必要があるとされている。

9 行動計画 1 1（BEPS の測定とモニタリング）

（1）関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画 1 2（義務的開示制度）

（1）関連する現在のルール

中国には、現在、行動計画 12 に関連するルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

国家税務総局が、今後アグレッシブなタックス・プランニングに関する税務当局への報告義務制度を採用する見込みがあるものの、現時点では政府側の動きは明確になっていない。

1.1 行動計画 1.3 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール

前述の「特別納税調整実施弁法」2号通達(国税函 2009 年第 2 号)においては、関連企業との取引がある企業は、移転価格同期資料の準備、保存及び当局の要請に基づく提出義務がある。但し、関連企業との年間の取引総額が 2 億元以下である等の一定の条件を満たす場合には、同期資料の準備が免除される。

ア 記載内容

同法 14 条では、移転価格同期資料は中国語で作成し、規定に従い、組織構成、生産経営状況、関連取引の状況、比較分析、移転価格算定方法及び、使用等を記載することが要求されている。

イ 期限

同法 16 条により、関連取引が発生した年度の翌年 5 月 31 日までに、当該年度の同期資料を準備し、かつ当局から提出を要求された場合、20 日以内に提出すべきことが定められている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015 年 9 月 17 日に公布された討議草案において、マスターファイル、ローカルファイル、特殊事項ファイル及び国別報告書等の移転価格文書の作成・提出義務が規定されている。なお、討議草案がいつ確定するかについては、明確になっていない。

ア マスターファイル及びローカルファイル

(ア) 提出義務者

マスターファイル、ローカルファイルについて、中国における納税者は、当該年度に発生した関連売買金額(来料加工の場合は年度輸出入についての税関申告金額で計算する)が 2 億人民元以上若しくは関連売買取引以外のその他の関連取引金額(関連者間の資金融通の場合、支払若しくは受取利子の金額で計算する)が 4,000 万人民元以上の場合、又は負担する機能及びリスクが限定的であるが欠損が生じている場合、毎年の法人税申告書に加え、関連者間取引に関する当該ファイルの提出が必要とされている。

なお、関連者間取引が事前確認制度（APA）の対象範囲に含まれる場合、又は、国内関連者のみと関連者間取引を行う場合、マスターファイル、ローカルファイル自体の作成義務が免除される。

（イ）記載内容

マスターファイルは、BEPS 最終報告書に基づき新規に作成・提出が要請されるものである。当該ファイルの記載事項は、行動計画 13 が提唱している多国籍企業グループ全体の組織構成、業務状況、無形資産状況、融資計画、財務及び税務状況等の情報に関する説明を網羅している。

ローカルファイルについては、これまでのローカルファイルの記載事項を踏まえ、企業の運営組織構成についての開示をより詳細に求められるとともに、バリューチェーン分析、アウトバウンド投資、関連者間の持分譲渡等の関連者間取引に関する説明が記載事項に追加されている（マスターファイル及びローカルファイルの詳細な記載事項の説明については、下表を参照）。

【マスターファイルの構成】

マスターファイルの構成	記載事項
組織構成	グループのグローバル持分構成、メンバー実体全員（会社性企業、パートナーシップ企業、恒久的施設を含む）の事業所の所在地
業務説明	グループの業務状況（利益の価値創造要因を含む）、グループの連結売上に占める売上割合が内で上位から 5 番目までの関連企業の状況、グループの重要な関連役務計画、グループ各企業の価値創造における主要な貢献、グループ財務報告年度の経営状況の変化（事業再編、事業構成調整、持分買収等の事業及び法律形式の変更等を含む）
無形資産	グループの無形資産に関連する全体の戦略、無形資産の研究開発機構及び管理者の状況、グループの移転価格計画に大きな影響を与える重要な無形資産及びその変更状況、無形資産に関する協議リスト（費用分担契約、研究開発サービス契約、許可協議を含む）、無形資産関連の権益の関連者間の譲渡状況（譲渡に関する企業、国家及び補償を含む）、グループ内の研究開発及び無形資産に関するその他移転価格ポリシー
融資計画	グループ全体の融資計画、非関連者である貸手との融資計画、集中融資機能を提供する企業の状況、グループ内の融資計画の移転価格ポリシー
財務及び税務状況	グループ財務報告年度の連結財務諸表、国家間の収益分配に関する税収計画（例えば、一国事前確認制度等）の締結状況、グループ内の国別報告書を準備・提供するメンバーの状況

【ローカルファイルの構成】

ローカルファイルの構成	記載事項	変更事項
企業概況	組織構成、管理構成（報告対象及びその主要オフィス所在地）、業界状況、運営モデル（経営戦略、価値創造要因）、業務状況（各部門、各業務段階の職務履行プロセス）、セグメント情報、関連する組織再編又は無形資産の譲渡及びそれらが企業に与える影響	組織構成及び業界状況以外の項目については、全て新規追加されるものである
関連者関係	関連者の基本情報、適用税率及び関連者関係の報告年度における変更状況	直接若しくは間接に企業の持分を保有する関連者の情報開示が追加されている
関連者間取引	関連者間取引の概況（関連者間取引に対する説明、関連者間取引のプロセス及び取引価格決定の影響要素、関連者間の機能リスク状況、関連者間取引の必要なデータ）	非関連者間取引との異同比較分析、過年度の機能リスクとの比較分析が追加されている
	バリューチェーン分析（バリューチェーンの各段階及びその参加者についての説明、各段階の参加者の報告年度における財務諸表、グローバル・バリューチェーンにおけるグループ利益の分配原則及び分配結果）	新規追加
	アウトバウンド投資（アウトバウンド投資の基本状況、投資項目の概況及び項目の運営データ）	
	関連者間の持分譲渡（持分譲渡の概況、譲渡対象の情報、譲渡対象についての資産評価状況）	
	関連者間役務（関連者間役務の概況、原価費用の算定及び集計方式、原価費用の関連者間における分配基準） 関連者が締結した事前確認制度等	
比較可能性分析	比較可能性分析を行う際に考慮すべき要素、比較可能な企業の履行する機能、負担するリスク及び使用する資産の状況等、比較可能な取引についての説明、比較可能な情報の出所・選別条件・理由、比較可能なデータに関する調整及びその理由	変更無し
移転価格算定方法の選定及び使用	各類型の関連者間取引及び企業全体に適用される移転価格算定方法の選定及びその理由、選定している移転価格算定方法の適用性、選定している移転価格算定方法による分析結果等	納税者のグループ全体利益若しくはグループ残余利益における価値貢献についての説明が追加されている
添付資料	—	これまでの「企業機能リスク分析表」及び「企業年度関連取引財務状況分析表」の添付が不要となっている

(ウ) 適用開始時期

マスターファイル及びローカルファイルの適用開始時期については、現時点の討議草案において明確にされていない。2号通達討議草案の確定に伴って関連のコンセプトが明確にされると見込まれる。

(エ) 作成言語、提出時期

中国税務当局は、上記のマスターファイル、ローカルファイル、特殊事項ファイルについては、作成言語を中国語に限定している。さらに、これらファイルの作成は、関連者間取引が発生した年度の翌年5月31日までとすると共に、税務当局の希望提出日から20日以内の提出義務が規定されている。

(オ) 罰則

上記のマスターファイル、ローカルファイルの作成・提出義務を有する中国の納税者は、当該ファイルの提出・保存をしない場合、又は、提出した文書に虚偽が含まれ関連者間取引の内容を正しく反映していない場合には、罰金を科されるとともに、中国税務当局により合理的な方法に基づき納税すべき所得額を算定されることがあるとされている。また、中国税務当局の算定により、当該納税者が追加納付税金を支払う必要がある場合、利子及び滞納金の支払が同時に発生することになる。

イ 特殊事項ファイル

(ア) 提出義務者

行動計画13において勧告されていないものの、中国においては関連者間役務取引ファイル、費用分担契約ファイル、過少資本ファイルという特殊事項ファイルの作成・提出義務が要請されている。関連者間役務取引若しくは費用分担契約を有する中国における納税者、又は関連者間の負債資本比率が標準比率（税務当局が標準的と考える業種別の比率、金融業では5:1、その他の業種では2:1）を超える中国の納税者のうち一定の条件に該当する者は、各特殊事項ファイルの提出が必要とされている。

なお、特殊事項ファイルの免除基準規定によれば、関連者間取引が事前確認制度（APA）の対象範囲に含まれる場合、又は、国内関連者のみと関連者間取引を行う場合、関連者間役務取引ファイル及び過少資本ファイルの作成義務自体が免除されるほか、費用分担契約ファイルの提出義務が免除されている。

(イ) 記載内容

関連者間役務取引ファイルは、今回の討議草案において新規に作成・提出義務が課されたものである。当該ファイルの作成において、関連者間役務取引に関連する契約書及び役務の真实性を証明できる資料、役務自体の状況、役務の受取側の受益状況、役務原価・費用の算定方式、取引価格の設定方法、比較可能な役務取引の状況等についての開示が規定されている。また、費用分担契約ファイル及び過少資本ファイルの作成については、従来の2号通達から大きな変更はない。

(ウ) その他

特殊事項ファイルの適用開始時期、作成言語、提出時期、罰則については、マスターファイル及びローカルファイルと同様である。

ウ 国別報告書

(ア) 提出義務者

中国税務当局は討議草案において、OECD の BEPS 最終報告書を斟酌して、国別報告書の提出義務を規定している。

国別報告書の提出義務は、中国における納税者が多国籍グループの最終支配企業であり、かつ、グループの前会計年度における連結収入が 50 億元を超える場合、又は、多国籍グループに指定されている国別報告書の報告者である場合、国別報告書の提出義務者に該当するとされている。また、中国における納税者が法令上の国別報告書の提出義務者に該当しない場合であっても、正式に調査対象とされ、かつ、当該納税者の最終支配企業がその所在国の規定に拠って国別報告書の作成義務を有し、一定の原因で当該国別報告書を中国政府が入手していない場合には、当該納税者は、国別報告書の提出が必要となることが強調されている。

(イ) その他

国別報告書の様式・記載事項、適用開始時期、作成言語、提出時期、罰則については、現時点の討議草案において明確にされていない。2 号通達ディスカッションドラフトの確定に伴って、国別報告書に関する詳細なコンセプトが明確化される見込みである。

なお、2016 年 1 月 27 日に国別報告書の自動的情報交換に関する多国間合意が締結されたが、中国はこれに参加していない。その理由は公表されておらず、また、今後参加するか否かの見通しについても不明である。

このように移転価格文書の作成・提出には、多国籍企業グループ全体についての詳細な情報収集及び関連者間の情報交換が不可欠となり、討議草案の確定に伴い、中国における納税者のコンプライアンスコスト及びマンパワーコストが大幅に上昇することが見込まれており、経済界からはその点を懸念する声が挙がっている。

また、上記のとおり、中国税務当局の算定により、当該納税者が追加納付税金を支払う必要がある場合、利子及び滞納金の支払が同時に発生することになる。そのため、納税者にとり、移転価格文書のコンプライアンスコストの上昇が今後の課題となるものと見込まれる。

1.2 行動計画 1.4（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

中国には、現在、行動計画 14 に関連するルールはない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS 最終報告書を受けた法改正は実施されておらず、改正案も公表されていない。

1.3 行動計画 1.5（多数国間協定の策定）

（1）関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

中国は、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している³¹⁰。

³¹⁰<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第9 インド

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

インド政府は、2016年2月末に公表した予算案³¹¹において、国別報告書の作成を義務化する法改正を行う予定であること明らかにした。また、パテント・ボックス税制の導入を明らかにしているほか、PEを持たない非居住者への平衡税（Equalization Levy）の源泉徴収課税の導入を提言するなど、BEPS プロジェクトにおける勧告を踏まえた国内法の改正が進んでいる。

もっとも、インド国内の報道³¹²において、インドが15の行動計画全てに対応するとは限らないと報じられていたとおり、インド国内における BEPS プロジェクトへの取組は、未だ完全という状況ではない。しかしながら、G20 加盟国として、また、通称 Bureau Plus と呼ばれる BEPS プロジェクトを監督する OECD の運営組織の担う一員として、積極的に BEPS 問題の議論に参加してきた立場からすれば、インド国内においては、今後も継続的に BEPS プロジェクトの動向を踏まえた法改正がなされることが予想される³¹³。

1 行動計画1（電子経済の課税上の問題への対処）

（1）関連する現在のルール

電子経済に係る課税上の課題への対処は、インドにとって重大な関心事であるとされている。インドは、居住性区分の判定に基づく課税ルールを厳格に適用するため、インド国内が電子経済の巨大マーケットとなりつつあるにもかかわらず、一部のネット企業に対して、インド国内においてほとんど課税がなされていないという問題が生じている。このような背景を踏まえて、BEPS プロジェクトの議論において、インドが、電子商取引について源泉徴収税の導入を提唱していたことも報告されている（もっとも、BEPS 最終報告書の勧告としては取り入れられなかった。）。

インド国内法には、電子経済に関する個別の税制上の規定はないものの、2012年財政法において、コンピュータ・ソフトウェアの使用及び使用権に対する対価の支払、衛星、ケーブル、光ファイバーに対する支払等、ほとんどの技術的及び電子経済上の取引を課税ベースとして捕捉する、広範な「ロイヤルティ」の定義が規定されている。

インドにおける非居住者による電子商取引に係る課税の主要な問題としては、(i) 所得の区分、すなわち、所得がロイヤルティ、事業所得、サービス料やキャピタルゲインのいずれであるのかという問題と、(ii) インド国内にあるサーバーやウェブサイトのホスティングに関する PE 該当性の問題が挙げられる。すなわち、有形製品のオンラインショッピングのような電子商取引の場合には、事業所得と容易に区分すること

³¹¹ <http://indiabudget.nic.in/ub2016-17/bs/bs.pdf>

³¹² <http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/finance/budget-2016-may-introduce-beps-to-make-tax-evasion-difficult-for-mncs/articleshow/50646305.cms>

³¹³ 現地事務所の見解

ができるが、電子バンクや、データベースへのアクセス及び電子書籍の販売等の複合的なサービスの場合には、所得の区分（すなわち、事業所得かその他の所得（ロイヤルティ等）かの判断等）が困難となり、インド国内において、訴訟の対象となることも多い。

同様に、インドでは、特定の状況下において、ウェブサイトが PE を構成することが OECD モデル租税条約のコメントリーへの留保として明示されており³¹⁴、税務当局がウェブサイトが外国企業の PE であると取り扱う例が存在する点に留意する必要がある。かかる見解は、インドの裁判所³¹⁵において好意的に捉えられていない傾向にあるが、この論点については、未だ国内における司法上の判断が確定していない。

さらに、インドでは、PE に関連して、中央予約システム（CRS）を通じたオンライン予約や航空機、電車及びその他の旅行代理店の予約によって生じた所得の課税に係る論点が、デリー裁判所において取り扱われおり、顕著な例として、ガリレオインターナショナル社³¹⁶とアマデウス国際旅行社³¹⁷の事件がある。これらの裁判例においては、インド国内の旅行代理店での予約の受付等は、納税者が提供した中央予約システムに接続されたコンピュータを通じて行われ、かかるコンピュータは納税者により完全にコントロールされていることなどを理由とし、納税者はインド国内に PE を構成するに足りる（準備的・補助的なものでない）主要な役割を果たしているとの判断が示された。

また、インドには、関税、物品税、サービス税といった中央政府が賦課する間接税と、州内の物品の販売にかかる州付加価値税（VAT）、州をまたぐ物品の販売にかかる中央売上税（CST）、販売時に課税される付加価値税といった各州が賦課する間接税が存在する。この点、電子商取引に関しては、取引実態に応じてサービス税、VAT、CST 等の課税対象となり得るが、いかなる間接税が適用されるかに関しては判断が難しい場合があり、争いとなっているケースもある。現在、インド政府は、複雑な間接税を一本化した物品・サービス税（Goods and Services Tax）（GST）の導入を進めているが、同法の成立時期は未定である。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

インド政府は、2016 年 2 月末に公表した予算案において、非居住者による電子商取引に対する課税上の課題に対処する BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、財政法案第 8

³¹⁴ OCDE モデル租税条約 5 条パラ 42.2 及び OECD 非加盟国の留保パラ 33
http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/taxation/model-tax-convention-on-income-and-on-capital-condensed-version-2014_mtc_cond-2014-en#page114
http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/taxation/model-tax-convention-on-income-and-on-capital-condensed-version-2014_mtc_cond-2014-en#page464

³¹⁵ 例えば、ITO 対 Right Florists Pvt. Ltd. (2013 年) 25 ITR(T) 639 (コルカタ - Trib.)

³¹⁶ (2008) 19 SOT 257 (Del)

³¹⁷ (2008) 113TTJ(Delhi) 767

章において、平衡税 (Equalization Levy) を導入し、インドに PE を持たない特定の電子的なサービス (「特定の役務」) を提供する非居住者に対して、6%の源泉徴収課税を行うことを提言した³¹⁸。

課税の対象となる「特定の役務」は、オンライン広告、電子広告スペース、その他別途定められたサービスを含めたオンライン広告のための何らかの設備やサービスであると定義されている。また、特定の役務の対価が年間総額 10 万ルピーを超える場合にのみ平衡税の課税対象となる。

かかる平衡税制度は非居住者をその対象としているものの、①非居住者がインド国内に PE を有し、かつ、②上記特定のサービスが PE と有効に繋がっている場合には適用されない。また、居住者や PE を有する非居住者の納税額の計算については、平衡税を期限内に納めた場合にのみ、平衡税の対象となる特定の役務の対価に関する費用の支払額を控除できることなどが予定されている。

なお、非居住者たる受領者の側で、平衡税以上の更なる課税は予定されていない。また、租税条約は通常「所得に対する租税」を対象としているところ、平衡税は「所得に対する租税」ではない (1961 年所得税法に基づく租税ではない) ため、租税条約による税額控除を受けることができないと説明されている³¹⁹。

2 行動計画 2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

現時点におけるインド国内法において、ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果を無効化するように設計された特別なルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

インドは GAAR 規定 (2015 年に導入することが検討されたものの、施行日が 2017 年 4 月 1 日開始の課税年度まで延長されている) が導入されれば、インド税務当局は、租税濫用の事案において、対象となる財産について、負債から資本へ、資本から負債へ

³¹⁸<http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/equalisation-levy-of-6-on-digital-ad-government-finds-a-way-to-tax-companies-like-google-facebook/articleshow/51216310.cms>

³¹⁹ CBDT が公表した脚注資料 (平衡税に関する提案書) の 10.3 には、以下のように説明されている。
" Tax on Amount of Payment for Specified Services & Not on Income: Hence Tax Treaties not Applicable 127. As the Equalization Levy is imposed on the gross amount of transaction, and not on the income arising from such transaction, it is applicable irrespective of whether any income arising from the transaction is taxable in India or not. As the Equalization Levy is not imposed on income, it does not fall within the scope of "income-tax" or "tax on income" or "any identical or substantially similar taxes", which typically define the scope of taxes covered within the tax treaties. Thus, the inherent concept of 'Equalization Levy' as suggested in the BEPS Report on Action 1 keeps it outside the purview of the limitations imposed by tax treaties, a feature, which makes it the only option that can be adopted without violating or in any other way affecting the treaty obligations of the Contracting States in a tax treaty. "
<http://www.incometaxindia.gov.in/news/report-of-committee-on-taxation-of-e-commerce-feb-2016.pdf>

と性質を変更する権限を有することとなるとされている。このことは、ハイブリッド転換社債、上場債券又は非転換社債を含む典型的な債務の性質に影響を与える可能性がある。そのため、シンガポールやモーリシャス、オランダ、ルクセンブルグのような国からインド国内へと投資をするプライベートエクイティファンドやベンチャーキャピタルファンド、ヘッジファンドにとっては、経済的実質 (commercial substance) にフォーカスを当てることが今後の重要な検討事項である。

3 行動計画3 (効果的な CFC ルールの構築)

(1) 関連する現在のルール

ア インドにおける一般的な CFC ルールに関する規定及び直接税法の法制化の見送り
現時点におけるインドの国内法において、一般的な CFC ルールに関する規定は存在しない。この点に関連して、インドの多国籍企業による課税繰延べを防止するために、CFC の要件を充足する会社について、その CFC の総収入がインドの株主に帰属することになるという直接税法 (DTC : Direct Tax Code) の導入が検討されたが、実質的支配管理地主義 (POEM : Place of Effective Management) の導入等に伴い、DTC の目的は概ね達成されたとして、直接税法案の法制化は見送られた。

イ 実質的支配地主義 (POEM : Place of Effective Management)

(ア) 総論

インド政府は、2015 年財政法により、インドにおける外国企業の居住地を判断するための基準を変更した。すなわち、「その年度中に企業の業務への支配 (control) と管理 (management) が全体としてみてインドに所在している場合」には³²⁰、当該企業はインドの居住者になるものと規定された。これは、企業として事業を遂行するために必要とされる経営上及び商業活動上の重要な意思決定が一度でもインドで行われた場合には、インドの居住者として取り扱うという制度である。当該制度は、本質的には英国系の概念であり、POEM がインドにあれば、その会社はインドの居住者であるとして課税されるという概念をもたらした。

これについてのガイドラインは、直接税中央税務局 (CBDT) の 2015 年 12 月 23 日告示第 142 号/2015・11-TPL として発行されたが、2016 年 2 月末に公表された予算案により、当該基準の適用が 1 年間延期されており、同基準は、2016-17 課税年度から適用されることになる³²¹。

(イ) POEM の特徴

① 居住性は、一定の期間にわたる事実上の分析に基づいて、毎年個別に決定さ

³²⁰ Section 6(3)(ii) of the Indian Income Tax Act, 1961

³²¹ <http://www.incometaxindia.gov.in/news/poem-note-for-uploading.pdf#search='POEM+Draft+Guidelines+india'>

れる。

② ABOI (ABOI : active business outside India、インド国外での能動的ビジネス) を有し、また、取締役会の過半数がインド国外で開かれる企業においては、POEM 自体はインド国外に存在する。

③ ABOI の決定

以下の要件の全てを充足する場合には、ABOI (インド国外での能動的ビジネス) があると判断される。また、判断にあたっては、対象年又は 2 年前、若しくは、より短い期間のデータの平均を取る。

- ・パッシブな収入 < 総収入の 50% ;
- ・インド国内の資産 < 総資産の 50% ;
- ・インド国内の従業員 < 総従業員の 50% ;
- ・インド国内の給与費用 < 総給与支出³²²の 50% 以下。

(ウ) POEM 導入の影響

2015 年財政法案の注釈³²³では、インド国外で設立された休眠会社(shell company) (当該会社はインド国内において支配・管理されている) への利益移転に対応するために POEM が用いられることが明確にされている。

また、その課税対象を国際的な収入(Global Income)とする点で、POEM に該当することで及ぶ影響の範囲は、(1961 年所得税法や租税条約で規定される特定の救済規定の適用はあり得るものの、) 上記 DTC で導入が検討された CFC 規定 (CFC に帰属すべき所得のみを対象) と比べてより広範なものとなっている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

4 行動計画 4 (利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限)

(1) 関連する現在のルール

ア 1961 年所得税法

インド国内法では、利子の損金算入の対象となる債務の額に上限はない。しかしながら、受取側において益金不算入とされる利子につき、支払側において支払った利子費用の損金算入を制限する規定 (1961 年所得税法 14 条 A) が存在する。また、支払利子の概念は広く定義されており、保証料やファクタリング、ヘッジ取引に係る支払等が含まれている。

なお、同法には租税回避に関連する特別な規定が定められているものの、その中

³²² 現行法では「給与費用」及び「総給与支出」の定義は設けられていない。

³²³ POEM Draft Guidelines - Analysis and Impact, Corporate Professionals Today, Volume 35, Issue 1

に、過少資本についての規定は存在しない。

イ 裁判例

以下の Director of Income-tax, International Taxation-II, Mumbai 対 Besix Kier Dabhol SA [ITA No776 of 2011] [2012] 26 taxmann.com 169 (Bom.) の事案におけるボンベイ高等裁判所の決定が参考となる。

「納税者である非居住者の企業は、同社の株主から資本と同じ割合で金員を借り入れており、結果的に、借入れと資本の割合が 248 : 1 という異常な事態となった。歳入当局は、負債は資本とみなされるべきであり、支払利子の控除は認められないと主張した。高等裁判所は、適用される過少資本ルールがないため、株主への負債に対する利子の支払を否認することはできないとし、納税者に有利な判決を下した。」³²⁴

前述のように、インド国内において過少資本ルールが存在しないことについては、裁判例において、厳格に適用がなされている。そのため、現在、外国の投資家は、インドの過少資本ルールがないという利点を活用してインドに投資することができる。インドでは、1961年所得税法 194 条 LC において、一定の条件が満たされた場合、外国企業への利子支払の源泉徴収税率は 5% であると規定している。また、同法 195 条 (1) において、租税条約又は国内法に規定された源泉徴収税率のうちより有利な方を適用できるとしている（現状、インドが締結している租税条約は支払利子に関し 10%-20% の源泉徴収税率が規定されている。）。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

具体的な改正の計画は公表されていないが、行動計画 2 と同様に、GAAR の規定が 2017 年 4 月 1 日開始の課税年度以降に導入されることにより、利子控除の課税実務にも影響を及ぼす可能性がある。

5 行動計画 5（透明性と実質を考慮した有害な税慣行に対するより効果的な対抗）

(1) 関連する現在のルール

現在、インドには、有害税制への対処に関するルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

インド政府は、2016 年 2 月末に公表した予算案において、2017 年 4 月 1 日より、インドで開発及び登録された特許のロイヤルティはグロスベースで 10%（サーチャージ

³²⁴ Besix Kier Dabhol SA [2012] 26 taxmann.com 169 (Bom.)

及び教育目的税別途)の税率を適用するパテント・ボックス税制を導入することを提言した³²⁵。

同制度の対象となる所得には、特許に関連する権利の全部又は一部の譲渡、特許の機能・使用に関する情報の分与、特許の使用又は関連するサービスの提供から発生するロイヤルティが含まれるとされている。ただし、インド居住者がインドで開発・登録した特許に関連するロイヤルティに限定される。また、同制度の対象となるロイヤルティ収入については、最低代替税 (Minimum Alternate Tax) は適用されないものとされている。

なお、1961年所得税法第35(2AB)には、特定のタイプの研究開発費用につき200%の控除を認める規定が存在するが、その控除割合は2017年～2018年には150%、2019年～2020年には、100%へと順次減少する予定である。

6 行動計画6 (租税条約の濫用の防止)

(1) 関連する現在のルール

2003年のインドの最高裁判決では、インドにおいてトリートリーショッピング(条約漁り)は許されると判示された。そのため、法律上は、トリートリーショッピングは違法ではないと整理されている。しかしながら、インドの税務当局は、租税条約の恩典の利用について慎重な対応を取っており、既存の租税条約に恩典利用の制限に関する条項を挿入すべく、一部の租税条約締約国との再交渉を行っている。報道によると、現在モーリシャスとの間で、外国投資家がモーリシャスを通じて投資をする際の恩典の利用について一定の条件を設けることにつき、議論が行われているとのことである。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

具体的な改正の計画は公表されていないが、行動計画2及び4と同様に、GAARの規定が2017年4月1日開始の課税年度以降に導入されることによって、課税実務に影響を及ぼす可能性がある。GAARの規定には、インドの国内法が租税条約よりも優先して適用されることがあるとの条項が含まれているため、租税条約の特典の利用について否認がなされる可能性が存在する。

7 行動計画7 (恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

国際的に見て、インドではPE認定の人為的な回避の防止に積極的に努めており、

³²⁵<http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/budget-2016-steps-to-encourage-domestic-patent-regime-proposed/articleshow/51197509.cms>

PE の概念を非常に広く解釈する傾向にある。そのため、多国籍企業の子会社や駐在員事務所等が税務当局によって各種の理由に基づき PE と認定され、課税処分がなされる事例がよく見られる。インドにおける PE に関連する係争としては、以下のものが挙げられる。

【代理人 PE に関連する係争】

- ◆ Dy. DIT (International Taxation) v. Jebon Corporation India [2010] 125 ITD 340 (Bang.)
- ◆ Ikea Trading (Hong Kong) Ltd. In re [2009] 176 Taxman 344 (AAR - New Delhi)
- ◆ Rolls Royce Pl. v. Asstt. DIT [2005] 148 Taxman 66 (Delhi) (Mag.)

【契約の分割による PE 認定の回避に関連する係争】

- ◆ Ansaldo Energia SPA v. ITAT [2009] 178 Taxman 57 (Madras)
- ◆ Linde AG, In re [2012] 19 taxmann.com 238 (AAR - New Delhi)
- ◆ Dy. CIT v. Hyundai Heavy Industries Co. Ltd. [2009] 31 SOT 482 (Delhi)
- ◆ Sumitomo Corporation v. Dy. CIT [2014] 43 taxmann.com 2 (Delhi - Trib.)
- ◆ CIT v. Hyundai Heavy Industries Co. Ltd. [2007] 161 Taxman 191 (SC)

また、1961 年所得税法 9 条(1)(i)は、恒久的施設と同義と考えられる「ビジネス・コネクション」について規定しているところ、Explanation 1 の(b)項は、PE 認定されない場合を、輸出を目的としたインドでの物品の購入に限定している。

National Institute of Public Finance and Policy の「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting - Indian Perspective」³²⁶では、PE 認定の対象外となる準備的補助的活動に関する裁判において、駐在員事務所が実質的な経済活動を行っているとは判断され、納税者の敗訴判決がなされていることが多いとの指摘がなされている。

イ コミッショネア・アレンジメント

コミッショネア・アレンジメントは、英米法³²⁷をベースとするインドの法体系の下では一般的ではない。しかしながら、コミッショネア・アレンジメントに関連するものとして、多くのインドの租税条約は、代理人が習慣的に企業の全体又はほぼ全体の受注に関与している場合には、代理人は PE を構成するものと考えられている

³²⁶ working paper No. 2014-133

³²⁷ 英米法では、一般的な法概念として、本人に代わって代理人が行った行動は、いずれの名で活動したかに関わりなく本人を拘束することになるとされるため、コミッショネア（問屋）の概念が発達していないとされている。

点で、代理人 PE に係る広い定義を採用している点には注意すべきである。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

今後は、行動計画 7 で提案されている PE の定義の修正に基づき、租税条約における PE 概念の修正が図られることが予測されるが、PE の認定につき積極的なインドにおいてより多くの PE 認定がなされ、多くの長期にわたる訴訟が生じるリスクが存在する。

また、行動計画 2、4、6 と同様に、GAAR 規定が 2017 年 4 月 1 日開始の課税年度以降に導入されることよって、インドの PE 認定が更に厳しくなる可能性も存在する。

8 行動計画 8-10 (移転価格の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

インドでは、1961 年所得税法 92 条から 92 条 F までにおいて移転価格税制が導入されており、その内容は概ね OECD 改訂移転価格ガイドラインに準拠している。具体的には、独立企業間価格に関する 6 つの算定方法 (CUP 法、RP 法、CP 法、PS 法、TNMM 法及び直接税中央委員会が認める方法) のうち、直接税中央税務局が認める方法以外の 5 つは同ガイドラインに準拠しており、同ガイドラインの内容は、国内法の解釈に当たっても参考にされている。

インドの移転価格税制における「関係会社」は、1961 年所得税法 92 条 A において、「直接若しくは間接的に又は単独若しくは複数の仲介者を通じて、他の事業体の経営、支配又は資本に関与している事業体」、又は「直接若しくは間接的に又は単独若しくは複数の仲介者を通じて、他の事業体の経営、支配又は資本に関与している同一の者によって経営、支配又は資本の関与を受けている事業体」をいうとされている。具体的には、次の関係にある事業体は「関係会社」に該当する³²⁸。

- ① 議決権の保有割合が 26%以上
- ② 貸付金が債務者の総資産の帳簿価額の 51%以上
- ③ 債務保証が債務者の借入総額の 10%以上
- ④ 取締役会の過半数の選任
- ⑤ 他者所有の知的財産権に完全依存
- ⑥ 原材料の 90%以上を特定の者から調達し、その価格等の条件について当該供給者が影響力を持つ場合
- ⑦ 製品を特定の者に販売し、その価格等の条件について当該調達者が影響力を持つ場合
- ⑧ 相互利益の関係にある場合

³²⁸ 別所徹弥編「世界 73 ヶ国の移転価格税制ガイドブック」27-28 頁 (中央経済社、2014 年) を参照

イ 無形資産

無形資産に関する OECD 改訂移転価格ガイドラインでは、無形資産の識別、(法的又は経済的な) 所有権、比較可能性のアプローチや独立当事者間価格の決定方法の選択のためのアプローチが明瞭化されているところ、この内容はインドの税務当局の慣行と軌を一にしている。なお、インドの移転価格税制における無形資産の定義には、無形資産として一般的に認識されているマーケティング及び技術に関する無形資産のみならず、熟練労働力、集合労働力及び労働契約といった人的資本に関連するものが含まれている³²⁹。

ここ最近、インドは、多国籍企業の研究開発拠点としての重要な場所とされる傾向にある。これらの研究開発拠点について、納税者は、全ての費用がリターンと共に払い戻されていることを理由に、これらの研究開発拠点は何らの重要なリスクも負担していないと主張することがあるが、インドの税務当局は、当該研究開発拠点はインドで繁栄してきたのであるから、利益はインドに帰属するはずであるとの見解を長きにわたり有している。この論点は、直接税中央税務局 (CBDT) の 2013 年 6 号通達³³⁰により明確化されている。同通達では、契約上の取極めよりも、実態を重視すべきとし、インドの研究開発拠点が重要なリスクを負担しているか否かの判断基準について明示している。

ウ グループ内役務提供・低付加価値サービス

現在、インドにおけるグループ内役務提供については、多くの事件において、税務当局は、納税者にそれぞれのサービスから受けた利益を定量化するよう求め、又は、サービスの実際の実領の証明ができない場合の支払やサービスから何らの利益も得ていないこと、文書化の不備等を理由として、課税処分がなされ、頻繁に係争となっている³³¹。他方で、証拠書類の分析や受領した利益の定量化は、納税者にとって困難かつ負担のかかる作業であるとされている。

エ ロケーション・セービング

税務当局は、ロケーション・セービングについて、BEPS 最終報告書で取られた見解と同様の見方を踏襲している。すなわち、発展途上国におけるロケーション・セービングは産業全体に及ぶため、ロケーション・セービングにかかる利益は当該国内取引にも等しく生じていると考えることができる。よって、当該国内に比較対象取引がある場合には、ロケーション・セービングに基づく調整は必要ないとしている³³²。

³²⁹ 1961 年所得税法 92 条 B

³³⁰ <http://incometaxindia.gov.in/Communications/Circular/91011000000000665.htm>

³³¹ DCIT vs. Nhava Sheva International Container (ITA no. 4078/2009)

³³² Watson Pharma (P) Ltd. vs. DCIT (ITA 1423/Mum/2014 & 1565/Mum/2014)

オ 広告、マーケティング及び販売促進（AMP）費用

多国籍企業のインド子会社が負担する過大な AMP 費用に関し、かかる超過分はインド子会社の国外関連者のブランド構築に貢献しているとし、移転価格調整の対象となるかが問題とされてきた。この点、メーカーである日系インド子会社が負担する AMP 費用が問題となった事案において、デリー高等裁判所は、納税者において発生した AMP 費用は、納税者が製造業者であって販売業者ではない事例であることを前提として、移転価格調整の対象となる国際的取引ではないと判示した³³³。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

9 行動計画 1 1（BEPS の測定とモニタリング）

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1 0 行動計画 1 2（義務的開示制度）

(1) 関連する現在のルール

現在、インドの国内法に義務的開示を要求するルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1 1 行動計画 1 3（移転価格文書化及び国別報告書）

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

1962 年所得税規則の規則 10D 及び 1961 年所得税法のセクション 92D のとおり、関連者と何らかの取引を締結している者は、一定の情報と文書を準備する必要がある上に、監査証明書（Form 3CEB）を入手して提出をする必要があり、未作成の場合には最大で関連者間取引額の 2% が罰金として科され得る。具体的には、関連者間の年間国際取引総額が 1,000 万ルピーを超える会社又は関連者間の一定の国内取引の年

³³³<http://www.kpmg.com/IN/en/services/Tax/FlashNews/KPMG-Flash-News-Maruti-Suzuki-India-Limited-1.pdf>等を参照

間総額が2億ルピーを超える会社（2015年3月期以前は5,000万ルピーを超える会社）は、移転価格の文書化義務を負い、法人税申告時まで作成及び保存することが義務付けられている。同文書はインド税務当局からの要請に従い提出が必要となる。資料の提出期限は通常30日間であり、最大60日まで延長することができる。

当該文書の記載事項には、関連者グループの概要（資本関係、多国籍企業グループの概要、納税者のビジネスの説明、業界の概要等）、関連者間取引の概要、機能分析、比較対象企業の検証データ、最適な移転価格算定方法の選定方法等が含まれる。このように、所得税規則の規則10Dは、BEPS最終報告書で勧告された、ローカルファイルにおいて準備することが求められている事項の大半をカバーしている。

また、移転価格文書を申告年度末日から9年間保管し、毎年度更新することが必要とされている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

ア 概要

インド政府は、2016年2月末に公表した予算案において、行動計画13のBEPS最終報告書の勧告を受け入れることを認め、2017年4月1日以降に開始される財政年度以降、国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルを導入することを明らかにした³³⁴。マスターファイル及びローカルファイルの詳細な規定については今後規則の形で具体的に定められることになると予想される。

当該制度が導入されることによりインドの税務当局はより自由に大量の活用し得る情報を蓄積できることになり、より焦点を絞った調査を行うことが可能になると考えられる。

イ 国別報告書

（ア）概要

インド政府は、2016年2月末に公表した予算案において、国別報告書の導入について明らかにした。国別報告書の様式や要件等については、概ね行動計画13のBEPS最終報告書の勧告に従い決められることとされている。

（イ）提出義務者

インドに所在する連結総収入金額が750百万ユーロ超の多国籍企業グループの最終親事業体等

（ウ）様式及び内容

OECD 移転価格ガイドライン第5章改訂案の別添3に示された記載項目と基本的

³³⁴ インド2016年予算のAnnexes to Part Bの7.2条（47頁）

に同一である。

(エ) 提出時期

法人税申告書の提出に先立って、又はそれと同時に提出する必要がある。

(オ) 免除要件

免除要件については明らかではない。

(カ) 使用言語

使用言語については明らかではないが、現行の移転価格文書制度の使用言語が英語であることから、英語である可能性が高いと考えられる。

(キ) 適用開始時期

2017年4月1日以降に開始する会計年度から適用される予定である。

(ク) 罰則

報告書の提出遅れについては、1か月以内は1日当たり5,000ルピー、1か月を超える期間は1日当たり15,000ルピーの罰金が科されることになる。

また、不正確な内容の報告書に係る罰則の制定については、不正確性の認識がありながら報告書を提出した場合や、発覚後一定期間内に正確な報告を行うことを懈怠した場合等において、50万ルピーの罰金が科されることになる。

(ケ) その他の要件

インド国外に親会社の居住地を有するインド子会社は、親会社の居住地の国又は領土に関する情報を当局に提供しなければならない。

(コ) 情報交換

2016年1月27日に国別報告書の自動的情報交換に関する多国間合意が締結されたが、インドはこれに参加していない。

1.2 行動計画1.4 (相互協議の効果的実施)

(1) 関連する現在のルール

インドは、法律及び租税条約並びにこれらのガイドラインにおいて、事前確認制度 (APA: Advance Pricing Agreements) と相互協議手続 (MAP: Mutual Agreement Procedure) の手続を定めている。

従来、インドにおける MAP は長期間を要するものであったとされていたが、近時、関

連当局の変更がなされて以降は、手続が多少迅速化しているとされている。

(2) 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1.3 行動計画1.5（多数国間協定の策定）

(1) 関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

インドは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している³³⁵。

³³⁵<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第10 インドネシア

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

インドネシアは、OECD 加盟国ではないものの、アセアン唯一の G20 加盟国であり、関係強化国として OECD の議論に関与する地位を付与され³³⁶、BEPS の議論に関与してきた。

また、インドネシア政府は、2010 年 9 月 6 日に、OECD の独立企業原則を踏まえ、移転価格税制に関するガイドラインとして、国税総局 (DGT) 規則 PER-43/PJ/2010 号³³⁷をリリースするなど、移転価格税制を中心に、一貫して BEPS に取り組んできた³³⁸。

さらに、2013 年 12 月にオーストラリア・キャンベラでの G20 会議に出席したほか、2015 年 11 月には、インドネシア・ジャカルタにおいて、インドネシア国税総局が BEPS に関するアジア太平洋技術会議³³⁹を主催した。同会議では、BEPS パッケージが公表された後における BEPS プロジェクトの成果を参加者と更新・共有した上で、各国での今後の見通しや BEPS プロジェクトの実行及びモニタリング状況について検討し、各国・各地域の税務当局によって検討されている課税手続のためのツールキットを進化させるための議論がなされた。このように、インドネシアは、BEPS プロジェクトの実行を前向きに検討している³⁴⁰。

1 行動計画 1 (電子経済の課税上の課題への対処)

(1) 関連する現在のルール

電子経済の課税上の課題については、以下の法律及び DGT 通達によって対処されている。

ア 法律

(ア) 国税総則法 (法律 1983 年 6 号³⁴¹ (法律 2009 年 16 号により改正³⁴²))

- ・ 課税に関する一般規定及び方法を定めた法律であり、電子経済における課税についても当然に適用される。

(イ) 所得税法 (法律 1983 年 7 号³⁴³ (法律 2008 年 36 号により改正³⁴⁴))

- ・ 所得税法は、電子商取引を行う納税者に対しても適用される。電子商取引にお

³³⁶ <http://www.oecd.org/general/theoecdrelationswithitskeypartners.htm>

³³⁷ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJiim6M%3D>

³³⁸ <http://www.tpa-global.com/news/2012/01/01/indonesia-ndash-new-transfer-pricing-regulations>

³³⁹ <http://www.oecd.org/ctp/beps-technical-meeting-asia-pacific-co-chairs-summary-of-discussions-november-2015.pdf>

³⁴⁰ 現地事務所の見解

³⁴¹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=qA%3D%3D>

³⁴² <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJiom6I%3D>

³⁴³ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJQ%3D>

³⁴⁴ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJeko6A%3D>

ける課税標準は「所得」であり、所得税法4条2項、15条、21条、22条、23条及び26条に基づく源泉徴収税の徴収に関する規定等も同様に適用される（後述する DGT 通達 SE-62/PJ/2013 号参照）。

(ウ) 付加価値税及び奢侈品販売税法³⁴⁵（法律1983年8号³⁴⁶（法律2009年42号により改正³⁴⁷））

- ・付加価値税及び奢侈品販売税法は、電子商取引を行う納税者に対しても適用される。同法4条1項 a、c、f、g 及び h³⁴⁸に該当する電子商取引を行う事業者は、原則として、課税事業者として登録されるための報告が義務付けられ、納税義務を負う（後述する DGT 通達 SE-62/PJ/2013 号参照）。

イ DGT 通達

(ア) 電子商取引に係る課税規定の解説についての DGT 通達 SE-62/PJ/2013 号³⁴⁹

- ・電子商取引に係る課税についての一般規定、課税の方法並びに、所得税、付加価値税及び奢侈品販売税の解説に関する通達が存在する。同通達は、電子商取引についても所得税法や付加価値税及び奢侈品販売税法の適用があることを確認した上で、その添付文書において、電子商取引を、電子商取引市場（online marketplace）、電子小売（online retail）、広告欄（classified ads）及びデイリーディール（daily deal）に分類し、当該各取引の課税関係について詳細な説明を行っている。

(イ) 電子商取引に係る所得税の源泉徴収・徴収に関する DGT 通達 SE-06/PJ/2015 号³⁵⁰

- ・DGT 通達 SE-62/PJ/2013 号と同様に電子商取引を上記の4つに分類した上で、当該各取引における所得税の源泉徴収・徴収義務の内容について、詳細な説明を行っている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

インドネシアには、上記のほかにも、電子経済に係る特定の税務上の取扱いに対処

³⁴⁵ 「奢侈（しゃし）品販売税」は、インドネシア国内の課税地域で奢侈品（いわゆる贅沢品のことをいう。）を製造する企業又は奢侈品を輸入する企業が、奢侈品を引き渡したとき又は輸入したときに1度のみ課税される税目をいう。

³⁴⁶ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJU%3D>

³⁴⁷ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJifpKE%3D>

³⁴⁸ 付加価値税及び奢侈品販売税法4条1項 a、c、f、g 及び h に該当する取引とは、それぞれ、(a) 事業者により行われる課税領域内での課税品の提供、(c) 事業者により行われる課税領域内における課税サービスの提供、(f) 課税事業者による有形課税品の輸出、(g) 課税事業者による無形課税品の輸出、(h) 課税事業者による課税サービスの輸出をいう。

³⁴⁹ <http://ortax.org/ortax/?mod=aturan&page=show&id=15448>

³⁵⁰ <http://ortax.org/ortax/?mod=aturan&page=show&id=15683>

するための規制について様々な草案が存在する。例えば、所得税法については、ソフトウェアや電子雑誌等、従前の所得税法が十分に想定していなかった物品の取引が増加していること、インボイス等がデジタル化して取引の補足が困難となっていること、現行の規定では海外の電子商取引事業者の PE 認定が適切に行えない場合があることなどの問題点が指摘されており、現在改正案が作成されている^{351 352}。

また、DGT では、「インドネシアで事業を行う全ての外資の電子商取引事業者は、インドネシアで登録を行わなければならない」という考えが議論されている。実際に、一定の電子システム事業者に登録（PSTE）を義務付ける制度が存在しているほか（政令 2012 年 82 号³⁵³、通信情報大臣令 2014 年 36 号³⁵⁴）、近時においても、通信情報大臣は、課税強化及び自国産業保護の見地より、電子システム事業者のインドネシアにおける登録に係る規制を変更する方針であると述べており³⁵⁵、同大臣は、経済担当調整大臣及び通信情報大臣と、電子商取引に係る課税について協議を済ませている³⁵⁶。さらに、DGT のみならず、インドネシア電子商取引協会（Indonesia E-Commerce Association）のような団体もまた、正当な電子商取引活動の保護の必要性を主張しており、政府・国全体として、電子商取引や IT インフラに対する高い関心がうかがえる。

なお、電子経済に対応した恒久的施設（PE）の定義について、正式な議論がなされているとの情報はない。

2 行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）

（1）関連する現在のルール

インドネシアには、関連するルールは存在しない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS 最終報告書の公表後、特にガイドライン等はないが、詳細は不明であるものの、所得税法の改正法案において、行動計画 2 の内容に対応する方針であるとの説明がなされている³⁵⁷。

³⁵¹ <http://www.ortax.org/ortax/?mod=berita&page=show&id=14425&q=&hlm=5>

³⁵² <http://www.kemenkeu.go.id/sites/default/files/EKSTENSIFIKASI%20PAJAK%20DARI%20TRANSAKSI%20ONLINE.pdf>

³⁵³ https://jdih.kominfo.go.id/produk_hukum/view/id/6/t/peraturan+pemerintah+republik+indonesia+nomor+82+tahun+2012

³⁵⁴ https://jdih.kominfo.go.id/produk_hukum/view/id/235/t/peraturan+menteri+komunikasi+dan+informatika+nomor+36+tahun+2014+tanggal+30+september+2014

³⁵⁵ <http://www.cnnindonesia.com/teknologi/20160211205133-213-110456/maret-menkominfo-rilis-aturan-pse-untuk-google-netflix-dkk/>

³⁵⁶ 平成 28 年 3 月 18 日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

³⁵⁷ 平成 28 年 3 月 18 日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

インドネシアに居住する株主が支配する外国法人（但し、公開会社を除く。）の内部留保はインドネシア株主における配当所得とみなされ、合算課税される³⁵⁸。かかる CFC ルールに関連する税制の詳細については、以下の法律及び規則に規定されている。

ア 法律

所得税法（法律 1983 年 7 号³⁴³（法律 2008 年 36 号により改正³⁴⁴））18 条 2 項）

- ・ 同条項によれば、居住納税者が公開会社以外の外国法人に出資した場合で、当該居住納税者による出資が、払込みがなされた当該外国法人株式の少なくとも 50% に相当する場合、又は、他の居住納税者と共同で当該外国法人株式の少なくとも 50% に相当する場合において、財務大臣（MOF）は、当該居住納税者がその出資について得るみなし配当の時期を決定することができる。

イ 規則

MOF 規則 PMK-256/PMK. 01/2008 号³⁵⁹及び DGT 規則 PER-59/PJ/2010 号³⁶⁰では、合算課税の対象となる配当所得の認識時期は以下のとおりとされている。

- ① 該当事業年度の当該外国法人における年間所得税に係る申告書提出期限の 4 か月後（同 DGT 規則 1 項 a）
- ② 当該外国法人が申告書の提出義務を負っていない場合又は申告書の提出期限が定められていない場合には、事業年度終了の日から 7 か月後（同規則 1 項 b）

また、合算課税の対象となる配当額は、当該外国法人の税引後利益に基づき、納税者の株式割合に則り比例的に定められる（同 DGT 規則 3 条 1 項）。なお、当該外国法人の税引後利益は、該当国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成された財務諸表に基づく税引後の利益であるとされる（同条 3 号）。もっとも、配当額算定に関する同規則 3 条 1 項は、同規則 1 条所定の申告書提出期限よりも前に当該外国法人が納税者の権利である配当を行った場合には適用されない（同規則 3 条 2 項）。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS 最終報告書の公表後、特にガイドライン等とは出されていない。もっとも、詳細は不明であるが、BEPS 最終報告書を踏まえた上記 MOF 規則 PMK-256/PMK. 01/2008 号の

³⁵⁸ 経済産業省委託事業平成 25 年度総合調査研究「（諸外国の法人課税に関する調査）調査報告書」361 頁以下を参照（http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004081.pdf）

³⁵⁹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJelPjW%3D>

³⁶⁰ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJiipKI%3D>

改正が検討されているとのことである³⁶¹。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

利子の控除等に係る税制については、以下の法律及び規則が存在する。

ア 法律

所得税法（法律 1983 年 7 号³⁴³（法律 2008 年 36 号により改正³⁴⁴）18 条 1 項）

- ・財務大臣は、税額計算のための企業の負債資本比率（DER：Debt Equity Ratio）を決定することができる。
- ・同法は、負債資本比率算定の基礎となる借入れを、海外の支配株主等からの借入れに限定しておらず、インドネシア国内における借入れも対象となる。

イ 規則（MOF 規則 169/PMK.010/2015 号）³⁶²

2015 年 9 月に MOF 規則 169/PMK.010/2015 号が発行され、いわゆる過少資本税制が導入された。同規則において、インドネシア企業は、負債資本比率が 4：1 の割合を超える負債に係る支払利子等の借入れコストについては、損金算入できないと定められている（同規則 2 条 1 項、同規則 3 条）。この規定は、2016 年 1 月 1 日以降適用が開始されている。

負債資本比率の計算で使用される「負債」は有利子の買掛金を含む長期負債及び短期負債とされ（同規則 1 条 3 項）、無利子の関連当事者からの借入れは、「資本」に該当するとされている（同条 5 項）。

また、支払利子のみならず、借入れに関連して発生した追加料金（例えば、アレンジメントフィー）、リース融資に関連する利子、債務に関連した保証料や、借入れコストに対する外国為替差異も、損金算入が否定される借入れコストの対象となる（同規則 3 条 2 項）。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

OECD の勧告は、固定比率ルールを基本とした上で、グループ比率ルールを追加的にオプションとして採用することが認められているところ、これらの勧告内容と、現行のインドネシアの制度とは、異なるアプローチが取られている。

5 行動計画5（有害税制への対抗）

（1）関連する現在のルール

有害税制について、MOF 規則 60/PMK/2014 号³⁶³は、透明性の向上のため、情報交換を

³⁶¹ 平成 28 年 3 月 18 日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

³⁶² <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmlops%3D>

促進している。インドネシアは、ジャージー、ガーンジー、マン島、及びバミューダ政府のような一部の地域との間で、情報交換に関する実施ルールを締結している。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

行動計画 5 の BEPS 最終報告書では、インドネシアの 4 つの税制 (Public company regime³⁶⁴、Investment allowance regime、Special economic zone regime 及び Tax holiday regime³⁶⁵) が有害税制であるか否かを調査するとのことであるが、インドネシア側では、これらの 4 つの税制について特に議論はなされていない。

また、インドネシアは、自動的情報交換のための多国間協定に参加しており、最初の自動的情報交換は、遅くとも 2017 年又は 2018 年から導入されることが予定されている³⁶⁶。

なお、詳細は不明であるものの、所得税法の改正法案において、行動計画 5 の内容に対応する方針であるとの説明がなされている³⁶⁷。

6 行動計画 6 (租税条約の濫用の防止)

(1) 関連する現在のルール

行動計画 6 に係る税制については、以下の法律及び規則が存在する。

ア 法律

インドネシアにおいて規定される租税回避防止規定としては、(i)課税標準の範囲に関していわゆる実質課税主義を採用し、「その名称及び形式を問わず」との文言が付された所得税法 4 条、23 条、及び 26 条、(ii)移転価格に関する「関連者」の範囲について、直接か間接かを問わず実質的な支配下にある場合を含むとして、広範かつ詳細な定めを行っている所得税法 18 条 4 項等が挙げられ、個別の租税回避防止規定の対象は広範な範囲に及んでいる。

なお、インドネシア政府が批准した租税条約は、原則として所得税法等の国内法規に優先するものの (所得税法の第三次改正に係る法律 2000 年 17 号 32A 条及び同条解説参照³⁶⁸)、納税者が租税条約を濫用して租税回避を図る場合に租税条約の適用を主張できないことは後述のとおりである。

³⁶³ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmjo50%3D>

³⁶⁴ 会社の払込済株式の少なくとも 40%が一般株主により保有されている等の一定の要件を満たす上場会社については、5%の法人所得税率の引下げが認められる (政令 2013 年 77 号)。

<http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmioaM%3D>

³⁶⁵ インドネシアには、特定の投資につき法人所得税を一時的に減免するタックスホリデー、所在企業について関税の免除等が受けられる保税地区の指定、特定の業種・地域への投資に対し法人所得税に係る便宜を付与するタックスアロワンスといった税務上の優遇措置が存在する。

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_03/pdfs/idn8B010_gaishiyugu.pdf)

³⁶⁶ <http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/international-framework-for-the-crs/>

³⁶⁷ 平成 28 年 3 月 18 日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

³⁶⁸ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oQ%3D%3D>

イ 規則

DGT 規則 PER-62/PJ/2009 号³⁶⁹は、インドネシア政府が批准した租税条約を濫用する行為（同規制 3 条）には、租税条約が適用されないことを明記している。また、DGT 規則 PER-61/PJ/2009 号³⁷⁰により、租税条約に基づく軽減税率の適用を受けるための条件として特定のフォーム（Form-DGT1、Form-DGT2）を導入し、租税条約を利用した濫用的租税回避の問題に取り組んでいる。なお、インドネシア政府が批准した租税条約には、ロシア等の一部の国との間で締結されたもの³⁷¹を除き、特典制限条項（Limitation of Benefits）が含まれていない点にも留意が必要である。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

7 行動計画 7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

(1) 関連する現在のルール

恒久的施設（PE）に係る税制については、以下の法律及び規則が存在する。

ア 法律

所得税法では、インドネシアにおける恒久的施設（PE）の規定が設けられている。すなわち、同法によれば、外国法人が、同条 2 項 5 項に基づきインドネシア国内に PE を有するとされた場合は、当該 PE に帰属する所得に加えて、PE がインドネシア国内で行うのと同種の事業活動により当該 PE の本社である外国法人が得た所得（国内源泉所得）も課税対象となるいわゆる総合主義が採用されている（同法 5 条 1 項 b）。もっとも、日本とインドネシアとの租税条約の 7 条では、当該 PE に帰属する所得のみが課税対象とされている。

イ 規則

PE の税引後課税所得の税務上の取扱いに関する MOF 規則 14/PMK.03/2011 号³⁷²は、PE で得た利益を、インドネシアに再投資する場合の税務上の取扱いを規定している。すなわち、PE に対しては、前述した法人税課税に加えて、その税引後の利益についても、それが本社に送金されたか否かを問わず 20%の課税が行われるが（法律 1983 年 7 号（法律 2008 年 36 条により改正） 26 条 4 項）（なお、日本＝インドネシア租税

³⁶⁹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJigm50%3D>

³⁷⁰ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJigm5w%3D>

³⁷¹ 例えば、ロシアとの租税条約では、26 条に LOB の規定が存在する。

(<http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=treaty/rinci&idcrypt=o5g%3D&lang=0>)

³⁷² http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJi_joJ4%3D

条約所定の手続を行うことで10%に軽減することが可能。いわゆる支店利益税)、PEが、当該課税所得全額を、一定の要件の下で、新設会社への資本参加、既存会社への資本参加、当該 PE で使用する固定資産の購入又は当該 PE による無形資産への投資に充て、インドネシアへの再投資を行った場合には (MOF 規則 14/PMK.03/2011 号1条3項)、当該課税の免除を受けることができる (同規則1条2項)。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS 最終報告書の公表後、特にガイドライン等はないが、詳細は不明であるものの、所得税法の改正法案において、行動計画7の内容に対応する方針であるとの説明がなされている³⁷³。

8 行動計画8-10 (移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

インドネシアの税務署 (IT0) は、知的財産の評価について、依然として伝統的なアプローチを適用している。すなわち、大半の議論は、インドネシアの事業体がライセンス供与した知的財産から利益を受けたかどうかの問題に集中しており、IT0による税務調査においては、知的財産に関するロイヤルティについて、ロイヤルティを支払う企業が赤字であれば、ロイヤルティを受領する企業が当該知的財産の開発につき費用及びリスクを負担していることなどを考慮せずに否認する傾向にある。

また、所得相応制基準の導入については特に議論されていない。

なお、移転価格税制に係る調査については、移転価格調査のガイドライン (DGT 規則 PER-22/PJ/2013 号)³⁷⁴が公表されており、同ガイドラインでは移転価格の算定方法についても説明されている。

移転価格に関する「関連者」の範囲については、所得税法18条4項に規定されている。同項によれば、法人の場合の「関連者」の概要は、以下のとおりである。

- ① 25%以上の出資・被出資者関係 (直接又は間接)
- ② 25%以上の兄妹会社関係 (直接又は間接)
- ③ 実質支配している関係
- ④ 同一の者によって実質支配されている二者以上の間の関係

また、外国法人との間の取引との限定はなされていないため、国内取引もその適用の対象となり得るが、その対象は、各当事者に異なる税率が適用される場合であり、かつ、石油・ガス生産分担受託業者との取引等に限定されるなど、その範囲は限定的なものに留まる³⁷⁵。

³⁷³ 平成28年3月18日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

³⁷⁴ http://jjc.or.id/pdf/houjin-oshirase/LAMPIRAN_PER_22_PJ_2013_Japanese.pdf

³⁷⁵ 別所徹弥・齋藤隆一「移転価格 UPDATE~世界の税制をキャッチアップ~インドネシア」(税務弘報2013)

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

9 行動計画 1 1 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画 1 2 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

インドネシアでは、行動計画 12 に係るルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

11 行動計画 1 3 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール

DGT 規則 PER-43/PJ/2010 号 (DGT 規則 PER-32/PJ/2011 号³⁷⁶により改定) 4 条及び 18 条は、関連者との取引金額合計が取引先ごとに年間 100 億インドネシアルピア以上ある会社に対して、移転価格文書の作成を義務付けている。移転価格文書に記載すべき内容は以下のとおりである。

- ① 会社の詳細 (企業グループの構造、資本関係、組織構造、事業活動の状況、競合他者一覧、事業環境等)
- ② 移転価格設定方針・費用配分方針
- ③ 取引商品の比較可能性分析、機能分析、経済状況、契約条件、事業戦略
- ④ 比較対象企業
- ⑤ 納税者が選定した合理的な移転価格算定方法の適用結果及び他の方法を採用しなかった理由についての注釈

しかしながら、申告書と共に同文書を提出することまでは義務付けられておらず、法人税申告時までには作成及び保存することが義務付けられている。同文書はインドネ

年 4 月号 168 頁) を参照

³⁷⁶ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJilnp8%3D>

シア税務当局からの要請に従い提出が必要となる。資料の提出期限は通常 7 日間であるが、最大 30 日まで延長することができる。

また、上記文書化とは別に、所得申告の形式及び内容等に関する MOF 規則 181/PMK. 03/2007 号³⁷⁷ (MOF 規則 152/PMK. 03/2009 号³⁷⁸により改定) 14 条、及びその施行規則である DGT 規則 PER-34/PJ/2010 号³⁷⁹に基づき、申告書の提出に際し、関連当事者との取引の種類、金額及び移転価格算定方法等を記載した様式³⁸⁰ (3A³⁸¹、3A-1³⁸²、3B³⁸³、3B-1³⁸⁴) の添付が義務付けられ、添付がない場合、多額の罰金が科される場合がある。

さらに、税務調査手続に係る MOF 規則 17/PMK. 03/2013 号³⁸⁵ 条 3 項及び 92 条の施行規則である DGT 規則 PER-22/PJ/2013 号³⁸⁶は、特別な関係を有する納税者に対する調査 (移転価格調査) の実施指針として、同規則添付文書中に記載した調査指針を定め、又は移転価格調査において必要とされるレター・文書を同規則添付 II の記載例に則った様式を使用して作成する旨規定している。同規則は、調査の際に調査官に提出すべき 6 つの書式 (関連者間取引、セグメント財務諸表、サプライチェーン管理分析、機能、資産、リスク分析、納税者の機能の特徴付け、比較可能性分析) を定め、これらの書式は、調査官より依頼のあった日から 7 営業日以内に提出しなければならない旨規定している (同規則添付資料 II 「A. 説明/データ資料提出依頼書」参照)。また、同規則の内容を更に拡張した特別な関係を有する納税者への税務調査に係るガイドラインが、DGT 通達 SE-50/PJ/2013 号³⁸⁷に詳述されている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

DGT は、OECD の勧告に沿った国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルの作成を義務付ける内容の財務大臣規則が 2016 年内に制定される予定であることを表

³⁷⁷ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJefo54%3D>

³⁷⁸ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJiioP0%3D>

³⁷⁹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJiho5s%3D>

³⁸⁰ 経済産業省委託調査平成 26 年度対内直接投資促進体制整備事業「BEPS を踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査」の別紙 11 において、該当箇所の一部を和訳した内容が掲載されている。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/exhibit11_indonesia.pdf

³⁸¹ http://www.pajak.go.id/sites/default/files/formulir_pajak/04_3A%20Special%20Attachment_State%20ment%20of%20Transaction%20with%20Related%20Parties.pdf

³⁸² http://www.pajak.go.id/sites/default/files/formulir_pajak/05_3A-1%20Special%20Attachment_State%20ment%20of%20Transaction%20in%20Related%20Parties.pdf

³⁸³ http://www.pajak.go.id/sites/default/files/formulir_pajak/04_3B%20Special%20Attachment_State%20ment%20of%20Transaction%20with%20Related%20Parties.pdf

³⁸⁴ http://www.pajak.go.id/sites/default/files/formulir_pajak/05_3B-1%20Special%20Attachment_State%20ment%20of%20Transaction%20in%20Related%20Parties.pdf

³⁸⁵ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmfo54%3D>

³⁸⁶ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmgo6E%3D>

³⁸⁷ <http://www.ortax.org/ortax/?mod=aturan&page=show&id=15381&hlm=2>

明している³⁸⁸。その詳細な内容については未だ明らかにされていないが、公的な立場にある者が（非公式ながら）、各種報告書の記載内容や様式について、概ね行動計画13の勧告に沿った内容の文書の提出の義務化を導入する予定であると説明しており、今後、インドネシアにおいて行動計画13に基づく文書化が導入されることが予測される。

なお、2016年1月27日に国別報告書の自動的情報交換に関する多国間合意が締結されたが、インドネシアはこれに参加していない。

1.2 行動計画1.4（相互協議の効果的実施）

（1）関連する現在のルール

ア 事前確認制度（APA）

事前確認制度の形成及び実施に関する2015年1月12日（2015年4月12日から施行）のMOF規則7/PMK.03/2015号³⁸⁹は、全ての未処理及び将来の事前確認制度の申請に対して適用されており、同規則の下で、事前確認制度の申請は、以下のいずれかの場合に提出することができるかとされている。

- （i）インドネシアで事業を行い又はインドネシアに恒久的施設（PE）を持つインドネシア国内及び国外の納税者（適用に先立ち少なくとも3年間はインドネシアで事業を行っている必要がある）（同規則2条1項a、同条2項）
- （ii）それぞれの税務当局を通じたインドネシアとの租税条約締結国又は管轄地の納税者（同規則2条1項b、同条3項）

イ 相互協議手続

DGT規則PER-48/PJ/2010号³⁹⁰及び政令2011年74号³⁹¹に加え、MOF規則240/PMK.03/2014号³⁹²の下で、納税者は、異議申立や税務訴訟といった紛争解決と並行して相互協議手続を申請することができる（同規則5条1項）。また、DGTや条約相手の関連当局は、適用される租税条約に基づき、二重課税を解決するための事前確認制度の申請へのフォローアップとして、相互協議手続を要求することができる。

2014年12月、インドネシア財務省はMOF規則240/PMK.03/2014号を發布し、相互協議手続についてのガイドラインを制定した。同ガイドラインのうち、インドネシアの納税者が注意すべきいくつかの事項が存在するが、その中で、最も重要なものは、期限に関するものである。すなわち、納税者は、相互協議と並行して、二重課税を回避するために異議申立や税務裁判所への提訴を行い得るところ、同規則5条3項は、相互協議の対象となる課税通知につき租税裁判所で十分な審理がなされたと

³⁸⁸ 平成28年3月18日に開催された日本租税研究協会会員懇談会におけるインドネシア国税総局からの説明

³⁸⁹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmKpKE%3D>

³⁹⁰ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJjioKQ%3D>

³⁹¹ <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJimm6E%3D>

³⁹² <http://ketentuan.pajak.go.id/index.php?r=aturan/rinci&idcrypt=oJmko54%3D>

判断された時点以降は、相互協議実施要請を提出することができないと定め、相互協議実施要請の提出に期限を設けている。また、相互協議の実施によっても、同協議の対象である課税通知に係る納税義務の履行が延長されないことにも注意が必要である（同規則6条）。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1.3 行動計画1.5（多数国間協定の策定）

(1) 関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

インドネシアは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している³⁹³。

³⁹³<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-instrument-for-beps-tax-treaty-measures-the-ad-hoc-group.htm>

第11 シンガポール

BEPS プロジェクト全体についての政府の方針

シンガポールは、OECD にも G20 にも加盟していないが、シンガポールの財務相は、2014年4月15日、行動計画についての支持を表明し、行動計画の中でも移転価格税制が最も重要であると考えていることを表明した³⁹⁴。

1 行動計画1（電子経済の課税上の問題への対処）

（1）関連する現在のルール

ア 直接税について

法人税については、「所得税法（Income Tax Act）」に定められている。所得を生じさせるビジネスの運営がシンガポールで行われている場合に、シンガポールが所得の源泉地となり、当該所得についてシンガポールにおいて課税される。

なお、E-commerce 関連の所得税について、特に法律で定められている訳ではないが、2015年8月に公表された「Income tax guide on e-commerce」³⁹⁵ではケーススタディー形式で国内源泉所得か国外源泉所得かの判断を行うとともに、PE 認定についても若干の解説がされている。

イ 間接税（財・サービス税）について

財・サービス税（Goods and Services Tax, GST）について、シンガポールでは近年数多くのガイドラインが公表されている。シンガポールにおいては租税の透明性が重視されていることから、ガイドラインでは、できる限りケーススタディーを用いて、実務に沿った形で作成されている。財・サービス税に関するガイドラインで重要な点は、以下の3つである。

（ア）GST Guide for e-Commerce（Second edition, Mar 2015）³⁹⁶

GST Guide for e-Commerce は、財・サービス税制度を概括するとともに、e-commerce を商品購入と役務提供に区分して、それぞれの財・サービス税の取扱いについて説明している重要なガイドラインである。

具体的には、ある事業者がシンガポール国内においてインターネット等の電子媒体を介して商品を供給し、役務を提供する場合、財・サービス税の申告納付義務者は、当該事業者となる（パラグラフ 2.2）。

³⁹⁴http://www.un.org/esa/ffd/wp-content/uploads/2014/10/20140604_CommentsSingapore_BEPS.pdf

³⁹⁵https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguides_IIT_income%20tax%20guide%20on%20e%20commerce_2001-02-23.pdf

³⁹⁶https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_GST_GST%20Guide%20for%20e-Commerce.pdf

有形の商品については、販売者が GST 登録事業者 (GST-registered person) であり、かつ、その引渡しが行われる場合に、財・サービス税が課される (パラグラフ 2.4)。また、役務提供や電子商品の供給は、インターネットを通じて役務提供や電子商品の供給を行う場合、当該役務又は電子商品が財・サービス税法 21 条 3 項に該当しない限り、財・サービス税が課される (パラグラフ 2.6)。

一方、海外の事業者から電子商品を輸入し又は役務の提供を受ける場合には、顧客は財・サービス税を支払わなくてよい (パラグラフ 6.2, 6.3)。

(イ) GST Guide for Advertising Industry (Sep 2013) ³⁹⁷

GST Guide for Advertising Industry は、広告関連サービスの GST ガイドラインである。メディアセールスについては財・サービス税法 21 条 3 項 (u)、メディアプランニング等については同法 21 条 3 項 (j)、イベント計画サービスについては同法 21 条 3 項 (i)、(k) に非課税になる要件が定められている。

(ウ) GST Treatment of Web-Hosting Services and Server Co-location Services (Sep 2013) ³⁹⁸

GST Treatment of Web-Hosting Services and Server Co-location Services は、サーバーに関連したサービスの GST ガイドラインである。Web ホスティングサービス及びコロケーションサービスは、それぞれ、同法 21 条 3 項 (j)、同法 21 条 3 項 (s) に非課税になる要件が定められている (同ガイドラインパラグラフ 2.3)。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

BEPS を踏まえて各種ガイドラインの充実及びアップデートを行っている状況である。シンガポールでは、前述の租税の透明性の観点から、政府からガイドラインが公表されることが通常である。したがって、今後も BEPS の議論を踏まえてガイドラインが改訂されることが予測される。なお 2016 年度の税制改正では、行動計画 1 に関連する法律の改正は行われていない ³⁹⁹。

2 行動計画 2 (ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)

(1) 関連する現在のルール

ハイブリッド商品の税務上の取扱いに関して、シンガポールは、2014 年 5 月にガイ

³⁹⁷https://www.iras.gov.sg/IRASHome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_GST_Guide%20for%20Advertising%20Industry_2014-11-14.pdf

³⁹⁸https://www.iras.gov.sg/IRASHome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_GST_Webhosting%20and%20Colocation_2013-09-30.pdf

³⁹⁹<https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Singapore-Budget/Budget-2016---Overview-of-Tax-Changes/>

ドライン「Income Tax Treatment of Hybrid Instruments」⁴⁰⁰を公表している。本ガイドラインはこれまで個別判断していた内容をまとめて公表したという位置付けと考えられる。

ア Income Tax Treatment of Hybrid Instruments

ハイブリッド商品に関する取扱いは、以下のとおりである。

	利子とみなされた場合	配当とみなされた場合
発行者	原則として損金に算入される	損金には算入されない
投資家	原則として益金に算入される	原則として益金には算入されない (国外源泉所得が免税の要件(※)を満たしていない場合を除く。)
		REITの分配金は益金に算入される

※以下3つの要件を満たしたときは、当該国外源泉所得が全額益金不算入となる。

- ① 支払国側の法定最高税率が15%以上であること
- ② 支払国側で当該配当に関して課税がされていること
- ③ 受け手法人が税務上シンガポール居住者であること

イ 判断方法

利子又は配当のどちらとみなすかについては、まずは当該ハイブリッド商品から生じる権利義務等の法形式から判断する。そして、当該ハイブリッド商品の法形式が法的権利義務を反映させていない場合は、利子の性質、発行者のビジネスに参加する投資家の権利等、当該商品に関する事実等が検討される(パラグラフ 2.2 及び 2.3)。

ウ 事前確認制度

シンガポールに所在するハイブリッド商品の発行会社は、当該ハイブリッド商品の税務上の取扱いについて、税務当局に事前確認を求めることができる。事前確認の結果は、当該ハイブリッド商品の投資家又は投資家になると予想される者に対して、伝達されなければならない(パラグラフ 2.4)。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

⁴⁰⁰https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_CIT_Income%20Tax%20treatment%20of%20Hybrid%20Instruments_2014-05-19.pdf

3 行動計画3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

シンガポールでは、CFC ルールは導入されていない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

4 行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

シンガポールでは、過少資本税制は導入されていない。一方で事業活動に要していない資産を取得するために要した借入金に係る支払利子は損金算入できないこととされている。例えば、遊休固定資産や関係会社株式を取得する資金として調達した借入金に係る支払利子は損金不算入となる。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

5 行動計画5（透明性と実質を考慮した有害な税慣行に対するより効果的な対抗）

（1）関連する現在のルール

シンガポールは税の透明性を重視した税制を全面的に推進しており、これによって外資誘致を行っている。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

6 行動計画6（租税条約の濫用の防止）

（1）関連する現在のルール

シンガポールは、国内法において一般的租税回避防止規定（GAAR）を定めている。

また、シンガポールは80を超える国又は地域との間で包括的・部分的租税条約を締結している。インドネシア等いくつかの国又は地域との租税条約⁴⁰¹にはLOB条項が規定されており、英国との租税条約⁴⁰²等には主要目的テスト条項が規定されている。シ

⁴⁰¹ シンガポール・インドネシア租税条約は、以下のリンクを参照

https://www.iras.gov.sg/IRASHome/uploadedFiles/IRASHome/Quick_Links/singaporeindonesiadta.pdf

⁴⁰² シンガポール・英租税条約は、以下のリンクを参照

[https://www.iras.gov.sg/IRASHome/uploadedFiles/IRASHome/Quick_Links/Second%20Protocol%20amending%20Singapore-United%20Kingdom%20DTA%20\(Ratified\)\(27%20Dec%202012\).pdf](https://www.iras.gov.sg/IRASHome/uploadedFiles/IRASHome/Quick_Links/Second%20Protocol%20amending%20Singapore-United%20Kingdom%20DTA%20(Ratified)(27%20Dec%202012).pdf)

ンガポール側で租税条約に係る軽減税率の適用を受けようとする場合には、シンガポール国内の手続として全ての非居住者である Beneficiary の Certificate of Residence (シンガポール所定のフォーマット)⁴⁰³を最低でも年に1度は提出することが求められている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

シンガポール・タイ租税条約は、2015年6月に新条約が締結され、2016年2月15日に発効した。同租税条約では、旧条約において規定されていた LOB 条項が新条約では削除されており、PPT 条項が追加されているわけでもない。一方で、情報交換規定が新たに導入されている。また、このような規定ぶりは、シンガポール・スリランカ租税条約においても同様である。

このことから、シンガポールは情報交換には力を入れているものの、租税条約上の濫用防止には消極的であると考えられる。

7 行動計画7 (恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

ア PE の定義

シンガポールの税制上、一般的な PE の定義は所得税法2条に規定されている。同規定によると、例えば、常習的に契約締結を行う権限を有している場合や、商品等を運搬するために商品の在庫を保有している場合等は PE とみなされる。

さらに、その利益帰属については、後述8(1)の移転価格ガイドラインにおいて簡潔に説明がなされており、一定の要件⁴⁰⁴を満たす場合には、シンガポールに利益を帰属させなくても良いとされている(同ガイドラインパラグラフ14)。

なお、租税条約と国内法では、租税条約が優先されるため、留意する必要がある。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

ア PE の定義

現在、特に改正は予定されていない。

⁴⁰³ 当該フォーマットは、以下の URL から入手することが可能。

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Companies-Receiving-Foreign-Income/Avoidance-of-Double-Taxation-Agreements--DTAs-/>

⁴⁰⁴ 具体的には、新ガイドラインのパラグラフ14.3に定められている次の3つの場合である。①納税者が、国外関連者から機能・リスク・資産内容に応じた独立企業間価格での対価を収受している場合、②国外関連者から納税者に支払われた対価の妥当性について、十分な移転価格文書を準備している場合、③納税者によって実施される活動以外に、国外関連者がシンガポールにおいていかなる機能も有しておらず、いかなるリスクも負わず、またいかなる資産も使用していない場合(訳については2015年1月28日「IRAS e-Tax Guide 移転価格ガイドライン(第二版)」

(http://www.eytax.jp/pdf/newsletter/2015/Japan_tax_alert_28_Jan_2015_j.pdf) より引用)。

イ コミッショネアについて

特段行動計画 7 について議論されていないが、調査等での対応にどの程度影響があるのかは留意する必要がある。

8 行動計画 8-10 (移転価格の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

シンガポールでは、2015 年 1 月に移転価格ガイドラインが公表されており、いくつかの細かい修正が行われ、現状では「Transfer Pricing Guidelines (Third edition)」（2016 年 1 月公表、以下「新ガイドライン」という。）⁴⁰⁵が最新版として公表されている。これ以前は、移転価格税制に関する 4 つの項目ごとにガイドラインが出されていたが、新ガイドラインはこれら 4 つのガイドラインを統合したものとなっており、新ガイドラインの公表に伴って、従来の 4 つのガイドラインはいずれも廃止された。

新ガイドラインでは、移転価格税制上の無形資産や事業再編について、特に詳細な説明を設けていない⁴⁰⁶が、「4.7 IRAS⁴⁰⁷ generally takes guidance from the OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations.」との文言を明記している。そのため、基本的には OECD ガイドラインに準拠した取扱いとなることが想定される。

また、低付加価値グループ内サービス提供に関しては、「ルーティーン・サポート・サービス」という類似の概念が新ガイドラインで設けられている。この概念は新ガイドラインで新たに導入されたものではなく、2009 年 2 月に公表された「Transfer Pricing Guidelines for Related Party Loans and Related Party Services」の中で既に公表されていたものである。「ルーティーン・サポート・サービス」⁴⁰⁸に該当すれば、5%のマークアップで対価を設定することができる（パラグラフ 12.23 以下）。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

今後もガイドラインの更新による調整はあり得ると考えられる。新ガイドラインでは相互協議 (MAP) と事前確認制度 (APA) の手続に重点が置かれていたため、手続の簡便化や明瞭化の動向には留意が必要である。

なお、所得相応性基準の導入については特段議論されていない。

⁴⁰⁵https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_CIT_Transfer%20Pricing%20Guidelines_3rd.pdf

⁴⁰⁶ 課税の対象は全ての「関連者取引」であるところ、「関連者 (related party)」の定義は、単に①直接又は間接に支配している者、②直接又は間接に支配されている者、③両方の者が共通の者に直接又は間接に支配されている場合としか記載されておらず、関連者及び支配には定義や明確な基準はない（新ガイドラインパラグラフ 4.2）。

⁴⁰⁷ シンガポール内国歳入庁

⁴⁰⁸ 具体的には、新ガイドライン Annex C に定められており、会計及び監査、予算の作成等合計 13 の業務が挙げられている。

9 行動計画 1 1 (BEPS の測定とモニタリング)

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

10 行動計画 1 2 (義務的開示制度)

(1) 関連する現在のルール

タックス・プランニング等の義務的開示は求められていない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

11 行動計画 1 3 (移転価格文書化及び国別報告書)

(1) 関連する現在のルール

移転価格文書化は、2015 年 1 月に公表されたガイドラインで義務化された。

シンガポールでは、グループレベル (Group level) の移転価格文書と拠点レベル (Entity level) の移転価格文書を求めている。なお、グループレベルの移転価格文書の中に、シンガポール法人の関連法人の財務諸表を記載するように要求されており、実質的には国別報告書で求められるような財務情報の一部も報告することになる。

ア グループレベルの移転価格文書について

(ア) 同時文書化義務の有無

同時文書化 (関連者間取引が行われる前に又は取引時点において作成された文書⁴⁰⁹) が義務付けられており、各文書には作成した日付を記入しなければならないとされている。

なお、取引のあった法人の事業年度に関する法人税の申告期限 (事業年度終了日の翌年の 11 月末) までに作成すれば良いとされている

(イ) 内容

⁴¹⁰ 発効日が特に記載はされなかったのは、2006 年に発表された移転価格ガイドラインとそこまで大きな変更がないため、発行日や移行期間は必要ないと判断されたためである (「Summary of Responses - Public Consultation on Transfer Pricing Documentation」
(https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Publications/pconsult_IT_Transfer%20Pricing%20%20documentation_2015-01-16.pdf) A.)。

- a. グループの事業概要
 - (a) グループのグローバル事業の概要
 - (b) グローバルの組織構造
 - (c) グローバル事業活動の性質
 - (d) グループ全体の移転価格ポリシー
- b. 年度末時点におけるグループに関する情報
- c. 当該事業年度における納税者に関連するグループ事業の説明
 - (a) グループが従事する事業、商品及び役務、地域別市場及び主要な競合他社
 - (b) 産業動向、市場、グループが活動する分野の規制及び経済的状況
 - (c) グループの事業モデル及び戦略（組織再編、買収、子会社の売却のような重要な変更を含む。）
 - (d) 事業利益の重要な推進力（無形資産及びそれらを法的に所有している関連者のリストを含む。）
 - (e) グループ内における主要な事業活動及び各社の機能（商品及びサービスに係るサプライチェーンの概要を含む。）
 - (f) 関連者間における事業の関係（役務提供、販売される商品、事業の開発、無形資産の所有又は開発、ファイナンスに関する取極め）
- d. 当該事業年度のグループの財務状況
シンガポールの納税者を含むビジネスラインに関連するグループの財務諸表

(ウ) 様式

様式は特に定まっておらず、納税者は、紙又はデータの形のいずれの形態でも保存することができる。但し、内国歳入庁（IRAS）に要求された場合に、すぐに関連する情報をハードコピー又はソフトコピーの形で提供できなければならない。

また、納税者が他国の税務上の義務を遵守するために同様の移転価格文書を準備していた場合、シンガポールにおける事業と関係があれば、当該文書もシンガポールにおける納税のための移転価格文書の一部とすることができる。

(エ) 提出時期

確定申告書提出の際に、移転価格文書を提出する必要はないが、内国歳入庁から移転価格文書を要求された場合は 30 日以内に提出しなければならない。

(オ) 免除要件

取引の性質及び取引金額により免除基準が設けられている。具体的には、以下のとおりである。

免除基準の内容
① 納税者がシンガポールの関連者と取引を行い、当該国内取引（関連者間で行われるローン取引を除く。）において、双方の当事者に対して同一のシンガポールの税率が適用されている場合
② 国内に所在する納税者が、シンガポールに所在する関連者に対して金銭貸借をする場合であり、その借手及び貸手が金銭貸借事業を行っていない場合
③ 納税者が、関連者取引に係るルーティーン・サービスに対して5%のコストマークアップを適用する場合
④ 関連者間取引が、APA 合意によってカバーされている場合
⑤ 関連者間取引が、以下の表に掲げる閾値を超えない場合

取引の種類	取引金額の閾値（SGD/会計年度）
全ての関連者からの棚卸資産の購入	1,500 万
全ての関連者に対する棚卸資産の販売	1,500 万
全ての関連者に対するローン貸付取引	1,500 万
全ての関連者によるローン借入取引	1,500 万
その他全てのカテゴリの関連者間取引 （例）役務提供に係る収入、役務提供に係る支払、ロイヤルティ収入、ロイヤルティ支払、賃貸料収入、賃貸料支払 等	各カテゴリにつき 100 万

（カ）使用言語

基本的に英語である。なお、シンガポールの内国歳入庁は、英語で記載されていない移転価格文書は、その翻訳を要求することができる。

（キ）適用開始時期

移転価格文書化が導入されたのは2015年1月6日に発表されたガイドライン（以下「2015年ガイドライン」という。）であるが、2015年ガイドラインには明確に発効日の記載はない⁴¹⁰。しかし、当該ガイドラインの発行日は2015年1月6日であり、2013年中に年度末を迎えた会計年度の申告期限（2014年11月）は既に経過していることから、2014年に年度末を迎えた会計年度（申告期限が2015年11

⁴¹⁰ 発効日が特に記載はされなかったのは、2006年に発表された移転価格ガイドラインとそこまで大きな変更がないため、発行日や移行期間は必要ないと判断されたためである（「Summary of Responses - Public Consultation on Transfer Pricing Documentation」
[https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Publications/pconsult_IT Transfer%20Pricing%20documentation_2015-01-16.pdf](https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Publications/pconsult_IT%20Transfer%20Pricing%20documentation_2015-01-16.pdf)） A.）。

月30日とするもの)から適用されると考えられる。

(ク) 罰則

30日以内に内国歳入庁に要求された移転価格文書を提出することができない場合、所得税法に基づく記録保存義務の違反として、所得税法94条2項に基づき、1,000SGD以下の罰金又は6か月の以下の懲役が科される可能性がある。

イ 拠点レベルの移転価格文書について

拠点レベルの移転価格文書については、内容以外は、グループレベルの移転価格文書と区別して定められていない。そのため、本項では、拠点レベルの移転価格文書に記載すべき内容のみ説明する。その他の事項については、ア(ア)、(ウ)から(ク)までを参照。

(ア) 概要

拠点レベルの移転価格文書では、シンガポール納税者のビジネス及び関連者との取引について詳細な情報を提供しなければならない。そして、詳細な情報には、ビジネス運営及び特定の関連者間取引の情報が含まれる。

(イ) 内容

- a. 事業年度の期末における納税者に関する一般的な情報
 - (a) 経営体制の説明
 - (b) 各部門における従業員数、シンガポール納税者の組織図
- b. 当該事業年度における納税者のビジネスの記述
 - (a) 納税者のグループライン、商品及び役務、地域別市場及び重要な競合他社
 - (b) 産業動向、市場、規制及び経済的状況
 - (c) 事業モデル及び戦略(組織再編、買収、子会社の売却のような重要な変更を含む。)
- c. 当該事業年度における納税者と関係者間の移転価格文書化の義務が課されている取引
 - (a) 関連者間取引の詳細(関連者の名称、関係、金額及び関わりのある国を含む。)
 - (b) 関連社間取引の条件を示す契約又は合意
 - (c) 関連社間取引に関する納税者及び関連者の詳細な機能・リスク分析(前年と比較した場合の変更を含む。)

d. 移転価格分析／基準設定

- (a) 移転価格算定方法の選択及び当該方法が最も適切であることの理由
- (b) 比較対象企業の選択及び当該選択を基礎付ける理由
- (c) 比較対象取引の詳細及び当該比較対象取引を選択した基準
- (d) 関連者取引と比較対象企業における比較対象取引との比較可能性分析
- (e) 比較可能性を達成するために行われた調整の詳細（及びその理由）
- (f) 独立企業間価格／マージン並びに行われた想定の詳細な計算及び説明
- (g) 独立企業間価格についてレンジが使用された場合、そのレンジの決定及び使用の詳細並びにそれらを支持する理由
- (h) 比較対象者の運用結果を示すための当該取引に関するセグメントごとの会計（セグメントごとの情報を得るために使用した想定についての説明を含む。）

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

2015年1月に義務化されたばかりであり、閾値も決して高いとはいえないため、実務上どこまで厳しく調査を行うかが今後の焦点となる。今後の各社の整備状況によっては、ガイドラインの一部見直しが行われることも十分考えられる。

1.2 行動計画1.4（相互協議の効果的実施）

(1) 関連する現在のルール

シンガポールにおいては、新ガイドラインにおいて、MAP及びAPAの制度の詳細が追加された。

MAPは、租税条約において定められている。相互協議の結果、シンガポール内国歳入庁と外国の租税当局との間で合意した事項につき当事者が合意した場合、内国歳入庁、外国の租税当局、当該当事者の3者を拘束する。

APAは、租税条約及び国内法において定められている。APAには、次の3つの種類がある。

- ① 片務的APA（内国歳入庁と納税者の間の合意）
- ② 二国間APA（内国歳入庁と租税条約の相手国当局と納税者の間の合意）
- ③ 多国間APA（内国歳入庁と2国以上の当局と納税者の間の合意）

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

現在、特に改正は予定されていない。

1.3 行動計画1.5（多数国間協定の策定）

(1) 関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

シンガポールは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明していない。

第12 タイ

BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解

タイは、G20 及び OECD のメンバーではないため、OECD 租税委員会に参加していない。また、タイ歳入庁（the Revenue Department of Thailand）のウェブサイト等でも、BEPS プロジェクト全体に対する政府の見解や行動計画への対応についての情報は掲載されていない。

タイ歳入庁によれば、タイはまだ行動計画の調査を行っている段階とのことであった。もっとも、タイは OECD の動向を注視しており、タイにおいて受入可能な部分については、行動計画に協力していく姿勢である⁴¹¹。

1 行動計画 1（電子経済の課税上の問題への対処）

（1）関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 1 に関連するルールはない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

2 行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）

（1）関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 2 に関連するルールはない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

3 行動計画 3（効果的な CFC ルールの構築）

（1）関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 3 に関連するルールはない。

（2）BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

4 行動計画 4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）

（1）関連する現在のルール

タイには、税法上、日本における過少資本税制に相当する税制はないが、外国人事

⁴¹¹ 現地事務所の見解

業法 (Foreign Business Act B. E. 2542) に基づく事業許可書を申請する場合には、負債資本比率は 7:1 を超えてはならず、タイ国投資委員会 (Thailand Board of Investment) に対して投資奨励の申請を行う場合には、同比率が 3:1 を超えてはならないとされている。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

5 行動計画 5 (透明性と実質を考慮した有害な税慣行に対するより効果的な対抗)

(1) 関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 5 に関連するルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

6 行動計画 6 (租税条約の濫用の防止)

(1) 関連する現在のルール

タイと米国との間で締結している租税条約においてのみ、LOB 条項及び PPT 条項が定められている⁴¹²。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

7 行動計画 7 (恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止)

(1) 関連する現在のルール

ア タイに代理人 (Agent) を有する外国法人

外国法人がタイ国内で事業を行うためにその使用人、代理人又は仲介者を置き、タイ国内源泉所得を有する場合には、当該外国法人はタイ国内で事業を営んでいるとみなされる (歳入法 Sec76bis)。

ここにおける「使用人、代理人又は仲介者」は、タイの裁判例上、かなり広義の概念と解釈されており、代理人とみなされる者は個人には限定されず、法人及びパートナーシップも含まれる。なお、独立代理人 (代理店業を業として営み、企業経営におけるリスクを自ら負担している者) は上記の代理人等には含まれない⁴¹³。

⁴¹² http://download.rd.go.th/fileadmin/download/nation/america_e.pdf

⁴¹³ 租税委員会採決 (B. T. R. No. 2/2526)

イ 駐在員事務所

駐在員事務所は、営業活動を行わず、その活動が情報収集・市場調査等に限定される場合には、PE とはみなされず、法人税の課税関係は生じないこととされている。

しかし、歳入局告示 (D. N. 30 June B. E. 2529) によれば、タイと租税条約を締結していない国の居住法人がタイ国内に駐在員事務所を有し、本店の指示により当該駐在員事務所がタイ国内で物品を購入してそれを本店宛てに輸出する場合には、当該輸出はタイ国内での販売として、法人税の課税対象となる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

8 行動計画 8-10 (移転価格の結果と価値創造の整合性の確保)

(1) 関連する現在のルール

ア 概要

従来、タイでは移転価格税制は導入されておらず、納税者が関連者との取引において、市場価格に反した取引を行い、納税者の課税所得が不当に低くなっている場合は、当該取引の対価を市場価格に引き直して課税所得の計算を行うことができる規定 (タイの歳入法 Section 65 Bis (4), (7), Section 65 Ter and Section 70 Ter) により対応してきた。

【Section 65 Bis】

(4) 合理的な理由なく報酬、料金若しくは利子なしに又は市場価格よりも低額の報酬、料金若しくは利子によって、資産を移転し、サービスを提供し若しくは金銭を貸与するときは、税務当局は、かかる報酬、料金若しくは利子を、移転、提供若しくは貸与の時点における市場価格に従って評価する権限を有するものとする。

しかしながら、これ以上の具体的な移転価格に関する規定が存在していなかったことから、タイ歳入庁は、納税者へ関連者間取引における独立企業間価格の算定方法に係るガイダンスを提供すると同時に、税務職員へ移転価格調査における指針を示すことを目的に、2002年に Department Instruction of the Revenue Department No. Paw 113/2545 (以下において「移転価格ガイドライン」) を発行した。

同ガイドラインは、OECD 移転価格ガイドラインに即した定義付けをしている。同ガイドラインにより、関連者間における取引価格は、同様の状況下における資産の譲渡、サービスの提供又は金銭の貸与のための当該取引時点における独立当事者間での価格をもとに決定されるべきであるということが提示されている。

なお同ガイドラインは、国会を通過した法律や、内閣によって承認された王国法

令ではなく、税務当局が従うべき通達に過ぎない点に注目すべきである。もっとも、実際には、タイの企業はこのガイドラインに従う傾向を見せている。

イ 移転価格税制

移転価格ガイドラインの下での移転価格の算定方法は、基本三法、TNMM 法又は PS 法のいずれかである。

タイ歳入庁は、基本三法を優先するといった姿勢を取っているわけではなく、特定の方法による算定を要求していないため、企業は独立企業間価格を決定するための最適な算定方法を決定することができる。

ウ 独立企業間価格を決定するプロセス

タイ歳入庁は、独立企業間価格を決定するための以下の 4 つのステップを提案している。

- ① 関連当事者間での国際的な取引の説明
 - ・ 関連当事者による取引の範囲、種類、利益及びタイミングの確認
 - ・ 経済的に重要な活動の確認と各ビジネス事業体の事業の説明
- ② 移転価格を算定する上で最も適切な算定方法の選択
- ③ 選択された算定方法の適用及び独立企業間価格の計算
- ④ 用いられた算定方法が適切であるか否かを確認するための、全てのプロセスの見直し

エ 近時の改正見込み

BEPS 最終報告書を受けた改正ではないが、タイにおける移転価格税制は、近時改正される見込みである。改正の要点は以下のとおりである。

2015 年 5 月 7 日、移転価格に関する歳入法 (Revenue Code) の改正法案の方針が、内閣で承認された。移転価格ガイドラインによれば、この改正法案は、タイにおける移転価格について法的拘束力を有する。

さらに、タイ歳入庁に、関連企業間での移転価格を算定するための全ての権限が認められるようになり、独立企業間価格に基づかない関連当事者間での取引に関連した課税所得について調整することができることとなる。

また、同法案においては、納税者は、課税処分の更正通知を受領してから 60 日以内、又は、税務申告書を提出してから 3 年以内に、二重課税を排除するために、移転価格の算定に起因する税金の還付を請求する権利を有する。

なお、この改正案に定められている規定は、改正案が国民立法議会 (the National Legislative Assembly) によって法律として承認されることを条件としている。承認がいつ、どのようになされるかについては、国民立法議会の裁量に委ねられてお

り、承認の見込みは2016年3月4日時点において判然としていない。しかしながら、前述のとおり、歳入法（Revenue Code）の改正法案の方針が内閣で承認されており、今後国民立法議会の承認を得て、法律として成立することが予想される。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

9 行動計画 1 1（BEPS の測定とモニタリング）

(1) 関連する現在のルール

関連する国内法は存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

1 0 行動計画 1 2（義務的開示制度）

(1) 関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 12 に関連するルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

1 1 行動計画 1 3（移転価格文書化及び国別報告書）

(1) 関連する現在のルール

現行においてタイでは同時文書化の規定はないものの、移転価格ガイドラインによって、調査のために要求される以下の書類が提示されている。

- ① グループ内法人間の構造及び関係についての図表（事業構造や各子会社の特徴を含む）
- ② 予算計画、事業計画及び財政計画
- ③ 事業戦略と当該戦略を選択した理由
- ④ 同じグループ内における関連会社との販売高、経営成績及び取引内容
- ⑤ 同じグループ内の関連企業間で取引を行う理由
- ⑥ 価格設定方針、製品の収益性、関連するマーケット情報や関連者間における利益配分状況及び各関連者の果たす機能、使用する資産、負担するリスクについて記載した書類
- ⑦ 移転価格算定方法の選択理由
- ⑧ 複数の移転価格算定方法が採用可能な場合において、⑦以外の移転価格算定方

法の詳細及び採用しなかった理由（これらの書類は⑦の決定時に作成されるべきである）

- ⑨ 同じグループ内の関連会社との取引の交渉方針を示すための証拠として用いられる書類
- ⑩ もしあれば、その他移転価格を決定するにあたり関連する書類

行動計画 8-10 で述べたとおり、2015 年 5 月 7 日に移転価格に関する歳入法 (Revenue Code) の改正法案の方針が内閣で承認され、今後国民立法議会の承認を得て、法律として成立することが予想される。

この法案では、納税者は、事業年度終了日から 150 日以内に、移転価格に関する書類を提出するか、又はタイ歳入庁に提出する税務申告とともにステートメントを開示することが要求されている。かかる要求に従わなかった場合又は虚偽の記載を含む文書を提出した場合には、納税者は 40 万バーツを上限とする罰金が課せられる。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

1 2 行動計画 1 4 (相互協議の効果的实施)

(1) 関連する現在のルール

タイには、現在、行動計画 14 に関連するルールはない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

最終報告書を受けた法令は制定されておらず、法令案も公表されていない。

1 3 行動計画 1 5 (多数国間協定の策定)

(1) 関連する現在のルール

現在、関連するルールは存在しない。

(2) BEPS 最終報告書を受けた改正

タイは、多数国間協定の策定のための交渉に参加の意向を表明している。

第6節 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討

第1～4節において調査した行動計画の概要を踏まえて、BEPS 最終報告書に対応した今後の日本の国際課税の方向性に係る有識者ヒアリングを行った。また、第5節で調査した日本企業の進出先国における税制改正を踏まえて、日本企業に求められる対処法に係る有識者ヒアリングを行った。

第1 BEPS 最終報告書に対応した今後の日本の国際課税の方向性等

BEPS 最終報告書に対応した今後の日本の国際課税の方向性に係る有識者の見解は以下のとおりである。

1 BEPS プロジェクトの意義

- ・OECD 加盟国と G20 が共同して国際課税ルールについて一定の方向を打ち出したという点で、BEPS プロジェクトの意義は大きい。
- ・今回の BEPS プロジェクト全体を見ると、BEPS 固有の新たな論点は特段ないと考えている。局面ごとに議論してきた国際租税の問題点について、全体を通じて整理をしたという意味では新しさがあるが、それぞれの中身自体は、初めて出てきた論点というわけではない。

2 ポスト BEPS の課題

- ・今後は、新興国を巻き込んでいくことが、日本政府や日本企業にとってきわめて重要である。とりわけ新しい OECD 移転価格ガイドラインとの関係で、新興国の対応を注視したい。
- ・今回議論されてこなかった重要な課題として、例えば、インドや中国等における間接譲渡⁴¹⁴の課税問題がある。
- ・理論的な見地からは、法人税の性質に遡った、より抜本的な税制改革論の活性化が長期的な課題である。
- ・付加価値税も重要であるが、今回は行動計画1の BEPS 最終報告書で言及されているにとどまる。
- ・ポスト BEPS の環境では、より実質の伴うプランニングが企業に求められることになるであろう。

⁴¹⁴ 間接譲渡とは、現地法人の株式の譲渡を行う際、当該現地法人自身の発行する株式を譲渡するのではなく、当該株式を保有する他国に所在する法人(中間持株会社)の株式を譲渡する手法である。日本企業が直接現地法人の株式を保有して譲渡する場合、日本企業は日本で課税されるだけでなく、インド所得税法に基づく課税も受けることになり、二重課税のおそれがある。インドでの課税については、日本で外国税額控除制度により解消することができる(外国税額控除の枠がない場合には二重課税の状態は残る)。この場合、間接譲渡の手法により、現地での課税を免れることができる。

- ・ 移転価格文書の情報交換やルーリングの通知等、情報交換をはじめとする国際課税の手続法的側面が今後重要性を増してくる。
- ・ 既に、国家間で個人や企業の大量の税務情報を共有する段階になっている。このことを前提にして、手続保障を具体的にルール化していく必要があると思われる。

3 電子経済に係る課税上の課題への対処（行動計画1）

（1）電子経済特有の問題点の有無

- ・ 電子経済だから税制上の制約が及ばずに問題があるというわけではないと思われるため、電子経済への対応という点のみが個別の論点として殊更に取り上げられている理由については不明確な点もある。BEPS 問題として取り上げられた著名な多国籍企業の多くが、電子経済を利用していたという文脈から、入り口の議論として取り上げられたという可能性もある。

行動計画の検討段階においては、より理論的に詰めるべきと思っていた時期もあったが、現在は現在のデジタルエコノミーに関する二重非課税問題は、他の BEPS 行動項目の処方箋でほぼ対応できていると考える。伝統的 PE を介在しないようなデジタルエコノミーについて、源泉地における所得課税を保証する抜本的な処方箋の検討には、まだ時間的余裕があると思う。BEPS プロジェクトでも中長期的な課題として検討する旨述べられていることから、当面は、他の行動計画の項目で対応した結果を評価しながら、中長期的な問題として取り組めばよいと考える。

課税の困難性は電子経済にはつきものである。価値創造や経済活動は、何らかの表象で捕まえる必要があるが、電子経済での共同作業においては、それははっきりとは目に見えず、外部から見て再現も困難である。結局、物理的 PE に依存する伝統的所得課税方式から離れた解決策が必要になるのではないか。その選択肢の中には、最終消費者が自国にいて、その消費者の支払によって利益を実現している外国法人は自国で課税すべき、という英国の迂回利益税のようなものも含まれるのではないか。これは、所得課税の Destination 基準とも呼ぶべき課税ポリシーであり、伝統的な Origin 基準とは正反対であるが、そのような議論にも発展する可能性があると考えられる。

- ・ 迂回利益税の考え方は、源泉地国・居住地国という従来の国際租税法の考え方を放棄している。経済活動の実態がある限りは課税するということになると、今までの 100 年近くの国際租税の議論は何だったのかという話になりかねないし、租税条約蹂躪の可能性も生ずる。

（2）PE 認定での対応について

大手オンライン書店は、OECD モデル租税条約の「準備的・補助的活動」に関する条項の改正によって、オンライン通販の巨大倉庫等は PE となるということで対処がなされたよ

うにみえる。しかしながら、帰属所得の計算は取り残しになっている。システムの構築やブランドは源泉地国以外の国で形成されているので、ロイヤルティに見合うような支払を認める必要があるように思われる。

(3) 既存の対応以外の対処法について

- ・英国の迂回利益税は、事実上、国際ルールで対応できないものを国際ルール上、オプションとして容認される新税という形で捕捉したようにみえる。

4 ハイブリッド・ミスマッチ取極めへの対応（行動計画2）

(1) 全般

- ・行動計画2では、相手国の法制度の状況に応じて日本における課税を行う制度が提案されているが、各国で協調して対応していく必要がある。
- ・各国において歴史的・政治的な経緯に基づく税制が存在するため、ハイブリッド・ミスマッチを解消するために根本的に対応することは容易ではない。各国のBEPS議論の関係者も、突き詰めていけば国内法の見直しが必要になることは理解しており、かつ、それが自国にとって必ずしも良い結果とはならない可能性があることを理解しているからこそ、根本的な提言には至っていないのだと思う。
- ・本来的には各国の税制を見直すべきであり、表面上のハイブリッド・ミスマッチの問題だけを取り扱っても、対症療法に過ぎず、根本的な解決には至らないのではないかと。租税条約上のパッチワークでの対応にも限界がある。日米租税条約のように一定のルールで租税条約上処理しようとする租税条約もあるが、逆に、租税条約によってその基準が異なれば、新たなアービトラージの機会を与えるだけである（トリーティーショッピングともかかわる）。
- ・ハイブリッド・ミスマッチについては、国内法が問題となる。米国のチェック・ザ・ボックス制度や英国の管理支配地主義がその代表例である。国内法レベルで片方の国では透明な存在となりながら、もう片方の国では異なる存在となることが問題なのであり、各国の国内法の足並みが揃わないと結局は解決しない。この点については、タックスヘイブン対策税制についても同じ問題が生じている。英国は植民地にある企業は英国で管理しているため、英国で税収を取り込みたいという思いから、植民地主義の時代の権益を引き続き確保するために管理支配地主義を維持していると思われる。また、米国は企業が外国に巨大な債権を有していることを背景としてチェック・ザ・ボックス制度を廃止することはしない。つまり、米国は、ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ダッジ・サンドイッチ・スキームには気付いていてこれを放置していた。
- ・このように、各国において歴史的・政治的な経緯に基づく税制が存在するため、ハイブリッド・ミスマッチを解消するために根本的なところから改正を行うことは容易ではな

い。各国の BEPS 議論の関係者も、突き詰めていけば国内法の見直しが必要になることは理解しており、かつ、それが自国にとって必ずしも良い結果とはならない可能性があることを理解しているからこそ、根本的な提言には至っていないのだと思う。

- ・「内国法人」と「外国法人」の解釈を国際的に統一し、自国で内国法人になれば外国では外国法人になる、という仕組みを構築するだけでも問題の解決は進むと考えられるが、そのようなレベルの問題ですら行動計画では言及されておらず、意図的に解決を図ることが回避されているように見受けられる。
- ・リンキング・ルールを現体制で導入するためには、導入する必要性を主張するために、租税回避となっている事実の把握ができるのかどうか問題である。

(2) 日本の対応

□ハイブリッド・ミスマッチによる BEPS のリスクは、各国の状況により異なる。日本では、外国子会社配当益金不算入制度において外国において損金算入の配当を日本の益金に含めるという改正を実施済みなので、ハイブリッド・ミスマッチの懸念はなさそうである。日本では、BEPS 最終報告書を受けての新たな切り口での対応は、当面は特に必要ないのではないと思われる。

- ・日本については、外国から受け取る収入のうち、一定の配当以外は益金に算入されるため、受ける側（日本）のミスマッチは特段ないと思われる。日本側が支払う場合は、日本では損金に算入されるため、相手国で益金不算入となる金融商品等に適宜対応するために、プライマリールールを実行していく必要があると思われる。
- ・OECD は二重非課税が生じないように制度改正するように勧告している以上、二重非課税が生じてから制度を改正するのではなく、二重非課税が生じたときに対応することができるような制度改正をしていないといけない。

5 CFC ルール（行動計画3）

(1) 全般

- ・タックスヘイブン対策税制の改正をすべきかどうかについては検討が必要である。見直しは抜本的だが、改正の中身は抜本的ではないことになる可能性もある。企業のコンプライアンスコストが大きく増えるような改正は避けてほしい。現行法制はそれほど企業にコンプライアンスコストを負担させるような法制ではないと思っている。そのため、まずは現行法制をどのように改正していくかを考えていくことが重要だと思う。
- ・日本のタックスヘイブン対策税制は、よく出来ている。BEPS 最終報告書の分析ファクターは既に入っている。具体的には適用除外基準の中に、今般のカテゴリカル分析・実質分析の思考が取り込まれている。今回抜本的にさらにあるべき制度を考えてみようという状況になっているのは、OECD での議論に参加した人々が見直しの機運を感じたからで

はないか。これまでつぎはぎ税制であったことは事実であり、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、租税回避防止規定の趣旨が一層明確化されたのも事実である。個人的には、1978年に導入された時から、繰り延べ防止ではなく、租税回避防止規定であると認識していた。近時、その趣旨がより濃くなったといえる。まずは足元の問題を解決すべき。例えば、航空機リース事業について、アイルランドで相当規模の人的ファンクションがあるのであれば合算課税してはいけないし、海外グループの買収後に、タックスヘイブン子会社にぶら下がっている事業会社があり、資本構成を改善しようとする際に生じるキャピタルゲインについての合算課税の問題がある。事業会社の純資産の時価を織り込んで買収しているので、(一見制度の根幹に触れるようであるが)課税すべきキャピタルゲインは日本で発生していないようにみえる。企業の競争力にダメージを与えているようにみえる。

- ・海外の会社を買収した場合にその会社がタックスヘイブンに子会社を有していることは、よくあることである。それを正常な枠組みに戻す際に、合算所得が生じることは避けるべきだと思う。逆に、キャピタルゲイン課税を避けるために、そのままの組織構造を維持するしかないのでは、逆に BEPS につながる恐れがあると思われる。
- ・あくまで予測に過ぎないが、英国が、議論の落としどころとしてトーンダウンさせたのではないかと考えている。今でもケイマン等の植民地を領有する英国の立場の奥の深さが表れているように見受けられる。すなわち、英国は、当初はタックスヘイブン対策税制の強化を主張していたが、自国の領有するタックスヘイブンへの悪影響が生じることを懸念して、トーンダウンしたようにも思われる。このような状況にもかかわらず、アグレッシブなタックス・プランニングが見られない日本がタックスヘイブン対策税制を強化するなどというのは、植民地を有する欧州の一定の国からすると、突出した課税をやっているように見えるのではないか。
- ・行動計画3について、タックスヘイブン対策税制を強化するという方向性は示されているが、各国の税制を改正するための標準的な GFC ルールのような具体的な提言はなされていない。ばらばらのタックスヘイブン対策税制の構成要素を多少は引き締めるか、それとも放っておくか、という程度の議論にしかになっていない。そのような議論の状況では、かえってタックスヘイブン対策税制のばらつきがより広がってしまうのではないかという懸念がある。自国の産業構造や海外直接投資の構造が国によって異なるのに、GFC ルールだけを統一しようということには無理があるように思う。
- ・米国の学説では、全世界所得課税について、従来の枠組みや通念とは異なる議論が登場している。従来の枠組みでは、全世界所得に自国税率でフルに課税するか、テリトリアルな国外所得免除で国外所得に一切課税しないかの両極端であった。これに対し、米国のグリーン・ブック(予算教書)等では、課税の繰り延べはさせないものの、国外所得については国内所得に適用される税率より低い税率を適用するというミニマム・タックスが提案されている。また、テリトリアル方式への移行措置として、国外留保利益に対

する一回限りの課税を提案する点も新しい考え方である。

(2) 適用除外（トリガー税率、ホワイトリスト方式等）

- ・英国等で税率が下がっていくことも考えれば、トリガー税率についても検討が必要である。トリガー税率で対応できない状況があれば、ホワイトリスト方式の制度化により、タックスヘイブン対策税制が適用されない場合を明確化することが考えられる。また、無税国にある企業であっても海外に PE があれば PE のある海外で課税がされる以上、全体としての税負担をきちんと考えてほしい。
- ・ホワイトリスト方式については慎重な検討を要する。仮に、国別にホワイトリストを設けたとしても、逃げやすい所得については別途 CFC ルールで捕捉できるようにしておくことが「課税ベースの浸食に対抗する」という BEPS プロジェクトのロジックの帰結であると思われる。

(3) 事業基準

- ・貸金業については、契約及び融資元の実体がある国にあれば、貸したり借ったりする先の国が外国であったとしても所在地国基準を満たせるべきであると考えられる。貸金業や役員提供の実態がクロスボーダー化しているため、管理サービスの相手国が所在地国になっても経済合理性があると考えられる余地はある。このような思考は、タックスヘイブン対策税制が導入された昭和 53 年（1978 年）当時は必要なかったのかもしれないが、現在はそれを修正していくことが必要だと考える。
- ・主たる事業の判定については、株式売却の際のキャピタルゲインの課税等、一過性の取引をどのように取り扱うかという問題があるのではないだろうか。

業種判定は、CFC ルールが今後どういう建付けになっていったとしても、つきまとう問題にみえる。業種判定において、国税庁が果たす役割は大きい。判定の仕方について、ガイドがあってもよい。事前照会をより効果的に行うという方法もあるかもしれない。

(4) 合算対象所得

今後、トランザクショナル・アプローチをより鮮明にして、資産運用所得への合算課税を拡大していく、という方向もある。利子については、関連者への利子もパッシブ所得に似たもの、あるいは租税回避の誘因をはらむものとして合算課税の対象として拡大していく可能性もあるが、上記の点を十分に配慮する必要がある。制度の建付けによって見え方は違ってくるが、実質的な効果は同じものにしなければならない。

- ・BEPS 最終報告書における超過利潤分析について、米国では超過収益を CFC 課税で取り込む考えの背後に、二つのワークしなかった税制（所得相応性基準、タックスヘイブン対策税制）があるように思われる。我が国では、無形資産の流出という事実がなく、また、タックスヘイブン対策税制もワークしている。所得相応性基準も導入されていない。

- ・税制の設計に当たっては、その国の経営慣行、文化的背景等を参考にすべきであり、日本は欧米と異なることから、超過利潤にまで網をかける必要はないのではないか。
- ・海外の会社を買収した場合、特に米国の会社を買収すれば間違いなくタックスヘイブンの子会社がついてくる。そこで新たに組織再編をしたときに、組織再編により生じた譲渡益等が非課税所得の場合は、トリガー税率を下回り結果的に合算課税されてしまうケースがある。日本法人が関与していない元々のオーナーが持っていた所得が、CFC ルールにより合算されてしまうというのは、不合理である。

6 利子控除について（行動計画4）

（1）過大支払利子税制の改正について

- ・日本企業にあっても、固定比率の上限の引下げは、業種業態によってはかなり損金不算入利子が出てくる可能性もあり、実態把握がとても重要である。
- 今回の OECD の報告書では推奨する固定比率ルールの対象制限利子として、グループ企業内の利子だけでなく、非関連者に対する利子も対象としている。しかしながら、非関連者への利子を対象とすることには違和感がある。BEPS プロジェクトの趣旨を超えて、利子の損金性そのものへの疑問を織り込んでいるのか、税込本位なのか、それとも世界の多国籍企業は借入の外部調達を行う拠点が色々な国にあり、経済分析としては、対内も対外も対関連者も非関連者も利子控除の制限の対象にしないと意味がないという実態でもあるのか。その辺りを一度検証する必要があると考える。
- ・法人については、運転資本の調達方法（自己資本か借入金か）という基本的な点において国ごとに相違があり、また、市場に対する支払利子の規模もかなり違う。非関連者に支払う利子まで対象にすることは、資本市場がより充実し、直接金融が普通になった段階ですべきであって、産業資金全体の流れに関わる問題である。したがって、非関連者にまで踏み込むのは、日本の資本市場を考えると、まだ早いように思われる。
- ・日本では、非関連者に対する利子の支払を除外しているが、行動計画では非関連者に対する利子の支払も含まれているため、行動計画のとおり税制改正されると問題である。例えば、非関連者に対する利払いを含めるとなれば、通常の銀行からの借入利子も含まれることになってしまう。
- ・現在の過大支払利子税制は、国内事業者への利子の支払は除外される。一方、国内事業者への利子の支払も過大支払利子税制の対象になると、持株会社は、主に資産が子会社株式で、負債は子会社借入れであるため、過大支払利子税制が適用されてしまうリスクがある。国内事業者への支払については相手方で益金算入されており、日本の課税権を失わないため、このような場合には過大支払利子税制の対象とすべきではないと思われる。
- ・行動計画では、国内外問わず、支払利子が対象となっている。日本の制度でも、制度と

しては国内外問わず対象としているが、受取側において益金算入されたものについては除外する措置等をとっている。このような措置をとらない場合、BEPSに対応するための課税を超えて課税されてしまう点は懸念している。

- ・外資系企業に関しては、利子控除を締め付けると、対内直接投資に影響があるのかもしれないかも含めて、過大支払利子税制の実効を検証する必要がある。

(2) 過大支払利子税制における調整所得金額と行動計画4のEBITDAの相違

- ・日本法令における調整所得金額と BEPS 最終報告書で勧告された EBITDA との間で差がある。そのまま行動計画4の勧告を日本の制度に導入するには少し懸念がある。

7 有害税制への対応（行動計画5）

(1) 全般

- ・BEPS 最終報告書では、パテント・ボックス税制について許容できる範囲（ネクサス・アプローチ）が示されているので、その点は今後の日本の税制を考える上でも参考になると思われる。

(2) パテント・ボックス税制

- ・課税ベースを広く、税率を低くするのが、教科書的にみて良い税制である。その観点からは、日本におけるパテント・ボックス税制の導入については慎重な検討が必要であると考えられる。その導入の可否を議論する際には、既存の R&D 税制の見直しとセットで議論すべきであろう。
- ・米国の実証研究によると、パテント・ボックスは税制 IP の所有と IP による所得の場所に影響するよう見えはするものの、IP 創出のもとになる R&D 活動の有意な増加を伴わないかもしれないようである。
- ・パテント・ボックス税制を導入できないことはないが、建付けは以前よりも難しくなると思われる。パテント・ボックス税制を利用したいと考えるのは主として多国籍企業であり、そういった多国籍企業はパテント・ボックス税制のある国に子会社を有しているため、その子会社へと知的財産が移っていただけだと思われる。つまり、企業の知財管理の実態とも平仄を合わせる必要がある。

(3) ルーリングの通知義務付け

- ・ルーリングの通知義務付けが厳しいと思われる。今まで、移転価格税制では、本来的にはバイラテラルな APA が望ましいが、ユニラテラルの APA はバイラテラル APA よりも期間とコストでメリットがあるとされてきた。しかし、行動計画5によりルーリングの通知義務付けがなされ、行動計画13も連動してユニラテラルの APA が他国に通知される

ことになると、ユニラテラルな APA の存在意義が薄れてしまうかもしれない。ユニラテラルの APA の方が、コストがかからなくて良い、使い勝手が良いと考えていた企業等にとっては、困った状況となり得る。

- ・ユニラテラルの APA の件数はバイラテラルの APA に比べて少ないと思われるが、外資企業の利用も少なからずあるものと思われる。今後、ユニラテラルの APA は、日本でもあまり勧められなくなるし、世界的にも、相手国でも通用する手法（バイラテラルの APA）に落ち着いていくであろう。
- ・ルーリングの通知義務付けは良い制度だと思う。租税回避か否かという問題を問う以前に、課税庁が正確な情報を持つことは重要であると考え。それだけ事前に情報開示がなされ、かつ、機密が維持されるということであれば、合理的な予測が立てられるのであり、課税庁・納税者共にメリットがあると思う。
- ・仮に、ルーリングの通知義務が納税者に課されるとすれば、その分だけ税務当局の課税処分の敷居は高くなる。タックスヘイブン税制に関する裁判例（レンタルオフィス事件）においても、税務当局に立証責任があるという文脈の中で、シンガポールと情報交換制度があることが理由の一つに述べられていた。税務当局が武器を持っているのに使わないまま、納税者に立証責任を負わせるというのは不合理であり、制度が備えられることによって税務当局の立証責任が高まるという議論は、至極もつともな方向性であると思われる、そうでなければ攻撃防御のバランスがとれず、公正な執行とはいえないと考える。

8 租税条約の濫用防止（行動計画6）

（1）一般的租税回避防止規定（GAAR）の導入

- ・現実問題として、海外で GAAR の導入は急速に拡がりをみせており、周りをみわたせば GARR がないのは日本ぐらいである。GAAR の是非が検討されるのも分からないではない。我が国では最高裁判決で租税回避否認に係る判例税理が築かれてきたとはみえないので、外国法が一義的には参考とされよう。
- ・ガイダント事件と武富士事件の二つの判例は、租税回避目的での活動だったということを経験者が明確に認定しながら、具体的個別立法がないことを理由に、税務当局を敗訴させた。このような事例において本当に GAAR がワークするのか不明である。結局、労力だけかけて立法し、誰も使わない、政府も使えないし、企業からみても予測不可能な取引委縮的な規定が存在するに留まるということでは身もふたもないため、拙速を避けて検討すべきである。
- ・例えば、日本 IBM 事件判決についても、納税者としては、事業と税の両方の目的があることが一般的である。そのため、純粹経済人として合理的な活動であるかどうか、税務当局にとっても容易ならざる事実認定である。どのように GAAR を規定していくのか、予測可能性と法的安定性がとても必要である。

- ・先進国では一般的租税回避条項を租税条約に導入する国が増えている。今後、行動計画15の関係で、多数国間条約の枠組みで租税条約が一気に変わると、色々な国々との間でPPTやLOBの規定が導入されることにもなり得る。そうすると、各企業の進出先国との租税条約において、いつの間にかPPTやLOBが導入され、租税条約の特典が認められないなど想定外の事態が生じるおそれもあるため注意が必要である。
- ・PPTと比較すると、LOBは透明性があるが、例えば日米租税条約のように非常に細かくLOB条項を規定する場合、本来明らかに居住者である者が、詳細すぎる要件を具備していないことにより居住者から排斥される事例が出てくるおそれがある。
- ・日本は、OECD参加主要国の中でGAARが導入されていないために、他国から対応の遅れを指摘されている。
- ・GAARを導入したとしても、本当に国税にとって伝家の宝刀のような形でしか使えない可能性があると思う。カナダ、オーストラリアを見ても、司法がGAARの適用に大変に厳しい判断を下していることが多い。

(2) その他

- ・行動計画6では、国内法を濫用することを租税条約で制限できるかという論点については触れられておらず、その点で議論の射程は狭いといえる。
- ・行動計画6は、有利な条約を意図的に適用することを制限することについて、LOB等での検討をしているが、そのような類型だけではなく、適用されるべき条約を意図的に外しにかかるような類型についても、検討がなされるべきであると思う。例えば、日英租税条約の適用を避けるために、意図的に、英国から他国に管理支配地を変更してしまい、日独租税条約を適用するように、適用されるべき条約を意図的に外していくような租税回避の類型もあり得ると思う。
- ・EATLP (European Association of Tax Law Professors) の2011年の会合では立証責任が取り扱われ、その報告書から確認すると、世界で最も多い立証責任の在り方は、税額を増加させる場合は税務当局で、減額させる場合は納税者とするものだった。
- ・先進国だけ見ると、米国、英国を先頭にして、原則として、納税者が立証責任を負担している国が多い。
- ・日本ほど税務調査の能力が高い国は少ないと思う。外国では税務調査の能力がそれほど高くないため立証責任が納税者に課せられているのではないかとも思う。
- ・国側に立証責任があっても、当局は海外との間で締結している租税条約の情報交換があるから情報が入手可能であるという裁判所の判断もあるが、情報交換が実際にはそのように機能していない。

9 PE認定の人為的回避への対応(行動計画7)

(1) 全般

- ・日本では既に、コミッショネア・アレンジメントはアドビ事件等で直面しているし、PE の人為的回避についても、大規模ハイテク物流倉庫等の問題で直面している。また、アグレッシブな PE 認定による被害はアジアで受けている。
- ・日本において、租税条約は国内法に優先するため、恒久的施設や国外事業所等の定義についての現在の国内税法のままで対応できるのか、税務当局は検討しているのではないだろうか。

(2) コミッショネア・アレンジメント

- ・日本企業は、海外でコミッショネアをあまり活用していないのではないかと思う。仮に、日本企業が活用していれば、コミッショネアは PE にあたる可能性が高まっているので、buy-sell 取引に転換していくことも含めて検討の必要がある。

(3) 準備的・補助的活動の改正

- ・準備的・補助的活動については、引渡等に関連する全てについて、準備的・補助的性質に限ると明示することにしたことは、大きな進歩であると考えられる。従来から OECD は準備的・補助的活動であることが適用除外の共通した性質であると考えてきたようであるが、条文の整理がうまくなされていなかったため批判もあった。
- ・改正条項の下では、全部の項目について準備的か補助的かという実質判断を行うことになるので、外形的に判断するのではなく、事業活動にとって重要か否かを個別に判断することとなり、執行上大変であると思われる。しかし、健全な方向の改善である。日本の企業は、VMI 倉庫のようなものをアジアで多く使っている。各国が、BEPS の報告書を理解して立法し、執行してくれれば問題はないと考えているが、その解釈や執行がずれているとアジアで課税されるおそれがあり、日本企業に悪影響を与えるおそれがある。
- ・BEPS 最終報告書において、倉庫の形態の一部を PE とする対策は提案されている。しかし、そのような対策により、そうではない普通の倉庫に対して PE 課税がされてしまう可能性もある。そのような拡大した解釈のおそれを懸念している。
- ・アマゾン等の倉庫に関しては、元々 OECD モデル租税条約の改正がされてこなかったことが問題だと思う。今回はすべてについて準備的補助的活動であることが例外の要件としたが、収益を得た段階で PE 認定されると思われる。

(4) PE 帰属所得の計算

- ・PE と認定されても、それほど付加価値が高い活動をしている訳ではないこともある。帰属所得の算定については、詳細なガイドラインが必要である。

10 移転価格税制（行動計画 8-10）

(1) 移転価格税制全般

- ・日本の現行移転価格税制の条文の建て付けは、独立企業間価格から取引価格が乖離していれば申告調整するつくりになっている。これが実務の現場でやっていることから乖離しているとの意見を聞くことがある。所得相応性基準の要否を含め、1986年以來の現行法の枠組みの再検討の動きを感じている。

(2) 無形資産の定義

- ・無形資産は、定義されたが曖昧である。具体化しようとしても例示的に列挙することしかできないため、無形資産かどうかが明確に決められるわけでもない。無形資産に該当するか否かについては、実務でも対応に苦慮するのではないか。
- ・移転価格における無形資産に関する規定については、会計基準と概念の整理も問題になる。
- ・無形資産の定義については、なかなか難しい。説明をしようと思うと、超過収益力という見地からでしかアプローチができないのではないかと思う。例えば、特許についても、「権利」が無形資産であるとされているわけではなく、特許権成立前のノウハウや秘密工程も無形資産であることに疑いはない。「超過収益力」＝「無形資産」といえるのだと思う。特殊な技術や歴史的に積み上げた名声や看板等は勿論のこと、市場に最初に参入すること自体も、突き詰めれば超過収益力の源泉であり、無形資産に該当するものと考えられる。
- ・OECD の対価性を有するものという定義と、日本の通達等における定義（「重要な価値のあるもの」：措置法通達 66 の 4 (3) -3) にはずれがあるが、OECD の定義に収斂させるべきであると思う。問題となる点としては、関連当事者と独立当事者との対価の設定が挙げられる。すなわち、独立当事者間における対価の設定方法と関連当事者間における対価の設定方法が異なるという点を捉えて価格の操作とするのであれば、独立当事者間において無料で行っているものの価格は、関連当事者であっても無料で行っても良いということになる。その意味では価値が重要であるか否かは関係ない。移転価格税制はあくまで、関連者間取引を、非関連者間取引と課税上同等に置く (tax parity) という発想なのであって、収益力のある資産を有しているから生じてもない所得に課税する、という発想ではない。

(3) 無形資産の評価

- ・行動計画 8-10 の BEPS 最終報告書では、DCF 法 (Discounted Cash Flow 法) により無形資産を評価することも指摘されている。しかしながら、基本的に、DCF 法は企業を買収する際の評価方法若しくは参考指標の一つでしかない。しかも、DCF 法は、想定ベースの収益計画に依拠して評価されるものである。無形資産の評価に当たり、DCF 法を参考

として用いるのは問題ないが、DCF 法だけに基づいて評価することには懸念を感じる。また、企業価値の算定には、のれんも無形資産も含まれているのに対して、一つのノウハウを取り出して、DCF 法で計算するのは、為替等の他責の要素に影響を受けすぎるため、DCF 法だけで知的財産権の価値評価をすることはありえない。

(4) 所得相応性基準

- ・所得相応性基準については、これからまさに OECD においてガイダンスが作成されるので、その内容が重要になると思われる。
- ・所得相応性基準については、長期的な収益回収を観察することができることから、ルールとしては導入した方が良いものであると考えている。ただし、ルールを導入するのであれば、収益力の増加と減少の両方の連動を踏まえて所得相応にしなければならない。現在のルールには、収益力が減少する場合の視点が欠けていると思われる。
- ・所得相応性基準が設けられると、無形資産の購入先の国の税務当局が、価値に比べて対価を支払い過ぎなのではないか、又は、想定より利益が出ていないのに高い価格で買ったのではないか、という逆の問題も生じるのではなかろうか。予測と実績のかい離が 20% 以内というセーフハーバーは、世界の国際スタンダードにしなければならないのかもしれない。
- ・従来、無形資産については、移転の場合もライセンスの場合も、独立企業間価格を見つけて算定するということであった。基本は、そのときの対価を評価して行う評価法であったが、実務では所得法、つまり将来の当事者のオペレーション上のキャッシュフローの見通しを反映した算定方法でもよいとなっていた。一歩先に進むと、その見通しが正確なのか、また、将来に渡るキャッシュフローであるため割引率が問題となる。このように、算定に当たっての技術的なハードルが高い。さらに一歩進めた所得相応性基準となると、取引時点での判断や取引時点で推測し得るものを超えて結果から遡ることになるため、納税者にとっては、予測可能性がなくなるおそれもある。そのため、これは本当のラストリゾートとすべきである。そのような位置付けで、所得相応性基準を今回の BEPS プロジェクトで提示したのであれば、ラストリゾート性を法的に担保しないといけない。すなわち、適用除外基準をきちんと設定すべきである。適用除外基準は、取引の際に当事者が合理的な検討をした、また、当事者が将来についてこの内容でいいと APA を結んでいた、などであると思う。

(5) ロケーション・セービング

- ・行動計画 8-10 の BEPS 最終報告書では、価値創造の場での課税という考え方が根底にあるが、価値は何なのかが問題である。Buying Power や人が生きてから生み出される価値もある。また、生産という価値もあれば、需要という価値もある。需要はその国の人々であり、その国の土地にあるとすると、需要地で価値が創造されたという考え方も

- あり得ると思われる。例えば、コンビニエンスストアのノウハウは価値が高いが、海外でコンビニの売上が大きかったとしても、それが全て日本の無形資産を源泉としたものといえるか疑問である。購入者がいるから売れたとも言い得るのではないかと思われる。
- ・ロケーション・セービングについては意図の認定の問題がある。また、意図の認定を誰が判断するのかという問題もある。企業の意図を外部において判断するのは難しい。また、いずれの税務当局がその判断をするのかも問題である。これは、国際課税ゆえの問題かもしれない、主権の調整を図る仲裁ルールがあるべきである。
 - ・ロケーション・セービングは、結局、南北問題である。先進国と途上国間の問題は、途上国でビジネスを行う上でやむをえない部分ではある。しかし、将来の不透明感の解消が大事であり、一つ一つの議論の積み重ねが公になることで、明確なルールづくりに寄与することができる。事例の積み重ねが重要ではないかと考えている。主権に関わるがゆえに、一つ一つのケースを具体的に積み重ねられ公開されることが大事だと思う。相互協議が非公開とされることについては、当局間の合意であるのでやむをえない部分がある。しかしながら、相互協議でも解決できないときは、仲裁等の公開手続での解決の道筋を作っておくことが大事だと考えている。相互協議で解決ができなくなったものを見る化し、見えるようにすることで他の企業も注意することになる。

(6) PS法

- ・PS法については、存在しても良いとは思いますが、既にこの方法の歴史的な役割は終わっていると思う。PS法は、日本に移転価格制度が導入された際の時間稼ぎの論法であった。日本に移転価格税制が導入された当初は、日本企業は収益率で独立企業間価格を算定することができなかったから、収益率での算定が可能になるまでの時間稼ぎとしてPS法の適用を考えていた。しかしながら、現在の大手企業では収益率に基づく比較ができるので、利益の分割による独立企業間価格の算定をする必要はないのではないかと思う。厳密には、取引単位で計算ができるのであれば、それで計算をすることが一番正確ではないかと思う。PS法での算定では、ベンチマークの設定によって分割される利益が大きく変動してしまうという問題点がある。したがって、PS法は全体として、あくまで便法としての方法とみるべきである。
- ・分割のファクターをどうするか、分割ファクターのウエイト付けをどうするかについては、それぞれの所得源泉地で見解が違うことはある。現に、ロケーションアドバンテージについて、中国との間では問題が発生している。納税者にとっては難題である。
- ・PS法は難しい。スペクトラムでいくと、FA（定式配分）に近づいていく。しかし、独立企業間価格を算定するという趣旨の範囲内でPS法の制度設計をしなければならないし、今回、適用のガイダンスをBEPSのプロジェクトの中で出してもらえれば、各国は国内法のガイダンスを充実させていくことになる。

(7) その他

- ・最も影響があるのは、委受託研究契約である。数百人も研究員がいるような国外関連者と委受託研究をする場合、国外でかかった費用とその例えば10%のマークアップを負担するだけで親が無形資産の経済的所有を確保し、TP リスクを0に出来るのか、もう一度検討した方が良い場合も出てくるかもしれない。研究員や受託者のいる国の移転価格の執行がどこまで OECD のリスクの議論に反応するかを見なければならない。

第2 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討

日本企業に求められる対処法を検討するに当たり、グループ全体の税務戦略、移転価格税制、移転価格文書化、PE 認定及びその他の点から検討した。

1 グループ全体の税務戦略

以下のような点に配慮して、日本企業のグループ全体の税務戦略を構築すべきである。

- ・ 移転価格税制で課税されると、企業利益が吹き飛んでしまうほどの税務リスクがあることを企業トップが認識する必要がある。
- ・ 行動計画 13 に対応した移転価格文書化では、海外の統括会社の税務担当者に情報をとりまとめて本社に報告してもらうことを検討している。今まで収集していなかったデータを今回収集することになるので、税務マネジメントの管理体制としては一歩前進すると思われる。
- ・ BPES 最終報告書は、欧米企業並の数百名規模の税務チームがいることを前提としているように思う。経営陣に、税務の世界が変わってきていることをインプットしている。
- ・ 行動計画 4、13 への対応も必要であるので、社内では、経営層のみならず、財務部門等にも税務の重要性をインプットしている。
- ・ 欧米には税務部隊の KPI (Key Performance Indicators : 重要業績評価指標) に過度な節税対策を誘因しかねないタックスマネジメント項目を含めている多国籍企業が存在すると聞いている。仮に、日本企業の税務部隊に同様の KPI が導入されたとしても、税のミニマイズというより、税務の適正管理や税務調整が増えないようにする、という方向性にとどまるのではないと思われる。
- ・ 社内稟議向けとレンダー向けの資料は同じ内容であったとしても見せ方が異なる。見せ方が異なる場合には税務調査の場面でもそれぞれの部門で異なる説明をしてしまい、税務上問題が生じる可能性がある。
- ・ 移転価格税制への対応等では、社内の研究開発部門にも税の観点を勉強してもらう必要がある。
- ・ BEPS Project の推進により、各国で税務調査の増加及び二重課税の増大が更に懸念されたため、数年前から、税務調査対応策の一つとして、税務調査対応マニュアルをまとめて、世界に配布し、海外子会社にも徹底している。
- ・ 欧米企業では、一般的に税務部門がグループ間取引における価格決定権やストラクチャーの決定権を持っていると理解しているが、日本企業ではそうではない。

2 移転価格税制

日本企業の進出先国での移転価格税制における懸念点及びこれに対する対処法としては、以下の点が挙げられる。ここでは、主として、外国における移転価格税制の執行上の問題点

を取り挙げ、後述する2(8)において、行動計画8-10に関連する理論面を取り挙げた。

(1) 一般

- ・新興国では、昨年までは否認されていなかったが、翌年度から、税務当局が移転価格算定方法や独立企業間価格のレンジを変更してくることもある。行動計画が策定される前からこのような状況であったが、今後はさらにこのような事態が増えてくるのではないかと懸念している。

(2) 進出先国の動向及び問題点

- ・最近ではアフリカでも移転価格税制が導入され、移転価格調査が行われるようになってきている。
- ・現地法人がIR用にホームページを作成している場合があるが、現地税務当局が複数の現地法人のホームページを見つけ、内部コンパラブルや無形資産があるのではないかと指摘されたこともある。しかしながら、税務部門としては、IR用のホームページまで確認しておらず、内部コンパラブルや無形資産があるとは考えていなかった。この点は中小企業でも問題になり得ると思われる。
- ・今後は国別報告書やマスターファイル等の新たな税務情報と既存のIR情報との整合性にも留意が必要である。
- ・現地税務当局は、日本の親会社のホームページ等も見ているので、税務上の観点からもホームページの記載に留意しなければならない。
- ・新興国で過度な移転価格調査が行われるのではないかと懸念している。中央の税務当局にマスターファイルや国別報告書が渡った後、地方の税務署にもこれらが送られる可能性があり、地方の税務署が中央の税務当局と異なる立場から、企業の主張を十分に理解せずに税務調査をしてくるおそれがある。この点については、企業側でもモニタリングしたいし、また、各国における中央の税務当局においても、適正に評価できる人にもみこれらを渡してほしい。

(3) 無形資産の定義・評価

- ・日本と進出先国の税務当局間で、無形資産の定義や価値が異なるおそれがある。特に、一方の国で所得相応性基準が適用される場合には、両国税務当局間で無形資産の価値が相違するおそれがある。また、日本で無形資産があるとして課税がされたとしても、相手国で当該無形資産の存在を認識できるかどうかは分からない。そのため、将来的に二重課税になりかねないのではないかと懸念している。
- ・行動計画8-10のBEPS最終報告書では、無形資産の使用からの利益配分について開発以外の貢献が認められてしまったため、中国から知的財産権が中国側に帰属すると主張され、知的財産権の所有権の概念が変わるおそれがある。

- ・中国では、無形資産を供与する際には、税務当局に無形資産を開示しなければならない。しかしながら、企業としては技術の漏洩防止の見地から、特許権等の権利化をせずにブラックボックス化を選ばざるを得ないことになる。無形資産をブラックボックス化すると価値の評価が困難となり、日本で課税されるリスクが生じてしまう。

(4) IGS (Intra-group Services : グループ内役務提供)

- ・親会社（日本会社）がグループ会社にサービスを提供しているので、低付加価値のIGSがどのように取り扱われるのかが気になる。

3 移転価格文書化（行動計画13）

日本企業の進出先国での移転価格文書化対応に対する懸念点及び対処法としては、以下の点が挙げられる。

(1) 全般

- ・文書化は、一義的にはコンプライアンスの問題なので、肅々と対応していかざるを得ない。
- ・中国の行動計画13に係るディスカッションドラフトでは、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書以外のファイル（注：特殊事項ファイル）の作成を求めている。その場合の負担が問題である。
- ・中国の行動計画13に係るディスカッションドラフトでは、ローカルファイルに、マスターファイルの事項の記載を求めるなど、かなりアグレッシブな文書化を義務付けようとしている。企業としては、どこまで対応するかが問題となる。
- ・移転価格文書の同時文書化とAOA (Authorized OECD Approach) による本支店間の文書化義務の二つを懸念している。特に本支店間で文書化義務が課されると、対象となる取引の範囲が非常に広がってしまい、文書化の負担が大きくなってしまう。
- ・日本親会社からみた子会社だけでなく、日本親会社としては、連結子会社とも考えていないが、現地の法律で国外関連者とされる会社についても文書化義務が課せられるリスクがある。また、国によってはより詳細な情報の提出を要求してくる可能性もあり注意が必要である。
- ・文書化はどの国も優先的に取り組んでいる。日本も優先的に取り組むべきである。新興国との間で、手続及び実体の双方で摩擦が生じるおそれがある。手続面においては、各国の事情に応じた準備状況の違いを超え、早く整備したところが国内法ベースでの要請を出してきていることに対してどのように対応していくかが問題になる。実体面では、報告した内容を各国税務当局が合理的に使用することになっているが、安易な所得配分のツールとして転用されることへの懸念がある。課税リスクの影響は慎重に判断すべきである。また、行動計画14とも関連してくる。産業界は、どこの国との間

でも、仲裁という形で担保してくれれば、二重課税の問題は解消され得ると主張している。移転価格の問題を含めて、行動計画 14 を同時に議論していかないと片手落ちになるように思われる。

(2) グループ企業における文書化対応の体制構築

- ・ 国別報告書の作成等を契機に、親会社が海外子会社の面倒を見る体制を作らないと、今後トラブルが増えると思われる。そのため、移転価格における独立企業間価格の根拠も含めて、グループ間での資料を整備していかなければならない。
- ・ 移転価格文書については、一度作成すれば、後続年度は更新作業となるため継続的な負荷はないと思われる。しかしながら、現地での税務調査対応が問題である。マスターファイルの子会社経由で子会社の所在地国の税務当局に提出した場合に、マスターファイルについての質問を子会社が当局から受ける可能性があるが、マスターファイルへの質問対応は子会社では無理だと思われることから、親会社が対応せざるを得なくなると思う。抜本的な解決策はないため、海外拠点のサポート人員を強化する必要がある。

(3) 国別報告書

- ・ 行動計画 13 の BEPS 最終報告書では、国別報告書の提出義務は、2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度からとされている。一方、日本の場合には、2016 年 4 月 1 日以降開始する会計年度から適用されることになる。このため、BEPS 最終報告書の勧告と日本の制度とでは 3 か月の差が生じることになる。例えば、12 月決算の会社の場合（日本親会社が 12 月決算の場合や、日本親会社は 3 月決算であるが、現地子会社が 12 月決算の場合を想定）、日本の親会社が国別報告書を提出していないとして、子会社の（2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から提出を義務付けている）所在地国が第 2 方式を採用し、子会社に国別報告書を提出させるのではないかと懸念している。
- ・ 国別報告書のポイントは、どこの国でいくら儲けて、どこの国でいくら納税したかを示すことである。例えば、100 億円儲け（所得計上し）ながら、税金を 1 億円しか支払っていないとするならば明らかにおかしいことがわかる。当局からいいがかりをつけられたら、納税者は即座に 25%の税金を支払わなければならないとされている。もし国別報告書があれば、当局側は、どこで売上があり、どこで納税しているのかという関係をすぐに説明することができる。

(4) マスターファイル・ローカルファイル

- ・ 中小企業への簡素化措置は必要であると考えられる。大企業と同じ負担を負わせるのは人的・知識的・ビジネス的にも厳しいものと思われる。
- ・ 国別報告書を作成する義務を負うのは連結総収入金額が 1,000 億円以上の大企業であ

るが、ローカルファイル等については、国外関連者との取引があれば中小企業も作成しなければならない。しかしながら、中小企業の中には、ローカルファイル等を作成しなくてもよいと勘違いしている会社があるかもしれないので注意が必要である。

- ・マスターファイルには、ルーリングやユニラテラルの APA を記載することになっている。一方、行動計画 5 では、ルーリングについて相手国の税務当局への通知義務がある。両者におけるルーリングが整合性しているかが懸念される。

(5) 国別報告書・マスターファイル等の税務当局間での交換

- ・企業が国別報告書を日本当局に提出すると、それが情報交換で海外の税務当局に渡されることになる。税務当局同士で情報交換をする以上、記載されている情報の内容については、税務当局同士で問合せをし、納税者に直接問合せをしないように徹底すべきである。

(6) 守秘性

- ・マスターファイルに記載された情報は、海外子会社にも積極的に開示したくない。100%子会社なら良いが、ジョイントベンチャーの形態で海外進出している場合には、ジョイントベンチャーの相手方が現地企業や日系の同業他社の場合もある。その場合、マスターファイルが同業他社や全く関係のない第三者の企業にわたってしまうおそれがある。さらに、海外子会社を売却した場合には、日本親会社のマスターファイルが売却先企業に流れていってしまうおそれもある。

4 進出先国における PE 認定

日本企業の進出先国での PE 認定への懸念点及びこれに対する対処法としては、以下の点が挙げられる。

- ・例えば、駐在員事務所（リエゾン）については、OECD モデル租税条約の準備的・補助的活動の規定が改訂されたため、PE 認定される事例が増えてくとも思われるが、PE 帰属所得の算出についてはポスト BEPS プロジェクトに位置付けられていることから、金額的影響は継続的に注視する必要がある。
- ・海外に駐在員事務所がある場合に、従業員のモチベーションアップのために、親会社のホームページに顔写真付で掲載したことがある。現地税務当局が、これを見て、日本の本社が現地で営業活動しているのではないかと指摘され、PE 認定をされそうになったことがある。
- ・工場の立上げのときや新たに製造モデルを設けるときには、ノウハウを許諾しているとしても、日本親会社の従業員が現地に出張して指導しなければならない。現地に出張しないとノウハウは活きないため、現地で教えることがある。現地への出張を伴う

第6節 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討
第2 日本企業の進出先国の税制改正を踏まえた日本企業に求められる対処法の検討

場合には、PE 認定されないように気をつけている。現地に出張するような契約を締結する際には、法務部から経理部に対して PE 認定されないようにチェックするよう依頼がくる仕組みとなっている。